

令和4年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

令和3年6月10日

全 国 知 事 会

令和4年度国の施策並びに予算に関する提案・要望

本年度の全国知事会議は、滋賀県での開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、2年連続のウェブでの開催とし、6月10日、過去最多に並ぶ45名の知事が出席しました。

会議では、「コロナを克服！新たな日常へ～DX & GXの展開～」をテーマに、各委員会、プロジェクトチーム等で取りまとめられた提言等について議論し、「新型コロナウイルス感染抑制に向けた行動宣言」及び「ポストコロナに向けた日本再生宣言」を採択するとともに、「令和4年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」をとりまとめました。

これから重要になるのは、ポストコロナに向けた日本の再生です。「誰一人取り残すことのないデジタル社会の構築」に向けたDX（デジタルトランスフォーメーション）、「2050年カーボンニュートラル」を現実のものとするGX（グリーントランスフォーメーション）を地方創生第2幕の大きな起爆剤として、コロナ克服の先にある新たな日常を取り戻していく必要があります。

国においては、本提案・要望を十分に踏まえ、今後の予算編成や施策立案に当たり、実効性のある形で反映するよう強く要請いたします。

令和3年6月10日

全国知事会会長 飯泉 嘉門

目 次

《全国知事会議 宣言》

新型コロナ感染抑制に向けた行動宣言	1
ポストコロナに向けた日本再生宣言 ～DX & GXで誰ひとり取り残さないふるさとを～	2

《政策提案》

【全般】

1 令和4年度 国の概算要求に向けた提言	3
----------------------------	---

【地方創生関係】

2 コロナに打ち克ち希望と活力ある地方の実現に向けた提言 ～地方創生第二幕の処方箋～	1 2
---	-----

【地方行財政関係】

3 地方税財源の確保・充実等に関する提言	5 7
----------------------------	-----

【デジタル社会関係】

4 デジタル社会の実現に向けた提言 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化のために～	8 0
---	-----

【環境関係】

5 脱炭素社会の実現に向けた対策の推進に関する提言	9 2
---------------------------------	-----

【社会保障関係】

6 新型コロナを踏まえた持続可能な医療の確立に向けた提言	9 5
------------------------------------	-----

7 チルドレン・ファースト社会を構築するための緊急提言 ～子どもたちが幸せを感じながら健やかに育つ、未来ある社会を 目指して～	9 9
---	-----

8 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言 ～次世代育成支援の抜本強化に向けて～	1 0 1
---	-------

9 誰ひとり取り残さない社会を目指した提言 ～困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化に向けて～	1 0 5
---	-------

10 男女共同参画の推進に関する提言 ～ポストコロナ時代のジェンダー平等に向けて～	108
--	-----

【文教関係】

11 夜間中学の設置促進に関する提言	118
12 これからの高等学校教育のあり方に関する提言	121

【農林商工関係】

13 ウィズコロナ・ポストコロナ時代における産業の振興と基盤の 強化に向けた提言	124
14 国産木材の需要拡大に向けた提言	131
15 豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止に向けた提言	139

【国土交通関係】

16 国土強靱化の加速と地方創生回廊及び観光立国の実現 提言	143
--------------------------------	-----

【災害対策・国民保護関係】

17 大規模災害への対応力強化に向けた提言 ～令和2年度に発生した災害の検証を踏まえ～	144
18 災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン	150
19 原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言	192

【東日本大震災関係】

20 東日本大震災から10年の節目における決意	209
21 東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるための提言	210

【地方分権関係】

22 地方分権改革の推進について	223
------------------	-----

【その他】

23 参議院選挙における合区の解消に関する決議	229
-------------------------	-----

《政策要望》

【農林水産関係】

- | | |
|--------------------|-----|
| 1 経済連携協定について | 230 |
| 2 農業の振興について | 230 |
| 3 林業の振興について | 236 |
| 4 水産業の振興について | 238 |

【商工労働関係】

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| 1 デフレ経済からの完全な脱却と持続的な経済成長の実現について ... | 240 |
| 2 地域経済の活性化について | 240 |
| 3 中小企業の振興について | 241 |
| 4 雇用対策の推進について | 242 |

【消費生活関係】

- | | |
|-----------------------------|-----|
| 1 消費生活相談体制等の充実・強化について | 245 |
|-----------------------------|-----|

【国土交通関係】

- | | |
|------------------------------------|-----|
| 1 地方創生を支える社会資本整備等について | 246 |
| 2 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進について | 247 |
| 3 社会インフラの老朽化対策の推進・充実について | 248 |
| 4 道路整備の推進等について | 248 |
| 5 港湾整備の推進等について | 250 |
| 6 鉄道整備の推進について | 251 |
| 7 地域における交通の確保等について | 251 |
| 8 航空路線の維持・充実等について | 252 |
| 9 観光振興対策の推進について | 253 |
| 10 過疎地域等特定地域の振興施策の推進について | 254 |

【社会保障関係】

1 地域医療体制の整備等について	255
2 医療保険制度改革の推進について	258
3 健康づくりの推進について	261
4 超高齢社会への対応について	262
5 少子化対策の推進について	263
6 厳しい環境にある子どもたちへの支援について	264
7 障害保健福祉施策の推進について	265
8 生活困窮者などの対策について	265
9 地域共生社会の実現に向けて	266
10 人権の擁護に関する施策の推進について	267

【文教関係】

1 教育施策の推進について	268
2 地域における科学技術の振興について	273
3 地域における文化芸術の振興について	273
4 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催効果の 全国への波及について	274
5 スポーツを生かしたまちづくりの推進について	274

【環境関係】

1 地球温暖化対策及び気候変動適応の推進について	276
2 大気環境保全対策の推進について	276
3 総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進について	277
4 海洋ごみ対策の推進について	279
5 生物多様性保全対策等の推進について	279
6 アスベスト対策の推進について	280

【エネルギー関係】

- | | |
|--------------------|-----|
| 1 資源エネルギー対策の推進について | 281 |
| 2 電力需給対策等の推進について | 284 |

【災害対策・国民保護関係】

- | | |
|----------------------------|-----|
| 1 大規模・広域・複合災害対策の推進について | 285 |
| 2 事前防災・減災対策の推進について | 290 |
| 3 多様な災害対策の推進について | 293 |
| 4 発災後の総合的な復旧・復興支援制度の確立について | 297 |
| 5 原子力災害対策の推進について | 300 |
| 6 国民保護の推進について | 302 |

【地方行政関係】

- | | |
|---|-----|
| 1 地方公務員の定年引上げに係る円滑な制度移行について | 303 |
| 2 会計年度任用職員制度の円滑な運用について | 303 |
| 3 統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の適用の
推進について | 303 |
| 4 地域国際化等の推進について | 304 |

【基地対策・領土問題・拉致問題等関係】

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1 基地対策の推進について | 306 |
| 2 北方領土及び竹島問題の早期解決について | 308 |
| 3 拉致問題の早期解決について | 308 |
| 4 座礁放置された外国船舶の処理等について | 309 |
| 5 漂着船等に対する万全な対策について | 309 |

【道州制関係】

- | | |
|---|-----|
| 1 基本法案において最低限明確に示すべき事項について | 310 |
| 2 基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を
行うべき事項について | 311 |
| 3 道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について | 311 |

《参 考》

項目別担当部一覽	3 1 3
----------------	-------

《全国知事会議 宣言》

新型コロナウイルス感染抑制に向けた行動宣言

新型コロナの感染が確認されてから約1年半が経過したものの、感染の波はいまだ衰えず、重症者数の高止まりや医療体制の厳しい状況が続いている。この間の医療従事者の献身的なご尽力、外出や営業の自粛をはじめとした国民や事業者の皆様のご協力により、感染爆発の事態は避けられてきたが、現在流行している「アルファ株」よりもさらに感染力が強いとされる「デルタ株」が全国各地で確認されるなど、新たな変異株により我々の暮らしが脅かされる状況が続いている。

他方、感染拡大の防止と社会経済活動正常化の切り札となるワクチンは、我が国においても医療従事者や高齢者の接種が進んできており、65歳未満への接種も近いうちに開始される。コロナ禍という長いトンネルの出口がようやく見えてきた現在、これまでの国民や事業者の感染防止対策の努力を無にしないためにも、我々は国や市町村、医療機関等とも連携してワクチン接種を加速するとともに、感染者の早期発見・追跡・入院治療のための「検査」や「積極的疫学調査」の徹底と医療提供体制の強化を図る。併せて、新しい変異株への対応や次の新興・再興感染症に備えるため、この度の教訓を踏まえて、地域の保健・医療体制を再構築する。

我々47人の知事は、今こそ心一つにしてこの危機を乗り越え、住民の命と健康を守るために総力を挙げることをここに宣言する。

1. 変異株を含めた新型コロナウイルス感染拡大防止

感染力が強いとされる変異株への対策も含め、基本的な感染拡大防止策を徹底することが現下の対策の根幹であり、検査と積極的疫学調査により都道府県・保健所が感染ルートを探知しデルタ株を封じ込めるよう徹底する。また、感染の再拡大に備え、感染者に必要な医療を提供できるよう、病床・宿泊療養施設や医療従事者の確保に全力で取り組む。

2. ワクチン接種の推進

集団免疫の早期獲得に向けて、全国の先進事例の横展開など含め、国・市町村及び医療機関等と連携し、すべての地域において円滑かつ迅速に希望する方へのワクチン接種が進められるよう総力を挙げて取り組む。

3. 教訓を踏まえた保健・医療体制の再構築

これまでの感染の波の中で各地域が得た新型コロナウイルス感染拡大防止対策における好事例や教訓を共有し、パンデミックに国全体で対処できる今後の危機管理のあり方について検討を深め、次の新興・再興感染症などの危機的事象にも耐えられるよう、人材の確保も含め、保健・医療体制を再構築する。

ポストコロナに向けた日本再生宣言 ～DX & GXで誰ひとり取り残さないふるさとを～

約1年半に及ぶコロナ禍において、緊急事態宣言の発出は3度に及び、国民の暮らしや事業者の経済活動は大きなダメージを受けている。我々は、社会経済活動の正常化に向けて、感染拡大防止を最優先課題として全力を挙げつつ、同時に疲弊する地域経済の下支え、とりわけ長きにわたり事業活動に制約を受けた飲食、観光、交通をはじめとした事業者への支援と雇用の維持に総力を挙げなければならない。

同時に、コロナ禍は、高齢者、障がい者、子ども、ひとり親世帯や外国人をはじめ、相対的に弱い立場にある方々の暮らしを、今まで以上に厳しい状況に置くこととなった。併せて、感染症対策として求められた人と人との接触の制限は、人々の間のコミュニケーションを取りづらくし、社会における「孤独・孤立」の課題を深刻化、顕在化させた。我々は、子どもの貧困や児童虐待・DVの対策、孤独・孤立対策、さらには就職氷河期世代を再び生み出さない取組などを進め、SDGsの理念にもある「誰一人取り残さない社会」の実現をめざして、一人ひとりの個性と多様性が尊重され、「生きづらさ」を感じている人たちが社会から孤立することのない、「誰もが活躍する地域社会」を実現しなければならない。

他方で、この度のコロナ禍においては、給付金の支給やワクチン接種における「行政のデジタル化の遅れ」が指摘される一方、社会全体でテレワークやオンライン会議はもはや通常の風景となった。こうした感染症による人々の価値観の変容、そしてICTの浸透により、リモートワークやワーケーション、二拠点居住などの新しい働き方・暮らし方も進みつつある。我々は、ここから「Build back better」、つまりコロナ前よりも、よりよい社会にするため、デジタル・ガバメントの構築やマイナンバー活用など行政のデジタル化や5Gの普及促進などにより社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進め、成長産業へのシフトや人材育成を含め新たな付加価値の創出や生産性向上を図り、Society5.0を実現しなければならない。

今や、コロナからの復興を脱炭素社会の実現へと繋げる「グリーン・リカバリー」の考え方が広がっている。2050年までに脱炭素社会を実現するため、我々は気候変動に対して目先のことだけでなく、将来世代のことを考えることが重要である。快適で利便性の高い脱炭素社会を実現するために何をすべきかを決断し、あらゆる分野において脱炭素化を進め「経済と環境の好循環」につなげるなど、速やかに行動に移さなければならない。

この度のコロナ禍は、我が国に様々な課題を突き付けることとなった。しかし、課題を乗り越える知恵もまた、現場に存在する。地方の現場を預かる我々47人の知事は、地域の経済、雇用、生活や福祉、そしてかけがえのない故郷を守るとともに、コロナ禍を乗り越え、持続的に成長できる「新次元の分散型国土」を創出するなど、「ポストコロナの新しい日本の再生」に総力を挙げて取り組むことをここに宣言する。

《政策提案》

1 令和4年度 国の概算要求に向けた提言

全国知事会では、持続可能な新しい日本の創生に向け、地方としての役割を果たすべく、以下に記した項目の重点的な実施が必要不可欠であると考えており、これらを国の予算編成で盛り込んでいただくよう、強く申し入れます。

令和3年6月 全国知事会

第1 新型コロナウイルス感染症関連

1 新型コロナウイルスをはじめとした感染症に強い社会の構築

現在、我が国は感染の第4波の猛威の中、検査や積極的疫学調査の徹底と医療提供体制の確保、そしてワクチン接種の推進により感染の抑え込みを図っているところである。他方、現在各地で確認されているデルタ株をはじめ、新たな変異株による脅威に対しては、引き続き十分な警戒とこれを迎え撃つ体制の構築が必要不可欠である。

このため、新たな変異株に備えたスクリーニング検査の体制や全ゲノム解析の導入に向けて、地方衛生検査所の体制整備や施設・設備整備を支援し、試薬・機材の安定供給体制の確保に努めるとともに、都道府県が行う病床や宿泊療養施設の確保や医療機関、薬局、健診機関等の減収への支援、診療・検査医療機関や入院受入医療機関への個人防護具（PPE）や医薬品、医療機器の安定供給を行うこと。

介護施設をはじめとした社会福祉施設の感染防止対策や、職員の感染時の業務継続に対する支援を行うこと。

新型コロナウイルスを完全に制圧するとともに、今後の変異株等へも対処するため、大胆な資金投入を行い、国産ワクチンや治療薬の開発・製造を行うとともに、これらの研究開発を担う研究機関・企業等への重点的な支援をはじめ、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に行うこと。

2 新型コロナウイルスを迎え撃つ地域医療体制の維持・確保

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収まらず新たな変異株の流行も懸念されている現状において、医療従事者の身体的・精神的負担の増加は長期にわたり、新型コロナウイルス感染症患者の病床確保に要する経費の増大や一般患者の受診控え、受入制限による入院・外来患者数の減少、手術件数の減少等によって、医療機関は人的・物的・財政的にも大きな負担を強いられていることから、各地域の医療提供体制の維持・強化のためのより一層の支援策を講ずること。

3 地域の実情に応じたきめ細かな新型コロナウイルス感染症対策のための財源の確保

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中においても、活力ある地方の実現に向けた地方創生の着実な推進が図られるよう、地方がその地域の実情に応じた感染拡大防止対策や経済対策を機動的に実施するため、**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**について、補正予算の編成や予備費も活用し所要額を確保するとともに、令和4年度当初予算においても地方が必要とする額を措置すること。

4 様々な困難を抱える女性への支援の強化

新型コロナウイルス感染症は、女性の雇用や暮らしに深刻な影響を及ぼしており、望まない孤独・孤立で不安を抱える女性の増加が懸念されていることから、支援を必要としている方に支援が十分に届くよう、新たに追加措置された**地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型事業）**の財政支援を継続すること。

一人で子育て・生計を担うひとり親は、非正規雇用であることが多いため、新型コロナウイルス感染症による社会経済情勢の変化の影響を強く受けていることから、**児童扶養手当の増額や不払い養育費の確保・給付型の住居費支援に係る制度の創設**などにより、経済的支援を充実・強化すること。

5 ウィズコロナ・ポストコロナにおける雇用創出・環境整備・生産性の向上

ウィズコロナ・ポストコロナ時代では、中小企業等のデジタル化を促進することで、コスト削減や生産性向上、さらには新たな付加価値を創出し「新しいビジネスモデル」への転換を図っていかねばならない。

そのため、思い切った業態転換や事業再構築・生産性向上のため、中小企業等事業再構築促進事業や中小企業生産性革命推進事業について、多くの事業者が活用できるよう要件緩和や手続の簡素化を図るとともに地域の実情に応じた適正な配分を行うことにより、早期かつ着実に地域の事業者を支援すること。

国内回帰の機運が高まっている今こそ国内の生産能力の増強・高度化を図る好機と捉え、「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」について、必要かつ十分な予算を確保するとともに、中小企業においても必要なサプライチェーンの再構築を行えるよう申請書類や審査基準の簡素化などの見直しを行い、長期的に活用できるようにすること。

農林水産業従事者の高齢化の進行・担い手の減少等により生産構造が脆弱化する中、生産現場において一層の省力化や生産性・収益力の向上を実現するため、スマート農林水産業の促進を支援すること。

人手が不足している分野や成長分野への労働力移動に向けて、新たなスキルを習得するための職業能力開発促進策やスキルを習得した人材と企業のマッチングの一層の拡充・強化を講じること。

第2 通常予算関連

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等

地方は、社会保障はもとより、新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止対策及び地域経済の力強い再生に向けた経済対策をはじめ、地方創生・人口減少対策、国土強靱化のための防災・減災事業、デジタル化の推進など、増大する役割に責任をもって対応する必要があるため、地方一般財源総額について、これまで地方財政計画で実質的な同水準が堅持されてきたことを踏まえ、今後も安定的な財政運営に必要な総額の確実な確保・充実を図ること。

「公共施設等適正管理推進事業債」の延長などの地方財政措置を拡充させるとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、取組が着実に実施できるよう、必要な地方財政措置を継続的に行うこと。

地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図ること。

2 地方創生の推進

地方創生推進交付金および地方創生拠点整備交付金の継続・拡充や運用改善を図るとともに、地方創生テレワーク交付金について、地方において必要な事業が実施できるよう十分な額を確保するとともに、柔軟な用途とすること。

3 国土強靱化の加速と地方創生回廊の構築

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を当初予算において安定的・継続的に確保すること。

ポストコロナを念頭に、国土強靱化を図りつつ地方創生を推進する上では、高規格道路ネットワークの機能強化や新幹線の整備促進など、地方創生回廊を構築し、大都市から地方への分散を支える多核連携型の基盤づくりを戦略的に進めること。

4 デジタル社会を支える基盤の改善・強化

デジタル社会の形成に向けて、司令塔を担うデジタル庁の下、国、地方自治体が一体となり、基盤整備や人材育成、デジタル技術を活用した DX の推進等に取り組む必要があることから、未整備地域への光ファイバ網や地方への 5 G の早期整備を行うこと。

光ファイバ等の超高速ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置づけ、その交付金制度においては、設備等の拡充・更新に係る整備費と維持管理費の両方を費用負担の対象経費とすること。

デジタル人材の確保に向けた人材バンクの創設や、デジタル人材が幅広い分野で活躍できる環境整備を図るとともに、地方自治体が行うデジタル人材の育成を支援すること。

地方自治体が行う、行政手続のオンライン化に伴うシステム改修、オープンデータを活用した地域課題の解決、デジタルデバイド対策、AI や RPA の導入、セキュリティ対策への支援を行うこと。

5 地球温暖化対策を含めたエネルギー政策の総合的な推進

脱炭素社会を実現するために残された時間は限られているため、国はその役割をしっかりと果たし、関係省庁間の緊密な連携・協力のもと脱炭素社会の実現に向けた総合的な対策の推進を図ること。その上で、省エネルギー対策の更なる推進や再生可能エネルギーの普及拡大など、脱炭素社会の早期実現に向けて取り組む地方を支援するための総合的な交付金を創設すること。

断熱・高气密住宅の普及を加速させるため、優遇税制等による誘導策を講じること。

公共施設や社会福祉施設、商業ビルを始めとする建築物の早期 ZEB 化を推進するため、各省庁の補助制度や起債制度について ZEB を前提としたものとし、それに必要な財政措置等の支援策を講じること。

利用拡大が期待されている水素への転換を図るため、利用拡大とコスト低減に繋がる需給両面への支援制度を充実させること。

6 少人数学級・教科担任制の推進と地方の実態に応じた教職員定数の確保

少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備として、令和3年度から令和7年度まで小学校の学級編制の標準の引下げなどによる定数改善を図るとされているが、中学校における少人数学級の推進や小学校高学年における教科担任制の導入に必要な教職員定数確保のため、義務標準法に定める学級編制基準や基礎定数の見直し等、所要の措置を図ること。

また、定数改善のために、少子化を反映した自然減のほか、加配定数の一部を含む合理化減等を活用するとされているが、学校現場では、いじめ等の問題行動、不登校、特別な支援が必要な児童生徒や外国人児童生徒等、配慮を要する児童生徒の増加への対応及び教職員の働き方改革など、様々な課題が複雑化かつ困難化しており、こうした現場の状況に柔軟に対応するために必要な加配定数を措置すること。

7 次世代育成支援の抜本強化

わが国が少子化対策に踏み出してから約30年の間、様々な対策が講じられてきたが、少子化の進行はとどまらず、2021年の出生数は80万人を下回る可能性もある。長引くコロナ渦により、子どもたちの健やかな育ちへの影響も懸念されており、すべての子どもたちが幸せを感じながら健やかに育つ未来ある社会を目指し、子どもの誕生、成育や教育等にかかる経済的な負担の軽減、困難な状況にある子どもの支援など、チルドレン・ファースト社会を構築するための施策を強化すること。

8 孤独・孤立対策の推進

感染症の影響により、孤独・孤立は一層深刻化し、ヤングケアラーなど新たな課題も顕在化している中、国においては、孤独・孤立を国民的課題と認識し、孤独・孤立対策を強力に推進するための戦略、指標の整備、進捗管理の仕組みなど全体的・戦略的な対策を早期に構築し強力に推進すること。

孤独・孤立は個人の人生のあらゆる場面において、誰にでも起こりうるとの認識のもと、ライフステージや属性・生活環境等に応じた、切れ目のない体系的な対策の構築を図ること。

国において検討されている「孤独・孤立の実態把握のための全国調査」については、孤独・孤立が感染症により一層深刻化し、緊急的な対策が必要であることをふまえ、可能な限り前倒しして速やかに実施すること。

9 地域医療体制の維持・確保

地域の医療提供体制の維持・確保には、地域医療介護総合確保基金や医療提供体制推進事業費補助金等が重要な役割を果たしていることから、将来にわたり必要な財源を確保するとともに、救急医療等の実態や、災害時に地域医療機能を担う病院の耐震化の現状に即して、地域の实情に応じて柔軟に活用できるよう見直すこと。

新型コロナウイルス感染症の対応において、公立・公的医療機関の存在・重要性が再認識されたことなども十分に踏まえ、地域医療構想の実現など地域医療の確保に向けた取組推進に当たっては、地方とも丁寧に協議をしながら、慎重に検討を進めるとともに、地域の实情に即した柔軟な取扱いをすること。

重症・中等症患者の受入れについては、今後の新興・再興感染症の感染拡大にも対応できるよう、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。

感染症などの危機的事象が発生しても住民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、地域で必要な医療の供給量を再検証し、医学部定数の検討も含めた抜本的な医師偏在是正の実現と併せ、感染症も含めた人材育成を強力に推進し、医師の確保を図るとともに、都道府県が行う医師や看護師等の確保や偏在是正対策に対し、地域医療介護総合確保基金の充実や弾力的な活用を含む抜本的な財政支援を講じること。

専門医の地方での受け入れを促進するため、地方財政措置を含めた仕組みづくりを行うこと。

10 原子力防災対策に係る制度的充実

福島第一原発の事故以降、原子力防災体制の見直しにより、地方公共団体が実施する防災対策の範囲が大きく広がったため、資機材や備蓄品の配備、道路や港湾等のインフラやシステムの整備、防災関係マニュアル等の作成、人員の増員等に係る必要経費など、地方公共団体が地域の特性を踏まえて必要であると判断し実施する防災対策に要する経費については、関係地方公共団体の意見を聴きつつ、新たな負担とならないようUPZ内の地域はもとよりUPZ外の地域における対策に要する経費を含め適切な財政措置及び人的支援を行うこと。

1 1 第2期復興・創生期間以降における財政支援の継続

令和3年3月に閣議決定された「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づく事業実施に当たっては、被災者の心のケアや被災した子ども達に対する支援、地域コミュニティ及びなりわいの再生など、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるには、第2期復興・創生期間以降も長いスパンで取り組むべき事業も多いことから、国の責任の下、十分な財源を確保し、手厚い財政支援措置を継続すること。

原子力災害における避難地域の復興・再生、被災者の生活再建、帰還・移住等の促進、イノベーション・コースト構想の推進など、引き続き、国が前面に立って取組を進めること。

1 2 「持続可能な社会」の実現に向けた男女共同参画の取組強化

若年女性の地方定着・回帰のためには、最低賃金の地域間格差の是正、女性の賃金向上等待遇改善を進めるとともに、個々の能力を十分に発揮できる働きやすい環境を整備することが必要であることから、地方の大宗を占める中小企業等におけるテレワークや時差出勤、時間単位年次有給休暇など柔軟で働きやすい制度の導入等、ワーク・ライフ・バランスと生産性向上に取り組む事業者への支援を強化すること。

1 3 国産木材の需要拡大を通じた森林資源に係る環境整備

人工林の多くが利用期を迎えている一方で、森林資材の蓄積量の増加に伴い整備が行き届かず、防災・減災という重要な機能が十分に発揮されていない森林も見られることから、民間・公共建築物の木造化・木質化の推進や木堀設置に対する支援制度の確立など、国産木材の需要拡大を図り、森林資源の循環利用を促進する施策を行うこと。

1 4 豚熱・アフリカ豚熱対策と感染予防対策

ワクチン接種済み農場での豚熱発生に鑑み、豚へのより適切なワクチン接種時期を提示するとともに、アフリカ豚熱や豚熱の発生に備え、農場における更なる飼養衛生管理向上や発生農家や産地の再生に向けた支援策の充実を図ること。

野生いのししについて、全国的な浸潤状況等を分析の上、豚熱撲滅に向けた方針、目標値及びその実現を図るための行程を策定するとともに、捕獲や経口ワクチン散布などの対策に必要な予算を確保すること。

アフリカ豚熱の水際対策を一層強化するとともに、野生いのししへの感染が判明した場合に備え、国自ら早期の封じ込めを図るための初動方針の策定や必要資材の備蓄など、水際対策とまん延防止策を一連で行うための体制を構築するため、所要の予算措置を行うこと。

知事認定獣医師による飼養豚へのワクチン接種について、都道府県や農家の負担が増加しないよう、家畜防疫員による接種と同様に、必要な財政支援を行うこと。

2 コロナに打ち克ち希望と活力ある地方の実現に向けた提言

～地方創生第二幕の処方箋～

新型コロナウイルス感染症は、本来であれば第2期地方創生の実りの時期を迎えているべき我が国から、「ひと」の流れを止め、「しごと」を奪い、「まち」の活力を失わせている。現在、新規の感染を抑制しつつある地域もあるものの、依然として重症者の増加傾向に歯止めがかからず、医療体制は引き続きひっ迫している。また、ウイルスが全国的に感染力の強いアルファ株にほぼ置き換わったとされていることに加え、さらに感染力が強いとされるデルタ株も各地で確認されている。感染拡大の波が繰り返される恐れはいまだ消失しておらず、当面は医療提供体制の強化とワクチン接種の推進など、感染症対策に総力を挙げていくことが地方創生にとっても最優先課題である。

また、感染症は社会における孤独・孤立の課題を顕在化させることともなった。孤独・孤立は、現在その境遇になくとも、いつ何時、誰しもがなりうる可能性がある。そのため、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、一人ひとりの個性と多様性が尊重され、「生きづらさ」を感じている人たちが社会から孤立することのない、「誰もが活躍する地域社会」を実現しなければならない。

一方で、感染症によって人々の価値観に変容が生じ、DXにより距離の制約が克服されることで、リモートワークやワーケーション、二拠点居住などの新しい働き方・暮らし方が進みつつもある。ここから、地方創生を「Build back better」、コロナ前よりも、より良いものとするため、ポストコロナの地方創生においては、「人口減少」「災害列島」「新型コロナウイルス感染症」の3つの国難を打破するため、未来技術の活用などによるDXと、再生可能エネルギーの導入・普及などによるGXを両輪として、地方創生のステージアップを図らなければならない。

東日本大震災から10年の節目を迎えた。いまだ多くの方が避難生活を余儀なくされている中、「被災地の復興なくして日本の復興なし」の認識の下、引き続き被災地の復興に取り組むとともに、震災の教訓をふまえ、防災・減災、国土強靱化の取組を進めることで、「新次元の分散型国土」を創出していかなければならない。

すべての国民が輝ける活力ある地方を創り、地方創生を真の意味で新たなステージに押し上げるため、我々47人の知事は、地方の現場を預かり、感染症対策の最前線に立って、地域の経済と雇用、かけがえのない故郷を守る決意でいる。

国においても、これまで以上に私たちと力を合わせ、直面する難局を乗り越えて「自助・共助・公助、そして絆」の社会を創るため、以下の項目についてしっかりと取り組まれるよう強く求める。

I 大胆かつ迅速な経済対策の策定

- 新型コロナウイルス感染症（以下、文中においては「感染症」という。）の影響により、地域経済は疲弊し、多くの雇用が失われている。引き続き感染症対策はもちろんのこと、累次の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響により、悪化している地域経済の回復・活性化対策が急務であることから、予備費の活用や補正予算を編成するなどして、大胆かつ迅速に経済対策を実施すること。
- 感染症がまだまだ収束しない中、雇用は悪化を続けていることから、地方創生の基盤である雇用対策には特に注力する必要がある。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響により、対象地域外の地域や営業時間短縮要請の対象となった飲食業以外の業種においても厳しい影響が生じている。地域や業種を問わず多くの事業者が国全体の感染拡大防止に協力し、雇用継続に努力されていることに鑑み、雇用調整助成金等の特例措置や事業の継続のための持続化給付金・家賃給付金等など、事業者への支援の継続や拡充を行うことはもちろんのこと、リーマン・ショック時を上回るような基金を活用した「緊急雇用創出事業」の創設など、離職を余儀なくされた労働者を支援するための雇用対策についても、予備費の活用や補正予算を編成するなどして、早急かつ公平に実施すること。

II 新型コロナウイルス感染症対策

（I）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確保・充実

（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確保・充実）

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、文中においては「臨時交付金」という。）は、令和2年度補正予算や予備費の活用により、累計で8兆円規模の総額が確保されたことで、地方が必要とする感染症対策、雇用・経済対策に一定程度取り組むことができた。また、今年度においても予備費の活用により、感染拡大の影響を受けている事業者への協力金など、地方が感染症対策を実施するための新たな特別枠として、5,000億円が措置されたことは、高く評価するものである。

一方で、変異株の猛威により、感染が全国各地へと急拡大し、追加的な財政支援を要する状況となっていることや、感染症の拡大による社会経済活動の低迷により、地方の税収入は大幅な落ち込みが見込まれることなどから、地方財政は極めて厳しい状況下にある。地方が引き続き感染症対策はもちろんのこと、特に悪化している雇用情勢をふまえた雇用・経済対策や、地域の実情に応じた独自の対応を、地方の判断により実施できるよう、時機を逸することなく、補正予算の編成や予備費の活用などにより、全ての地方自治体が必要とする額を確保し、追加配分を実施すること。具体的には、地方単独事業に充当できる臨時交付金のさらなる増額や、配分が留保されている事業者支援分の早期配分、協力要請推進枠の地方負担の見直し、即時対応特定経費交付金の期限撤廃及び交付基準の引き下げなど、国として全面的な財政措置と柔軟な運用を行うとともに、協力金単価についてこれまでの運用拡大措置の継続や大規模施設等の規模に応じて算定する協力金に係る事務経費について、飲食店と同様に

措置するなど、適用される制度間での協力金の財政支援の公平化を図ること。また、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、基金への積立要件の弾力化や期間延長、繰り越しに係る柔軟な対応や手続の簡素化、実施計画の柔軟な変更の承認や実績報告の簡素化など、さらに自由度の高い柔軟で弾力的な制度とすること。

(2) ワクチン接種の円滑な実施など感染防止対策の徹底

① ワクチン接種の円滑な実施

(ワクチン接種の進め方)

- ワクチン接種については、「国民の安全・安心を第一に進めていく」との基本姿勢に立ち、ワクチンの必要量を迅速に確保した上で、高齢者等への優先接種以降の一般接種分も含めた、ワクチンの種類や量、供給時期等の情報について、より具体的な供給スケジュールや配分量等を、確定日付の提示を含め、速やかに示すなど、ワクチン接種の全体像を早期に明らかにし、迅速かつ着実に進めること。また、新たに承認されたワクチンも含め、ワクチンについての情報を、副反応等も含めて地方と組織的に共有するとともに、円滑なワクチン接種のため、国民にワクチン接種の意義・効果等について周知・広報を継続的に行うこと。
- 早期にワクチン接種を完了させるため、大規模な集団接種会場の設置や医師・看護師で構成する接種チームの結成による、特に医療資源の脆弱な地方への巡回接種、学校や企業における健康診断等の機会を活用した校医や産業医による接種など、新たな接種体制を検討し、早期に構築すること。
- 薬剤師等がワクチン接種を行っている海外の例も参考に、ワクチン接種ができる者の範囲の拡大等、接種を行う者の確保に向けた検討を進めること。

(高齢者への優先接種等)

- ワクチンの輸入量の確保や安全性を検証した上での速やかな承認手続きにより、必要量を確保し、高齢者への優先接種を円滑に進めること。また一般接種への円滑な移行のため、具体的な供給スケジュールや配分量等について、速やかに示すこと。
- 地方の実情に応じた接種が円滑に実施できるよう、ワクチンの供給状況に応じて、優先接種者の範囲を柔軟に取り扱うことを可能とするとともに、災害からの避難者などについても、漏れのない接種体制を確立すること。
- 高齢者接種の7月末までの完了に向けて都道府県が行う「大規模接種」について、ワクチンの接種や問診などを担う人材を確保するため、国立病院機構や大学病院、鉄道会社の附属病院などの企業立病院、健康保険組合立病院、産業医を擁する事業者内診療所などの医療資源を最大限活用できるよう、縦割りを打破し、関係省庁から強力に働きかけを行うこと。また、使用が予定されているモデルナ社製ワクチンの迅速な配送及び都道府県に対する財政支援を、国の責任において確実に実施すること。

(優先度を勘案した一般接種の円滑な実施)

○ 高齢者への優先接種完了後の一般接種については、基礎疾患のある方や高齢者施設の従事者、障がい者施設の入所者等に加え、子どもの安全・安心を確保するため、保育士や教職員等を優先するなど、引き続き優先度を勘案したうえで、市町村、都道府県、国がそれぞれに実施する接種について接種に係る一元的なシステムを構築するなどして適切に情報共有を行い、重複や混乱の生じないよう迅速かつ円滑に実施すること。また、企業や大学等による職域接種の実施にあたっては、接種に要する費用の全額を国負担とするとともに、実施にあたって混乱が生じないよう、地方の意見を聞いた上で、地方及びワクチン接種を実施する企業、大学等の事務負担の軽減に最大限配慮すること。

(地方及び医療機関の負担の軽減)

○ 地方においては、通常業務に加えて感染症対応やワクチン接種業務にあたっており、また、医療機関においても通常診療を行いながらの対応を行っていることから、多大な負担が生じている。そのため、ワクチン接種にかかる事務・手続については、明確かつ簡素なものとし、事務負担の極力の軽減を図るとともに、ワクチンやディープフリーザの確保はもちろんのこと、接種を担う医師、看護師等の医療従事者について、日本医師会や日本看護協会へさらなる協力を依頼するほか、自衛隊の医療従事者の派遣や集団接種会場の開設等の医療資源の確保を図ること。また、ワクチン接種に必要な資器材や医療従事者の確保など、接種にあたって必要となる費用についても、国において万全の対応を行うこと。

(接種に従事する医療従事者への支援等)

○ 短期間で大規模な接種を行うためには、接種に従事する医療従事者に通常診療を休止するなどして協力していただく必要がある。接種に協力いただく医療従事者に対しては、通常診療の休止などによる影響額をふまえた十分な報酬が受け取れるよう財政措置を行うこと。また、報酬額に地域差が生じないよう、国において目安となる単価を早急に示すこと。併せて、診療時間内の予防接種の単価増額や民間病院での接種場所確保の支援を検討すること。

○ ワクチン接種済の医療従事者については、接種を行う者の確保の観点からも、「濃厚接触者」の定義について見直しを検討すること。

(ワクチン余剰分の取扱い)

○ キャンセル分も含めたワクチンの余剰分について、廃棄処理や接種券の送付を受けていない方への接種に係る考え方や、当初予定していた方以外に接種した場合においても予防接種法に基づく健康被害の救済対象とすることなど、国としての対応指針を示すこと。

(複数のワクチンが混在する場合の対応)

○ 複数のワクチンが混在して流通した場合の配分や選択の考え方を明確に示すこと。

また、広く国民に正確な情報提供を行うとともに、適切な管理の仕方にも相違があるため、医療従事者にも迅速に情報提供を行うこと。

(ワクチン接種関連システムの適切な運用)

- ワクチン接種関連システムの制度設計は、関係省庁が連携して一体的に行うとともに、窓口も一元化し、自治体独自の予約システム等との一体的運用に配慮すること。また、システムに関する情報を速やかに提供するとともに、システムの運用にあたっては、地方と緊密に連携しながら検証を進め、明らかになった課題については早急な改善に努めること。
- 「ワクチン接種記録システム（VRS）」及び「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」の適切な運用に向け、都道府県においてもVRSを早期に活用できるようにシステム改修を行うとともに、2つのシステムの早期の情報連携や入力・移行作業の簡素化、医療機関への情報入力についての協力要請など、現場の実情に即した柔軟な対応が可能となるよう、必要な措置を講じること。なお、市町村に過度な負担とならないようシステムの改修を行うとともに、システムについて十分なセキュリティ対策を講じ、情報漏洩等が生じることのないよう、万全の措置を講じること。

②感染防止対策の徹底

(感染防止対策の徹底)

- これ以上の感染拡大を回避するため、国においては、黙食・マスク飲食等の感染拡大防止対策を強化するよう呼びかけるとともに、緊急事態宣言対象地域やまん延防止等重点措置区域等をはじめとする感染拡大地域への移動の自粛や往来する場合の感染防止対策の徹底などについて強く呼びかけるなど、引き続き、感染防止対策を確実に実施すること。
- 疑い患者等に係る情報など、隣接圏域における保健所間等の情報共有の仕組みを確立するとともに、感染者情報の統一的な公表基準を定め、併せて、都道府県境を跨ぐ移動についての考え方を含めた基本的対処方針の改定や地域限定も含めた緊急事態宣言の発動について、地方と十分協議しながら適切に行うこと。
- 今回、感染防止のために講じられた各種の特例措置について、今後の制度改正の議論において、恒久化や一定条件下での機動的な発動も視野に入れて検討すること。
- 新型コロナウイルスを完全に制圧するため、必要十分なワクチンの開発・確保・供給を図るとともに、特效薬や治療法の確立を実現すること。

(まん延防止等重点措置の適用)

- まん延防止等重点措置の適用にあたっては、ステージ判断指標との関係など適用基準を明確に示すとともに、早期に感染を抑え込むためにも、スピード感をもって都道府県知事の判断で迅速かつ柔軟に発動可能な運用とするなど、機動的に対処すること。

(変異株による感染拡大の防止)

- アルファ株よりもさらに感染力の強いデルタ株が国内各地で確認されていることから、変異株も含めた感染拡大防止策を展開することが現下の対策の根幹であり、積極的疫学調査と入院・治療の徹底を図り、都道府県・保健所が感染ルートを探知し感染の封じ込めを図れるよう支援すること。併せて、緊急事態宣言地域外も含め地域の実情に応じた大規模なPCR検査実施など思い切った対策を速やかに講じ、新技術の導入支援も含め、PCR検査や積極的疫学調査等に対する強力な財政支援を行うとともに、国が保有している全国の感染事例を専門家の分析・検証とともに共有をすること。
- 全国各地での変異株の増加をふまえ、具体的な変異株対策を速やかに示すとともに、N501Y、E484Kなどの変異も含め新型コロナウイルス検体の全数調査を最終目標として、N501Y以外の変異株も対象とした遺伝子解析を地域でスクリーニングできる体制づくりを、民間検査機関への判定働きかけも含めて推進し、解析を国全額負担で実施することができるよう、試薬の配分等も含め速やかに体制強化を図ること。
- 早急にスクリーニング検査の全国比較ができるよう公表基準を統一して、国内の新型コロナウイルスの感染力の変化や特性、世界各国で確認されている変異株との関係、重症化や子ども・若者への感染等についての分析、さらには新たな変異株のサーベイランスなど、科学的・専門的情報を迅速に提供するとともに、最新の知見をふまえた対処方法を示し、これに基づく方針変更について丁寧に都道府県に説明を行い、併せて各種の情報や対処方針等について国民に分かりやすく丁寧に説明すること。また、民間検査機関での実施分も含め変異株サーベイランスに要する経費は、国において全額財政措置をすること。

(医療提供体制の強化に向けた支援)

- 診療・検査体制の整備や、入院医療機関及び宿泊療養施設の受入・運営体制の確立等について、引き続き新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等により継続して十分な支援を行うこと。また、交付上限額の見直しや手続の簡素化、病院・宿泊療養施設の緊急整備・改修等による患者受入体制整備への用途拡充及び医療従事者不足をふまえた柔軟な人員配置、疑い患者受入協力医療機関及び一般の入院受入医療機関の空床確保料の引上げ、従来の病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用、確保した全ての病床に対する継続的な空床補償等、実態をふまえた見直しを行うとともに、引き続き地方が必要とする額を確保すること。
- 実際に発熱患者を受け入れた診療・検査医療機関に対して、診療報酬上の措置や協力金の支給など受入れ患者数に応じた支援を行うとともに、スタッフの危険手当の制度化や罹患した場合の療養や休業補償等を行うほか、医療・介護従事者に対する慰労金について、対象期間の延長や支給対象の拡大など、今後の感染状況に応じ柔軟な対応を行うこと。また、医療・介護従事者等の子どもや濃厚接触児童の受け入れ等に従事する、保育所や放課後児童クラブなどの児童福祉施設等の職員や、薬局、あん摩マッサージ指圧、鍼灸等の事業所、保健所において感染症への対応を行う職員に対しても支給できるよう対象者を拡大するとともに、支給対象者間で不平等が生じない

ようにすること。

- 第4波への対応を図るとともに、今後の新興・再興感染症の感染拡大にも対応できるように、感染症の重症・中等症患者の受入に中心的な役割を果たした、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。また、今回の感染症への対応により顕在化した課題をふまえ、地域で必要な医療の供給量を再検証した上で、当面は医学部の定員増を継続するとともに、公立・公的病院に係る地域医療構想については、感染症対策に支障のないよう、慎重な対応を図ること。さらに、医療従事者や重症化リスクの高い高齢者施設等における感染を防止するための施設職員に対する定期的な検査への財政支援や感染が確認された場合の支援チームの派遣について、引き続き支援すること。
- 感染者数の急増時においても積極的疫学調査や入院勧告などの重要な機能を保健所が円滑に担うことができる体制を確保するため、国としても保健師の派遣や育成も含めた体制の充実・確保を図るとともに、保健所業務のひっ迫に対応するため、業務の効率化・簡素化について見直しを継続して検討すること。
- 診療・検査医療機関や受診相談を行う医療機関が引き続き発熱患者への対応を行う必要があることをふまえ、補助金の交付や個人防護具（PPE）の支給等の支援を継続すること。
- 回復患者を受け入れる医療機関や社会福祉施設への支援、高齢者や障害者の入所施設等の従事者への集中的検査及び幅広いPCR検査（モニタリング検査）に要する経費など、医療検査体制の充実に要する財政負担が多額となることを見込まれるため、感染者の多い地域に対する臨時交付金の感染症対応分の増額など、国として全面的な財政措置を行うこと。

（医療機関等や福祉施設の経営安定化）

- 今後の深刻な病床ひっ迫時にも対応していくため、一般医療の制限を行う範囲等の指針について、国が責任をもって明らかにし、当該制限に伴い生ずる経営上の損失の補償についても国の責任において財源措置を行うほか、処遇改善や業務負担軽減を通じた医療従事者の確保、感染症専門施設の設置支援に取り組むこと。また、こうした地域の医療・福祉の提供体制を維持するため、感染症患者の受入れの有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所等への支援を行うこと。
- 見直された病床確保計画においては、コロナ病床の稼働率向上のため、後方支援病床の確保等についても盛り込まれたところであり、その確実な確保のため、同一医療機関内での転床時の診療報酬かさ上げや空床補償、退院時の移送なども含め、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠などによる財政支援を行うこと。

（PCR検査体制の整備等）

- 無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等（モニタリング検査）については、迅速化や飲食店への重点化等、効果的に行えるよう改善を行うとともに、陽性疑い時には入院等につなげることも含めて、モニタリング結果を活用した対応策を講じ、十分

な財政措置を行うこと。また、感染の拡大やモニタリング検査、高齢者施設での検査等の検査件数の増加に対応するため、チップやチューブ等の検査用資材の安定供給を図ること。

(飲食の場における感染防止対策)

- 飲食の場における感染対策の強化のため、マスク飲食の実践をはじめ業種別ガイドラインに準拠して、感染症対策を講じる飲食店を自治体や関係団体が認証する店舗を時短要請の対象から除外することも含め、地域の実情に応じた需要喚起策を講じるとともに、業界団体への働きかけや認証基準に関する科学的知見の提供等を行うこと。また、マスク飲食の効果等について国として科学的に示すこと。
- 基本的対処方針に基づき都道府県が実施する、飲食店におけるガイドライン遵守のための見回り活動について、業種別・地域毎のガイドラインについて統一的運用のあり方について検討するとともに、都道府県の財政負担が生じないよう、国として全面的に財政措置を講じること。
- 規模別協力金の導入や大規模施設等に対する協力金の算出方法が見直されたことにより、審査、振込、コールセンターや、見回り業務等の外部委託などこれまで以上に都道府県の財政負担が生じるため、事務費配分額のさらなる拡充を行うこと。

(水際対策)

- 世界各国で変異株が確認されていることに加え、アルファ株よりもさらに感染力の強いデルタ株が国内各地で確認されていることをふまえ、特にインドなど新型コロナウイルス変異株流行国・地域からの入国及びその他の国・地域を対象とする水際対策を当面継続し、緩和の時期は慎重に判断すること。また全ての入国者・帰国者について、健康観察期間中に移動し所在不明となることのないよう、「入国者健康確認センター」において所在や連絡先の把握を行うなど、引き続き水際対策の強化に取り組むこと。

(治療薬や国産ワクチンの開発)

- 英国においては、早ければ今秋にも、感染症の内服治療薬を少なくとも2種類供用開始することを目標に、治療薬の開発や国内製造を支援する「抗ウイルス薬タスクフォース」を設置している。我が国においても、新型コロナウイルスを完全に制圧するため、大胆な資金投入を行い、国家的重要戦略として、政府が主導して治療薬の研究・実用化や治療法の確立を実現すること。
- 国産ワクチンの速やかな認可も含め、治療薬等の研究開発を行う研究機関・企業等に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。

(生活福祉資金の特例貸付等)

- 生活が困難な方を支える生活福祉資金の特例貸付について、受付期間を延長するとともに、償還免除の要件を住民税非課税世帯に限定せず、借受人の収入実態等に基づき判断するなど、さらなる緩和をするとともに、償還が困難となった方への償還猶予制度の弾力的な運用など、貸付金の返済が生活の立て直しへの妨げとならないよ

う対策を講じること。加えて、住居確保給付金における求職活動要件の再緩和及び特例措置を継続すること。また、今後、生活が困難な方への相談や支援の中心となる生活困窮者自立支援事業の上限枠を見直すなど、継続的な支援体制が整備できるよう支援すること。また、収入が減少した方等の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料（税）減免について、引き続き国による全額の財政支援を継続すること。

（通学時の感染防止対策への支援と安全・安心な学習機会の提供）

- 通学時の安全・安心を確保するため、電車やバスなど公共交通機関における感染防止対策について支援を拡充するとともに、スクールバスの増便などの取組に対して財政支援を行うこと。また、学校での感染予防対策の徹底に向けて児童・生徒の間隔を確保するため、小学校における35人学級を着実に進めるとともに、中学校においても学級編制の標準を引き下げること。併せて感染リスクを低減させるための学校施設の環境整備についても必要な財政支援を行うこと。
- 児童・生徒の学びを保障するため、教員の加配や学習指導員、スクール・サポート・スタッフの配置について継続的に財政支援を行うこと。

（感染症危機管理対策の見直し）

- 安全・安心に暮らせる地域づくりのため、感染症に係る今回の事態を教訓として、感染症危機管理を抜本的に見直すこと。例えば、空港、港湾での検疫体制の強化、クルーズ船も含めた水際対策、検査・医療体制の充実や、主に自然災害を想定して策定されている中小企業や病院などのBCPについて、今回のような大規模な感染症にも対応できるものとなるよう、策定促進のための支援を行うこと。
- 感染拡大地域への医師・看護師の応援派遣について、国において自衛隊の活用なども含め総合調整をしっかりと行うとともに、DMAT等を参考に、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成等を国の責任で行うこと。
- 災害、新型感染症の発生等の地域の危機事案の発生に際し、最初に対応を迫られるのは住民に身近な地方自治体である。そのため、地方自治体が危機事案に対応する根拠となる法令の整備や計画等の策定に加え、国・地方の組織体制の整備を進めること。併せて、これらを実現するため、臨時の予算ではなく、保健所等の必要な人員体制の強化に向けた財政措置等、一般財源による恒常的な財政支援を行い、地方自治体の財政運営の弾力性を高める措置を講じること。

（避難所における感染防止対策）

- 台風や地震などの災害に備え、避難所及び救護所における感染防止対策を早急に進める必要があるため、感染防止に必要なマスク、消毒液、パーティションなどの資機材の事前の調達や、換気設備の整備、指定避難所の「三密」を避けるために行う民間の宿泊施設の借上げなどに対する安定的な財政支援制度を創設すること。
- 福祉避難所として多くの避難者を受け入れる社会福祉施設等では、感染症の発生リスクを抑え、避難者や利用者の健康を守るため、特に受け入れに注意が必要な要配

慮者等に対し、必要な場合に迅速にPCR検査等を実施できる体制の整備を進めるとともに、実施にあたり必要となる経費について財政措置を講じること。

(旅館業法を含めた法令の総点検)

- 特措法に基づく緊急事態宣言が発出された場合に、人の移動を最小限とし、感染拡大を防止するため、特措法及び旅館業法の規定との関係性を整理したうえで、地方自治体の要請等に基づいて宿泊を制限することについて検討すること。また、宿泊を制限する場合には、宿泊事業者のみならず、影響を受ける事業者に対する協力金などの財政措置を行うこと。
- 今回の感染症を契機として、特措法と他法令との整合性について総点検を行い、感染防止に向けた実効性ある取組を行えるような措置を講じること。

(医療従事者をめざす学生への支援)

- 感染症による家計への経済的影響により、医療従事者をめざす学生が夢をあきらめることのないよう、地域医療を支える医療人材を育成・確保する観点から、奨学金制度の新設や拡充の措置を講じること。

(各種国家試験等の受験機会の確保)

- 就職・就業の際に必要な各種の国家試験等について、受験生本人に感染が確認された場合や、感染が拡大している地域が試験地となっている場合等においても受験機会の最大限確保されるよう、オンライン試験の導入や試験地の分散化、代替日の設定を行うなど、国において環境整備を図ること。

(3) 感染症により大きなダメージを受けた雇用・産業への支援

(地方創生の基盤である雇用の維持)

- 感染症がもたらす影響による全国的な雇用情勢の悪化に対応できるよう、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金については、緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置区域以外も含め、全国において業種や業況に関わらず特例措置を延長するとともに、5月以降の縮減については、縮減前の水準までの遡及適用を行うこと。また、休業支援金・休業給付金のさらなる対象拡充・延長に加え、失業給付の充実を図るほか、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早期に創設するなど、機動的かつ効果的な雇用対策を行うこと。なお、雇用調整助成金の特例措置等の段階的な縮減を検討する際は、地域の経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を十分聞いた上で行うこと。
- 在籍型出向については、制度活用促進に向けて徹底した周知を行うとともに、出向元・出向先双方に対する助成について、中堅・大企業等についても中小企業並みに補助率を上げること。
- 緊急事態宣言の対象地域の内外を問わず、飲食店をはじめ様々な業種で働くパートやアルバイトも経済的な影響を受けていることから、事業者に対して、パート、アルバイト等への休業手当の支払いと雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の活用

などを強く働きかけること。加えて、労働者が直接国へ請求できる休業支援金・休業給付金について、学生や女性を含めた非正規労働者に対して制度の活用に向けた周知を徹底するとともに、申請に関するサポート体制を整備すること。

- 再び就職氷河期世代を生み出すことがないように、新規学卒者の採用計画の維持に向け、経済界へさらなる要請を行うとともに、企業が採用抑制を行わないための支援策を講じるほか、生徒・学生の就職に対する不安解消を図るため、オンラインでの会社説明会や面接の実施、選考期間の柔軟な設定など、生徒・学生に最大限配慮した採用活動を企業に要請すること。
- 感染症の影響により中止される技能検定について、「技能向上対策費補助金」の補助対象となった試験会場のキャンセル代や手配済み材料費等の増額経費について、全額を補助すること。
- 感染症に伴う離職者を支援するため、新たなスキルの習得といった職業能力開発促進策等の一層の拡充・強化を講じ、人手不足や成長分野への労働力移動を図ること。

（事業継続への支援）

- 外国人技能実習生の入国制限等による第一次産業の人手不足や他産業での就業機会の減少をふまえ、生産現場での代替人材を安定的に確保できるよう「農業労働力確保緊急支援事業」及び「水産業労働力確保緊急支援事業」の事業対象期間を延長するなど、第一次産業への雇用労働力の確保対策を行うこと。
- 国内の中小企業が多く外国人材を受け入れている実態をふまえ、出入国制限が長期化する中、入国前の検査や入国後の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担増加に対する軽減措置を講じること。
- 地域経済を支える中小企業の事業継続にあたっては、経営が軌道に乗らないまま、感染防止対策のための費用を要する厳しい状況に置かれることから、数カ月間程度でなく、長期的な支援措置を講じること。また、中小企業等事業再構築促進事業や中小企業生産性革命推進事業については、多くの事業者が活用できるよう要件緩和や手続の簡素化を図り、着実に地域の事業者を支援すること。
- 経営が悪化した企業を対象として、経営者保証を一定の要件下で不要とする信用保証制度については、今回の特例措置とするだけでなく恒久的な措置とすること。
- 感染症の影響による売上高の急減に起因する損失によって自己資本が毀損した中小企業に対する資本増強策として、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫の挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）における民間金融機関と協調した取組のより積極的な推進に加え、民間金融機関の資本性劣後ローンを対象とする信用保証制度を創設すること。
- 融資期間終了までの利子補給・信用保証料補助のほか、信用保証に基づく代位弁済や預託原資調達に伴う借入利息など、制度融資の活用の際に必要となる経費に対し支援を行うこと。
- 民間金融機関の実質無利子・無担保融資の申込み再開及び償還期間等の延長や返済猶予等も含めたアフターケア、信用保証協会に対する信用補完制度の拡大や支援、

大企業とみなされ対象外となる地方の中堅企業に対しての中小企業支援策の適用、税の減免・優遇措置・猶予など、事業者や労働者等への支援を行うこと。併せて、一時支援金も含め各種の支援策の活用を働きかけるための周知・広報や申請サポート体制整備、適正な手数料設定、申請簡素化などにより、迅速で実効的な支給につなげる

- 一時支援金及び月次支援金について、早期の申請受付開始と迅速な給付を行うとともに、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域の飲食店との取引関係等の要件を撤廃するなど、支援対象地域も含めた支給対象の拡大や支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和等を図るほか、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和・企業規模に応じた支給額の引上げを行うこと。特に飲食業等自粛の影響が強く現れた業種や飲食店の営業時間の短縮・休業により大きな影響を受けた業種に対しては、速やかな実効性のある対策を講じるとともに、国民から十分な理解が得られるよう、事業者の経営への影響の度合いを勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮すること。
- 脱炭素社会の実現に資する次世代自動車関連技術といった革新的な分野への参入や新製品開発プロジェクトの取組など、中小企業の競争力強化を促進する戦略的基盤技術高度化・連携支援事業やものづくり・商業・サービス補助金を継続・拡充すること。
- デジタル化の進展や脱炭素社会への移行などの社会経済情勢の変化に加え、感染症の拡大に伴う大規模事業所の撤退など事業再編により、多大な影響を受ける地域のものづくり企業等が行う新たな取組に対し、税制優遇措置や不動産賃料への補助等の支援制度の創設などを行うとともに、地域の産業支援機関の強化に向けた施策の拡充などを行うこと。
- 感染症のもたらす影響により経営に重大な支障が生じている農林漁業者等が事業活動を継続できるよう、実質無利子・無保証融資、償還期間延長及び融資限度額拡大の措置を継続するなど、セーフティネット対策に万全を期すこと。

(国内回帰と新たな生産設備投資への支援)

- 感染症の拡大の影響により、日本のサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、各自治体では、サプライチェーン対策として、企業の国内回帰や重要な製品・部素材の国内生産に向けた取組への支援を行っている。国においてもサプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金の拡充や継続、税制優遇措置も含め、投資促進制度を拡充すること。

(固定費への支援)

- 自社ビル等を持つ事業者にとっても、維持管理費や支払利息などの固定費は大きな負担であることから、令和2年度分の徴収猶予の特例及び令和3年度分の固定資産税等の軽減措置とは別に、家賃の支援制度との公平性に鑑み、国税や国庫補助金などによる支援制度を設けること。

(観光振興を実施する地方への支援)

- 感染症により、甚大な影響を受けている観光産業の再生に向け、地方が実施している独自の観光振興の取組の効果を一過性にしないため、引き続き地方が実施する観光振興の取組を支援すること。また、感染症により表面化した、地域観光産業が有する構造的な課題の解決に向けて、観光地が行う取組を強力に支援するとともに、観光地づくりのノウハウを持つ DMO や株式会社地域経済活性化支援機構 (REVIC) などの民間企業等と連携して、地域が行う観光地づくりの取組を支援すること。

(観光産業等への支援策の継続)

- 感染症の拡大に伴う人の移動の自粛により、宿泊業、旅行業、運輸業、飲食業など観光関連産業は厳しい経営環境に直面しており、地域経済への影響が生じていることから、回復に時間がかかると見込まれる観光産業等への支援として、「Go To キャンペーン」などの支援策を継続して実施すること。また、地方の意見をふまえて、効果が特定の地域や業種に集中することのないものとする。加えて、各地域の実情に応じた観光振興策に十分な財政支援を行うこと。
- Go To トラベル事業等の全国での一時停止や緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発動により、裾野の広い観光産業をはじめ地域経済に大きな影響が及んでいることから、引き続き経済情勢をふまえて機動的に雇用創出・消費喚起対策や総需要対策を行うこと。特に、既に大きな損失を被っているバス・鉄道・航空・船舶・タクシー・レンタカー等の交通事業者や旅行者・宿泊業者・観光施設・土産物店等の観光関連事業者、飲食事業者、運転代行業者、ブライダル事業者、イベント事業者等に対し、事業規模に応じた手厚い経営支援を早急に行うこと。
- Go To イート事業については、食事券の販売期間及び利用期間が都道府県ごとの運用とされていることから、事業期間の延長による経費についてはすべて国の負担とするとともに、事業者や国民に混乱を与えることのないよう適時適切な周知に努めること。また、キャンペーン事務局からの加盟店への代金振り込みが早期に行われるよう対応を講じること。
- 先般創設された地域観光事業支援については、対象地域及び実施期間について柔軟かつ弾力的な運用とするとともに、都道府県において、円滑な事業実施ができるよう、事前に情報共有等を図ること。また Go To トラベル事業についても、感染状況などの地域の実情をふまえ、運用変更前に都道府県と十分な情報共有を図ることも含め、適切に運用するとともに、感染拡大期においても観光関連事業者の将来需要の確保と事業継続を支援するため、全国で宿泊等に利用できる前売りクーポン事業の創設などを検討すること。さらに、感染状況をふまえて Go To トラベル事業を再開する際には、地域間に不公平が生じないようにするとともに、幅広い業種の支援につながることも勘案し、地域共通クーポンについて、地域性や周遊旅行の特性等を反映した運用が可能となるよう、割引率の効果的な設定等の工夫も含めて検討すること。併せて、国において、「新しい旅のエチケット」を周知徹底するとともに、旅行前 PCR 検査の徹底・強化など旅行前に陽性者を発見できる体制を構築すること。

(インバウンドの促進)

- 海外からの渡航制限などにより、甚大な影響を受けているインバウンド関連産業を支援するため、感染症収束後の反転攻勢に向けたインバウンド誘客促進のための積極的な支援策を示すこと。

(生産者への支援)

- 食料の安定供給の観点から、感染症の影響を受けた農林水産事業者に対して、「高収益作物次期作支援交付金」の対象期間・品目の拡充など経営継続に向けた支援を十分に行うとともに、生産・加工の拡大や多様な出荷形態への対応などの取組について、中長期的視点で支援を強化すること。
- 自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償する「収入保険」について、販売先の多角化が進み、災害や盗難等の経営リスクが重層化する中で、「野菜価格安定制度」との恒常的な同時利用を認め、選択的な補償を可能とすること。
- コロナ禍における感染拡大防止対策や販路回復・開拓など農林水産事業者の経営を後押しする「経営継続補助金」について、支援を継続すること。
- 外食事業者等の需要の減少により、業務用米の販売数量が落ち込み、これに伴う急激な米価下落が懸念されることから、新たに、米の政府買い入れによる市場隔離を実施するなど、主食用米の価格安定に向けた抜本的な対策を講じること。また、日本酒の消費減少に伴い、酒米を他用途で利用する場合などの価格差支援を行うこと。

(地域における消費喚起)

- 感染症により大きな減収に直面している農林水産物や加工品、地場産品の生産・販売に携わる個人事業者・中小企業の当面の収入確保を支援するため、官民一体型の購入促進キャンペーンを実施すること。
- 特に高価格帯の農林水産物は、外食、贈答品、インバウンドなどの需要が低下していることから、国内での消費拡大に向けた支援を行うとともに、「食育」「地産地消」「国産回帰」の観点から、地場産食材の学校給食への提供を恒久的に支援すること。
- 感染防止のため、自宅での食事が増加していることから、大手小売事業者や中食事業者等への新規販路開拓及びオンライン販売、テイクアウトやデリバリー等の新たな業態転換など、事業者の売上確保に少しでも寄与する取組に対して支援すること。

(公共交通への支援)

- 感染症の影響により、鉄道やバス路線、航路・空路、タクシー等は利用者が大幅に減少する一方で、これらの公共交通は地域経済や住民生活に不可欠なものであることから、運行数を大きく減少させることができず、一段と深刻な経営状況となっている。今後、これらの事業者においては、新しい生活様式への転換等についても取り組む必要があることから、公共交通の維持・存続に向け、風評被害が生じないよう公共交通の安全 PR を強化することに加え、感染症の影響で事業者に大幅な減収が生じていることをふまえて、事業継続を確実にする強力な支援を講じること。併せて、将

来に向けた設備投資等につながる新たな支援策を講じること。また、利用者の大幅な減少により、厳しい経営に直面している交通事業者を支援するため、運行の維持・確保や安全な運行に不可欠な設備整備などに取り組めるよう「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」を始め、補助事業の拡充及び補助要件の緩和を図ること。

- JR各社や大手民鉄、大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者、航空会社なども厳しい経営状況に直面していることから、交通事業者の事業規模に関わらず、国による直接的な支援策を講じること。
- 全国的な公共交通の需要回復を図るためには、地域ごとの需要を喚起することが重要であることから、地域の創意工夫を凝らした取組を下支えできるよう、地域の実情に応じ、臨時交付金をはじめ長期的かつ臨機の措置が講じられる制度を構築・拡充すること。

（空港会社等への支援）

- 厳しい経営環境下にある空港会社等が、航空機及び空港の安全確保と機能維持を図るため、当面の対策として、航空機の離着陸に必要な基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロン）の点検及び維持・修繕、国管理空港と同様な着陸料金減免に要する経費への支援等、事業継続のための直接的な支援を実施するとともに、安全で安定した空港運営を行えるよう、コンセッション空港に対し、運営権対価分割金の支払い猶予や空港施設の整備に関する無利子貸付の対象拡大など、引き続き必要な支援を行うこと。あわせて、空港施設の整備に関する支援の拡充等を行うこと。また、航空ネットワークの早期回復に向けて、経営環境が悪化している航空会社等に対する追加の支援措置を講じること。
- 厳しい経営環境下にある航空会社を側方支援するため、共用空港を含む国管理空港の空港会社等においては、国有財産使用料の負担がある中、航空会社をはじめ各種テナントの施設使用料等の減免に対応しており、固定経費が負担となることから、空港ターミナルに係る国有財産使用料の減免を図ること。
- 感染症に伴う利用者数の大幅な減少等により、航空会社等の経営環境は厳しさを増しており、地方航空路線等の撤退や縮小を防ぎ、交通インフラを維持するため、航空会社等の航空関係事業者への雇用調整助成金の要件を緩和すること。

（文化芸術・スポーツ活動への支援）

- 「新しい生活様式」に沿った感染症対策をふまえ、イベント等の内容によっては、座席の間隔を空けるために観客数を制限することなどが依然として求められており、施設や主催者の大幅な減収や入場料などへの経費の転嫁が懸念されることから、継続して文化芸術・スポーツ活動に取り組めるよう、施設の運営費やイベント開催経費などに対する必要な財政支援を行うこと。また、フリーランスの活動に対する必要な財政支援の拡充を図ること。

Ⅲ 生きづらさのない「誰もが活躍する地域社会」の実現

(1) 孤独・孤立対策

①孤独・孤立対策の推進に向けた考え方

(孤独・孤立対策の推進に向けて)

- 感染症の影響によって、孤独・孤立は一層深刻化し、顕在化しているが、一方で孤独・孤立は従前から社会に存在した問題でもあることから、感染症による影響を受けた当面の緊急的な対策に加え、より根本的・根源的かつ継続的な対策が必要である。孤独・孤立は、現在その境遇にない人にとっても他人事ではなく、いつ何時、誰しもが同様の境遇となる可能性がある。国においては、孤独・孤立を国民的課題と認識し、全体的・戦略的な対策を早期に構築し強力的に推進すること。

(様々なライフステージに応じた支援策の体系構築)

- 孤独・孤立は個人の人生のあらゆる場面において、誰にでも起きうるものである。そのため、ライフステージや属性・生活環境等に応じた、切れ目のない体系的な対策を構築すること。

(孤独・孤立についての早期の実態調査の実施)

- 現在、国において検討されている「孤独・孤立の実態把握のための全国調査」については、孤独・孤立が感染症により一層深刻化し、緊急的な対策が必要であることをふまえ、可能な限り前倒しして速やかに実施し、国及び地方の実施する孤独・孤立対策に資するものとする。

②具体的な支援策

(相談窓口の体制強化)

- 孤独・孤立に関する相談支援の内容は多岐にわたることから、電話や SNS などそれぞれの特性を生かした対応、24 時間対応の体制整備が必要である。SNS や AI 等の技術を活用し、孤独・孤立に関する相談を一元的に受ける窓口を国において設置すること。また、地方に対して SNS や AI 等の技術を活用した相談方法を開発・提供するなどの支援を行うこと。
- 地方において実施している各種相談窓口は、相談を受ける人材の確保が課題となっていることから、人材育成や体制整備のための財政支援を充実させること。また、各種相談窓口で受けた相談を、的確に支援機関に繋ぐとともに、受けた相談内容を共有できるような統一的なシステムを構築すること。

(アウトリーチ型支援の実施)

- 孤独・孤立状態にある人は、各種支援策の情報へのアプローチも困難で、自ら声を上げにくく、支援ニーズを伝えにくい状態にあることから、支援策を構築するにあたっては、NPO 等の団体や医師等の専門家などと連携し、孤独・孤立状態にある人の目線に立ち、継続して寄り添うアウトリーチ型の支援を重視すること。

(モデルとなる取組の収集・展開)

- 感染症の影響により、地域のつながりが失われ孤独・孤立が顕在化している現状をふまえ、地域コミュニティの再構築や新しい生活様式に沿った地域活動など、孤独・孤立対策に資するモデルとなる取組の収集・展開を行うこと。

(子ども・若者の孤独・孤立対策)

- 子どもの貧困対策を強化するため、子ども食堂をはじめとする子どもの居場所づくりの取組を拡大するため「地域子供の未来応援交付金」が地域の実情に応じてより使い勝手のよいものとなるよう、補助基準額の見直しやNPO等の民間が事業主体となる場合も補助の対象とするとともに、事業を恒久化し予算規模の拡大を図ること。
- 感染症の影響により心理的なストレスを感じている児童・生徒や、貧困・いじめ・不登校などの課題に対応するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置にあたり、補助率の引き上げや市町村の教育委員会も補助対象とするなど、さらなる配置に向けた抜本的な充実を図ること。
- 不登校児童生徒の社会的自立に向け、教育支援センター（適応指導教室）を地域の中核として不登校支援を進めるため、教育支援センターに教員が配置できるよう義務標準法において算定すること。また、多様な学習の場を保障するため、民間施設（フリースクール等）が実施する活動への支援についても、国の「不登校児童生徒に対する支援推進事業」の対象とし、財政支援を行うこと。
- 子ども・若者の相談に応じ、適切な支援を行うため、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者総合相談センター」の設置促進と安定的な運営を確保するための国庫補助制度の新設など、財政支援を行うこと。

(ヤングケアラーへの支援)

- 先般行われた国の調査では、中学生の5.7%（およそ17人に1人）、全日制の高校の生徒で4.1%（およそ24人に1人）が、家族の世話や介護などに追われる「ヤングケアラー」との結果が出ている。国において設置された「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」において検討された地方によるヤングケアラーの早期発見・把握のための取組に対して必要な支援方策を講じるとともに、支援方策を推進するための相談や支援体制整備への財政支援と多機関連携のための支援マニュアルを早期に作成すること。また、引き続きヤングケアラーについての国民の認知を高めるため、啓発を行うこと。
- ヤングケアラーの相談支援体制を早期に構築するとともに、地方において市区町村・地域・学校などが一体となってヤングケアラーを早期発見・把握、必要な支援を届けるための仕組みや人材の確保・育成を行うために、必要な財政支援を行うこと。
- ヤングケアラーを学校において把握した場合に、円滑に福祉や医療等の機関につなげ、適切な支援が実施できるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を強化すること。

(ケアリーバー〔児童養護施設等を退所した元保護児童〕への支援)

- 国の実施した調査によれば、虐待や貧困等を理由に保護され、児童養護施設等で育った子ども達が施設退所後に、困窮や進学断念、相談相手がいないなどの厳しい状況にあることが明らかになっている。このような困難に直面しているケアリーバーに対し、ニーズに応じた支援が行えるよう、施設等退所後も長期的に支える仕組みを国として構築すること。併せて、ケアリーバーを支援している団体等への財政支援を速やかに検討し、実施すること。

(高齢者・難病者への支援)

- 一人暮らしの高齢者や要介護状態になる前のフレイル状態にある方は、感染症の影響により、社会参加が困難な状況になっていると見込まれる。そのため、介護予防の観点に加え、孤独・孤立を防ぐ観点からも、感染症対策に配慮しつつ、高齢者の通いの場の継続・再開を進めること。
- 指定難病の調査・研究および対象疾病については、難病対策委員会において見直しが行われているが、様々な理由で指定されていない難病で苦しんでいる方が今なお多く存在する。高額な医療費や長期の治療継続等で患者への支援が必要である状況は指定難病と変わらないため、現在指定難病でない難病においても、発病の機構、診断および治療方法に関する調査・研究を推進し、早期に診断基準の確立等を図ることで、可能な限り指定難病に取り入れること。

(ひきこもり対策)

- ひきこもりの問題は、社会情勢の変化や人々の価値観の多様化を背景に、様々な事情や要因があると考えられ、いわゆる「8050」問題に象徴されるように、その課題は複雑化・長期化している。また、感染症の影響により、ひきこもりがこれまで以上に深刻な地域の課題に発展する可能性がある。ひきこもりの当事者やその家族に寄り添い、地域の実情に応じた支援を行えるよう、地方の取組に対する財政支援を充実・強化すること。

(自殺対策の推進)

- 感染症の影響により、孤独・孤立の状況に陥ることで、自殺リスクの高まりが懸念されていることから、継続的な自殺予防のための啓発活動を行うこと。
- 地方が地域の実情に応じた自殺対策を推進していくため、地域等の特性に応じた対策に関する調査研究を一層進め、効果的な対策等の情報提供や技術的支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金や地域自殺対策強化交付金などを継続するとともに、地方の負担軽減を図るなど、自殺対策に必要な財源措置を継続・拡充すること。

(障がい者の地域生活への移行)

- 障がい者及びその家族が孤独・孤立に陥ることなく、自立し社会参画が可能となり、地域生活へ移行することができるよう、地域生活支援事業等について、地方の事

業実施に十分な財政措置を講じること。また、障がい者スポーツの普及・啓発、選手や指導者等の育成や環境整備および芸術文化活動の推進に必要な経費に対して、十分な財政措置を講じること。

(生活困窮者対策)

- 生活困窮者自立支援事業の現行の算定方法や補助率では、財政状況から実施が困難な自治体もあることから、算定方法や補助率の引き上げなどによる十分な支援を行うこと。

(ひとり親家庭への支援)

- ひとり親家庭の親の就業支援のため、柔軟な勤務条件での採用について企業等の理解が得られるよう啓発を行うとともに、マッチング期間(トライアル期間)の給与に対する補助などの助成を行うこと。

(地域女性活躍推進交付金の継続・拡充等)

- 感染症の影響により、子育てや介護など事情を抱えている方の負担が女性に集中するなどの課題が生じている。地域の実情に応じて女性の孤独・孤立を防ぐ取組を進めるため、令和3年度までとされている地域女性活躍推進交付金を継続・拡充すること。
- 感染症は、女性の雇用と生活に大きな影響を与え、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加などが懸念されることから、女性の雇用や生活に与えた影響について分析のうえ課題を明らかにし、解決策を早急に講じること。

(犯罪被害者等への支援)

- 犯罪被害者等への支援については、国において犯罪被害給付制度等の支援が講じられているが、給付までに時間を要することなどにより、被害直後から困窮する被害者等も少なくない。犯罪被害者等支援をより実効あるものとするため、地方において、犯罪被害に遭ったことにより生じる負担や労務不能等による収入減に対する経済的支援制度を導入、拡充するために必要な支援を行うこと。また、犯罪被害給付制度は、性犯罪被害者がその犯罪被害による精神的打撃の大きさに比して救済されにくい制度設計であるため、実情に即した改善を行うこと。
- 犯罪により被害者等に生じた損害については、一義的には加害者が責任を負うべきところであるが、加害者の賠償責任が果たされず、経済的に困窮する被害者等も少なくない。国として、加害者に損害賠償責任を果たさせる制度設計を行うこと。
- 性犯罪・性暴力被害者に対するワンストップ支援センターを継続的かつ安定的に運営するために、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」の継続および必要額の確保、さらに、地域の実情をふまえ、交付金対象経費の拡充及び医療費公費負担に関する補助率の引き上げを行うこと。

③孤独・孤立対策の推進体制等

(孤独・孤立対策に対応する人材の育成・強化)

- 孤独・孤立対策において最も重要なものは「人」であるとの認識のもと、地方やNPO等の団体において相談やアウトリーチ支援を担える人材の確保・育成、相談対応等の技術向上などの研修の強化を行うこと。また、今後新たな対策を実施するにあたり、地域によっては人材不足や地域ごとの偏りも想定されることから、地方が行う人材の育成や確保に必要な支援を行うこと。

(NPO等への支援等)

- 今後孤独・孤立対策を進めるにあたっては、行政だけの対応でなく、NPO等との連携が必須である。そのため、孤独・孤立対策に対応するNPO等の団体への支援を行うにあたっては、継続的・安定的な支援を可能とするとともに、事務手続や補助要件の簡素化など、事務負担を軽減し利用しやすいものとする。
- NPO等の団体が支援を行う際に、個人情報の保護が課題となって支援に支障を生じている事例もあることから、個人情報の保護と支援の必要性のバランスに配慮して、孤独・孤立対策を進めるための法制度等の整備を進めること。

(財源の確保と支援の拡充)

- 孤独・孤立対策を国民的課題として強力に進めていくため、新たな交付金や孤独・孤立対策のための基金の設立、従来の交付金の総額の確保・充実と柔軟な運用など、孤独・孤立対策を進めるにあたって必要な財源を継続的に確保すること。

(国における推進体制等)

- 国における孤独・孤立対策の司令塔となる組織の強化・拡充を図るとともに、対策を総合的・効果的に実施するための調査分析などを行うセンター的機能を持つ機関を設置するとともに、国における対策の推進にあたっては、全ての分野において孤独・孤立対策を重要な視点としてビルトインし、省庁横断的に取組を推進する体制を構築すること。
- 孤独・孤立状態にある要支援者に必要な情報を届けるため、DXを活用し、様々な支援策が一覧できるポータルサイトを構築すること。

(2) Children First の子ども政策

(Children First を実現するこども庁の創設)

- 現在国において検討が進められている「こども庁」については、「Children First」の原点に立ち返り、大胆な資源投入と権限強化を行い、真に実効力のある政策が進められるよう、既存の縦割りを打破する組織としなければならない。そのため、新組織は、単なる省庁の再編にとどまることなく、必要な権限と予算と人員を確保し、真に政策遂行力ある組織とすること。また、子ども関連政策を一元化することで新たな分

断が生じる懸念があり、生涯を通じての一貫した取組を進めてきた分野については現行施策の意義や実施状況を十分にふまえ、特に公教育が担っている様々な機能の一貫性・継続性等には十分に留意すること。加えて、子どもを取り巻く複雑多様化する課題について、地方自治体をはじめとする関係機関等と連携した迅速な対応を可能とする組織とすること。

(子どもが健やかに生まれ育つための経済的支援の拡充)

- コロナ禍の影響は、低所得など困難な状況にある人により強く及んでいる。貧困等により子どもたちの健全な育ちや学びが損なわれることのないよう、経済的支援を強力に推し進める必要がある。不妊治療等への助成拡大、妊娠・出産・産後の支援、乳幼児期の検査費用、全国一律の子ども医療費にかかる助成制度の創設、所得に関係なく子どもの人数によって支給される家族手当の支給を行うなど、子どもの誕生や成育にかかる経済的負担の軽減をはかること。また、幼児教育・保育から高等教育まで、無償化の拡大などにより子どもの教育にかかる費用の軽減を図るとともに、様々な体験を通じて豊かな人間性・社会性を育めるよう、家庭教育の支援など、特に乳幼児期からの子育て・教育支援の充実を図ること。

(子ども関連の政府支出の拡大と地方財政措置の拡充)

- 我が国の子ども関連の政府支出は、出生率の高い傾向にある欧州諸国よりも低く、子ども関連の施策に必要な予算が配分されているとは言い難い。GDPに対する教育関連の政府支出をOECD加盟国の平均並みに引き上げることを目安にするなど、政府支出を拡大し、大胆な資源投入を行うこと。また、子ども関連施策の多くを地方が担っていることから、地方財政措置の拡充を行うとともに、地域の実情に応じて、複数年度にわたり、柔軟かつ大胆な施策の実施、その効果検証評価が可能となるよう、基金制度を創設すること。

(国と地方との定期的な協議の場の設置)

- 国の政策に現場の施策の実施者である地方の意見を反映するため、定期的に国と地方が同じテーブルにつき、地方の先進的な取組や検証をもとに、政策構築や政策評価を行うための意見交換・協議する場を設置すること。特に、こども庁創設とそれに伴う政策の拡充、見直し等にあたっては、検討段階から協議の場をもち、創設後も検証のための定期的な協議を継続すること。

(3) ダイバーシティ社会の実現

(多文化共生の地域づくり)

- 地域が持続的に発展するためには、外国人と地域住民がともに生きづらさを感じることなく安心して活躍・共生できる「まち」にすることが重要である。このため、外国人への差別や偏見がなくなるよう、多文化共生の必要性・意義について、住民がより一層理解を深めるための取組を進めること。併せて、地方が行う外国人に対する

相談体制の整備・拡充など、在住外国人支援の取組への継続的で十分な財政措置を講じること。また、外国人・外国にルーツを持つ児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制、雇用対策、医療・保健・福祉における翻訳及び通訳支援、災害等緊急時の多言語による情報発信等の諸課題を解消する具体的な措置を早急に講じること。

(生きづらさのない「誰もが活躍する地域社会」の実現)

- 感染者に対する偏見や差別、あるいは外出自粛や在宅勤務の増加に伴う配偶者等からの暴力や児童虐待、性暴力の増加が懸念されている。地方創生の推進にあたっては、女性、子ども、高齢者、障がい者、ひきこもり状態にある方、外国人、性的少数者、犯罪被害者など一人ひとりの個性と多様性が尊重され、それぞれの能力が発揮されるとともに、「生きづらさ」を感じている人たちが社会から孤立することなく、地域において自分らしく生活し続けられる「誰もが活躍する地域社会」を実現することが重要である。このため、より質の高い、継続して寄り添う支援を行えるよう、相談しやすい体制の整備への支援や就業促進支援制度の充実を図ること。
- 令和3年度に創設された「重層的支援体制整備事業」について、地方自治体での活用が進み、複合・複雑化する課題が解消され地域共生社会の構築に資する有効な手段として機能するよう、先行事例の積極的な情報提供や関係者向けの研修・人材育成などの環境整備を充実させるとともに、必要な財政措置を講じること。

(偏見・差別やデマの拡散をなくし、人権を守る対策の徹底)

- 感染者及び医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、さらには他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、また、ワクチン接種をしない場合においても、そのことによる不利益や差別が生じることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。また、地方における相談窓口の設置や啓発事業等に対する財政支援、国によるSNS人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

(在住外国人への配慮)

- 在住外国人の感染が各地域で拡大し、クラスターが多数発生することにより、医療機関や宿泊療養施設にかかる負担が大きくなっていることから、在住外国人に対しては、改めて感染防止対策を呼びかけるとともに、職場やコミュニティにおける感染防止対策が徹底されるよう、経済団体や大使館等を通じて、きめ細かな周知を図ること。また、在住外国人を雇用する派遣事業者や派遣先についても業種別ガイドラインを策定するなど、早急に対策を強化すること。さらに、在住外国人に対する保健所の積極的疫学調査、入院調整、健康観察等をはじめ、宿泊療養施設又は自宅における療養、外来診療・検査等が円滑に進むよう、通訳者等の雇用や多言語化等にかかる経費について、十分な財政的支援を講じるとともに、特に地域で不足する通訳者等の人材の確保・育成を行うこと。

(インターネット上での偏見・差別への対応)

- 感染症に係るいじめや誹謗中傷などの人権侵害から児童生徒・住民を守るため、SNSなどインターネット上における差別的な書き込み、画像や個人情報等を悪用等した人権侵害情報について、速やかにこれらの削除を可能とする法的措置も含めた実効性のある対策を整備するなど、人権を守る対策を講じるとともに、相談窓口の設置やネットモニタリングなど地方の取組に対し積極的な財政支援を行うこと。

(在宅勤務によるDVリスクへの対応強化等)

- 外出自粛によるストレスや収入減の不安などから家庭内等におけるDVなどの深刻化が懸念される中、パートナー等が在宅していることにより電話相談が難しい状況も想定されるため、「DV相談+ (プラス)」について周知の強化を図るとともに、電話相談が困難な場合でも対応できるよう、SNSによる相談を24時間体制にするなど、体制を拡充すること。また、保護業務等を行う民間団体による支援・運営体制の整備を後押しするなどDV被害者に対する保護体制を充実させるとともに、地方自治体が行うSNSを活用した多様な形態での相談体制等についても支援すること。

(性的指向・性自認の多様性を認め合う社会の実現)

- 性的指向・性自認の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、各省庁が所管している施策を総合的に調整する所管府省庁を定めるとともに、体系的な性的少数者に関する施策を推進するための基本的な指針を示すこと。
- 性的指向・性自認の多様性について、偏見・差別をなくすため、社会における理解の促進を図るとともに、悩みを抱える当事者等が安心して暮らせる環境づくりのための取組を強化すること。
- 啓発や相談など、地方が実施する性的指向・性自認の多様性に関する取組に対して、地域格差が生じないよう財政的な支援を行うこと。

IV デジタル社会の実現

(1) デジタル社会を支える基盤の抜本的な改善・強化

(新たなビジョンの実現に向けた施策の推進)

- 「デジタル社会形成基本法」に基づき、デジタル社会のビジョンを実現する上での基本方針となる国の「重点計画」については、地方とも十分に協議の上で作成し、全ての国民がデジタル社会のイメージを共有できる内容とするとともに、様々な主体が一体となって社会全体のデジタル化に向けた取組を進められるよう、目標項目や達成時期等を分かりやすく、明確に示すこと。その上で、取組の推進にあたっては、デジタル庁を中心に省庁間の縦割りを排し、地方自治体や民間事業者などと緊密に連携しながら、迅速かつ集中的に実施すること。

(光ファイバの整備促進とユニバーサルサービス化の実現)

- 光ファイバ整備に係る予算の大幅な増額と、支援対象の条件不利地域以外への拡大に継続的に取り組むこと。特に、未整備地域が多く残されている離島については、「海底ケーブルの敷設」により整備費や維持管理費が多額になるなど、財源面のハードルがなお高いことから、支援制度の一層の拡充を図ること。さらに、災害等の非常時においても、高度情報通信ネットワークの機能が維持されるよう、「国土強靱化の観点」に立って、「光ファイバ網の多重化や地中化」等を促進するための新たな支援制度を創設すること。
- 新たな生活様式の実践により普及が進んだテレワーク等により、需要が高まっている光ファイバ網について、伝送速度や通信の安定性、通信容量等の性能を十分に備え、持続的かつ安定的に利用できるよう、芯線増強や機器更新等による性能の高度化に対する支援制度を拡充すること。
- 国民があまねくデジタル社会の恩恵を享受するためには、光ファイバ等による超高速で安定したブロードバンド環境を全国くまなく整備した上で、ニーズの拡大や高度化等をふまえながら、継続的に維持・拡充・更新していく必要がある。そのためには、安定的な財源の確保が不可欠であることから、光ファイバ等の超高速ブロードバンドをユニバーサルサービスとして速やかに位置付けるとともに、競争補完のために設けられる交付金制度においては、設備等の拡充・更新に係る整備費と、維持管理費の両方を費用負担の対象経費とすること。また、当該交付金のユニバーサルサービス提供事業者に対する配分については、整備・維持に多額のコストを要する過疎地や離島等の「条件不利地域に十分配慮」した方法とすること。
- 公設の光ファイバ網については、地域の情報通信サービスの基幹となる重要なインフラである一方、利用者が少なく、維持管理費や更新経費等を料金に転嫁することが難しいため、「構造的に不採算」の状況にある。このため、効率的な管理運営を進める観点から、民間への移行を行おうとする場合にも、コスト面が支障となり協議が進展しないことから、これを「ユニバーサルサービス制度の対象」とするほか、民間移行を促進するための地方への支援制度について、さらなる拡充を図ること。

(DXを推進するための5Gの普及促進)

- DXの基盤として進展が期待されている5Gは、現状では、都市部を中心に整備が進められているが、全ての地域において、都市部に遅れることなく、着実に基地局が整備される必要がある。5Gの全国展開及びその利活用を早期に実現するため、携帯電話事業者に対する技術的支援・財政的支援などあらゆる手段を講じて、地域間の偏りが生じないよう基地局の基盤整備を一気に進めること。
ローカル5Gは、各産業・分野におけるワイヤレス化を促進し、業務の効率化や新たな付加価値の創出といった効果が期待されるが、システム構築費用が高額であることなどから、中小企業においては、その導入が十分進んでいない。昨年末、新たに周波数帯域が拡大されたSub6帯では、システム構築が容易になることから、経営基盤の弱い中小企業等での導入や利活用の促進を図るため、技術的・財政的支援を拡充すること。

また、ローカル5Gを活用した新たなサービスやビジネスモデルの開発、生産性向上を目指す実証事業に対する支援策を拡充するほか、これまでの実証により得られた事例の横展開についても、積極的に支援すること。

さらに、より高次元の社会インフラとなり得る6Gについては、実用化に向けた取組を加速するとともに、その実証フィールドを地方とし、地方から整備が進むよう取り組むこと。

(多様な主体による情報活用環境の整備)

- 様々なデータは新たな価値創造の源泉であり、その流通・利用がデジタル社会の重要な礎となる。このため、国において、デジタル化された個人や産業の各種データを、個人情報に配慮しながら、新たなサービスや社会経済活動の創出等に積極的に利活用できる環境整備を進めるとともに、個人情報を取り扱う事業者における情報管理のあり方などを明確にし、全国共通のルールの下で厳格に運用されるよう、対策を講じること。また、新たな個人情報保護制度の内容を国民へ丁寧に説明するとともに、地方自治体を含む関係者向け研修会の開催や、ガイドライン・マニュアルの整備、相談窓口の設置など、制度の円滑な施行に向けて取り組むこと。

(行政機関の保有データの利活用)

- 活力あるデジタル社会を実現するために、地域課題に対する新たなソリューションやイノベーションの創出の源泉となる、行政機関が保有するデータを積極的にオープンデータ化し、多様な主体が豊富に流通するデータの中から必要なデータを容易に検索し、活用できる環境を整えることが重要である。そのため、国において、機械判読性の強化や形式の統一など、オープンデータの質の向上を図るとともに、昨年末に示されたデータ戦略のビジョンを実現するため、公的機関等で登録・公開され、行政手続におけるワンスオンリーの実現や、オープンデータとして、様々な分野での活用が予定されている「ベース・レジストリ」の整備を計画的に進めること。また、地方が独自に行うオープンデータを活用した地域課題の解消に向けた様々な取組に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

(誰一人取り残さないデジタルデバイド対策)

- 誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、国において、誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境を速やかに整備するとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるICTリテラシーの向上を支援すること。また、UI(ユーザーインターフェース)・UX(ユーザーエクスペリエンス)に配慮した情報発信の充実や、音声入力や画像認識等による本人確認、AIを活用した行政手続のデジタルサポートなど、地方が独自に行う先進的な取組や実証実験、デジタルデバイド対策等に対する技術的・財政的支援を充実すること。
- 携帯電話はもはや国民の生活必需品であり、今後のデジタル社会を支える重要インフラとしての役割を果たすものであることから、利用者にとって適正な価格で質

の高いサービスの実現が求められる。国の主導により料金の引下げ等が行われたところであるが、事業者間の活発な競争を通じてより低廉で多様なサービスが提供されるよう、引き続き公正な競争環境を整備するための取組を進めること。

(デジタル社会を支える人材の確保・育成)

- デジタル社会においては、デジタル技術を活用して、地域の課題解決や新たな価値を生み出す人材や、システムの連携を担う人材、国民の能力の向上のための教育を担う人材など、専門知識を有する多種多様な人材の確保・育成が喫緊の課題となっている。このため、国において、デジタル人材に求められる専門的能力や中長期的な育成方針等を示すこと。また、デジタル人材の円滑な確保に向けて新たな人材バンクの創設などの取組を進めるとともに、限られたデジタル人材のシェアリングの観点から、複数の事業所での労務管理の問題などの制度的課題を整理し、意欲あるデジタル人材が、専門性を発揮し、幅広い分野で活躍できる環境整備を図ること。
- 地方自治体での専門的な知識・経験を有する外部人材の確保を支援するため、国の官民人事交流制度と同様の制度を創設するとともに、国のデジタル人材派遣制度については、派遣の対象となる役職が限定されているなど、地方の実情にそぐわない要件が設定されていることから、柔軟な運用を可能とすること。また、今後、地方において、デジタル化の取組を底上げし、高度化を進めていくためには、地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることができデジタル人材を育成していくことも重要となる。このため、幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校でのプログラミング教育の充実、AI等を体験・活用できる環境の整備、大学や企業等と連携した即戦力人材の育成など、地方自治体等が行う人材育成を支援すること。併せて、地方自治体内部のデジタル人材育成に向けた取組に対して、財政的支援を行うこと。

(自治体DX推進計画に基づくデジタル・ガバメントの構築)

- デジタルファーストを徹底するとの考えの下、引き続き、オンライン化、ワンストップ・ワンズオンリーの実現に向け、全ての行政手続について、書面・対面規制や添付書類の見直しを行い、必要な法改正等を速やかに実施すること。また、行政手続のオンライン化のため、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に実施すること。
- 国民一人ひとりのポータルサイトであるマイナポータルについては、行政機関と民間事業者のサービスとのAPI連携による官民の「情報ハブ」として機能するよう、UI・UXの向上や、申請可能となる行政手続のさらなる拡大、APIの開発・提供等に取り組むこと。その上で、オンライン化が実現した行政手続については、オンライン申請が定着するよう、手続の概要、変更点、メリット等について、様々な広報媒体を活用して効果的に周知すること。
- 昨年12月に策定された「自治体DX推進計画」では、住民生活に直結する基幹系17業務に関し、新たに構築する共通クラウド基盤「(仮称)Gov-Cloud」のシステムを利用し、原則令和7年度(2025年)までに、全ての地方自治体におい

て標準化を実現するとされている。全ての地方自治体が期限までにシステムの移行を確実に実現できるよう、国において的確な情報提供を行うとともに、各地方自治体の置かれた状況に応じたきめ細やかなフォローアップに努めること。特に、今後提示される「自治体DX推進手順書」においては、移行に関する具体的なスケジュールや必要となる作業内容、運用経費の考え方、業務改革につながるポイントについて明示するとともに、基幹系業務システムの変更により影響を受ける全てのシステムの改修等に対する財政的支援を確実に行うこと。

- 法定受託事務や災害対応業務など全国で一律の水準が要求されるものや、AIやRPAなど全国規模での導入により大きなスケールメリットが見込まれるものに関しては、国が標準システムを構築するとともに、その維持管理・更新等に対して財政的支援を行うこと。また、標準化対象外の業務システムの複数自治体での共同利用やクラウド化の推進に係るインセンティブを創設するとともに、維持管理やシステム移行に多大なコストと人役を要する「レガシーシステム」の解消など、業務改革を含めた地方独自の取組に対しても、技術的・財政的支援を行うこと。
- AIなどの新たな技術の活用を行う場合、調達実績のないスタートアップ企業等の採用や開発契約における性能保証の方法など、現行の調達制度に馴染まない側面もあることから、国において調達のルールづくりを行うこと。
- 地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに令和3年度地方財政計画に地域デジタル社会推進費が計上されたところであり、その継続・拡充を図るなど、引き続き、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。加えて、地方自治体の情報システムの標準化に伴う運営経費等の減少額を地方財政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な措置を講じること。

(マイナンバー制度の抜本的改善)

- マイナンバー制度の意義やメリット、オンライン申請が可能な行政手続の内容、セキュリティ対策等について、様々な媒体を活用して丁寧に説明を行うなど、国民のマイナンバー制度への理解とカード取得が促進されるよう、取組を強化すること。また、マイナンバーの利用範囲については、国民の理解を得た上で、厳重なセキュリティ確保による個人情報の保護を図りつつ、さらなる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。
- 昨年12月に改定された「デジタル・ガバメント実行計画」等に基づき、マイナンバーカードの公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載、生体認証の導入など暗証番号だけに依存しない個人認証方法の確立、健康保険証や各種免許証、障害者手帳等との一体化、手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス実施など、国民が利便性向上を実感できる取組について、関係機関と適切に連携を図りながら確実に実現すること。その実施にあたっては、地方に過度な負担を課すことがないよう具体的な手法やスケジュールを適切な時期に明示するとともに、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うこと。

- 今後の行政手続のオンライン化の進展や、大規模災害や感染症のまん延等の事態においてマイナンバーを活用するなど、マイナンバー制度の利用範囲の拡大にあたっては、セキュリティを十分に担保した上で、業務の効率化に配慮した情報連携など、法改正も含め抜本的な見直しを検討するとともに、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うこと。

(サイバーセキュリティ対策の強化)

- デジタル社会において、強固なサイバーセキュリティ対策は、多様な主体が安心して社会経済活動を行う上で不可欠である。このため、個人情報の漏えい等の懸念により、デジタル化の取組が阻害されることのないよう、国の責任においてサイバー攻撃等に関する情報を集約・分析し、必要な対策を講じるとともに、地方に対し、その分析結果や有効な対策について迅速に情報提供すること。
- 国においては、クラウド・バイ・デフォルト原則を目標に掲げ、クラウドサービス導入のため、具体的な評価基準やガイドライン等を整備しているところである。地方においても、同様に業務システムのクラウド化を推進する必要があることから、国の責任により、その前提となるセキュリティ対策を行うとともに、国での導入事例の紹介や技術的な助言等を通じて、地方の取組を支援すること。さらに、エンドポイント・セキュリティについては地方自治体を実施するものではあるが、その基準や規格については国が一定の見解を示すこと。
- デジタル・ガバメントの構築に向けては、行政手続のオンライン化の拡充による住民サービスの利便性向上や、クラウド化・テレワーク等の推進による業務の効率化のため、庁内ネットワークにおける高度なセキュリティ対策が必要となる。このことをふまえ、昨年12月に「地方自治体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改定され、「三層の対策」の見直しとこれに必要な情報セキュリティに対する技術的要件などが示されたことから、今後、新たなガイドラインに基づき、地方自治体の実施するセキュリティ対策の強化に対して、技術的・財政的支援を行うこと。
- 情報セキュリティポリシーに基づく技術基準並びに管理基準に適合しているか判断する情報セキュリティ監査については、国が最新の技術的観点から助言すること。

(デジタル化推進のための国と地方の協議の場等)

- 「デジタル社会形成基本法」では、重点計画の案において地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策については、地方の意見を聴かなければならないとされており、その他の施策についても、国と地方自治体で相互連携を図る必要性が規定されている。法の趣旨を実現するためにも、国と地方の協議の場にデジタル化に関する分野別分科会等を設置し、地方の声を反映させるプロセスを設けること。
- デジタル庁の創設を記念して10月10日・11日と定められた「デジタルの日」のイベントの開催にあたっては、法の規定に基づき、地方と連携を図ること。

(2) 「3つのS」で進めるデジタル社会の実現

① Smart Government (スマート・ガバメント)

(利用者の利便性向上を主眼に据えた行政事務のあり方の見直し)

- 国の法令に基づいて地方が行う行政手続のうち、利用者の利便性を阻害するものについて迅速な見直しを行うとともに、その方針やガイドラインの策定にあたっては、地方の現場に混乱のないように進めること。
- 行政手続のオンライン化については、国でワンストップ化できるものをより早期に検討し実現させるとともに、地方独自の手続についても、利用者にとって簡便なシステムの構築に向けた支援を行うこと。
- デジタル技術の活用を前提として、徹底的に既存の制度やルールの見直しを行い、業務をスリム化・効率化することも重要であるため、単なるシステムや業務の統一・標準化ではなく、併せて最適化も図ること。
- データを競争力の源泉とするデジタル時代においては、膨大で多種多様な流通する情報を相互に連携させ、新たな価値を生み出していく必要がある。行政が保有する公共データについては国民共有の財産であるとの認識に立ち、オープンデータとして積極的に公開するとともに、利用者の利便性を確保し、利活用を促進するため、国や地方がそれぞれ個別に公開することにより、公開場所が分散し、データ形式が異なっているオープンデータを、国においてポータルサイトに集約して統一形式で公開する基盤を構築すること。
- 民間が所有するビッグデータ、特に位置情報を行政にも活用していく地方の取組に対する支援策を講じること。また、災害時において、民間が所有する携帯電話の位置データを救助活動に利用するなど、緊急時に民間データを活用することができるような仕組みの構築に向け、地方自治体の取組を後押しする支援や環境整備を行うこと。

(テクノロジーの活用による行政部門の飛躍的な生産性向上)

- 限られた資源を効果的・効率的に活用し、政策の有効性を高めるため、データを活用したEBPM (Evidence Based Policy Making)を進めるとともに、政策評価の実施においても、データを活用した定量的な評価手法を整備すること。
- スマート・ガバメントの早期実現に向けて、地方が積極的に先進技術の活用を進めることができるよう、短期的な視点からは導入・活用にあたっての財政的な支援とともに、先進技術の導入・人材育成を推進する人材を一定期間継続して派遣するなどの人的・財政的支援策を強化・充実すること。また、長期的な視点からは、全ての地方において官民の最先端技術や先進事例を円滑に採り入れ、住民サービスの向上・行政の効率化を図る取組が継続的に発展するよう、ICTの導入についての助言・相談・情報提供を行うほか、ICTを活用した業務改革を提案し、横展開を促進する総合支援窓口を設置すること。

- マイナポイント事業終了後、官民共同利用型のキャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととされているが、検討にあたっては、地方が行う独自の政策にも利用できるように、地方の意見をふまえて制度設計を進めること。

② Smart Solutions (スマート・ソリューションズ)

(テクノロジーを活用した社会課題の解決や社会変革の加速)

- 新たなテクノロジーを活用して、感染症拡大に伴い発生した新たな社会課題の解決や新しい生活様式の実現等に取り組むスタートアップ等民間企業に対し、社会実装に向けた実証実験にかかる支援や税制優遇措置など、地域におけるイノベーションや魅力的な産業創出を図るための支援制度を充実すること。
- 第一次産業における労働力の確保や生産性の維持・向上を図るため、テクノロジーを活用した省力化・省人化や高品質化など、スマート技術の生産現場への導入・実証を加速すること。
- 今回の感染症により進んだ医療や教育などにおけるデジタル化の流れを後戻りさせることなく新たな日常に対応できるよう、人材育成の支援や機器の整備、著作権料など、ソフト・ハード両面からの財政支援を実施すること。
- 近年、観光情報の収集・発信や旅行の予約などにスマートフォン等が利用されており、さらに今後「新しい生活様式」をふまえた観光スタイルにもAIなどのデジタル活用が期待されることから、ニーズに沿った観光コンテンツやサービスをタイムリーに受け取ることができるよう、デジタルマーケティングに基づく情報発信やコンテンツ造成、デジタルツールを活用した安全対策などに対して、人材育成・財政支援を行い、観光におけるDXを加速すること。また、脱炭素社会の実現に向けて、デジタル技術の活用は不可欠であることから、電力供給に関するデジタル化などの取組に対して財政支援を実施すること。
- 公共交通や物流などにおける接触を減らす手段としても、自動運転への期待が高まる中、その社会実装に向けては、国内の6割を占める積雪寒冷地への対応が必須である。日本の積雪寒冷地対応技術を世界に発信するため、自動運転の研究開発や社会実証試験の促進に向けた取組を加速すること。

(デジタル時代に向けた規制改革等の推進)

- ドローンの最大積載量や自動飛行に関する技術は進歩し、その活用領域については様々な可能性が提示され続けているところであるが、有人地帯上空の飛行等については規制があり、完全自動飛行についてはまだまだ制度上のハードルが高い。現在、2022年度を目途に有人地帯における目視外飛行(レベル4)での運用に向けた制度検討が進められているが、関係者や地方の意見を聞いた上で、安全性を担保しながらビジネス利用が活発化する制度検討を加速すること。
- 医療、交通、ECなどさまざまな分野で国境を越えたデータのやり取りが技術革新につながっていることから、G20大阪サミットを機会に、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めていく「大阪トラック」の立

上げが宣言された。国においては、今後、様々な機会を通じ、関係する国・地域や国際機関等と協力して、データ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めること。

③ Smart Workstyle (スマート・ワークスタイル)

(テクノロジーを活用した新しい働き方の加速)

- 社会全体で働き方改革が進む中、地方においてもテレワークやフレックスタイム制度を活用した柔軟な働き方を実現する必要があることから、環境整備に関する財政支援や法整備を行うこと。また、民間企業等に対してもテレワーク、オフィスの分散、サテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革の導入を加速する仕組みを構築・整備すること。具体的には、国が実施している各種助成金制度の拡充、及び制度の継続実施などにより支援を強化すること。また、地方自治体が独自に実施する企業のテレワーク導入支援やサテライトオフィスの整備事業等に対し、国が確実に財政措置を行うこと。
- 働く希望を持ちながらも、通勤が困難な障がいがある方やコミュニケーションに障がいがある方などが、希望を叶え、能力や適性を活かして、ともに働くことが当たり前の社会を実現するため、テレワーク等に加え、障がい者が働く可能性を広げるツールとして、AIやロボット技術が活用できるよう、必要な支援を行うこと。
- 介護現場等において、身体的負担に加えて、感染防止対策が負担となっている状況をふまえ、介護施設等における介護ロボットやICTの導入に対する財政支援を拡充すること。
- リモートワーク等を活用した副業・兼業にあたっては、企業には労働時間の把握の難しさや健康管理を行うべき方法が不明確であること、また、労働者には労災保険給付の算定や、雇用保険、社会保険などが非適用になるケースが発生するなどの制度的課題がある。全国各地の中小企業が外部人材を受け入れやすくするため、現行制度における課題を明確にし、労働法制を整備すること。加えて、労務管理のあり方を示したガイドライン等により、企業への周知を図ること。

(ワーケーションによる新しい働き方の促進)

- コロナの時代の「新しい日常」に適應できる新しい働き方・ライフスタイルの実現に向け、政府の一元窓口となる「ワーケーション推進本部(仮称)」の設置、ワーケーション関連施設・設備の整備・改修に対する地方及び民間企業への財政支援及び税制優遇措置を行うなど、ワーケーションを積極的に推進すること。

V 脱炭素社会の実現

(先行して脱炭素を実現する地域づくり)

- 国の地球温暖化対策推進本部において、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けること

を表明したことをふまえ、脱炭素社会の早期実現に向けて、少なくとも「2030年の再生可能エネルギー発電比率40%超」といった導入目標を設定するなど、エネルギー供給に大きな責務を有する国としての役割をしっかりと果たすこと。また、現在進められている「地域脱炭素ロードマップ」の策定にあたっては、地方の意見をふまえるとともに、省エネルギー対策のさらなる推進や、再生可能エネルギーの普及拡大など、地域づくりに資する幅広い取組を支援するための自由度の高い総合的な交付金を創設すること。

- 再生可能エネルギーを飛躍的に普及拡大させるため、系統接続の制約を解消するとともに、送電線の容量不足を補うために事業者が負担する工事費等についても支援すること。
- 地域の企業、産業支援機関、大学における脱炭素社会の実現に向けた革新的技術の創出を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発の取組を支援する制度を創設、拡充すること。
- 地域が実施する政策・事業を人材・技術情報を含めて積極的に支援するとともに、国と地方の役割をふまえての一体的な施策を推進するため、国と地方との恒常的な協議の場を設けること。

(脱炭素の基盤となる重点対策)

- 新築住宅は、再生可能エネルギーの導入を要件としたネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の早期適合義務化を図ること。また、多雪地域等、太陽光発電に不利な地域においてもZEHの導入が進むよう、必要な技術開発や財政支援を行うこと。
- 既存住宅は、高断熱性能の確保、住宅屋根への太陽光発電設備や蓄電池の設置に向けて全国の自治体が足並みを揃えて取り組める優遇税制等の誘導策を検討すること。
- 公共施設や社会福祉施設、商業用ビルをはじめとする建築物の早期ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化を推進するため、各省庁の補助制度や起債制度を、ZEBを前提としたものとするとともに、財政措置等、必要な支援策を講じること。
- 建築物への補助制度は多岐にわたり、例えば耐震対策としてZEHに建て替える場合、耐震補助金とZEH補助金の重複受給ができないなど、制度に課題がある。ZEHや国の省エネ基準を上回る自治体独自の高性能な省エネ住宅の普及のために、関係省庁の補助金を組み合わせ活用できるよう制度を検討すること。
- 地域交通の脱炭素化を加速させるため、EVやPHVの充電インフラの普及を図ること。
- 長距離交通の脱炭素化は水素の普及がカギとなることから、鉄道や船、トラックなど大型車両の燃料電池化やステーション等の整備支援の拡充、水素ガスに関する必要な規制緩和を講じること。
- 脱炭素社会を実現するための施策を展開していく上で、迅速で正確な情報を把握することが非常に重要であるため、導入する再生可能エネルギーのCO₂削減効果を適切に反映した温室効果ガス総排出量、自家消費分まで含めた地域における再生可能エネルギー電力の需給状況やZEH・ZEB導入状況等の統計整備を行うこと。

(脱炭素社会における雇用の確保)

- 脱炭素社会においては、再生可能エネルギーの普及や自動車のEV化などにより、産業構造に大きな変化が生じることが予想される。これにより流動化することが見込まれる雇用のあり方を注視し、対策を講じること。

VI 地方部と都市部がともに輝く社会の実現

(1) 移住・二拠点居住等の推進による大都市部への一極集中への対応

(移住の促進)

- 感染症が拡大する中で、首都圏の若者の地方への関心が高まっているとの調査結果もあることから、このような国民の意識の変化をふまえ、地方への人の流れをより大きなものにし、活力ある地方を実現するため、誰もが自らの意思によりライフスタイルを選択できるような取組を進めることなどによって、地方への移住を促進すること。

(二拠点居住の推進)

- 感染症によりテレワーク・ワーケーションが一般化し、都市部と地方部の双方に生活と仕事の拠点を持つライフスタイルである、二拠点居住のニーズが高まっている。都市部と地方部のつながりを強め、新たな交流を生み出しつつ、分散型社会の形成に資する、二拠点居住の取組を、「全国二地域居住等促進協議会」などを通じて、さらに推進すること。
- サテライトオフィスやコワーキングスペース、ワーケーションなどの受入環境の整備として地方自治体が行う廃校舎や公民館、空き家等の改修、ホテルや旅館の施設改修などへの財政支援の拡充を図ること。また、第二住民登録制度や子どもの教育支援のための「区域外就学制度」の柔軟な対応、二拠点居住実践者への住まいの確保・移動に係る負担軽減など、地方と連携して二拠点居住を進めるにあたっての制度的課題を抽出し、財源配分等も含めた検討を行う研究会を設置するとともに、必要な法整備や規制緩和に積極的に取り組むこと。

(テレワークやワーケーションの推進)

- 急速に拡大しているテレワークや在宅勤務などの多様な働き方の導入を加速化すること。また、関係人口の創出など、地方部と都市部とのつながりを強化し、新たな交流を生み出しつつ、多様な人材が地域づくりの担い手として活躍できるよう、地方への人の流れをより大きなものにしなければならない。そのため、遠隔地でのテレワークの推進をはじめ、政府の一元窓口となる「ワーケーション推進本部（仮称）」の設置、企業の労務管理に係るガイドラインの策定・周知、ワーケーション関連施設・設備の整備・改修に対する地方自治体及び民間企業への財政支援及び税制優遇措置を行うなど、ワーケーションの取組を支援すること。
- テレワーク交付金については、地方の取組に十分な額を確保し継続するとともに、地方自治体及び民間事業者の主体性が十分発揮できるよう、補助対象を拡大するとともに、柔軟な用途・手続とすること。

(政府関係機関の地方移転の推進や企業の本社等の社会機能の分散)

- 新たな人の流れの創出にあたって、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、政府関係機関の地方移転の推進や企業の本社等の社会機能の地方への分散を図るとともに、将来的な地域イノベーション等の実現に向けた研究機関・研修機関等の地方移転を推進すること。また、これらの取組の結果をふまえ、国において2023年度中に地方創生上の効果、総合的な評価を行い、地方移転の取組が一過性のものにならないよう、継続的な財政措置など、国が責任をもって必要な対応を講じること。

(関係人口の創出・拡大)

- 関係人口の増加は、担い手不足など様々な課題を抱える地方自治体にとって有意義だけでなく、これを通じた自己実現やビジネスチャンスの拡大などの意欲を持った住民にとっても有意義なものである。このため、関係人口の拡大に向け、引き続き、地域と人材をつなぐマッチング・コーディネート機能の強化を進めること。また、移住・就業だけでなく、副業・兼業も含めた多様な形態を通じて、専門知識や経験を有する人材を地域の中小企業に展開・還流する取組を促進すること。

(人口の移動要因の分析)

- 地方部と都市部がともに輝く社会を実現するためには、地域を支える人材を確保するという量的な視点だけでなく、それぞれの地域が持つ独自性を生かし、魅力ある地域を創りあげ、そこに暮らす一人ひとりの希望をかなえるという「質」を高めていく必要がある。そのためには、人口の移動理由を把握し、分析したうえで、地域の実情に応じた効果的な施策を展開することが必要である。国においては、住民基本台帳を活用して移動人口数が把握されているが、移動理由については独自に調査を行っている県があるものの、調査方法や調査項目は様々であり、全国的に統一された人口の移動状況調査は実施されていない。このため、移動理由等の把握について、プライバシーに慎重に配慮したうえで、人の移動に関する全国的な要因分析ができるよう、住民基本台帳法の改正も含め、仕組みづくりを検討すること。また、人の移動に関する要因分析結果に基づき、活力ある地方の実現に向けた施策を推進すること。

(地域を指定した振興策のバランスの取れた採択)

- 国においては、これまでも、スタートアップエコシステム拠点都市等、地域を指定した振興策が講じられてきたが、その多くは都市部・都市圏を対象としたものに留まっている。今後、デジタル化やDXなどをテーマに同様の措置や制度を講じる際には、都市と地方のバランスのとれた採択を行うこと。

(2) 防災・減災、国土強靱化の推進による「新次元の分散型国土」の創出

(激甚化・頻発化する災害への防災・減災対策)

- 近年の豪雨や地震等は、「想定外」、「数十年に一度」の規模で頻発している。今後想定されている南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震などの大規模地震や激甚化・頻発化する風水害などの災害から国民の生命・財産を守

るため、重要インフラの機能を維持し、エネルギー供給源の分散化による災害時の強靱性を強化するなど、必要な予算を確保し、防災・減災対策を進めること。また、想定される首都直下地震に対応するための首都機能のバックアップ体制の強化に向けて、具体的な検討を進めること。

- 平成30年7月豪雨や令和元年房総半島台風・東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年は全国各地で、河川の氾濫・大規模な浸水、長期間にわたる停電等の被害が多発している。被災地の早期復旧と円滑な生活再建を速やかに実現するとともに、「流域治水」の考え方にに基づき、堤防強化対策や雨水貯留施設等の流域全体で水災害を軽減させる対策、送電・配電施設の強靱化等、これらの大規模災害を教訓として徹底的な対策を講じること。
- 大規模・広域・複合災害への備えから復旧・復興までを見据え、事前復興や再度災害防止の観点も交えた対策の強化・充実を図るため、地方創生に資する事前復興について、法令に位置付けるとともに、被災前からのソフト対策・ハード対策などに地方が主体的、計画的に取り組むことができる新たな財政支援制度等を創設すること。
- 災害時に地域の復旧復興を支える建設業について、感染症の拡大により、建築や設備等に対する民間投資の落ち込みが予想される中、地域経済に効果の高い公共事業に必要な予算を確保し早期に執行するとともに、民間工事の需要を喚起する措置を講じること。

(「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の着実な実施と財源の確保)

- 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進にあたっては、都市部と地方部が連携・補完し、ともに輝く地方創生につながるような視点で国土強靱化に取り組み、地方の安全・安心を確保することが重要である。そのため、地方が中長期的な見通しのもと、国土強靱化地域計画に基づく取組を強力かつ計画的に進め、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に実施することができるよう、必要な予算を当初予算において別枠で安定的に確保するとともに、地方財政措置の拡充などによるさらなる負担軽減を図ること。

(地方創生を支えるインフラ整備)

- 「地方創生回廊」の中核であるリニア中央新幹線については、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につなげるために、全線開業の1日も早い実現に支障が生じることのないよう、事業の着実な実施に向け、国として必要な支援及び措置を講じること。
- インフラ等の地域間格差解消に向けて、高規格道路、整備新幹線等の交通インフラのミッシングリンク解消やダブルネットワーク化、高規格道路の暫定2車線区間の4車線化、整備新幹線の整備促進、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げ、幹線鉄道等の高速化等を早期に実現し、地方創生を支える多核連携型の基盤を整え、国土強靱化を推進すること。また、道路については、中長期的に安定的な道路整備・維持管理等を推進するため、新たな財源を創設すること。

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）、第 20 回アジア競技大会（2026 年、愛知・名古屋）など大規模な国際的イベント等を契機として交流人口の拡大等を図り、地域経済の活性化につなげるためのインフラ整備を加速すること。

（インフラの老朽化対策の推進）

- 今後老朽化割合が急速に高まるインフラを適切に維持管理・更新するためには、国と地方が一体となり、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組んでいかなければならない。そのため、点検結果により明らかになった要修繕箇所の対策を確実に実施するために必要な予算を確保すること。
- 定期点検など地方が適切に維持管理・更新できるだけの必要な財源を安定的・継続的に確保すること。またその際には、地方財政への影響を十分考慮するとともに、補助・交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げなど地方財政措置の拡充によって確実な財源措置を図ること。
- 維持管理・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成などを含め、インフラの老朽化対策を着実に推進すること。
- 今後も人口減少や公共施設等の老朽化が進展すると見込まれる中、引き続き公共施設等の集約化、長寿命化等に取り組むため、公共施設等適正管理推進事業債について、令和 4 年度以降も延長するとともに、公用施設も含め対象を拡充すること。

VII 東日本大震災からの復興・再生と東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて

（東日本大震災の被災地域における地方創生）

- 東日本大震災から 10 年の節目を迎えた。被災地では官民を挙げた懸命の努力により、インフラ整備をはじめとした復旧・復興が着実に前進しているものの、なお 4 万人以上の方が避難生活を余儀なくされているなど、復興は道半ばである。「被災地の復興なくして地方創生なし」の考え方のもと、被災者に寄り添いながら、現場主義を徹底して地方創生のモデルとなるような復興を実現し、「新しい東北」を 1 日も早く創造することを改めて明確化すること。
- 設置期限が延長された復興庁においては、被災自治体や、被災地・被災者の意見をふまえ、第 2 期復興・創生期間も被災地が復興を成し遂げるのに必要な事業や支援を確実に実施すること。

（東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて）

- 「復興五輪」を理念として掲げてきた東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を、国・地方の総力を挙げて成功させるとともに、その開催及びレガシーが地方創生の起爆剤となり、新しいスポーツイベントのモデルとなるよう取組を進めること。

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会には、多くの選手・大会関係者などが我が国を訪れることから、水際対策を徹底し、防疫措置等について、国の責任において徹底した対策を実施すること。加えて検査・治療・療養体制などについて、関係省庁が連携して必要な対応を行うこと。

VIII 第 2 期地方創生を実りあるものとするために

(個々人の希望をかなえる少子化対策の強化)

- 我が国の少子化は深刻さを増し、2019 年の出生数は 86 万 5,239 人と過去最少を記録している。また、感染症の影響により、さらなる減少が見込まれる。このため、国と地方が総力を挙げて「第 4 次少子化社会対策大綱」の基本的目標である「希望出生率 1.8」を実現するために、長期的な展望に立ち、全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設、産後ケア事業への補助の拡充、裁量性かつ継続性のある財政支援の実施など、必要な安定財源を確保しながら、総合的な少子化対策を大胆に進めること。
- 中高生等からの若い世代を対象とした妊娠・出産に関する正しい医学的知識の普及・啓発を含め、将来のライフプランニングに関する授業や講義等を実施する場が設けられるよう支援すること。
- 地域少子化対策重点推進交付金について、複数年度にわたる同一事業も交付対象とするなど、地域の実情に応じた施策を推進できるよう運用の弾力化を進めるとともに、同交付金をはじめとする少子化対策関連予算の規模の拡充を図ること。

(男性の家事・育児参画の推進と質の向上)

- 結婚・子育て世代の男女が、制度的な制約により仕事や生活の選択肢を狭められることのないよう、男性の育児休業等の取得を促進する仕組みを強化するとともに、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の推進、「イクボス」の推進などに向けた職場風土の醸成が図られるよう、国として必要な支援及び措置を講じること。また、いわゆる「取るだけ育休」や「ごろごろ育休」を防止し、男性の育児休業の質を向上させるため、男女がともに家事や子育てを行うという機運の醸成に向けた全国的な取組を行うこと。

(不妊治療等への支援の拡充)

- 国において不妊治療の保険適用拡大をふまえた全体の制度設計を示すこと。検討にあたっては、これまで地域の実情に応じて取り組んできた地方の意見をふまえるとともに、速やかな事業推進のため、地方が運用するシステム改修等が円滑に行えるよう、必要な財政支援を行うこと。
- 不妊治療の治療日数に応じた休暇制度の創設など、不妊治療と仕事の両立支援に向けた環境整備を行うこと。

(待機児童対策・子育て支援)

- 令和2年12月に策定された「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童解消のための支援の充実を図るとともに、地域の実情に応じて保育環境の充実が図られるよう、保育職に対する社会的評価の向上やさらなる処遇改善に取り組み、保育士の確保や定着を図るための十分な支援と財政措置を講じること。
- 子育て家庭の負担軽減を図るため、0歳児から2歳児までの保育料の無償化の対象範囲を拡大すること。また、仕事と子育ての両立を支援するために、放課後児童クラブの安定的な運営や職員の処遇改善への支援の拡充とともに、放課後児童クラブ利用料や病児・病後児保育利用料の負担軽減策を講じること。

(家畜伝染病に強い畜産づくり)

- 豚熱ワクチン接種農場での豚熱発生や全国的に発生している鳥インフルエンザの感染拡大の状況をふまえ、家畜所有者による衛生管理をさらに強化するため、施設や資機材の整備等に係る補助の嵩上げや支援メニューの拡充などを行うこと。また、家畜伝染病が発生した際の防疫措置について、家畜のと殺の責務は、本来、家畜所有者にあるため、所有者自らが防疫作業に対応する仕組みを検討するとともに、大規模農場においては、所有者及び関係団体自らが、基金の創設など防疫措置に係る財源確保等を検討するよう、国から促すこと。
- アフリカ豚熱の国内侵入に備え、空港等での水際対策や訪日外国人等による肉製品の持ち込み禁止を徹底するとともに、ワクチンの研究開発など予防対策を早急に進めること。

(農林水産業の成長産業化)

- 農林水産業・農山漁村は、地域の社会・経済を支える重要な役割を果たしてきたが、今日、従事者の高齢化・減少など様々な課題を抱えている。これを克服し、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、経営感覚に優れた人材等の育成・確保に係る地方の取組に対する支援や6次産業化の推進に係る国庫補助の拡充、スマート農林水産業の推進に向けたICT・ロボット技術の研究開発やこうした技術の実装、これらを支える生産基盤の強化等、農林水産業における所得の向上と成長産業化の推進を図ること。
- 感染症の収束後に需要拡大が見込まれる加工・業務用野菜・水産物などの安定供給体制に必要な農産物・水産物の加工処理施設や鮮度保持施設の整備、また非接触・非対面など「新たな生活様式」の実践による需要拡大に対応した物流機能を強化するためのICT活用による冷凍設備の増強等、ハード整備を支援すること。
- 長期的な木材需要の低迷や感染症の影響等を受けた新設住宅着工戸数の低迷等により、林業・木材産業事業者の経営継続への影響が懸念される一方で、二酸化炭素排出削減に対する木材利用への期待は大きいことから、住宅分野及び公共建築物をはじめとする非住宅分野の木造化・木質化の推進などにおいて、国産木材の需要拡大を図ること。

(農林水産物の輸出の促進)

- 感染症の影響を受け減少した農林水産物の需要の喚起や輸出の維持・強化につながる取組について、販売促進のためのプロモーションや施設整備等に十分な予算を確保し、継続して支援すること。
- 農林水産物等の輸出にあたって、中国・韓国・台湾等アジアを中心とする国・地域が、科学的根拠に基づき、速やかに輸入規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、我が国の農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、信頼の回復を図ること。

(農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進)

- 農福連携は、農林水産業の担い手確保や障がい者の就労の場の創出にとどまらず、障がい者の生きがいの創出や生活の質の向上等につながるものである。このため、令和元年6月に策定された「農福連携等推進ビジョン」に基づき、官民挙げて農福連携の定着・拡大に取り組むことができるよう、同ビジョンの実現に向けた省庁横断の推進体制の構築や、国・県・市町村などの意見交換の場の設置、ノウフク商品の知名度向上に取り組むとともに、必要な財源の確保と地方への配分を行うこと。また、林業・水産業においても、農業と同様の推進体制の構築等を進めること。

(事業承継)

- 深刻な後継者不足に直面している中小企業は、地域の雇用や住民生活等を支える存在であり、その廃業やそれに伴う雇用と技術の喪失は、地域の存続にかかわる重大な問題である。中小企業の円滑な事業承継を実現するため、地域の実情に応じた事業承継・引継ぎ支援センターの取組や専門家派遣への助成、持ち株会社を含め様々な経営体制の実態に即した税制の負担軽減措置の対象要件の緩和など、事業者の気づきから承継の実現までの一貫した支援をより一層充実させること。

(国内半導体産業の再興)

- 我が国の半導体産業は、1980年代には世界の50%を超えるシェアを占めていたが、今日ではその存在感は低下している。一方で、産業のデジタル化の基盤である半導体は、世界的な供給不足となっていることに加え、戦略的な重要性が高まってきている。半導体産業が地域の雇用・経済に多大な影響を与えることをふまえ、我が国の半導体産業の再興に向け、国家戦略として異次元の支援策を検討すること。

(次世代データセンターの地方での整備)

- 今後のデジタル需要・データ通信量の急増に対応するとともに、災害に対する強靱性を高めるため、次世代のデータセンターについて、地方に拠点を分散して整備することとし、整備に係る費用への補助制度の新設や通信・電力利用の優遇措置などによる支援を行い、国内における最適配置を図ること。

(中小企業の自発的な賃上げに向けた環境整備)

- ワクチン接種の着実な実施などによって、今年度後半には我が国の経済を自律的な成長軌道に乗せていく必要がある。そのためには、感染症の影響により厳しい経営環境にある中小企業の事業・雇用の維持への支援に万全を期しつつ、中小企業の生産性向上を促すことで、結果として賃上げにつながるような環境整備が求められている。厳しい経営環境下にある中小企業の経営状況にも配慮しつつ、地方創生の観点から地方における若者の地元定着を促進するためにも、中小企業の自発的な賃上げに向けた環境整備を進めること。

(地方銀行の再編)

- 現在国において検討が進められている地方銀行の再編にあたっては、単に地方銀行の経営改善・効率化のみを目的として進めるのではなく、地方の中小事業者が事業継続や事業承継などをスムーズに進めることができるようにするなど、地域経済を活性化させるものでなければならない。そのため、これまでの再編事例を検証し、地域ごとの実情もふまえ、地方の意見を十分に聞きつつ、慎重に進めること。

(若い人材の地方への定着)

- 感染症を機に、高校生の就職を取り巻く環境が極めて厳しくなっていることから、早期からの進路相談や企業の求人開拓などの取組、さらには外国人や障がい者への重点的な就職支援などの取組に対して財政支援を講じること。
- 感染症を機に、「新しい生活様式」の実践の場として、地方での就学・就職を希望する際に、多様な選択ができるよう、地方の大学や専門学校等の編入枠の拡充や負担軽減を図るための財政支援、地方への転職向けの専用相談窓口の充実をはじめとした、新たなチャレンジへの支援に柔軟に対応できる制度を構築すること。

(デジタル技術を活用した教育の推進)

- 「GIGA スクール構想」に基づくデジタル技術を活用した教育の推進や、災害や感染症等の緊急時における学びの継続のため、国庫補助の対象となっていない家庭でのオンライン学習時の通信費や、高等学校や特別支援学校高等部の BYOD を含む一人一台端末について、十分かつ恒常的な財政措置により継続的な支援を行うとともに、有償ソフトウェアに対する財政的支援を拡充すること。また、授業目的公衆送信補償金については、国で一括対応するなど、地方自治体の負担が生じないような措置を講じること。さらには、今後、本格導入が検討されているデジタル教科書を有効に活用できるよう、国において調査研究を行い、効果的な活用方法を示すこと。
- 各学校設置者が ICT を活用した教育への取組を確実に進めるため、学校の ICT 環境の整備については、「GIGA スクール構想」の実現後に生じる設備の維持・管理や更新等への対応も併せて、高等学校も含め国が継続的に支援する新たな国庫補助制度を創設すること。

(これからの高等学校教育のあり方)

- これからの高等学校は、デジタル社会の進展や人口減少など、社会の構造的な変化に対応しつつ、生徒の多様なニーズに応じて、高等教育機関や実社会との接続機能を果たさなければならない。全国知事会の実施した調査では、ICTとAIドリルの導入により、特に経済困窮世帯の生徒の学力が高まるとの調査結果も出ている。困難を抱える子どもたちへの支援として、ICT等の学習環境を整える施策を打ち出すこと。また、高等学校の魅力化や特色化を進めるため、より柔軟なカリキュラム編成を可能とする、教育課程特例校制度の指定要件の柔軟化や「みなし単位」の上限撤廃を行うこと。また、生徒の学習状況等により適切な修業年限が保障されるよう、学校教育法を改正し、高等学校の修業年限をすべての課程について「三年以上」とするとともに、全ての大学に「大学教育の先取履修を単位認定する仕組み」を構築するよう働きかけるなど、高大連携を一層促進すること。

(魅力ある地方大学の実現)

- 地方創生に資する魅力的な地方大学を実現するため、「地方国立大学の特例的定員増」の採択にあたっては、大学進学者収容力が低い地方の大学を優先的な取り扱いとするとともに、この措置を翌年度以降も継続すること。また、特例的定員増により、地方に真に魅力ある学びの場が作られ、地方への若者の定着が図られるよう、選定された地方大学が地方自治体や地方の産業界と連携して実施する研究開発や専門人材の育成などの特色ある取組に対して、大胆な財政支援を行うこと。
- 地方大学は、地域における「知の拠点」として、地域における新産業の創出、地域の活性化や地域における就学機会の提供と有為な人材の育成・定着等に貢献している。引き続き、地方大学が地域・産業界とのさらなる連携強化やイノベーションの創出、地域産業の振興など、地方創生に資する共創の拠点としての役割を果たせるよう、地方大学の機能強化・研究環境を抜本的に充実するための積極的な財政支援を行うこと。
- 内閣官房が運営している情報ポータルサイトをより効果的で実効性のあるものとし、大学等の地方へのサテライトキャンパス設置の取組を促進すること。

(地方創生における女性活躍の推進)

- 地域の活力と競争力を高め、持続的な発展につなげていくためには、社会の半分を占める女性が能力を十分に発揮して活躍することが不可欠であるため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた柔軟で働きやすい就業環境の整備や、女性の管理職への登用促進など、それぞれの地域において女性も能力を十分に発揮できる仕組みづくりが進むよう、国として必要な支援及び措置を講じること。
- 地域女性活躍推進交付金について、複数年度にわたる同一事業も交付対象とするなど、地域の実情に応じた施策を推進できるよう運用の弾力化を図るとともに、同交付金をはじめとする女性活躍関連予算の規模の拡充を図ること。

(文化の振興・観光の振興・地域の活性化の好循環の創出)

- 地域の古民家等の文化資源を活用して、国内外からの観光旅客の来訪や地域における滞在、消費を促進することにより、文化資源の保存と活用、地域の魅力向上と来訪者の増加、地域経済の活性化の好循環の効果を一層高めることが重要である。そのため、文化観光推進法に基づく、文化施設の機能強化や、地域一体となった文化観光の推進といった取組における、地域の古民家等の文化財への税制上の特例措置を講じ、地域の文化資源の活用を一層促進すること。

(健康まちづくりの推進)

- 人生100年時代を迎えるにあたっては、いくつになっても誰もが健康で生き生きと暮らすことが大切であるとともに、就職時に若者が健康経営に取り組む企業を重視するという結果もあることから、Society 5.0 や SDGs などの考え方も取り入れながら、国民一人ひとりの主体的な健康づくりや、スポーツを通じた健康増進、企業の経営力向上にもつなげる健康経営に向けた取組を進める必要がある。これらは、データを有効活用するなどして、地域ごとに実情に沿ったきめ細かな施策を講じていくことが効果的であることから、安定的な財源を確保し、関係省庁が連携して地方を支援すること。
- 健康寿命の延伸・健康格差の縮小のためには、健康的な生活習慣の定着や健(検)診による疾病等の早期発見が不可欠であり、全医療保険者や市町村が一丸となった特定健診・がん検診の受診率向上に向けた対策や生活習慣病予備群等の確実な把握及び保健指導などの取組を強化する必要がある。このため、全ての人々が漏れなく適切に特定健診やがん検診を受けられるよう、健診機関の充実等の受診環境の整備やICTの活用等による保健指導実施方法の見直しなど、保険者の取組を支援する対策を講じること。

(地方創生 SDGs の実現)

- 感染症により、経済・社会・環境の課題間の深刻なトレードオフが顕在化した今、世界の持続可能性を見据える SDGs の考え方が一層重要となっている。感染症への対応、収束後の社会の変化や人々の行動変容をふまえた政策を検討していく今こそ、SDGs は、地方創生の大きな原動力となる。「誰一人取り残さない」社会の実現をめざした SDGs の理念をふまえ、地方創生のより一層の充実・強化に取り組み、地方創生 SDGs に向けた「自律的好循環」を形成することが重要である。このため、引き続き、SDGs の実践が国民的な運動となるよう、国として必要な広報・啓発活動を一層強化していくとともに、自治体 SDGs モデル事業補助金の複数年度の交付等、地方創生に向けた自治体 SDGs 推進のための取組への支援を拡充すること。

(「国と地方の協議の場」における分野別分科会の設置)

- 国の施策に地方の実情を的確に反映するため、「国と地方の協議の場」において、具体的なテーマについて議論する分野別の分科会を設け、充実した議論と実質的な成果が得られるものとする。

IX 地方創生を下支えするための支援

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確保・充実)《再掲》

- 臨時交付金は、令和2年度補正予算や予備費の活用により、累計で8兆円規模の総額が確保されたことで、地方が必要とする感染症対策、雇用・経済対策に一定程度取り組むことができた。また、今年度においても予備費の活用により、感染拡大の影響を受けている事業者への協力金など、地方が感染症対策を実施するための新たな特別枠として、5,000億円が措置されたことは、高く評価するものである。

一方で、変異株の猛威により、感染が全国各地へと急拡大し、追加的な財政支援を要する状況となっていることや、感染症の拡大による社会経済活動の低迷により、地方の税収入は大幅な落ち込みが見込まれることなどから、地方財政は極めて厳しい状況下にある。地方が引き続き感染症対策はもちろんのこと、特に悪化している雇用情勢をふまえた雇用・経済対策や、地域の実情に応じた独自の対応を、地方の判断により実施できるよう、時機を逸することなく、補正予算の編成や予備費の活用などにより、全ての地方自治体が必要とする額を確保し、追加配分を実施すること。具体的には、地方単独事業に充当できる臨時交付金をさらなる増額や、配分が留保されている事業者支援分の早期配分、協力要請推進枠の地方負担の見直し、即時対応特定経費交付金の期限撤廃及び交付基準の引き下げなど、国として全面的な財政措置と柔軟な運用を行うとともに、協力金単価についてこれまでの運用拡大措置の継続や大規模施設等の規模に応じて算定する協力金に係る事務経費について、飲食店と同様に措置するなど、適用される制度間での協力金の財政支援の公平化を図ること。また、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、基金への積立要件の弾力化や期間延長、繰り越しに係る柔軟な対応や手続の簡素化、実施計画の柔軟な変更の承認や実績報告の簡素化など、さらに自由度の高い柔軟で弾力的な制度とすること。

(安定的な地方創生関連予算の確保)

- 感染症の拡大による社会経済活動の低迷により、地方税の大幅な減収が見込まれる中、日々感染症対策に取り組む地方は、度重なる大規模災害の対応とあわせて、財政調整基金を取り崩しながら財源を確保するなど、行財政運営に大きな影響が生じ始めている。

第1期に積み上げた地方創生の成果を取り戻すとともに、日本の活力を復活させ、感染症の脅威に打ち勝つ強い地方創生を実現するため、地方交付税等、恒常的な一般財源の確保はもとより、安定的に第2期を通じて、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続を行うとともに、「地域社会再生事業費」及び令和3年度に地方財政計画において創設された「地域デジタル社会推進費」を継続すること。また、地方創生推進交付金をはじめとする地方創生関連予算についても大幅に拡充すること。

(地方創生推進交付金制度の大胆な要件緩和と拡充)

- 感染症拡大の影響を受け、停滞しつつある地域経済の活性化のため、暫定的な措置として、地方創生推進交付金について、これまで対象ではなかった現地訪問に係る費

用の負担軽減や事業に参加する県外居住者への給付など、個人や個別企業に対する給付も対象に含めるような用途の大胆な柔軟化を図ること。

- 「移住支援金制度」のさらなる活用促進に向け、国による支援金の対象者である東京 23 区に在住・通勤する者への周知・広報の一層の充実を図るとともに、実施状況や地域の実情もふまえ、さらなる制度の拡充や運用の弾力化等を検討すること。
- 令和 2 年度から設けられた、「Society 5.0 タイプ」については Society 5.0 の実現を加速化するため、採択要件を横展開タイプと同等とするなど、弾力的で柔軟な運用を図ること。
- 間接補助事業について、年度末までの事業期間を確保するため、間接補助方式による補助事業の事業完了の定義を見直し、実績報告後に事業者等への支払いが可能となるよう、運用の改善を図ること。
- 感染症の影響を考慮し、実施計画の 1 年延長、事業年度間の事業内容・事業費の変更など、地方創生推進交付金事業の運用について、柔軟に対応すること。

(地方創生拠点整備交付金の自由度向上)

- 地方創生拠点整備交付金については、引き続き、対象分野を限定せず、地方創生に資するもの全般を対象とし、採択要件の緩和を進めた上で、地方が必要とする総額を当初予算において確保するとともに、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大や、既存施設への新規設備の導入等、交付対象となる事業範囲の拡大を図ること。

(地方拠点強化税制の拡充)

- 地方拠点強化税制については、令和 3 年度末をもって適用期限が到来することになっているが、引き続き地方において若い世代が安心して働ける質の高い雇用の場を確保していくためにも、制度を継続させること。また、感染症の影響により、企業の地方移転への機運が高まっていることから、雇用促進税制による税額控除の大幅拡充、移転に関連する職員住宅・社員寮などの施設の支援対象への追加、オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とする措置の拡充などに加え、本社機能だけでなく様々な部門のサテライトオフィスの設置も対象とするなど、さらなる活用のための制度の充実を行うこと。

(地方創生応援税制の認知度の向上等)

- 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)については、今後とも、寄附活用事業の主体はあくまで地方団体であることに留意しつつ、志ある企業の地方への寄附による地方創生の取組への積極的な関与を促すことにより、本制度の認知度の向上と健全な発展を図るとともに、地方への資金の流れを飛躍的に高めること。また、昨年度に創設された人材派遣型については、派遣人材が、派遣元企業を退職した上で地方公務員法等に基づいて任用する必要があること、給与水準が下がってしまう可能性があることなど、円滑な人材確保に課題があることから、国の官民人事交流制度と同様の制度を創設すること。

(地方一般財源総額の確保・充実)

- 地方一般財源の総額については、「3か年の間実質的に同水準を確保する。」とされた基盤強化期間の終了する令和4年度以降も、感染症対策や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進に係る取組や、2022年度から団塊の世代が75歳以上に入り始めることによる社会保障関係費の増加など、地方の行政需要が増嵩していることをふまえ、地方一般財源総額実質同水準ルールを堅持し、地方が安定的な財政運営に必要な総額を確実に確保し充実させること。

(地方団体への資金繰りへの支援)

- 令和3年度においても、臨時財政対策債をはじめとする地方債に対する公的資金の増額確保や特別減収対策債の延長が行われるなど地方団体の資金繰りへの対策が講じられているところであるが、引き続き、感染症の影響や地方税収の動向を注視し、想定を超える大幅な減収が生じた場合には、令和2年度の措置もふまえ、地方消費税等の税目を減収補填債の対象に加えるなど、必要な対策を講じること。

3 地方税財源の確保・充実等に関する提言

I 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方税財政措置等

1 今後の経済・雇用情勢等を踏まえた追加対策等

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）により、100年に一度の危機ともいえるべき甚大な影響が、地域経済と日本経済のあらゆる分野に、極めて長期間にわたって及んでいる。

全国知事会として、国民・政府とともに我が国の「国難」を乗り越えるべく、引き続き地域の力を結集して国民の命と健康を守りつつ、地域経済を活性化するよう全力を傾けてきたところである。今後とも、積極的疫学調査やPCR検査の徹底、医療提供体制の確保、ワクチン接種の推進や住民への感染防止の呼び掛けなどに全力を挙げることにしているが、これまでにない早さでの感染拡大や重症化をもたらす変異株への対応を含めた感染拡大防止策や医療提供体制の整備はもとより、雇用維持・事業継続や経済活動の活性化・強靱な経済構造の構築などに、引き続き、強力な対策を講じなければならないとの危機感を共有している。

政府においては、こうした現場の実情を踏まえ、猛威を振るっている「変異株」に打ち勝つため、地方と心をつなぐ、今後のワクチン接種の動向等も踏まえ、宣言の解除やその後の感染防止対策と社会経済活動との両立等、中期的な対応方針を早急に示すとともに、地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金の更なる増額など補正予算も含めて機動的な追加対策を躊躇なく実施することを期待する。

(1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の確保・充実及び弾力的運用等

国においては、これまで「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を補正予算や予備費の使用により、同交付金に「協力要請推進枠」等を設け、感染が急速に拡大した都道府県では、飲食店に対する営業時間短縮要請に応じた店舗等に対して「協力金」を支給するなど感染拡大を食い止めるための追加的な取組を行っている。

また、本年2月末時点の各都道府県への調査では、交付限度額分は国において新年度に繰り越した分も含めてほぼ予算計上済みであり、かつ、不足見込額が既に約6,000億円となっていることを踏まえ、予備費を活用し事業者支援分（5,000億円）が追加交付されることとなった。

しかし、新型コロナウイルスの完全な封じ込めは未だ容易なものではなく、今後も、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域の内外にかかわらず全国において感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に時機を逸することなく迅速かつ的確に対応する必要があるとともに、さらに第4波の到来により全国で感染が深刻な状況や地域の実情に応じた独自の対応（国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に上乗せした要請を行い、追加の財政支援を行っていることなど）を行っている団体もあることも踏まえ、全ての地方自治体が必要とする額について、国において確保し、迅速に追加・増額配分を実施するべきである。また、地方公共

団体が独自に発行する食事券の発行や地元産農林水産物の学校給食等への利用等の事業者支援に資する事業も事業者支援分の対象とするなど、地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう、さらなる柔軟な枠の見直しを行うとともに、基金積立要件の弾力化や期間延長、手続きの簡素化などを図るべきである。

具体的には、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置等による休業要請の実施や営業時間短縮要請の対象時間・対象区域の拡大及び要請期間の延長等により、飲食店等に対する協力金やガイドライン遵守のための見回り活動に要する経費が多額になると見込まれることを踏まえ、上乘せ措置を行った場合の地方負担分（40%）の軽減及び即時対応特定経費交付金の期限撤廃・交付基準の引下げなどの財源措置等により、国として全面的な財政措置と柔軟な運用を行うべきである。また、協力要請推進枠による支援の対象について、緊急事態措置区域や重点措置区域以外の地域も含めて、各都道府県知事が効果的な感染拡大防止対策を行えるよう、イベント関連施設等をはじめ、飲食業及び大規模施設以外の事業者に対する休業・時短要請についても対象とするとともに、緊急事態措置とまん延防止等重点措置の間での下限単価の差異を是正するなど、適用される制度間での協力金の財政支援の公平化を図るべきである。加えて、規模別協力金や大規模施設等協力金における面積に応じた支給金額算定の導入により制度が複雑化しており、事業者及び都道府県の双方の事務負担が大きくなっていることを踏まえ、自治体ごとの柔軟な運用を認めるとともに、審査等の外部委託に係る事務費配分額のさらなる拡充及び大規模施設等協力金における事務費の配分を行うべきである。

さらに、同交付金以外の措置である一時支援金について、1年以上にわたる新型コロナウイルスの影響の長期化に加えて、緊急事態宣言が再発令されたこと等により、対象地域や休業・時短要請の対象となった業種はもとより、観光・宿泊・交通関連の事業者や農林水産業をはじめ、全国の幅広い業種の事業者に深刻な影響が顕著となっていることから、地域によって支援の差が生じることを防ぐよう、全国において持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和・企業規模に応じた支給額の引上げを行うとともに、本年3月末で申込みが終了した民間金融機関の無利子融資の申込み再開及び償還・据置期間の延長、セーフティネット保証4号・危機関連保証の指定期間及びセーフティネット保証5号の全業種指定の延長、税や保険料の減免・猶予等の措置を講じるべきである。また、一時支援金や月次支援金等の支援措置について、支援対象地域も含めた支給対象の拡大や支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和等を図るとともに、事業者の負担を考慮した事前確認や書類提出等の簡素化による迅速な給付、自治体を実施する支援制度との役割分担を図るための対象事業者の考え方や支給状況などの情報提供を行うべきである。

併せて、既に大きな損失を被っている上に、緊急事態宣言の延長等により非常に大きな打撃を受けているバス、鉄道、航空、船舶、タクシー、レンタカー、運転代行業者等に対しては、事業規模に応じた手厚い経営支援を行うべきである。また、JRローカル線の安定的な維持・存続を図るため、路線ごとの収支差に応じた減収補填制度を創設すべきである。

（2）「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の確保・充実及び弾力的運用等

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、感染症対策の最前線にある診療・検査機関、入院医療機関及び宿泊療養施設の運営等を支えている。このため、更なる予備費の充当も含め増額を図るとともに、同一医療機関内での転床時の診療報酬かさ上げや空床補償、退院時の移送による後方支援病床の確保のための空床確保、医療機関や高齢者や障害者入所施設の従業者への集中的検査などの医療検査体制の強化、陰圧室や発熱外来の整備等に伴う病院改修による患者受入体制整備の用途拡充、医療・介護従事者等に対する慰労金の支給対象の拡大など、今後の感染拡大状況に応じ、更なる増額も含めた柔軟な対応を行うべきである。

また、薬局・健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより経営上困難な状況であることから、経営安定化のための財政支援等についても対象とするなど、実情に応じて都道府県の判断で柔軟に幅広く活用できるよう見直しを行うべきである。

併せて、新型コロナ患者を受け入れた医療機関に対する迅速かつ安定的な財政支援策として、災害時の概算払いを参考にした感染拡大前の水準での診療報酬支払い制度を適用となる地域の都道府県知事の意見を踏まえたものとし、可及的速やかに実現するべきである。

加えて、受け入れていない医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しくなっていることから、地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充、公立・公的病院をはじめとする全ての医療機関に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう戦略的かつ継続的に対処すべきである。

(3) 地域経済と日本経済の力強い再生に向けた経済対策の実施

新型コロナの感染防止と併せて、社会経済活動を早期に回復し、地域経済と日本経済の力強い再生を実現するために、地域経済の活性化や国土強靱化等に配慮した総合的かつ積極的な経済対策を早期に講ずるべきである。

特に、雇用情勢の更なる悪化が懸念されていることから、業種間での労働移動などの促進策を講じてもおお必要となる場合には、雇用の受け皿を確保するため、基金を活用した「緊急雇用創出事業」等を早急に創設すべきである。

また、雇用調整助成金の特例措置について、緊急事態宣言の長期化の影響が拡大していることを踏まえ、速やかな感染防止措置を実行するためにも、緊急事態宣言地域や重点措置区域以外も含め全国において業種や業況に関わらず特例措置を延長するとともに、5月以降の縮減については縮減前の水準までの遡及適用を行うべきである。

2 地方団体の資金繰りへの支援

新型コロナの拡大防止対策としての不要不急の外出の自粛や国内外との往来の制限、事業者等への休業要請等により、企業の生産活動や住民の消費活動等に対して過去に例を見ない著しいマイナスの影響が生じている。

このため、想定を超える大幅な減収が見込まれる「地方消費税など消費や流通に関わる7税目」について、2020年度（令和2年度）限りの措置として減収補填債の対象税目に追加し、併せて財政融資資金等の安定的な資金確保に向けた措置が講じられた。また、その他の税目や使用料・手数料の減収相当額を発行できる特別減収対策債が創設された。

2021年度（令和3年度）においても、臨時財政対策債をはじめとする地方債に対する公的資金の増額確保や特別減収対策債の延長が行われるなど地方団体の資金繰りへの対策が講じられているところであるが、引き続き、新型コロナの影響や地方税収の動向を注視し、想定を超える大幅な減収が生じた場合には、2020年度（令和2年度）の措置を踏まえ、必要な措置を講じるべきである。

II 地方分権改革の実現等に向けた地方税財源の確保・充実

我が国の景気は、新型コロナの影響により、依然として厳しい状況にある。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症リスクがゼロにならない以上、直ちに経済や社会が元の姿に戻るといっわけではなく、経済の下支えを行いながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るとともに、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（2020年（令和2年）7月17日閣議決定、以下「骨太の方針2020」という。）は、記載内容を絞り込み、今後の政策対応の大きな方向性に重点を置いたものとし、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（2019年（令和元年）6月21日閣議決定、以下「骨太の方針2019」という。）のうち、骨太の方針2020に記載が無い項目については、引き続き着実に実施するとしている。

骨太の方針2019においては、地方財政について、「地方創生の推進や東京一極集中の是正により、東京から地方への人・モノ・金の流れを促進することで、より個性と活力ある地域経済に再生し、同時に、次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくことが重要である」との認識の下、「新経済・財政再生計画に定める目安に従って、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組む中で、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、さらには、臨時財政対策債などの債務の償還に取り組む、財政健全化につなげる」とされており、今後、地方交付税や社会保障、公共事業などについて厳しい議論が行われることが想定される。

しかしながら、地方が責任をもって、社会保障はもとより、新型コロナの感染拡大防止対策、地方創生・人口減少対策をはじめ、感染拡大を踏まえた地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業、デジタル化の推進

など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。地方財政の健全化に向けた努力は、引き続き必要だが、地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であることから、独自の削減が困難であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分については給与関係経費や投資的経費などの地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。このような対応が限界に近づいている中、国の制度や法令の見直しを行わず、仮に一律に歳出削減が断行されれば、地域経済の好循環拡大や地方創生に向けた取組はもとより、住民の安全・安心を支える基礎的な行政サービスを確保することさえ事実上不可能となるおそれがある。

今後、地方が責任をもって、前述した地方の増大する役割に対応するためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築とともに、2022年度（令和4年度）の地方財政計画においても、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増をはじめ、上記のような財政需要を的確に反映し、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を確保・充実すべきである。

Ⅲ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等

地域や住民が必要とする行政サービスを担っているのは地方団体であり、地方団体が安定的にサービスを提供できる財政基盤が確立されてはじめて、地方団体や地方に住む人々による成長戦略や地方創生に向けたチャレンジを生み、地域経済、ひいては日本経済の再生や一億総活躍社会が実現できるのであり、そのためにも安定的な地方一般財源総額の確保・充実は必要不可欠である。

かつて、三位一体の改革として地方交付税総額が大幅に削減されたことが、地方財政の危機に直結し、その後の地方の疲弊につながった。新経済・財政再生計画では、地方についても国の取組と基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組むこととされているが、地方においては、国と同様、社会保障関係費の自然増分に対応しなければならないいうえ、人口減少への対応として地方が創意工夫を凝らして行う少子化対策はもとより、地域経済活性化・雇用対策など様々な取組を強化しなければならない状況にある。近年、地方は、国を相当に上回る懸命な歳出削減に努め、社会保障関係費の増嵩分を吸収してきたが、このような対応が限界に近づいている中、人口減少等を理由とした単純な地方歳出の削減は、再び地方の活力を奪い、人口減少に拍車をかけ、日本全体の衰退を招きかねない。

1 地方一般財源総額の確保・充実

新経済・財政再生計画では、2019～2021年度の基盤強化期間内の予算編成に関し、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされている。また、「社会保障関係費については、再生計画において、2020年度に向けてその

実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、2019年度以降、その方針を2021年度まで継続する」とともに、「消費税率引上げとあわせ行う増（これまで定められていた社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」及び社会保障4経費に係る公経済負担）については、別途考慮する」とされている。

2021年度（令和3年度）の地方財政計画では、新型コロナの影響により、国・地方を通じて税収の大幅な減少が見込まれるなど極めて厳しい財政状況の中、感染症対応、社会保障関係費、デジタル化の推進、防災・減災対策等に係る歳出増を踏まえ、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで実質前年度を上回る62.0兆円を確保している。地方交付税総額については、前年度を0.9兆円上回り、近年の最高額である平成24年度と同水準の17.4兆円を確保するとともに、2018年度（平成30年度）以来の折半対象財源不足が生じる中、地方の強い要望に応え、臨時財政対策債を可能な限り抑制したものとなっている。

2022年度（令和4年度）以降、新型コロナの影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、新経済・財政再生計画や地方財政の状況を踏まえつつ、経済の力強い回復への基盤を築く必要がある。このため、東日本大震災の復興財源を別枠扱いとしたうえで、社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任をもって、新型コロナの感染拡大防止対策、地方創生・人口減少対策をはじめ、感染拡大を踏まえた緊急事態措置や経済活動の自粛により大きな打撃を受けている地域経済の活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業、デジタル化の推進など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、2022年度（令和4年度）以降においても、地方一般財源総額実質同水準ルールを堅持し、今後も安定的な財政運営に必要な総額を確実に確保・充実すべきである。

また、特に、新型コロナ、防災・減災対策、地方創生及びデジタル化に係る事業費及び財源は、重点的に確保すべきである。

とりわけ、2020年（令和2年）12月策定の「全世代型社会保障改革の方針」では、「令和4年（2022年）には、団塊の世代が75歳以上の高齢者となり始める中で、現役世代の負担上昇を抑えることは待ったなしの課題である」とされ、「現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、切れ目なく全ての世代を対象とするとともに、全ての世代が公平に支え合う「全世代型社会保障」の考え方は、今後とも社会保障改革の基本であるべきである」とされた。この考え方を踏まえた取組が、国と地方において求められる中であって、社会保障関係費について、地方においても同様に不可避免的に増加しており、国と同じくその増分について適切に地方財政計画の歳出に計上すべきである。また、社会保障と税の一体改革の実施による引上げ分の消費税・地方消費税の増収分を充てることとされている社会保障の充実や消費税・地方消費税引上げに伴う社会保障支出の増に係る地方負担の増はもとより、社会保障に係る地方

単独事業の経費、社会保障支出以外の経費の消費税・地方消費税率引上げに伴う歳出の増についても、地方の財政需要として地方財政計画に的確に反映すべきである。

2 地方交付税の総額確保・充実等

地方交付税については、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るべきである。

また、地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的に行政運営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえたうえで、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすべきである。

なお、新経済・財政再生計画においては、「業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する」こととされているが、地方の努力により行政コストを下げ、その分地方の財源が減少することになれば、地方が自ら行政の無駄をなくし、創意工夫を行うインセンティブが阻害されることから、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すべきである。

3 国土強靱化の強化、地方創生回廊の実現及び公共施設等の適正管理

近年、大規模な災害が頻発するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。国土強靱化に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感をもって対策に取り組むことが不可欠である一方で、地方財政においては増嵩する社会保障関係費を捻出するため、投資的経費を削減せざるを得ない状況が続いている。

こうした中、国においては、2020年（令和2年）12月、事業規模15兆円程度の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を決定し、ハード・ソフト両面からあらゆる関係者が協働する抜本的な治水対策である「流域治水」を推進する約3,000億円の優先配分枠や、重要インフラの老朽化対策費等が盛り込まれるとともに、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急防災・減災事業債」の事業期間の5年間延長と対象事業等の大幅な拡充や、防災重点農業用ため池を対象施設に追加するなどの「緊急浚渫推進事業債」の拡充といった地方財政措置が講じられている。これらの防災・減災、国土強靱化の取組を強力かつ計画的に推進するため、必要な予算・財源を当初予算において安定的・継続的に確保すべきである。

特に、住宅の耐震化については、全国的な課題であることに鑑み、耐震対策の重

要性と緊急性を広く国民に対し、国により積極的かつ継続的に啓発を行うとともに、住宅所有者の費用負担を軽減するため、十分な財政措置を講ずるなど、住宅耐震対策の抜本的な強化を図るべきである。

併せて、住民の防災意識を高めるためのハザードマップの活用や防災訓練などソフト施策に対しての支援策も強化すべきである。

また、ポストコロナを念頭に地方創生を加速前進させていくため、地方創生回廊を構築し、多核連携型の基盤づくりを戦略的に進めるとともに、人や産業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を推進する必要がある。特に、長期的に多額の費用を要する高速道路などの防災・減災に資するインフラの整備・維持に要する新たな財源の創設について検討すべきである。

さらに、公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する「公共施設等適正管理推進事業費」については、全国知事会調査によれば、都道府県において、2022年度（令和4年度）からの5年間程度で1.5兆円程度もの需要が見込まれるため、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る具体的な取組が一層本格化することなど個別の地方団体の実情も踏まえ、より弾力的で柔軟な運用を検討するとともに、2022年度（令和4年度）以降も延長すべきである。

4 社会保障に係る地方財源の確保

2019年10月には、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定的な財源を確保するため、また、社会保障の充実と財政健全化にも資するよう、消費税・地方消費税率が8%から10%へ引き上げられた。

消費税・地方消費税率の引上げ分は、地方交付税原資分も含めるとその約3割が地方の社会保障財源であることから、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を生じないように、地方交付税原資分も含め必要な財政措置を確実に講ずるべきである。なお、その際、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならない。

また、国民健康保険制度については、2018年度（平成30年度）から都道府県が財政運営の責任主体となったが、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療保険制度間の公平に向けた国の負担のあり方について、引き続き地方と協議を行うとともに、2015年（平成27年）1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に行うべきである。

5 地方財政計画における必要な歳出の計上

新経済・財政再生計画では、地方財政については、国の歳出の見直しと基調を合わせることでとされているが、地方歳出は、地方財政計画が全体として抑制基調にある中で、人口減少・少子高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や少子化対策への対応、地域経済活性化・雇用対策などに係る歳出の増を、地方の給与関係経費や投資的経費の削減などで吸収し、また、これまでは歳出特別枠で実質的に確保してきたと言える。そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に

措置すべきである。

2018年度（平成30年度）地方財政計画においては、リーマン・ショック後の緊急対策として地方財政計画に計上されてきた歳出特別枠の廃止に伴い、公共施設等の老朽化対策の対象事業の拡充及び事業費の増額や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出が確保されたほか、2020年度（令和2年度）地方財政計画においては、地方法人課税の新たな偏在是正措置により生じる財源の全額4,200億円を活用した「地域社会再生事業費」が創設され、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための歳出が確保されている。さらに、2021年度（令和3年度）地方財政計画においては、地方のデジタル改革の実現に必要な経費として、新たに「地域デジタル社会推進費」として2,000億円が確保されている。これらの歳出を含め、引き続き、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施するため、必要な歳出を確実に計上すべきである。

一般行政経費（単独）等の枠計上経費については、内訳や積算が明らかではないことから、当該財源を活用した事業の実績・成果を把握し、計上水準の必要性・適正性について検証すべきとの議論がある。また、新経済・財政再生計画では、「地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する」こととされている。

近年、一般行政経費（単独）については、社会保障関係費の増嵩分があるにも関わらず、ほぼ同額で据え置かれている現状にある。そもそも、一般行政経費（単独）は、地方が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費であり、地方は、国の制度に基づく全国レベルの国庫補助事業と、地方の実情に応じたきめ細かな地方単独事業を組み合わせることで行政サービスを提供し、住民生活の安心を確保している。今後、地方分権改革が進展し、また、地方創生の実現に向けて地方の主体的な役割が高まる中で、地方が自主性をもって、地方単独事業に取り組むことができるよう、その総額を確保・充実すべきである。

6 臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保

2021年度（令和3年度）地方財政計画では、地方税の大幅な減収等により、財源不足額が5.6兆円増の10.1兆円に大幅に増加し、2018年度（平成30年度）以来となる折半対象財源不足が生じたことから、臨時財政対策債は前年度から2.3兆円増の5.5兆円とされた。

新経済・財政再生計画では、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、更には、臨時財政対策債等の債務の償還に取り組み、国・地方を合わせたプライマリー・バランスの黒字化につなげるとされている。

極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、臨時財政対策債については、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るとともに、その償還額が累増していることを踏まえ、引き続き発行額の縮減・抑制に努め、併せて、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保す

るとともに、その償還財源についても確実に確保すべきである。

7 大規模災害からの速やかな復旧・復興

東日本大震災からの復旧・復興について、国は、2021～25年度（令和3～7年度）の5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、この期間の事業規模と財源を定めたところであるが、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで特例的な財政支援措置を継続し、国の責任において所要の財源を十分に確保すべきである。

また、相次いで発生している大規模災害から早期に復旧・復興を成し遂げるためには、人的支援の強化など、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組む必要があることから、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講ずるとともに、補正予算を含めた機動的な対応を図るべきである。

8 補助金の見直しについて

補助金については、地方の実情を踏まえて自由度を高めるほか、要件の緩和、手続きの簡素化、補助単価等の実態に即した見直しなど、対象や工程について地方と十分に協議した上で地方の実情を踏まえた見直しを行うべきである。

IV 地方創生の推進

1 地方創生・人口減少対策のための財源確保

政府においては、2020年（令和2年）12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）を策定し、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すため、第1期（2015年度～2019年度）の成果と課題等を踏まえて、「地方とのつながりを築き、地方への人の流れをつくる」といった基本目標に加え、地域における Society5.0 の推進や地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくりによる「新しい時代の流れを力にする」などの横断的な目標の下に取り組むこととしている

東京圏への2020年（令和2年）の転入超過は9万9千人と前年よりも減少したものの、依然として東京圏への一極集中の傾向は継続している。一方で、国のアンケート調査によると、東京圏在住者（20～59歳）の約半数が地方圏での暮らしに関心を持っており、若い人ほど関心が高く、また、地方圏出身者（転入者）の方が東京圏出身者よりも関心が高いという結果になっている。これらも踏まえ、「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」（2020年（令和2年）7月17日閣議決定）では、「今般の感染症が都市部を中心に拡大していることを踏まえ、都市部への人口集中・過密に伴うリスクを減少・回避することの重要性についての認識が広がってきている」、また、「感染症の拡大に伴う、テレワークなどの経験により、地方移住や、副業、ワークライフバランスの充実への関心の高まりが見られるなど、国民の意識・行動に大きな変化が生じてきている」とされ、「この変化を逃すことなく、地

方創生の実現に向けた取組を加速しなければならない。全国津々浦々、医療、福祉、教育など社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)を進めつつ、ポスト・コロナ時代の新たな日常に向けて、東京圏への一極集中の是正、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備に向けた取組の強化を図る」こととされている。

さらに、2020年(令和2年)7月以降、住民基本台帳住民移動報告において、東京圏からの転出者が転入者数を上回る月が現れ、人口移動に変化の兆しが見られる。

新型コロナの感染拡大や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期などにより、地方創生の取組にも大きな影響が懸念されるが、人口や大企業などの税源そのものが東京などの大都市に集中する我が国の社会構造を抜本的に是正することが重要であり、都市と地方の自立・連携・共生、さらには、国土強靱化の推進を図る観点から、「新次元の分散型国土」の創出に向け、国・地方、産学官金労言などあらゆる主体が「人口減少」の危機感と「地方創生」の意義を共有し、国民的機運の醸成を含め、地域社会が抱える構造的な課題に対し一体的に取り組むことが必要である。

また、構造的な課題の解決には長期間にわたる取組が必要であり、そのための恒久財源を確保し、全ての地方が互いの個性を活かしながら連携して共に成長し、共生する社会の構築に向けた地方創生の取組を息長く支援するとともに、常に適切な施策を検討・検証し、早急かつ着実に実施すべきである。

(1)「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続

地方創生は、中長期の人口の推移など、次の世代やその次の世代の危機感を共有し、人口減少に歯止めをかけて、それぞれの地域に活力を取り戻していくための息の長い政策であり、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくために、2015年度(平成27年度)以降、地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべきである。

(2)「地方創生推進交付金」等の拡充・継続及び弾力的な運用

地方一般財源総額の確保・充実に加え、地方創生の取組を深化させるための交付金については、地方版総合戦略に基づく施策や事業を安定的・継続的に推進する必要がある中で、交付金に対する地方の期待が極めて高い。

「地方創生推進交付金」は、2021年度(令和3年度)当初予算において1,000億円が、「地方創生拠点整備交付金」は、2020年度(令和2年度)第3次補正予算において500億円がそれぞれ計上されるとともに、「地方創生拠点整備交付金」については、2021年度(令和3年度)当初予算において地方創生推進交付金の内数として、複数年度にわたる施設整備事業分が50億円に増額されている。両交付金については、地方創生の更なる深化や取組の全国展開に向け、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大や予算枠の拡充など、地方の意見等を十分踏まえ、更なる拡充やより柔軟な運用を図るべきである。

(3)「移住・起業支援金制度」の活用促進

地方へのU I Jターンによる起業・就業者創出のため、2019年度（令和元年度）当初予算で創設された「移住・起業支援金制度」については、対象者や対象企業に係る要件緩和など運用の見直しが図られたところである。

「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」においては、「地方創生移住支援事業については、若い世代や関係人口の地方でのチャレンジを後押しする観点から、制度の対象を拡充する」とともに、「Society5.0関連業種等のクリエイティブで付加価値の高い産業分野での起業や、第二創業による当該産業分野への進出を支援するなど、起業支援事業を拡充し、若者を惹きつけるような産業を地方に創出し、雇用拡大等により地域経済を活性化させる」とされている。

地方への新しいひとの流れを大きくし、東京一極集中を是正するためには、地方への移住や地方での起業の動きをさらに後押しすることが必要であり、「移住・起業支援金制度」の更なる活用促進に向け、国による支援金の対象者である東京23区に在住・通勤する者への周知・広報の一層の充実を図るとともに、実施状況や地域の実情も踏まえ、更なる制度の拡充や運用の弾力化等を検討すべきである。

2 デジタル社会の実現に向けた税財政措置等

(1) デジタル・ガバメントの構築に向けた財政的支援

2020年（令和2年）12月、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「2020年改訂版デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定され、「自治体DX推進計画」が策定された。この基本方針においては、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」及び「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」というデジタル社会の将来像が掲げられ、「デジタル社会がもたらす価値について丁寧に説明し、デジタルリテラシーの向上等を図ることによって、デジタル化の浸透を図る」ことや「徹底した国民目線で、ユーザーの体験価値を創出していくためには、多様な主体によるデータの円滑な流通を可能とし、分野を跨ったデータ連携を進めていく」ことなどの検討の方向性を含めたIT基本法の見直しの考え方、さらには、デジタル庁設置の考え方などが示されている。また、この実行計画においては、自治体情報システムの標準化・共通化や、これに向けた共通プラットフォーム「(仮称) Gov-Cloud」の構築、マイナンバー制度の抜本的な改善、個人情報保護法制の見直し等が盛り込まれ、これらを踏まえたデジタル改革関連法が成立したところである。

また、「自治体DX推進計画」において、2025年度（令和7年度）までに、地方自治体が取り組む情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化などを国が重点的に支援することとされ、デジタル基盤改革支援については、令和2年度第3次補正予算において、1,788億円、マイナンバーカードの普及促進については、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度当初予算において、計2,648億円が計上された。

今後も、これらの基本方針等に基づき、国民目線でデジタル社会の実現に向けた取組を進めることが重要であり、地方自治体の意見を丁寧に聞きつつ、必要かつ十分な財源を確保すべきである。特に国が主導して地方自治体の情報システムの標準

化・共通化を進めるからには、国が整備する「(仮称) Gov-Cloud」上に構築される標準準拠システムへの移行等に要する経費について、全額国費で支援すべきである。

また、標準化に伴う運営経費等の減少額を地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な措置を講ずるべきである。さらに、自治体がデジタル化に取り組む上ではデジタル人材が不可欠であり、国はデジタル人材の確保及び育成のために必要な財政支援を行うべきである。

(2) 地方における5GをはじめとしたICTインフラ整備への財政的支援

2020年(令和2年)春から商用サービスが開始された第5世代移動通信システム(5G)は、超高速、超低遅延、多数同時接続という3つの特性を有し、都市部はもとより、人口減少が進む中山間地域をはじめとする地方にとって、医療、教育、農業、働き方改革、モビリティサービスなど様々な分野における活用が見込まれており、様々な社会課題の解決を図るSociety5.0時代における地方創生の更なる推進やデジタル活用共生社会の実現に向けた必須の基幹通信インフラであり、都市と地方の共生に向け、偏りなく普及を進めることが肝要である。

2021年度(令和3年度)当初予算においては、過疎地等の条件不利地域における無線通信事業者等の5G基地局整備等への補助や地方公共団体、電気通信事業者等の高速・大容量無線局の前提となる光ファイバ等の整備への補助などが継続された。

国においては、引き続き、地方を含むエリアへの早期の5Gサービスの拡大とともに、条件不利地域以外の地域と条件不利地域との整備の格差はもとより、都市と地方とのICTインフラ等の整備に格差が生じないように、光ファイバ網整備等に対する国庫補助事業の継続・拡充(大都市部以外の地域についてはより高率の補助率とする等)や自治体負担分が生ずる場合の十分な地方財政措置を講ずるとともに、光ファイバのネットワークが災害時にも維持されるよう、国土強靱化の観点に立った多重化などの促進、地方自治体が所有する光ファイバ網の情報通信基盤の更新に対する支援制度の創設など、万全の対策を行うべきである。

また、2021年度(令和3年度)当初予算においては、地域の企業等をはじめ様々な主体が個別のニーズに応じて独自の5Gシステムを柔軟に構築できる「ローカル5G」等の実現に向けた開発実証などが継続・拡充されているが、デジタル庁の設置など、5Gを利活用した地域の活性化や課題解決に意欲的に取り組む自治体に対する省庁横断的で総合的な支援体制を構築し、地方における具体的な利活用事業の実施をさらに積極的に支援すべきである。

(3) テクノロジーを活用した新しい働き方の加速

感染症への対応として、都市部では公共交通機関利用による長時間通勤、混雑など「三密」のリスクを避ける観点からテレワークの導入が急速に進むとともに、感染予防のため「新しい生活様式」が求められており、世の中の考え方や働き方が大きく変わってきている。感染拡大が落ち着いた後も、その状況が「新しい常態(ニューノーマル)」になれば、例えば在宅勤務やワーケーションが普通のことになる社

会の到来が予想される。

2020年度（令和2年度）第3次補正予算においては、地方でのサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・滞在等への支援する「地方創生テレワーク交付金」が100億円計上されている。テレワークやリモートワーク等の時間や場所にとらわれない働き方を積極的に推進する観点から、地方自治体及び民間事業者が主体性を十分に発揮できるようにしつつ、十分な事業費を確保するとともに、柔軟な使途とすることなど制度の更なる拡充についても検討すべきである。

（４）マイナンバー制度の抜本的改善

マイナンバー制度は、国民にとって利便性の高い社会を実現するとともに、社会保障や税の分野における行政の効率化、適正な課税・徴収の推進、正確で公平な給付の実施などにつながるため、国・地方を通じた行財政改革や財政健全化にも資するものである。

地方税をはじめ税・社会保障・災害対策などの分野において、利用が進められているところであるが、マイナンバーカードを個人認証の共通基盤とした安心安全な利用環境を確保するという原則に立って、引き続き、国民の理解を深めるため、あらゆる年齢層を意識した分かりやすい周知・広報活動に積極的に取り組むとともに、

更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、マイナンバーの利用範囲の拡大や健康保険証、各種免許証及び障がい者手帳等との一体化など、安全性と利便性の両立を可能とする仕組みの速やかな構築を行うべきである。また、国・地方が連携しながら、円滑な制度の利用と情報セキュリティの確保も含めた適切な運用が行えるよう、地方団体に対する財政面での支援や制度面、運用面での協力を引き続き遺漏なく行うべきである

3 人口減少対策等に資する新たな税財政措置

骨太の方針2020では、「急速な少子高齢化や働き方の変化、『新たな日常』の構築など、経済社会の構造が大きく変化する中、骨太の方針2019や税制調査会の答申などを踏まえ、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、引き続き、税体系全般にわたる見直し等を進める」こととされている。

今後、全ての都道府県が人口減少局面に突入することが見込まれる中で、少子化等の厳しい現状を抜本的に改善し、地方創生を推進していくため、子どもを持つ世帯（特に多子世帯）に有利な制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、これまでにない新たな仕組みが必要であり、所得税・個人住民税における諸控除のあり方をはじめ、三世帯同居・近居の促進など、少子化対策に資する税制について幅広く検討すべきである。その際、地方の行政サービスを支えるための自主財源を充実・確保することを前提として、検討を進めるべきである。

さらに、次世代育成支援については、2020年度（令和2年度）から大学等の修学支援に対する低所得者世帯への給付型奨学金が実施されるとともに、令和2年度第3次補正予算において、「地域少子化対策重点推進交付金」の増額や不妊治療に係る

助成措置拡充が図られたところであるが、引き続き、「地域少子化対策重点推進交付金」の拡充と運用の弾力化、2022年（令和4年）4月からの保険適用を見据えた不妊治療への支援の拡充、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施、給付型奨学金の拡充や無利子奨学金の充実、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の全面的な廃止、多様な保育サービスの拡充、子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の安定財源の確保など、引き続き子育て支援の充実を図るべきである。

特に、待機児童の解消については、2020年（令和2年）12月に「新子育て安心プラン」が策定され、2024年度（令和6年度）までに約14万人分の保育の受け皿整備と児童手当の特例給付の見直し等により2025年度（令和7年度）分までの運営費が確保された。引き続き、国の責任において安定財源を確保した上で、待機児童の解消に向け、対策の充実・強化を図るべきである。

また、2021年度（令和3年度）地方財政計画において、児童相談所の児童福祉司等を「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の目標年度を1年前倒して増員するため、地方交付税措置が拡充されたところであるが、引き続き困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化に向け、児童相談所の機能強化に係る財政支援の更なる充実、教育負担軽減等の更なる充実・強化、「地域子供の未来応援交付金」の拡充と運用の弾力化など、全ての子どもの安心と希望を実現するための対策の更なる充実・強化を図るべきである。

また、東京23区からの地方への本社機能の移転や地方拠点の拡充を行う企業に対して税制上の優遇措置を講ずる「地方拠点強化税制」については、2021年度（令和3年度）末をもって適用期限が到来することになっているが、これまでの取組により、地方での本社機能の移転や拡充、雇用の創出や転入が進展していることに加え、新型コロナの影響で企業の地方移転への機運が高まっていることから、地方において若い世代が安心して働ける質の高い雇用の場を確保していくためにも、本制度は継続すべきである。さらに、これまでの実績や効果なども踏まえたより実効性のある税制とすべく、雇用促進税制の税額控除を大幅拡充し、支援対象として移転に関連する施設（職員住宅・社員寮など）を追加するとともに、オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とするなど制度の更なる拡充を検討すべきである。

4 地方創生に資する大学改革に対する国の財政支援等

地域の活力の向上と持続的発展を図るため、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づき、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度の拡充・継続、東京23区内の大学の学部等の収容定員の着実な抑制、地域における若者の雇用機会の創出等により、地域における若者の修学及び就業を促進すべきである。

また、地方団体が地方大学や産業界との間でコンソーシアムを構築し、首長のリーダーシップのもと、地域の中核的な産業の振興と専門人材の育成に地域が一丸となって取り組む優れたプロジェクトやそのための施設整備等を支援する「地方大学・地域産業創生交付金事業」については、2021年度（令和3年度）においても

97.5 億円が継続確保されているが、財政需要に十分対応できる額を確保し、着実に継続すべきである。

(注：東京都は、東京 23 区内の大学の定員増の抑制を見直すべきとの意見を表明した。)

5 「ふるさと納税」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の運用

ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資する効果もあるが、返礼品の送付については、地方団体間の競争が過熱しているほか、一部の地方団体において制度の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がなされた。そのため、総務大臣通知により寄附額に対する返礼品の調達価格の割合（返礼割合）等を含む返礼品のあり方が示され、返礼割合の徹底や地場産品以外の送付について責任と良識のある対応が要請されてきたが、依然として、一部の地方団体が過度な返礼品によって多額の寄附を集める状況が続いていた。

そのため、2019 年度（令和元年度）制度改正において、これまでの全ての地方団体が自動的にふるさと納税の対象となっていた制度を改め、地方税法において制度本来の趣旨に沿った募集の方法に係る基準を定め、当該基準に適合して募集を適正に実施する地方団体として総務大臣が指定する地方団体をふるさと納税の対象とする「ふるさと納税指定制度」が創設され、2019 年（令和元年）6 月から施行された。また、2020 年（令和 2 年）6 月の最高裁判決を受けて、基準の一部見直しが行なわれたところである。

今後とも、「ふるさと納税制度」を健全に発展させていくため、今回の制度改正の趣旨を踏まえつつ、地方団体においては、引き続き、金銭類似性の高いもの、資産性の高いものを返礼品として送付する行為は行わないようにするなど、総務大臣通知等も踏まえ節度ある運用とすべきである。

また、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」については、2019 年度（令和元年度）末をもって適用期限が到来することになっていたが、2020 年度（令和 2 年度）税制改正において、その適用期限を 5 年延長するとともに、税額控除割合（従前：最大 3 割）を最大 6 割に拡充して、企業の自己負担（従前：4 割）を 1 割に引き下げ、個別認定から包括認定に転換する計画認定手続の簡素化や寄附時期の制限緩和などの大幅な制度の改善がなされた。加えて、2020 年（令和 2 年）10 月には、企業版ふるさと納税制度を活用し、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材を地方団体等に派遣することを促す仕組みとして、「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」が創設され、既に活用が始まっている。

企業版ふるさと納税は、国、地方団体のみならず企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取組とするものであり、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとなると期待できるものである。このため、各地方団体においては、企業の理解を得るなど引き続き制度の活用に努めるとともに、国においては、今後とも、寄附活用事業の主体は

あくまで地方団体であることに留意しつつ、志ある企業の地方への寄附による地方創生の取組への積極的な関与を促すことにより、本制度の健全な発展を図るとともに、地方への資金の流れを飛躍的に高めるべきである。

6 魅力あふれる地域づくりのための財源措置

(1) スポーツ・文化施策への財源措置

新型コロナの感染拡大を受け、地方においては、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の一年延期により、2020 年度（令和 2 年度）に発現が期待されていた需要が先送りされたことに加え、地域等が主催する関連イベントやホストタウンの準備などに既に経費を要しているほか、各地においてスポーツ・文化芸術活動の中止・延期等を余儀なくされている。

国においても、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の延期を踏まえたホストタウンの支援のほか、スポーツ・文化芸術活動に対する事業継続や活動再開に向けた支援、体験機会の創出に取り組むこととしているが、地方における取組や負担増に対して国費による支援を講ずるとともに、地方がその実情に応じ、拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等を図ることができるよう、公共施設等適正管理推進事業債の対象施設のより弾力的で柔軟な運用等を検討すべきである。

(2) 観光施策への財源措置

ワールドマスターズゲームズ 2021 関西、2025 年大阪・関西万博や第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）の開催等も見据え、将来的なインバウンド需要の復活をはじめとした観光の活性化にあたっては、国民の不安を払拭するため、水際対策の徹底をはじめとした環境整備はもとより、国内観光も含めた今後の具体的な対策や行程を明らかにするとともに、受入環境の整備や観光資源の磨き上げなどに積極的に取り組めるよう、必要かつ十分な財源を確保すべきである。

なお、2018 年度（平成 30 年度）税制改正において、地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致し、地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上等に資する施策に充当する財源として創設され、2019 年（平成 31 年）1 月から導入された国際観光旅客税については、これまでも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていること等を踏まえ、その税込の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分するよう検討すべきである。

7 国家戦略としての政府関係機関の地方移転等

政府は地方への新しいひとの流れをつくる方針のもと、政府関係機関の地方移転を検討してきたが、国家戦略としての地方移転は緒についたばかりである。

中央省庁の地方移転については、まち・ひと・しごと創生本部において決定した「政府関係機関移転基本方針」や「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に沿って速やかな移転実現を図るとともに、研究機関・研修機関等についても、2017 年（平成 29 年）4 月に公

表された「地方移転に関する年次プラン」に基づき、地方移転を着実に進めるべきである。

また、中央省庁のサテライトオフィスの検討については、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策パッケージにおいても、「働き方改革にも寄与しながら、中央省庁の職員の地方での勤務を促進する方策を検討するため、サテライトオフィスを活用して中央省庁の職員が地方で中央における業務の一部を実施できる体制を整える」とされている。

これらの政府関係機関の地方移転等については、2023年度（令和5年度）中に地方創生上の効果、国の機関としての機能の発揮等について総括的な評価を行い、これを踏まえて必要な対応を行うこととされたが、地方への新しいひとの流れを大きなうねりとするため、今回限りの一過性のものとせず、今後も国家戦略として継続して検討し、実現に向けて国が主体的に取り組むべきである。

V 税制抜本改革の推進等

1 法人税改革に伴う地方法人課税の見直し

法人課税については、「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変えることとされ、2018年度（平成30年度）までに法人実効税率を29.74%まで引き下げる一方で、大法人（資本金1億円超）に対する法人事業税の外形標準課税の拡大など課税ベースの拡大等により財源が確保された。

また、平成28年度与党税制改正大綱（以下「平成28年度大綱」という。）においては、「今後とも、国際競争条件や社会構造の変化に応じて、法人課税のあり方について、必要な見直しを行う」こととされている。

今後の法人課税のあり方を検討する際には、国と地方を通じた巨額の財政赤字が生じており、さらに、今後の人口減少・少子高齢化の進展による社会保障関係費等の増加が避けられない中で、法人課税は、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源となっていることを踏まえ、地方財源が適切に確保されるようにすることを前提として議論されなければならない。

また、地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地域社会の費用について、その構成員である法人も幅広くその負担を担うべきという観点から課税されているものである。

以上に十分留意のうえ、具体的な検討にあたっては、以下の点を踏まえるべきである。

（1）外形標準課税のあり方の検討

法人事業税の外形標準課税の拡大については、応益性の強化や税収の安定化に資することなどから、長年、全国知事会が求めてきたものであり、2016年度（平成28年度）税制改正においては、成長志向の法人税改革をさらに推進するため、大法人に導入されている外形標準課税を8分の5まで拡大するとともに、中堅企業に対する負担変動の軽減措置が講じられた。

今後の法人税改革にあたっては、「外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う」とされており、今後、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済への影響を踏まえて、中小法人への適用については慎重に検討すべきである。

(2) 法人事業税の分割基準の見直し

法人事業税の分割基準のあり方については、平成28年度大綱において大法人向けの外形標準課税の拡大も踏まえて検討を行うこととされ、2017年度（平成29年度）税制改正では、電気供給業に係る改正が行われた。

分割基準は前回の見直し2005年度（平成17年度）から10年以上経過しており、より実態にあったものに見直すべきである。その際、工場のロボット化・IT化の進展等の社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とすべきである。なお、近年の法人形態や取引形態など社会経済情勢や企業の事業活動の変化等を踏まえた対応についても検討すべきである。

分割基準の見直しについては、法人事業税の応益課税の性格を踏まえたものとし、財政調整を目的として行うべきではない。

(3) 収入金額課税制度の堅持

与党税制改正大綱において検討事項とされてきた法人事業税の収入金額課税制度については、2020年度（令和2年度）税制改正において、電気供給業の一部に付加価値割、資本割及び所得割を組み入れることとされたものの、その大半で収入金額による外形課税が維持された。

一方、ガス供給業に係る収入金額課税制度については、令和3年度税制改正大綱の「第三 検討事項」において、「小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」とされている。

しかしながら、電気・ガス供給業は、発電・製造、送配電・導管及び小売の各事業部門が相互に密接に関連しており、事業全体として、消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有しているところである。

収入金額課税については、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受託している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すべきである。

2 個人住民税の充実確保

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任す

るという性格を有している。所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲により、従前にも増して地方の基幹税目として重要なものとなっていることを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めるべきである。

また、今後の個人所得課税の見直しにあたっては、個人住民税が地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、その充実・確保を前提として検討すべきである。

3 固定資産税の安定的確保

固定資産税については、2021年度（令和3年度）税制改正において、土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みが3年間継続された一方で、同年度に限り、課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置が講じられた。固定資産税は地方団体の重要な基幹税目であることから、令和4年度以降は、負担の均衡化に向けた負担調整措置の仕組みを適用するとともに、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、様々な軽減措置を見直すことなどにより、その安定的確保を図ること。また、固定資産税は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、国の経済対策に用いるべきではない。生産性革命の実現や新型コロナ対策などの経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものである。更なる対象の拡充は断じて認められず、期限の到来をもって確実に終了すべきである。

4 自動車関係諸税の見直し

令和3年度税制改正大綱において、自動車税環境性能割については、税率の適用区分に係る燃費基準を2020年度基準から2030年度基準に切り替えた上で、クリーンディーゼル車をガソリン車と同等に扱う等の見直しが行われた。また、「自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとする」とともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」とされた。

今後、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層高まっていくと見込まれる中で、特に、自動車税は道路損傷負担金的性格も有するとされている都道府県の基幹税であり、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源となっていることや、車体課税に係る地方税収は2009年度（平成21年度）の自動車取得税へのエコカー減税の導入等により大幅に減少してきていること

などを考慮し、今後の自動車関係諸税の見直しにあたっては、必要な地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保するなど、地方財政に影響を与えないよう留意すべきである。

5 ゴルフ場利用税の堅持

平成 29 年度与党税制改正大綱以降「今後長期的に検討する」とされてきたゴルフ場利用税については、令和 2 年度税制改正において、東京オリンピック競技大会出場選手等に対して非課税措置を新たに講じた上で、現行制度を堅持するとの結論となった。

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応していることに加え、ゴルフ場利用税等を活用して、ゴルフをはじめとする各種スポーツの振興に積極的に取り組んでいること、域外から来訪する担税力のあるゴルフ場利用者が受益に応じて負担していること、その税収の 3 割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その 7 割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すべきである。

6 消費税・地方消費税に係る中小企業者への配慮

2023 年（令和 5 年）10 月から導入されることとなっている、インボイス制度については、中小企業者に与える影響等を踏まえながら、制度の円滑な導入に向けて、十分な周知や広報を行うなど、引き続き必要な支援等を行うべきである。

7 地方税の電子申告・電子納税の一層の推進とシステムの安全性等の確保

2019 年（平成 31 年）4 月 1 日に地方税共同機構が設立され、同年 10 月から地方税共通納税システムの運用が開始されたが、納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方団体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、国税・地方税間の情報連携の更なる推進を図りつつ、地方としても、賦課課税の多い地方税の特性を踏まえつつ、eLTAX 等を活用した全国統一的な対応の充実など、地方税の電子化を一層推進していく必要がある。

令和 3 年度税制改正大綱では、地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割が追加され、2023 年度（令和 5 年度）以降の eLTAX を通じた電子納付に向けて検討が進められている。また、2020 年（令和 2 年）12 月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」や 2021 年（令和 3 年）9 月に施行予定の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国は市町村税の 4 税目に係るシステムについて標準仕様書を示し、2025 年度（令和 7 年度）までに各市町村が標準仕様準拠したシステム利用を目指している。

引き続き、電子化・標準化にあたってのシステム構築やシステムの安全性・安定性の担保等は重要な課題であることから、国としても必要な支援や財政措置を適切

に講ずるべきである。

さらに、新型コロナウイルスの拡大を踏まえ、税務手続のデジタル化を推進するため、地方税共通納税システムの更なる活用などに関して、対応策を検討すべきである。

なお、こうした地方税の電子申告・電子納税の一層の推進にあたっては、地方団体の意見を丁寧に聞くことが必要である。

VI 課税自主権の活用等

1 課税自主権の積極的な活用

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方団体の財政状況を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

地方分権改革を進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要があり、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を活かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権の更なる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。

2 課税自主権の拡大をはじめとする地方の自由度の拡大に向けた検討

地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等は認められているものの、実際の適用には高いハードルがあり、神奈川県臨時特例企業税条例を違法・無効とした2013年（平成25年）3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方団体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたことを踏まえ、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の見直しの検討を進めるべきである。

その観点からも、2012年度（平成24年度）税制改正において導入された「地域決定型地方税制特例措置」については、地方の自主性を尊重するため、地域の実情に応じて適用の拡大を図る方向で検討することが適当である。

VII 国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項等については、法定化された「国と地方の協議の場」における協議項目とされている。2022年度（令和4年度）の地方財政対策や税制改正等についても、「国と地方の協議の場」の議題とするとともに、地方の実情を踏まえた政策を立案、推進するため、社会保障や地方税財政などの特に重要なテーマについて

は、分野別分科会等を設置し、地方の意見を適切に反映すべきである。

4 デジタル社会の実現に向けた提言

～ 誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化のために ～

政府は、コロナ禍で顕在化した我が国のデジタル化の遅れに対処するとともに、国際競争力の強化及び国民の利便性の向上や、少子高齢化の進展への対応など直面する課題の解決を図るため、デジタル社会の形成を強力に推進するとされ、令和3年通常国会において、デジタル社会の基本理念や「デジタル庁」の新設等を柱とする、デジタル改革関連法が成立した。

こうした中、我々全国知事会としても、これまで国の動きに即応し、47人の知事が一致結束して「デジタル社会推進本部」を立ち上げ、国に対して、デジタル社会の実現に向けた数々の提言を行ってきた。

今後、我が国のデジタル化は新たな段階を迎え、司令塔を担うデジタル庁の下、様々な分野での取組が本格的に始動することとなる。その取組を深化・加速させ、全ての国民が日常生活の中で利便性の向上やゆとりと豊かさを実感できるようにするためには、国、地方自治体、事業者それぞれが果たすべき責務を全うし、社会全体のデジタル化に関する施策を迅速かつ着実に実行するとともに、確実な成果を積み上げていかなければならない。

我々全国知事会は、全ての国民が、あまねくデジタル化の恩恵を享受するとともに、デジタル技術を主体的に活用し、それぞれの地域で自らの個性や能力、創造性を余すことなく発揮できる、豊かで活力あふれるデジタル社会の実現を目指して、引き続き国や市町村、民間等と連携し、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を、スピード感を持って進めていく決意である。

については、政府におかれては、こうしたデジタル化の推進に向けて、我々が重視する以下の項目に適切かつ迅速に対応されるよう、ここに提言する。

I デジタル社会を支える基盤の抜本的な改善・強化

1 新たなビジョンの実現に向けた施策の推進

新たに制定された「デジタル社会形成基本法」に基づき、デジタル社会のビジョンを実現する上での基本方針となる国の「重点計画」については、地方とも十分に協議の上で作成し、全ての国民が、豊かで活力あふれるデジタル社会のイメージを共有できる内容とするとともに、様々な主体が一体となり、社会全体のデジタル化に向けた取組を進められるよう、目標とする項目や達成する時期等を分かりやすく、明確に示すこと。

その上で、取組の推進に当たっては、司令塔となるデジタル庁を中心に省庁間の縦割りを排し、地方自治体や民間事業者などと緊密に連携しながら、迅速かつ集中的に実施すること。

2 高度情報通信ネットワークの形成とユニバーサルサービス化の実現

(1) 光ファイバの整備促進

国における、光ファイバ整備の支援に係る予算措置の大幅な増額と、支援対象の条件不利地域以外への拡大が、従前、整備が進まなかった地域での整備促進につながったものの、様々な事情により整備に未着手の地域も残されていることから、こうした支援制度の拡充に継続的に取り組むこと。

特に、未整備地域が多く残されている離島については、「海底ケーブルの敷設」により整備費や維持管理費が多額になるなど、財源面のハードルがなお高いことから、支援制度の一層の拡充を図ること。

さらに、災害等の非常時においても、高度情報通信ネットワークの機能が維持されるよう、「国土強靱化の観点」に立って、「光ファイバ網の多重化や地中化」等を促進するための新たな支援制度を創設すること。

(2) 光ファイバの高度化支援

新たな生活様式の実践により普及が進んだテレワーク等により、需要が高まっている光ファイバ網について、伝送速度や通信の安定性、通信容量等の性能を十分に備え、持続的かつ安定的に利用できるよう、芯線増強や機器更新等による性能の高度化に対する支援制度を拡充すること。

(3) 光ファイバのユニバーサルサービス化

将来に向けて、国民があまねくデジタル社会の恩恵を享受するためには、光ファイバ等による超高速で安定したブロードバンド環境を全国くまなく整備した上で、ニーズの拡大や高度化等を踏まえながら、継続的に維持・拡充・更新していく必要がある。

そのためには、安定的な財源の確保が不可欠であることから、光ファイバ等の超高速ブロードバンドをユニバーサルサービスとして速やかに位置付けるとともに、競争補完のために設けられる交付金制度においては、設備等の拡充・更新に係る整備費と、維持管理費の両方を費用負担の対象経費とすること。

また、当該交付金のユニバーサルサービス提供事業者に対する配分については、整備・維持に多額のコストを要する過疎地や離島等の「条件不利地域に十分配慮」した方法とすること。

(4) 公設光ファイバの民間移行に対する支援

公設の光ファイバ網については、地域の情報通信サービスの基幹となる重要なインフラである一方、利用者が少なく、維持管理費や更新経費等を料金に転嫁することが難しいため、「構造的に不採算」の状況にある。このため、効率的な管理運営を進める観点から、民間への移行を行おうとする場合にも、コスト面が支障となり協議が進展

しないことから、これを「ユニバーサルサービス制度の対象」とするほか、民間移行を促進するための地方自治体への支援制度について、更なる拡充を図ること。

(5) DXを推進するための5Gの普及促進

DXの基盤として進展が期待されている5Gは、商用サービス開始以来、携帯電話事業者による基地局の整備が進み、昨年12月に改定された「ICTインフラ地域展開マスタープラン3.0」においては、令和5年度(2023年)末までに、当初計画の4倍となる約28万局以上の整備を目指し、取組を加速するとされている。現状では、都市部を中心に整備が進められているが、全ての地域において、都市部に遅れることなく、着実に基地局が整備される必要があり、5Gの全国展開及びその利活用を早期に実現するため、携帯電話事業者に対する技術的支援・財政的支援などあらゆる手段を講じて、地域間の偏りが生じないよう基地局の基盤整備を一気に進めること。

ローカル5Gは、各産業・分野におけるワイヤレス化を促進し、業務の効率化や新たな付加価値の創出といった効果が期待されるが、システム構築費用が高額であることなどから、中小企業においては、その導入が十分進んでいない。昨年末、新たに周波数帯域が拡大されたSub6帯では、システム構築が容易になることから、経営基盤の弱い中小企業等での導入や利活用の促進を図るため、技術的・財政的支援を拡充すること。

また、ローカル5Gを活用した新たなサービスやビジネスモデルの開発、生産性向上等を目指す実証事業に対する支援策を拡充するほか、これまでの実証により得られた事例の横展開についても、積極的に支援すること。

さらに、より高次元の社会インフラとなり得る6Gについては、実用化に向けた取組を加速するとともに、その実証フィールドを地方とし、地方から整備が進むよう取り組むこと。

3 多様な主体による情報活用環境の整備

データは価値創造の源泉であり、その流通・利用がデジタル社会の重要な礎となる。このため、国において、デジタル化された個人や産業の各種データを、個人情報に配慮しながら、新たなサービスや社会経済活動の創出等に積極的に利活用できる環境整備を進めるとともに、先般、多くの自治体が利用するサービスにおいて、個人情報の管理に係る懸念から、一時的にサービスを停止せざるを得なくなる事例も生じたことから、個人情報を取り扱う事業者における情報管理の在り方などを明確にし、全国共通のルールの下で厳格に運用されるよう、対策を講じること。

また、新たな個人情報保護制度の内容を国民へ丁寧に説明するとともに、地方自治体を含む関係者向け研修会の開催や、ガイドライン・マニュアルの整備、相談窓口の設置など、制度の円滑な施行に向けて取り組むこと。

活力あるデジタル社会を実現するためには、地域課題に対する新たなソリューションやイノベーションの創出の源泉となる、行政機関が保有するデータを積極的にオープンデータ化し、多様な主体が、豊富に流通するデータの中から必要なデータを容易に検索し、活用できる環境を整えることが重要である。国において、機械判読性の強化や形式の統一など、オープンデータの質の向上を図るとともに、昨年末に策定された「データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ」で示されたデータ戦略のビジョンを実現するため、公的機関等で登録・公開され、行政手続におけるワンスオンリーの実現や、オープンデータとして、様々な分野での活用が予定されている「ベース・レジストリ」の整備を計画的に進めること。

なお、「ベース・レジストリ」については、地方自治体において、既に独自のデータベースを構築している場合もあることから、その整備に当たっては、地方自治体の意見を十分踏まえるとともに、あらかじめデータ項目やスケジュール、優先順位等を明示し、地方自治体に過度な負担を課すことがないように、効率的かつ段階的にデータの集積を進めること。

さらに、地方自治体が独自に行うオープンデータを活用した地域課題の解消に向けた様々な取組に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

4 誰一人取り残さないデジタルデバイド対策

誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、国において、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境を速やかに整備するとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるICTリテラシーの向上を支援すること。

また、地方自治体が住民を対象に、独自に行うきめ細やかなデジタルデバイド対策に対して、財政的支援を拡充すること。

さらに、UI（ユーザーインターフェース）・UX（ユーザーエクスペリエンス）に配慮した情報発信の充実や、音声入力や画像認識等による本人確認、AIを活用した行政手続のデジタルサポートなど、地方公共団体が独自に行う先進的な取組や実証等に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

加えて、携帯電話はもはや国民の生活必需品であり、今後のデジタル社会を支える重要インフラとしての役割を果たすものであることから、利用者にとって適正な価格で質の高いサービスの実現が求められる。国の主導により料金の引下げ等が行われたところであるが、事業者間の活発な競争を通じてより低廉で多様なサービスが提供されるよう、引き続き公正な競争環境を整備するための取組を進めること。

5 デジタル社会を支える人材の確保・育成

デジタル社会においては、デジタル技術を活用して、地域の課題解決や新たな価値を生み出す人材や、システムの連携を担う人材、国民の能力の向上のための教育を担

う人材など、専門知識を有する多種多様な人材の確保・育成が喫緊の課題となっている。このため、国において、デジタル人材に求められる専門的能力や中長期的な育成方針等を示すこと。

また、デジタル人材の円滑な確保に向けて新たな人材バンクの創設などの取組を進めるとともに、限られたデジタル人材のシェアリングの観点から、複数の事業所での労務管理の問題などの制度的課題を整理し、意欲あるデジタル人材が、専門性を発揮し、幅広い分野で活躍できる環境整備を図ること。

さらに、地方自治体での専門的な知識・経験を有する外部人材の確保を支援するため、国の官民人事交流制度と同様の制度を創設するとともに、国のデジタル人材派遣制度については、派遣の対象となる役職が限定されているなど、地方の実情にそぐわない要件が設定されていることから、地方自治体において柔軟な運用が可能となるよう、措置を講じること。

加えて、今後、地方において、デジタル化の取組を底上げし、高度化を進めていくに当たっては、知識・技能の習得だけでなく、それを活かして地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることができるデジタル人材を育成していくことも重要となる。このため、幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校でのプログラミング教育の充実、AI等を体験・活用できる環境の整備、大学や企業等と連携した即戦力人材の育成など、地方自治体等が行う人材育成を支援すること。併せて、地方自治体内部のデジタル人材育成に向けた取組に対して、財政的支援を行うこと。

6 自治体DX推進計画に基づくデジタル・ガバメントの構築

デジタルファーストを徹底するとの考えの下、押印廃止については、既に関連する法改正や地方自治体向けマニュアルの策定等により、取組が進展しているところである。引き続き、オンライン化、ワンストップ・ワンズオンリーの実現に向け、全ての行政手続について、書面・対面規制や添付書類の見直しを行い、必要な法改正等を速やかに実施すること。加えて、行政手続のオンライン化のため、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に実施すること。

また、国民一人ひとりのポータルサイトであるマイナポータルについては、行政機関と民間事業者のサービスとのAPI連携による官民の「情報ハブ」として機能するよう、UI・UXの向上や、申請可能となる行政手続の更なる拡大、APIの開発・提供等に取り組むこと。その上で、オンライン化が実現した行政手続については、オンライン申請が定着するよう、手続の概要、変更点、メリット等について、様々な広報媒体を活用した効果的な広報活動に取り組むこと。

なお、昨年12月に策定された「自治体DX推進計画」では、住民生活に直結する基幹系17業務に関し、新たに構築する共通クラウド基盤「(仮称)Gov-Cloud」のシステムを利用し、原則令和7年度(2025年)までに、全ての地方自治体において標準化を実現するとされている。全ての地方自治体が期限までにシステムの移行を確実に実現できるよう、国において的確な情報提供を行うとともに、各地方自治

体の置かれた状況に応じたきめ細やかなフォローアップに努めること。特に、今後提示される「自治体DX推進手順書」においては、移行に関する具体的なスケジュールや必要となる作業内容、運用経費の考え方、業務改革につながるポイントについて明示するとともに、基幹系業務システムの変更により影響を受ける全てのシステムの改修等に対する財政的支援を確実に行うこと。

また、法定受託事務や災害対応業務など全国で一定の水準が要求されるものや、AIやRPAなど全国規模での導入により大きなスケールメリットが見込まれるものに関しては、国が標準システムを構築するとともに、その維持管理・更新等に対して財政的支援を行うこと。

さらに、標準化対象外の業務システムの複数自治体での共同利用やクラウド化の推進に係るインセンティブを創設するとともに、維持管理やシステム移行に多大なコストと人役を要する「レガシーシステム」の解消など、業務改革を含めた地方自治体独自の取組に対しても、技術的・財政的支援を行うこと。

また、AIなどの新たな技術の活用を行う場合、調達実績のないスタートアップ企業等の採用や開発契約における性能保証の方法など、現行の調達制度に馴染まない側面もあることから、国において調達のルールづくりを行うこと。

併せて、地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに令和3年度地方財政計画に地域デジタル社会推進費が計上されたところであり、その継続・拡充を図るなど、引き続き、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。

加えて、地方自治体の情報システムの標準化に伴う運営経費等の減少額を地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な措置を講じること。

7 マイナンバー制度の抜本的改善

マイナンバーはデジタル社会における個人認証の共通基盤であることから、国において、制度の意義や、オンライン申請が可能となる行政手続の内容や具体的なメリット、セキュリティ対策等について、様々な広告媒体を活用して国民に分かりやすく、丁寧に説明を行うなど、国民のマイナンバー制度への理解とカード取得の促進につながるよう、取組を強化すること。

さらに、法により限定列挙されているマイナンバーの利用範囲について、国民の理解を得た上で、厳重なセキュリティ確保による個人情報の保護を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

マイナンバーの利便性向上に向けては、昨年12月に改定された「デジタル・ガバメント実行計画」等に基づき、マイナンバーカードの公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載、生体認証の導入など暗証番号だけに依存しない個人認証方法の確立、健康保険証や各種免許証、障がい者手帳等との一体化、手当や還付金等を受給できる

プッシュ型住民サービス実施など、国民が利便性向上を実感できる取組について、関係機関と適切に連携を図りながら確実に実現すること。その実施にあたっては、地方に過度な負担を課すことがないように、具体的な手法やスケジュールを適切な時期に明示するとともに、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うこと。

また、今後の行政手続のオンライン化の進展やマイナンバーの利用範囲の拡大を見据え、マイナンバー制度における情報連携に関し、セキュリティを十分に担保した上で、業務の効率性向上を実現するため、法改正も含め抜本的な見直しを検討するとともに、大規模な災害の発生や感染症のまん延等の事態において、国民の生命、身体又は財産を守る目的で、マイナンバーを活用するシステムについては、国において、あらかじめ対象業務を指定し、セキュリティの確保や事務負担の軽減等に配慮した情報連携の仕組みを確立すること。

さらに、これらに伴い必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うこと。

8 サイバーセキュリティ対策の強化

行政手続のオンライン申請や情報を活用した多種多様なサービスの利用が定着したデジタル社会において、強固なサイバーセキュリティ対策は、多様な主体が安心して社会経済活動を行う上で、不可欠な環境整備である。このため、個人情報の漏えい等の懸念により、デジタル化の取組全体が阻害されることのないよう、国の責任においてサイバー攻撃等に関する情報を集約・分析し、必要な対策を講じるとともに、地方自治体に対し、その分析結果や有効な対策について迅速に情報提供すること。

国においては、クラウド・バイ・デフォルト原則を目標に掲げ、クラウドサービス導入のため、具体的な評価基準やガイドライン等を整備しているところである。地方自治体においても、同様に業務システムのクラウド化を推進する必要があることから、国の責任により、その前提となるセキュリティ対策を行うとともに、地方自治体に国での導入事例の紹介や技術的な助言等を通じて、地方自治体の取組を支援すること。

さらに、エンドポイント・セキュリティについては地方自治体が実施するものではあるが、その基準や規格については国が一定の見解を示すこと。

また、デジタル・ガバメントの構築に向けては、行政手続のオンライン化の拡充による住民サービスの利便性向上や、クラウド化・テレワーク等の推進による業務の効率化のため、庁内ネットワークにおける高度なセキュリティ対策が必要となる。このことを踏まえ、昨年12月に「地方自治体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改定され、「三層の対策」の見直しとこれに必要な技術的要件などが示されたことから、今後、新たなガイドラインに基づき、地方自治体の実施するセキュリティ対策の強化に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

なお、情報セキュリティポリシーに基づく技術基準並びに管理基準に適合しているか判断する情報セキュリティ監査については、国が最新の技術的観点から助言を行うこと。

さらに、国においては、セキュリティ人材の育成を推進し、官民でのサイバーセキュリティ対策を強化するとともに、それらの成果を踏まえ、デジタル社会の安全・安心性について、国民に対し、様々な広報媒体を活用して、分かりやすい説明と効果的なPR活動を行うこと。

加えて、激化するサイバー攻撃に対応できるよう、現在のパッシブディフェンス(受動的な防御)だけでなく、アクティブディフェンス(能動的な防御)についても検討すること。

9 デジタル化推進のための国と地方の協議の場

「デジタル社会形成基本法」では、重点計画の案において地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策については、全国知事会等から意見を聴かなければならないとされており、その他の施策についても、国と地方自治体で相互連携を図る必要性が規定されている。法の趣旨を実現するためにも、国と地方の協議の場にデジタル化に関する分野別分科会等を設置し、地方の声を反映させるプロセスを設けること。

また、デジタル庁の創設を記念して10月10日・11日と定められた「デジタルの日」のイベント開催にあたっては、法の規定に基づき、地方と連携を図ること。

II 「3つのS」で進めるデジタル社会の実現

1 Smart Government（スマート・ガバメント）

デジタル・ガバメントの基盤の上に立って、更なる住民サービスの向上・行政の効率化を実現する「Smart Government（スマート・ガバメント）」の構築に向け、以下の事項に取り組むこと。

（1）利用者の利便性向上を主眼に据えた行政事務の在り方の見直し

国の法令に基づいて地方自治体が行う行政手続のうち利用者の利便性を阻害するものについては、迅速な見直しを行うとともに、その方針やガイドラインの策定に当たっては、地方自治体の現場に混乱のないように進めること。

行政手続のオンライン化については、国でワンストップ化できるものをより早期に検討し実現させるとともに、地方自治体の独自手続についても、利用者にとって簡便なシステムの構築に向けた支援を行うこと。

デジタル技術の活用を前提として、徹底的に既存の制度やルールの見直しを行い、業務をスリム化・効率化することも重要であるため、単なるシステムや業務の統一・標準化ではなく、併せて最適化も図ること。

データを競争力の源泉とするデジタル時代においては、膨大で多種多様な流通する情報を相互に連携させ、新たな価値を生み出していく必要がある。行政が保有する公共データについては国民共有の財産であるとの認識に立ち、オープンデータとして積極的に公開するとともに、利用者の利便性を確保し、利活用を促進するため、国や地方自治体がそれぞれ個別に公開することにより、公開場所が分散し、データ形式が異なっているオープンデータを、国においてポータルサイトに集約して統一形式で公開する基盤を構築すること。

民間が所有するビッグデータ、特に位置情報を行政にも活用していく取組が重要であり、地方自治体の取組に対する支援策を講じること。また、災害時において、民間が所有する携帯電話の位置データを救助活動に利用するなど、緊急時に民間データを活用することができるような仕組みの構築に向け、地方自治体の取組を後押しする支援や環境整備を行うこと。

（2）テクノロジーの活用による行政部門の飛躍的な生産性向上

限られた資源を効果的・効率的に活用し、政策の有効性を高めるため、データを活用したEBPM（Evidence Based Policy Making）を進めるとともに、政策評価の実施においても、データを活用した定量的な評価手法を整備すること。

スマート・ガバメントの早期実現に向けて、地方自治体が積極的に先進技術の活用を進めることができるよう、短期的な視点からは導入・活用に当たっての財政的な支

援とともに、先進技術の導入・人材育成を推進する人材を一定期間継続して派遣するなどの人的・財政的支援策を強化・充実すること。また、長期的な視点からは、全ての地方自治体において官民の最先端技術や先進事例を円滑に採り入れ、住民サービスの向上・行政の効率化を図る取組が継続的に発展するよう、ICTの導入についての助言・相談・情報提供を行うほか、ICTを活用した業務改革を提案し、横展開を促進する総合支援窓口を設置すること。

政府では、マイナポイント事業終了後、官民共同利用型のキャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととされているが、検討に当たっては、地方が行う独自の政策にも利用できるよう、地方の意見を踏まえて制度設計を進めること。

2 Smart Solutions (スマート・ソリューションズ)

テクノロジーを活用して社会課題の解決や社会変革を起こす「Smart Solutions (スマート・ソリューションズ)」の展開に向け、以下の事項に取り組むこと。

(1) テクノロジーを活用した社会課題の解決や社会変革の加速

新たなテクノロジーを活用して、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い発生した新たな社会課題の解決や新しい生活様式の実現等に取り組むスタートアップ等民間企業に対し、社会実装に向けた実証実験にかかる支援や税制優遇措置など、地域におけるイノベーションや魅力的な産業創出を図るための支援制度を充実すること。

第一次産業における労働力の確保や生産性の維持・向上を図るため、テクノロジーを活用した省力化・省人化や高品質化など、スマート技術の生産現場への導入・実証を加速すること。

今般の新型コロナウイルス感染症により進んだ医療や教育などにおけるデジタル化の流れを後戻りさせることなく新たな日常に対応できるよう、人材育成の支援や機器の整備、著作権料など、ソフト・ハード両面からの財政支援を実施すること。

近年、観光情報の収集・発信や旅行の予約などにスマートフォン等が利用されており、さらに今後「新しい生活様式」を踏まえた観光スタイルにもAIなどのデジタル活用が期待されることから、ニーズに沿った観光コンテンツやサービスをタイムリーに受け取ることができるよう、デジタルマーケティングに基づく情報発信やコンテンツ造成、デジタルツールを活用した安全対策などに対して、人材育成・財政支援を行い、観光におけるDXを加速すること。

また、脱炭素社会の実現に向けて、デジタル技術の活用は不可欠であることから、電力供給に関するデジタル化などの取組に対して財政支援を実施すること。

(2) デジタル時代に向けた規制改革等の推進

ドローンの最大積載量や自動飛行に関する技術は進歩し、その活用領域については様々な可能性が提示され続けているところであるが、有人地帯上空の飛行等については規制があり、完全自動飛行についてはまだまだ制度上のハードルが高い。現在、2022年度を目途に有人地帯における目視外飛行（レベル4）での運用に向けた制度検討が進められているが、関係者や地方自治体の意見を聞いた上、安全性を担保しながらビジネス利用が活発化する制度検討を加速すること。

医療、交通、ECなどさまざまな分野で国境を越えたデータのやり取りが技術革新につながっていることから、G20大阪サミットを機会に、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めていく「大阪トラック」の立上げが宣言された。国においては、今後、様々な機会を通じ、関係する国・地域や国際機関等と協力して、データ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めること。

3 Smart Workstyle（スマート・ワークスタイル）

テクノロジーを活用した新しい働き方「Smart Workstyle（スマート・ワークスタイル）」の実現に向け、以下の事項に取り組むこと。

(1) テクノロジーを活用した新しい働き方の加速

社会全体で働き方改革が進む中、地方自治体においてもテレワークやフレックスタイム制度を活用した柔軟な働き方を実現する必要がある、環境整備に関する財政支援や法整備を行うこと。

また、民間企業等に対してもテレワーク、オフィスの分散、サテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革の導入を加速する仕組みを構築・整備すること。具体的には、国が実施している各種助成金制度の拡充、及び制度の継続実施などにより支援を強化すること。また、地方自治体が独自に実施する企業のテレワーク導入支援やサテライトオフィスの整備事業等に対し、国が確実に財政措置を行うこと。

働く希望を持ちながらも、通勤が困難な障がいがある方やコミュニケーションに障がいがある方などが、希望を叶え、能力や適性を活かして、共に働くことが当たり前の社会を実現するため、既に活用が推進されてきているテレワーク等に加え、障がい者が働く可能性を広げるツールとして、AIやロボット技術が活用できるよう、必要な支援を行うこと。

また、介護現場において、身体的負担に加えて、新型コロナウイルス感染防止対策が極めて重い負担となっている状況をふまえ、介護施設等における介護ロボットやICTの導入に対する財政支援を拡充すること。

リモートワーク等を活用した副業・兼業にあたっては、企業には労働時間の把握の難しさや健康管理を行うべき方法が不明確であること、また、労働者には労災保険給付の算定や、雇用保険、社会保険などが非適用になるケースが発生するなどの制度的課題がある。全国各地の中小企業が外部人材を受け入れやすくするため、現行制度における課題を明確にし、労働法制を整備すること。加えて、労務管理のあり方を示したガイドライン等により、企業への周知を図ること。

(2) ワークেশョンによる新しい働き方の促進

コロナの時代の「新しい日常」に適応できる新しい働き方・ライフスタイルの実現に向け、政府の一元窓口となる「ワークেশョン推進本部（仮称）」の設置、ワークেশョン関連施設・設備の整備・改修に対する地方自治体及び民間企業への財政支援及び税制優遇措置を行うなど、ワークেশョンを積極的に推進すること。

5 脱炭素社会の実現に向けた対策の推進に関する提言

令和2年10月、菅総理大臣が所信表明において「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」を宣言し、また、同11月には衆参両議院において「気候非常事態宣言」が決議されたことで、国全体が地球温暖化と向き合う姿勢が明確になった。

そして、国が2030年の温室効果ガス排出削減目標を46%減（2013年度比）と、これまでの目標を大きく上回る目標値を表明したことは、日本の意欲を内外に示したものとして評価できるものである。

しかし、2050年までに脱炭素社会を実現するために残された時間は限られており、少しも無駄にすることはできない。私たちは気候変動に対して道義的責任があることを自覚し、目先のことだけでなく将来世代のことを考えることが重要である。国民全体が一貫した姿勢で取り組むために哲学・方針や削減目標の達成に向けた具体的な道筋を明確にし、今以上に快適で利便性の高い脱炭素社会を実現するために何をすべきかを決断して速やかに行動に移さなければならない。

については、少なくとも「2030年の再生可能エネルギー発電比率40%超」といった導入目標を設定するなど、エネルギー供給に大きな責務を有する国としての役割をしっかりと果たすとともに、脱炭素社会の実現に向けて、国の「地域脱炭素ロードマップ」も含めたエネルギー・脱炭素政策に、次の事項が反映されるよう強く提言する。

1 先行して脱炭素を実現する地域づくり

- (1) 国と地方の役割を踏まえての一体的な施策を推進するため、国と地方との恒常的な協議の場を設けること。
- (2) 脱炭素先行地域のみならず、脱炭素地域づくりを目指していく全ての意欲ある地域や主体も支援していくことが重要であることから、省エネルギー対策の更なる推進や、再生可能エネルギーの普及拡大など、地域づくりに資する幅広い取組を支援するための総合的な交付金を創設すること。
- (3) 地域が実施する政策・事業を人材・技術情報を含めて積極的かつ継続的に支援すること。
- (4) 脱炭素社会においては、再生可能エネルギーの普及や自動車のEV化などにより、産業構造の大きな変化が生じることが予想される。これにより流動化することが見込まれる雇用のあり方を注視し、対策を講じること。
- (5) 再生可能エネルギー由来の電力を飛躍的に普及拡大させるため、系統接続の制約を解消するとともに、送電線の容量不足を補うために事業者が負担する工事費等について支援すること。また、水素等による余剰電力の貯蔵及び調整手段の構築にも取り組むこと。

- (6) 地域の企業、産業支援機関、大学における脱炭素社会の実現に向けた革新的技術の創出を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発・実証・社会実装の取組を支援する制度を創設、拡充すること。

2 脱炭素の基盤となる重点対策

- (1) 新築住宅は、再生可能エネルギーの導入を要件としたネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）の早期適合義務化を図ること。なお、適合義務化に当たっては、十分な支援策を講じること。また、多雪地域等、太陽光発電に不利な地域においてもZ E Hの導入が進むよう、必要な技術開発や財政支援を行うこと。
- (2) 既存住宅は、高断熱性能の確保、住宅屋根への太陽光発電設備や蓄電池の設置に向けて全国の自治体が足並みを揃えて取り組める優遇税制等の誘導策を検討すること。
- (3) 公共施設や社会福祉施設、商業用ビルをはじめとする建築物の早期ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Z E B）化を推進するため、各省庁の補助制度や起債制度を、Z E Bを前提としたものとするとともに、財政措置等、必要な支援策を講じること。
- (4) 建築物への補助制度は多岐にわたり、例えば耐震対策としてZ E Hに建て替える場合、耐震補助金とZ E H補助金の重複受給ができないなど、制度に課題がある。Z E Hや国の省エネ基準を上回る自治体独自の高性能な省エネ住宅の普及のために、関係省庁の補助金を組み合わせた活用や自治体独自の取組に対する支援制度を検討すること。
- (5) 地域交通の脱炭素化を加速させるため、E VやP H Vの充電インフラの普及を図ること。
- (6) 長距離輸送用燃料の脱炭素化は水素の普及がカギとなることから、鉄道や船、バス・トラックなど大型車両の燃料電池化やステーション等の整備支援の拡充、グリーン水素の技術開発を促進すること。また、水素ガスに関する国際基準と整合した法整備や必要な規制緩和を講ずること。
- (7) 蒸気ボイラーや加熱炉など熱需要が多い産業用分野の脱炭素化に向けては、再生可能エネルギーの導入に加え、発生する二酸化炭素等を利用した「メタネーション」やカーボンニュートラルな水素及び合成燃料、熱電併給などへの支援も併せて行うこと。
- (8) 地熱の活用を推進するため、開発に係る経費面での長期的な支援や、国を挙げた技術開発に努めること。
- (9) 森林による二酸化炭素の吸収量を確保するため、再造林や間伐等の森林整備と、それを担う林業の担い手育成を支援すること。また、未利用間伐材等のバイオマス発電や熱利用への活用、建築物の木造化・木質化による地域材の活用促進など、森林資源の循環利用を推進すること。

- (10) カーボンニュートラルに向けて社会全体の機運を高めていくには、J-クレジットは有効な制度であり、利用拡大につなげるためにも、プロジェクト登録申請書及びクレジット認証申請書等の事務手続きの簡素化や財政的な支援を行うこと。

- (11) 脱炭素社会を実現するための施策を展開していく上で、迅速で正確な情報を把握することが非常に重要であるため、導入する再生可能エネルギーのCO₂削減効果を適切に反映した温室効果ガス総排出量、自家消費分まで含めた地域における再生可能エネルギー電力の需給状況やZEH・ZEB導入状況等の統計整備を行うこと。

6 新型コロナを踏まえた持続可能な医療の確立に向けた提言

新型コロナウイルス感染症については、変異株により今までにない早さでの感染拡大や重症化が進んでおり、医療機関や都道府県は、積極的疫学調査やPCR検査の徹底、病床の確保等その対応に全力をあげ取り組んでいる。今後も、新型コロナウイルス感染症の長期化を見据えた強力な対策を講じなければならないとの危機感を共有している。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、医療提供体制に多大な影響を及ぼし、局所的な病床・人材不足の発生、感染症対応も含めた医療機関間の役割分担・連携体制の構築など、地域医療体制に係る課題を浮き彫りにしたところであり、今後は、これまでの新型コロナウイルス感染症対応により得られた知見を踏まえ、新興感染症等が発生した際の影響にも留意しつつ、住民が安心して医療を受けることが出来る地域の実情に応じた体制を確保できるよう議論を行う必要がある。

これらの課題解決に向けて、地方の実情や意見を踏まえ、国と地方で丁寧な議論が実施されることを要望する。

1 新型コロナを踏まえた今後の地域医療のあり方

- 医療法の改正により、第8次医療計画（2024年度～2029年度）から、「新興感染症等の感染拡大時における医療」に関する記載を盛り込むこととされたが、病床や専門人材の確保等にかかる取組の記載など計画の策定に当たっては、新型コロナウイルスをはじめとする新興感染症に関する最新の知見やこれまで及び今後の取組に関する検証・検討が不可欠であることから、感染症対策を含めた地域医療提供体制の基本的あり方について、都道府県とも十分に協議を行い、検証・検討を進めるとともに、都道府県への迅速かつ丁寧な情報共有を行うこと。また、都道府県における体制整備等の検討が必要であることから、医療法に基づく基本方針や指針については、都道府県が十分な検討ができるよう、早期に発出すること。
- 変異株の広がり等により全国で第4波の感染拡大が見られる現在、医療機関や都道府県は新型コロナウイルス感染症への対応に総力を挙げて取り組んでいることから、地域医療構想に係る議論については、こうした現状の中でコロナ対応に支障が生じることのないよう、期限を切ってスケジュールありきで進めるようなことは行わないこと。また、今後の地域医療構想

の実現に向けた議論や取組の推進に当たっては、公立・公的病院が新型コロナウイルス感染症対応の最前線で、感染者の治療やワクチン接種等の中核的な役割を担うなど、その役割の重要性が再認識されたことを十分に踏まえ、地方とも丁寧な協議を行うとともに慎重な検討を行い、地域の実情に即した柔軟な取扱いを行うこと。

2 今後の医師確保、偏在対策の進め方

- 新型コロナウイルス感染症が全国で流行している状況では、医師が多数とされる地域においても、医師や病床などが不足し、適切な医療提供体制を維持できないことが浮き彫りになってきていることから、感染症などの危機的事象が発生しても、住民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、地域に必要な医療の供給量を再検証し、医学部定数の検討も含めた抜本的な医師偏在是正の実現と併せ、感染症も含めた人材育成を強力に推進し、医師の確保を図ること。
- 医学部臨時定員枠を含めた医学部入学定員の在り方については、地域医療の実態を十分に把握した上で慎重に検討を行うこと。特に地域の実情に十分配慮した上で、大学が地域と連携して医師の育成及び医師不足の地域・診療科への医師を派遣する役割を果たすことができるよう、地域枠の適正な運用を継続するとともに、恒久定員内での地域枠の設置を要件とすることなく、地域に必要な医師が十分に確保されるまで医学部臨時定員増を延長するなどの対応を行うことや、一定水準の恒久定員を担保すること。また、新たに示された地域枠の定義を満たすことを一律に求めることなく、地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすること。さらに、将来時点（2036年）における医師数が不足する医療圏がある都道府県において、不足分の合計数を必要数とし、大学に要請できる方向で検討が進められているが、医師数が不足する医療圏がない場合も含め、地域の実情に応じ、地域枠が設置できるよう、都道府県知事が必要とする数を別途要請することも可能な制度とすること。
- 臨床研修募集定員の新たな算定方法では、定員数が大幅に減少する地域も存在すること、及び特定の地域に臨床研修医が集中する流れが解消されない恐れがあることから、医師偏在を助長することのないよう厚生労働省の単純計算による医師過剰・不足の算定以外の要素も十分に考慮した上で地域の実情に応じた調整を行いつつ、特定の地域への集中を是正する抜本的な対策を速やかに行うこと。

- 新たな専門医制度については、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、制度開始後の地域医療に対する影響を検証することと併せて、都道府県に十分な情報提供を行い、その意見も踏まえ、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる制度として機能するよう、必要に応じて運用の見直し等を行うこと。特に、専攻医募集にあたっては、制度本来の目的に鑑み、研修の質を担保することについて十分な考慮をした上で、各都道府県知事の意見を十分に尊重し、専門研修制度の見直しが地域医療に影響を及ぼすことなく、地域の実情や新型コロナウイルス感染症の長期化を踏まえたシーリングの弾力的な運用が可能な制度設計となるよう配慮しつつ、特定の地域への集中の是正の厳格化を図ることを日本専門医機構に強く働きかけること。また、専門医の地方での受け入れを促進するため、地方財政措置を含めた仕組みづくりを行うこと。さらに、都道府県の同意を得ずに地域枠を離脱した者の取り扱いについては、国が専門医の認定要件として地域枠の従事義務の履行を明確に位置付けるなど、責任を持って整理すること。

- 医師の働き方改革については、医師の健康確保を図りつつ、大学の医局等からの医師の引き揚げの誘発や医師不足による救急医療の縮小等を招くことがないように、また、都道府県に対し、一方的に新たな役割・財政負担が課されることのないよう、ブロック別に説明会や意見交換会の場を設けるなど、都道府県ごとに置かれている状況が違うことを踏まえ、都道府県と丁寧かつ十分に協議し、必要な支援を行うこと。特に、医師を派遣する病院に対する時間外労働の上限規制として設けられる「連携B」水準について、医師派遣を担う大学及び医療機関に対して制度の趣旨をしっかりと周知し、地域の医療提供体制が確保されるようにすること。

3 医療保険制度改革に向けて

- 国民健康保険制度の取組強化として、法定外繰入等の解消や保険料水準の統一など法改正を含めた対応が進んでいるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が国民健康保険制度の安定的な運用に及ぼす影響も踏まえ、地方の実情に応じた取組を阻害することがないように地方の意見を尊重し、引き続き地方と協議を行いながら、制度の運用を行うこと。また、国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、今後もその機能を引き続き維持すること。

- 「後期高齢者医療制度の都道府県移管や生活保護受給者の国保等への加入について、中長期的な課題として検討を深めるべき」との議論があるが、後期高齢者医療制度については広域連合による運営が定着していること、また生活保護受給者の国保等への加入については、国の財政負担を地方自治体や国民に付け替えるものであり、国と地方との信頼関係に基づき実施している社会保障制度の根幹を揺るがしかねないことを踏まえるべきである。

7 チルドレン・ファースト社会を構築するための緊急提言

～子どもたちが幸せを感じながら健やかに育つ、未来ある社会を目指して～

日本において本格的に少子化対策に踏み出してから約30年。この間、様々な対策を講じてきたものの、2015年までは100万人を超えていた出生数が、2021年には80万人を下回る可能性があり、これまでよりも格段に実効性の高い、強力な対策を講じる必要がある。

また、長引くコロナ禍により、子どもたちの健やかな育ちへの影響が懸念されている。子どもたちの困難や不安を取り除き、すべての子どもたちが幸せを実感しながら、未来を「生き抜く力」を育むことができるよう、我々は全力を尽くさなければならない。

国において「こども庁」創設の議論が進められているが、単なる組織論にとどまることなく、「チルドレン・ファースト」の原点に立ち返り、大胆な資源投入と権限強化を行う必要がある。子ども政策に総力を挙げて取り組むとの力強いメッセージとともに、真に実効力のある政策が進められるものとなるよう、下記の4点について、緊急的に提言する。

1. チルドレン・ファーストを実現するこども庁の創設

子どもを中心に既存の縦割りを打破し、子ども関連政策を一元的に担う新たな組織を創設することについて、全国知事会としては賛同するところである。改めて、新組織は、子どものため、子どもの権利を守るという観点を第一とすべきであり、そのうえで、権限と予算と人員の大幅な拡充を行い、真に政策遂行力ある組織とすること。

一方で、子ども関連政策を一元化することで新たな分断が生じることの懸念がある。障害児者への支援、医療・健康づくり・食育など、生涯を通じての一貫した取組を進めてきた分野にあたっては、現行施策の意義や実施状況を十分踏まえるべきである。特に公教育が担っている様々な機能の一貫性・継続性等には十分に留意すること。

加えて、子どもを取り巻く複雑・多様化する課題について、地方自治体をはじめとする関係機関と連携した迅速な対応を可能とする組織とすること。

2. 子どもが健やかに生まれ育つための経済的支援の拡充

コロナ禍の影響は、低所得など困難な状況にある人により強く及んでいる。貧困等により子どもたちの健全な育ちや学びが損なわれることのないよう、経済的支援を強力に押し進める必要がある。

不妊治療等への助成拡大、妊娠・出産・産後の支援、乳幼児期の検査費用、全国一律の子ども医療費にかかる助成制度の創設、所得に関係なく子どもの人数によって支給される家族手当の支給など、子どもの誕生や育成にかかる経済的負担の軽減をはかること。

また、幼児教育・保育から高等教育まで、無償化の拡大などにより子どもの教育にかかる費用の軽減を図るとともに、様々な体験を通じて豊かな人間性・社会性を育めるよう、家庭教育の支援など、特に乳幼児期からの子育て・教育支援の充実を図ること。

3. 子ども関連の政府支出の拡大と地方財政措置の拡充

我が国の子ども関連の政府支出は、出生率の高い傾向にある欧州諸国よりも低く、子ども関連の施策に必要な予算が配分されているとは言い難い。GDPに対する教育関連の政府支出をOECD加盟国の平均並みに引き上げることを目安にするなど、政府支出を拡大し、大胆な資源投入を行うこと。

また、子ども関連施策の多くを地方自治体が担っていることから、地方財政措置の拡充を行うとともに、地域の実情に応じて、複数年度にわたり、柔軟かつ大胆な施策の実施と効果検証が可能となるよう、基金制度を創設すること。

4. 国と地方との定期的な協議の場の設置

国の政策に現場の施策の実施者である地方の意見を反映するため、定期的に国と地方が同じテーブルにつき、地方の先進的な取組や検証をもとに、政策構築や政策評価を行うための意見交換・協議する場を設置すること。

特に、こども庁創設とそれに伴う政策の拡充、見直し等にあたっては、検討段階から協議の場をもち、創設後も検証のための定期的な協議を継続すること。

8 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言

～次世代育成支援の抜本強化に向けて～

1 子育て政策に対する基盤の強化

(1) 取組体制のさらなる強化

ア 各省庁が所管する子どもに関する制度・施策について、新たな組織の創設も含めた所管の一元化

(2) 少子化要因分析の実施及び財政支援

ア 「少子化対策地域評価ツール」の効果的な活用事例の提供とともに、結果を踏まえた事業に裁量性かつ継続性を可能とする財政支援の実施

2 子どもが生まれる前から生まれた後も切れ目なくケアを行うための環境整備の充実

(1) 不妊治療等への支援の拡充

ア 不妊・不育症治療の財源の確保も含めた健康保険適用の早期実現、保険適用外の不妊・不育症治療、検査への助成制度の拡充による経済的負担の軽減。各自治体が運用するシステム改修等への財政的支援

イ 小児・AYA世代のがん患者等に対する妊孕性温存治療に係る助成制度について、対象経費や対象年齢の拡大などさらなる充実

ウ 不妊治療の治療日数に応じた休暇制度の創設及び不妊治療等と仕事の両立支援に向けた環境整備の促進

(2) 妊産婦・乳幼児ケアの充実

ア 「子育て世代包括支援センター」などによる母子保健と子育て支援の一体的な推進及びコーディネート機能を担う専門人材の確保・育成への支援

イ 離島等遠隔地からの妊婦健診及び分娩の際に要する交通費負担等への補助制度創設

ウ 地域の実情に応じた取組の推進に向けて、都道府県が実施する場合の産後ケア事業や、産前・産後サポート事業への補助対象の拡充や裁量性かつ継続性のある財政支援の強化

エ 男性の育児参画を促すため、妊娠期にある家庭が夫婦や家族共同で育児を行うことについて学べる講座等の開設に係る支援の強化

オ 地域医療介護総合確保基金などの財源の安定確保と医学部臨時定員増の継続など制度の柔軟な運用による人材確保等のほか、大学や地域の研修施設への人的・財政的支援による医師確保対策の強化

カ 予防のための子どもの死亡検証（CDR）制度が全国で実施されるよう、個人情報収集や取扱等の法令整備、標準的なマニュアルや今後の進め方などの早期の提示、地方の実情に合わせた体制整備への支援

(3) 将来世代を支える産科、小児科への支援の充実

ア 産科、小児科への地域の実情に応じた財政的支援等の強化

イ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた診療報酬の特例的な措置期間の延長

3 幼児教育・保育等の充実

(1) 幼児教育・保育等の量の拡充

- ア 幼児教育・保育の質と量の確保を図るために、国の責任による必要な安定的財源の確保
- イ 保育の質の確保を含めた受け皿の拡大と多様な保育サービスの確保
 - ・保育士配置への十分な財政措置（保育士修学資金貸付等事業の継続的实施等）
 - ・離職を防止するための働きやすい職場環境づくりの促進
 - ・保育士確保のための取組強化（保育士の登録を受けた者について、看護師等免許保持者の届出制度と同様の全国的な届出制度の導入、再就職マッチング支援等）
- ウ 保育所等の整備に関する地方への財政支援の拡充及び土地利用に関する税制優遇措置の拡充
- エ 認可外保育施設における幼児教育・保育の無償化の5年間の経過措置に係る法施行後2年見直しにあたっては、指導監督基準を満たすための補助制度の創設など、地方の意見を十分に反映した質の向上のための支援の充実
- オ 幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、いわゆる「森のようちえん」など地域の多様な集団活動等への利用支援措置における必須要件（保育の必要性のある子どもの割合等）の緩和、国補助率の引上げ等の支援の拡充、事務負担の軽減及び無償化も含めた検討

(2) 保育の質の向上

- ア 子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の財源確保とともに、様々な課題の改善方策などの継続的な検討
- イ 「新子育て安心プラン」に基づく待機児童解消のための支援の充実、保育士等の更なる処遇改善とキャリアアップを促進するための研修体制整備に対する支援の充実、人口減少地域や保育所等の地域偏在に対する制度的・財政的支援
- ウ 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し内容や見直しに際しヒアリングを行った地方意見について、継続的な検証と施策への反映
- エ 外国人の子どもの受入の際の適切な支援のための職員加配及び日本語指導補助者・母語支援員の派遣等の指導体制の充実に対する制度的・財政的支援
- オ ベビーシッターマッチングサイト運営事業者の責任の明確化とともに、同事業者に対する指導監督基準の創設及び指導監督権限の行使
- カ 新型コロナウイルス感染症の影響により、保育士等の処遇改善の加算要件となるキャリアアップ研修の計画的な実施が困難となっていることを考慮し、研修受講要件の必須化の時期の延期

(3) 放課後児童クラブの整備と安定的運営の推進

- ア 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの待機児童の解消に資する施設整備のための補助率の引き上げ
- イ 放課後児童クラブの安定的な運営と職員の処遇改善に向けた、運営費補助単価の拡充及び補助率引き上げ

(4) 配慮が必要な子どもへの支援強化

- ア 病児保育事業に係る医師や看護師、保育士の人材確保、スキルアップへの支援及び広域連携、また利用料無償化などによるサービスの提供と利便性の向上に対する制度面・財政面での支援
- イ 医療的ケアが必要な子どもを支えるための、保育所等の受け入れや放課後児童クラブへの支援員等の処遇改善に向けた財政支援

- ウ 障害やアレルギー疾患など特別な配慮が必要な子どもへの適切な支援のための職員配置に対する制度的・財政的支援
- エ 小児慢性特定疾病児が成人後も継続して必要な医療費等の自己負担の軽減を図るための財政支援

4 子育てに対する不安を軽減させるための支援の充実

(1) 経済的な負担軽減措置の拡充等

- ア 子ども・子育てを社会全体で支えるという力強いメッセージの発信、希望する子どもの数の実現に向けた「(仮称) 家族手当」の創設（児童手当の支給額拡充や所得制限の廃止含む）
- イ 子どもを持つ世帯（特に多子世帯）に有利な税制・保険・年金制度等の創設
- ウ 出産育児一時金の額の引き上げによる、出産費用負担への支援の強化
- エ 多胎など産前産後期に配慮を必要とする家庭への人的・財政的支援の拡充
- オ 子どもの医療に関わる全国一律の医療費助成制度の創設や、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の全廃、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料軽減措置対象年齢の拡大及び軽減額の拡充
- カ 子育て世帯の経済的負担を軽減し、切れ目なく子育て家庭を支援するため、幼児教育・保育の完全無償化の早期実現及び放課後児童クラブの利用料無償化の実施
- キ 全ての子育て世帯の子育てに係る経済的負担が軽減されるよう、家庭で育児を行う世帯へのバウチャー券の配布や在宅育児世帯等に対する支援制度・仕組の構築
- ク 子育て世帯に対する住宅確保への支援や、多世代同居や近居型の住まいづくりへの支援

(2) 仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直し

- ア 海外の先進事例等を参考とした男性の育児休業取得促進に向けた対策の強化、短時間勤務に伴う収入減に対する支援、育児休業取得者の代替要員確保に対する支援の拡充
- イ 長時間労働の是正、イクボスの取組、時間単位年次有給休暇やテレワークなど多様で柔軟な働き方の企業への導入促進
- ウ 企業における子育て世帯に向けた手当の拡充に対する支援や、配偶者の出産直後の休暇を含む休暇制度の充実などによる、子育てにやさしい職場風土の醸成
- エ ICT等を活用した育児休業中の従業員のスキルアップや早期の職場復帰のサポート、また育休中も勤務を継続しているとみなす昇給制度等を導入する企業・団体への支援
- オ 出産や子育てを理由に休職・退職した女性が、希望すれば確実に復職・再就職を可能とする仕組の構築やリカレント教育の全国的な展開を図ることなど、女性の復職・再就職への支援の拡充

(3) 子どもと子育てにやさしく、安全・安心な社会づくりの推進

- ア 地域の子育て支援に対するシニアや学生等の参画促進や、取組を行う地域・企業・団体への支援の充実など、子どもに寛容な社会風土の醸成
- イ SNS等を活用した子育て不安等の相談体制の構築に向けた支援
- ウ 事故防止や防犯及び防災に配慮した通学路や幼稚園・保育所の園外保育コースの環境整備に対する支援措置の拡充やドライバーの法令遵守意識の向上
- エ 保育所等施設の耐震化やブロック塀等の安全性確保に必要な診断及び改修に係る助成の拡充、省庁による支援制度の違いを解消した耐震化等の促進
- オ 学校、児童福祉施設など、府省の枠を超えた子どもに関する施設共通の災害時情報共有システムの構築

カ 不審者情報等について、多様な関係者が情報共有し、連携して効果的な見守りや迅速な対応が実施できる体制の在り方に関する検討

(4) 性犯罪・性暴力対策の強化

ア 性犯罪・性暴力対策の強化のため、国の責任においてわいせつ行為により教員免許、保育士資格等を失効させた者の再取得要件を厳格化する等、制度的に性犯罪、性暴力の排除に向けた取組実施

イ 性犯罪をした者による再度の性犯罪防止対策強化のための、犯罪経歴確認制度の導入
ウ 性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするための教育や啓発の充実

エ 児童ポルノ等の自画撮り被害から子どもを守るための法整備

オ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制の充実及びSNSなどWeb等を活用した相談体制の充実に向けた支援の拡充

5 若者が未来に向けて展望を描ける社会の構築

(1) 未来の展望が描ける支援策の強化

ア 子どもや若い世代（就労者を含む）までを対象とした、国レベルでの妊娠・出産に関する正しい医学的知識の普及・啓発及びライフプランニング教育やキャリア形成の支援充実

イ 将来のライフステージごとに必要な経費や児童手当等の社会保障制度を可視化し、若年層が結婚・子育てを具体的にイメージできるアプリの開発

ウ 仕事と子育てを両立し、生き生きとしたライフスタイルについてのイメージ戦略及びポジティブキャンペーンの展開

(2) 結婚・出産を応援する経済支援策の充実・強化

ア 奨学金返済の負担が経済的・心理的な重荷となって結婚を躊躇することのないよう、従業員の奨学金返還を支援する企業への助成や、奨学金返還支援制度を有する地方公共団体への財政支援、過去の借入により返済が負担となっている方を支援する取組の充実

イ 若者の安定した雇用に向けた就職支援・職場定着支援、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正規雇用労働者への転換や待遇改善施策の充実

(3) 地域少子化対策重点推進交付金の制度の見直し

ア 結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるため、補助対象となるメニューの充実と補助率の引上げ及び確実な予算の確保

イ 結婚支援センターの運営など複数年にわたる同一事業の対象化や、結婚新生活支援事業の対象経費（2世帯同居の改修・リフォーム費用等の生活インフラ整備費等）の拡充、要件緩和などによる運用の弾力化

9 誰ひとり取り残さない社会を目指した提言

～困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化に向けて～

1 子どもの貧困対策の強化

(1) 地方の実情に応じた取組への支援強化

- ア 貧困に係る全国統一的な基準を用いた指標の設定などに基づく全国調査の着実な実施と都道府県・市町村別データの提供
- イ 「地域子供の未来応援交付金」が地域の実情に応じた取組を促進させる交付金となるための運用の弾力化や事業の恒久化
- ウ 市町村の役割強化に向けて、子どもの貧困対策における市町村の役割の明確化、十分な財政支援の措置

(2) 学校等をプラットフォームとした支援策の充実・強化

- ア 小学校専科指導の導入による教育の質の向上や、小中学校における少人数によるきめ細かな指導体制の構築及び小中学校等における児童生徒支援の強化等に向けた教職員定数の更なる拡充
- イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充（「スクールカウンセラー等活用事業」及び「スクールソーシャルワーカー活用事業」の実施主体を市区町村まで拡大等）・待遇改善のための十分な財源の確保及び人材の確保による教育相談体制の更なる強化
- ウ 生活困窮世帯等の子どもたちに対する学習・生活支援について、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業の国庫補助の事業費上限の撤廃、補助率の引上げなど財政支援の強化

(3) 子どもの居場所の確保・充実

- ア 子どもを中心としつつ、多世代交流等の場としての役割が期待される「子ども食堂」等の推進、及び全国レベルでの食材供給の仕組の構築など継続的な運営が可能となるための支援の充実

(4) 進学に向けた支援

- ア 市町村が実施する準要保護児童生徒に係る就学援助が、財政状況によって対象者の範囲や要件が制限されないための財源の確保
- イ 高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金、高等学校等専攻科の生徒への修学支援、高等教育の修学支援新制度など、高等学校・大学・専門学校等に関する教育費負担軽減施策の更なる充実のための財政支援の拡充並びに私立小中学校等に関する教育費負担軽減実証事業の制度化
- ウ 私立高等学校等の実質無償化について、高等学校等就学支援金制度における年収区分を境に逆転現象が生じる世帯への支援など、国による更なる支援の充実
- エ 単位制高等学校進学者や休学に伴い修業年限を超過する者等に対する支給月数等の制限の解消など高等学校等就学支援金の拡充
- オ 公共職業能力開発施設で実施する若年者を対象とした訓練課程について、費用負担軽減策の拡充並びに給付型奨学金の制度創設

(5) 生活安定のための支援強化

- ア 養育費の取り決めを仲介する専門家や養育費相談員の配置に係る更なる財政支援措置
- イ 養育費の完全な確保に向けて、支払が滞らないようにする仕組の構築及び国による養育費の立て替え制度の創設
- ウ 児童扶養手当額の増額及び所得制限限度額の引き上げ、多子加算額の支給額逡減措置の撤廃
- エ 民間アパート等を活用した母子保護の実施に対する補助制度の創設
- オ 母子父子寡婦福祉資金に係る連帯保証人なしの場合の貸付利率の引き下げ、生活福祉資金に係る所得制限の引き上げ、及び両資金の貸付限度額の引き上げ
- カ 母子家庭の正規雇用促進に向けた法定雇用率の創設や企業への支援拡充

2 児童虐待防止対策の推進等

(1) 未然防止のための支援策の充実

- ア 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の全国展開に向けて、設置を促進するための専門的な人材及び必要な財源の着実な確保
- イ 乳幼児期の親育てプログラムの開発・普及や家庭の教育力の向上への支援
- ウ SNSをコミュニケーション手段とする世代が相談しやすいよう、SNSを活用した国による相談窓口（189のSNS版）の設置、国による初期相談の対応の実施

(2) 児童相談所の機能強化

- ア 児童福祉司及びSV職員等の専門的人材の確保や育成、弁護士・医師等の助言・指導が円滑にされるための配置に向けた人材確保対策や財政支援、また、一時保護所等の質の向上のための施設整備に係る財政支援の更なる拡充並びに第三者による評価の義務化
- イ 児童福祉司等を養成する大学等の学部や学科の創設支援も含めた児童福祉人材養成の充実
- ウ 専門の研修機関の設置など国主導による人材育成システムの構築
- エ 国における児童虐待対応事案の支援となるAI技術を活用した全国統一ツールの早期開発と取組の推進及び導入に係る財政支援

(3) 母子保健から児童福祉までの切れ目のない支援体制の構築

- ア 全市町村への子ども家庭総合支援拠点の設置促進（児童人口規模の特に小さい自治体への、家庭支援員の最低配置基準の緩和等）や、要保護児童対策地域協議会調整機関の専門性向上、財政支援等の強化
- イ 特定妊婦等に対し、産前・産後から自立までの切れ目のない支援を行えるよう、妊娠中から母子生活支援施設への通常入所を可能とするため、児童福祉法等の改正、及び市町村や医療機関、母子生活支援施設などの連携体制の構築
- ウ 地域住民の相談者かつ支援者である民生委員・児童委員の活動費用の充実

3 困難な環境にある子どもへの支援強化

(1) 「都道府県社会的養育推進計画」に基づく家庭養育優先原則の実現

- ア 家庭養育優先原則の実現に向け、フォスタリング機関等の里親養育支援体制の強化や養子縁組の推進に要する財政支援の拡充
- イ 里親制度の活性化に向けた、多様な里親類型の創設や里親の名称変更の検討

- ウ 里親制度の活性化に向けた一時保護委託など、短期間の委託を受ける里親について、質を確保しつつ登録要件の見直しを図るなどの検討
- エ 児童養護施設等について、職員の処遇改善並びに小規模化や地域分散化、多機能化等に対応するための、施設整備及び人材確保に向けた財政支援の拡充
- オ 児童養護施設退所者等の自立に向け、地方自治体や民間団体による地域の実情に応じた支援体制の強化に向けた財政支援の拡充及び自立支援資金貸付事業における返還免除規定の継続勤務年数要件の緩和等による支援の充実
- カ 児童家庭支援センターの安定的な運営及び設置促進のための財政支援の拡充

(2) ヤングケアラーへの支援の強化

- ア 地方自治体が行う取組への財政面も含めた支援の実施
 - ・学校や福祉機関、地域など子どもの近くにいる人々が理解を深める研修等
 - ・困ったときに相談できる窓口や支援体制の構築
 - ・支援が必要なヤングケアラーの実態を把握する調査
- イ ヤングケアラーの気持ちに寄り添った広報・啓発による社会的認知度及び社会全体で支援する機運の向上

(3) フリースクール等を利用する家庭への支援制度の整備

- ア 不登校児童生徒が利用する民間施設（いわゆるフリースクール）を利用する児童生徒の家庭に対する支援制度の検討

(4) 特別な支援が必要な児童生徒等への支援対策の充実

- ア 障害福祉制度の対象外となるか否かに関わらず医療的ケアが必要な子どもの実態及び家族のニーズを継続的に把握するための仕組みの構築、支援体制整備のための経費、看護師配置のための財政支援の充実

(5) 子どもの最善の利益が保障される社会の構築

- ア 親権者等による体罰等によらない子育てが推進されるよう指針の周知徹底、及び子どもの健やかな育ちや権利を保障できるような懲戒権の在り方の検討
- イ 予期せぬ妊娠など支援が必要な妊婦等の心情に寄り添うとともに、授かった命を尊重し、子どもを社会全体で守り育てるための新たな制度や、予期せぬ妊娠等の不安を抱える妊婦等が相談しやすい窓口の設置促進及び相談支援体制の強化に対する財政的支援の充実

10 男女共同参画の推進に関する提言

～ポストコロナ時代のジェンダー平等に向けて～

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の拡大は、女性の雇用・生活により大きな影響を及ぼしている。女性の割合が高い非正規雇用者の雇止めや解雇、ひとり親の失業率の上昇、家事・育児・介護等の負担感の増加等、ジェンダーに起因する課題は一層顕在化し、深刻化を増すとともに様々な格差が拡大する方向にある。さらには、コロナ下における閉塞感や不安感、外出自粛による在宅時間の増加等により、DVや性暴力の増加も懸念されている。コロナの影響は長期化し、感染拡大の収束後も見据えた支援が必要である。

一方で、テレワーク等、新しい働き方の導入が進んだことから、地方回帰の動きも出てきており、柔軟で多様な働き方を後戻りさせることなく、前へと進める好機でもある。

持続可能で活力ある地域社会を維持し、さらに発展していくためには、人口の半分を占める女性が地域や経済活動、政策決定などのあらゆる分野へ参画し、個性と能力を十分に発揮できる環境を整備するとともに、一人ひとりの人権を尊重する男女共同参画社会を実現することが必要である。

これらを踏まえ、政府に対して以下のとおり提言を行うものである。

提言1 新型コロナウイルス感染症拡大により様々な困難・課題を抱える女性への支援の強化

提言2 「持続可能な社会」の実現に向けた男女共同参画の取組の強化

- 1 性別による固定的な役割分担意識や無意識の偏見・思い込みの解消
- 2 女性活躍の促進と格差解消
- 3 女性も男性も家庭生活と仕事を両立できる環境づくりの促進
- 4 政治・経済分野をはじめとした政策・方針決定過程における女性の参画の促進

提言3 あらゆる暴力の根絶と多様性を尊重する環境の整備

提言4 女性活躍の推進に地方が本気で取り組むための十分な財源の確保

提言1 新型コロナウイルス感染症拡大により様々な困難・課題を抱える女性への支援の強化（新規）

(1) コロナ下で不安を抱える女性への支援 <新規>

コロナ下での女性の自殺の急増等、女性を取り巻く環境は厳しさを増しており、失業や収入の減少等、影響の長期化が懸念されている。望まない孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・繋がりを回復することができるよう地域女性活躍推進交付金の事業（つながりサポート型）が追加措置されたが、支援を必要としている方に支援が十分に届くよう、積極的な広報やわかりやすい説明が求められている。事業の取組を集約・分析のうえ支援方法の好事例を全国に普及するとともに財政支援を継続すること。 図1

(2) 学校等における女性用品の無償提供の恒久化 <新規>

コロナ下における女性の経済的困難により顕在化した、いわゆる「生理の貧困」については、一部の自治体において女性用品の無償提供の取組が始まっているが、全ての学校等における無償提供の恒久化等を検討すること。また、女性用品の防災備蓄品についても支援の対象とすること。

(3) ひとり親家庭の生活基盤の確保 <一部新規>

一人で子育ても生計も担うひとり親は、非正規雇用が多いことなどから経済的基盤が弱く、新型コロナのような社会経済情勢の変化の影響を強く受けるため、児童扶養手当の増額や給付型の住居費支援の創設など、平時からの経済的支援を充実強化すること。さらに、養育費の確保に向けて、支払が滞らないようにする仕組みの構築及び国による養育費の立て替え制度を創設すること。 図2

【自殺者数の前年同月差】

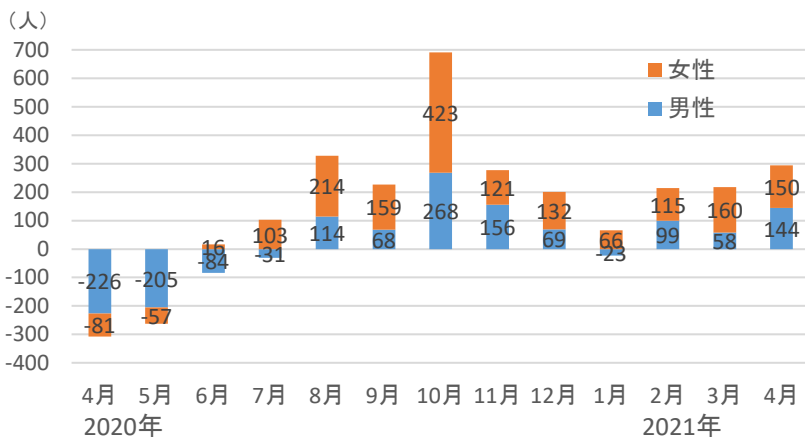


図1

2020年度合計
 21,556人(+1,634人、8.2%)
 男性14,189人(+ 263人、1.9%)
 女性 7,367人(+1,371人、22.9%)
 女性の自殺者は対前年同月では
 11か月連続の増加

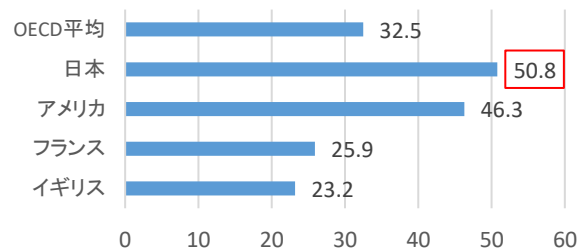
出典：厚生労働省「警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等」(2020年分までは確定値。2021年分は5月20日時点の暫定値)

【ひとり親世帯の状況】

	母子世帯	父子世帯
世帯数	123.2万世帯	18.7万世帯
就業状況	81.8%	85.4%
うち、正規	44.2%	68.2%
うち、自営業	3.4%	18.2%
うち、非正規	43.8%	6.4%
母又は父の平均年間就労収入	200万円 正規:305万円 非正規:133万円	398万円 正規:428万円 非正規:190万円

【ひとり親の貧困率<国際比較>】

図2



出典：内閣府「令和2年版 男女共同白書」

日本は、先進国最悪レベル！

出典：厚生労働省「H28全国ひとり親世帯等調査結果」

(4) DV相談の機能強化 <一部新規>

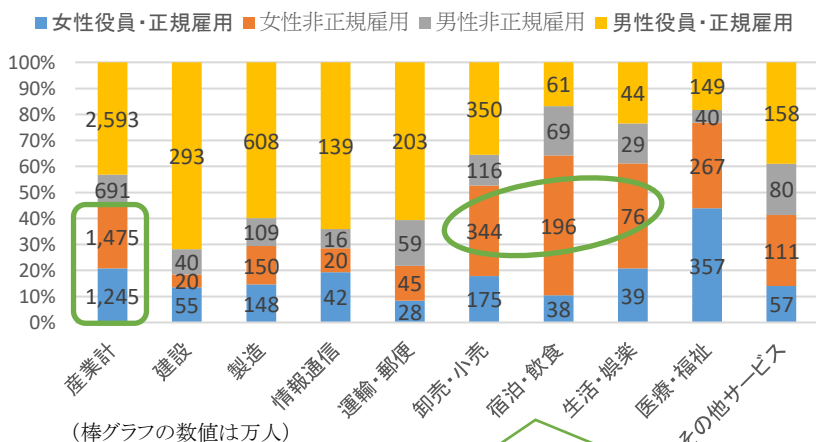
外出自粛など自宅で過ごす時間が長くなり、DV被害の増加・深刻化が懸念されている。地方には行政と連携が可能な民間団体やマンパワーが不足しているため、民間団体の全国ネットワークを整備するなど民間団体の活動を支援すること。また、全国どこからでも相談ができる「DV相談+（プラス）」の継続及びSNS等を活用した相談支援を充実すること。

(5) 女性の再就業・資格取得への支援

コロナ下においては女性就業者数が多いサービス産業等への打撃が大きく、また、女性は非正規雇用が多いことから、解雇や雇止め、収入の減少といった経済的な影響を強く受けている。人手が必要となる仕事や異業種へのマッチング、資格取得やキャリアアップへの支援等、女性の再就職を支援し経済的回復の後押しをすること。 図3

【産業別雇用者の男女別・雇用形態別の割合(2019年)】

図3



【コロナに係る解雇等見込み労働者数累計】

業種	労働者数
製造業	22,984
小売業	13,551
飲食業	12,619
宿泊業	11,787
卸売業	6,163
労働者派遣業	5,699
サービス業	5,671
道路旅客運送業	3,814
娯楽業	3,435
運輸業	3,394
全体	103,000

(累積数
上位10業種)

R2.2月か
らの累計

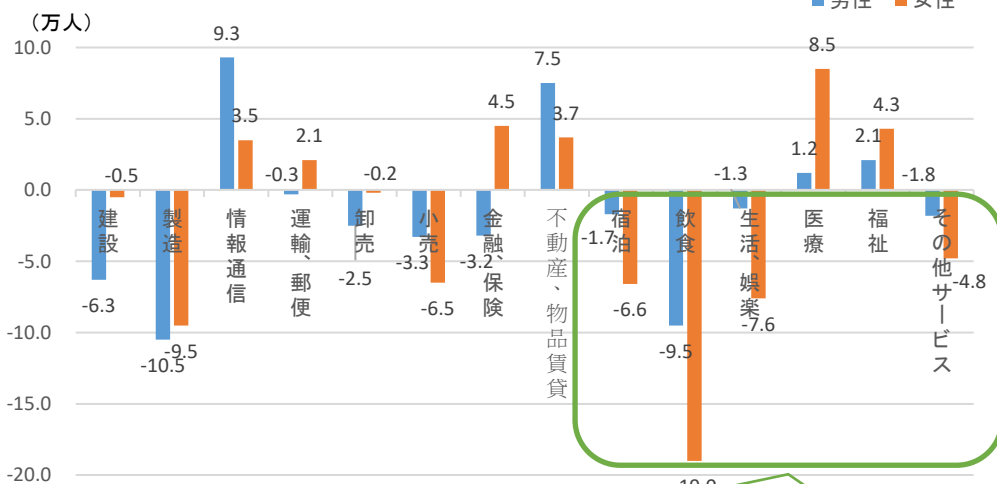
出典:厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について」(R3.5.7現在集計分)

女性は非正規雇用労働者の割合が高く、特に「宿泊・飲食」「生活・娯楽業」「卸売・小売業」が多い

出典:内閣府男女共同参画局「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書(以下、「コロナ研究会報告書」という)」(総務省「労働力調査」より作成。原数値。)

【産業別就業者数の前年同月差(2020年4月～2021年2月の一月当たり平均)】

【雇用形態別雇用者数(2020年平均)】



男性 2020年平均
3,010万人(▲23)
正規2,345(+3)
非正規665(▲26)

女性 2020年平均
2,620万人(▲16)
正規1,194(+33)
非正規1,425
(▲50)

年平均で見ると、
特に女性の非正規
雇用労働者の減少
幅が大きい

コロナ下において、女性就業者数が多いサービス産業等への影響が大きい

出典:内閣府男女共同参画局「コロナ研究会報告書」(総務省「労働力調査」より作成。原数値。)

(6) テレワーク等柔軟で働きやすい環境整備の促進 <一部新規>

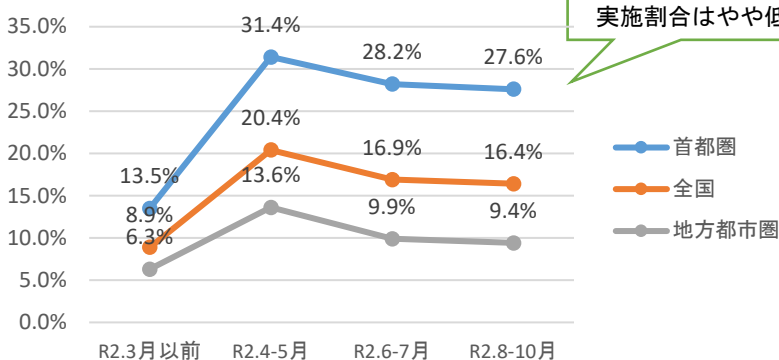
令和2年度の緊急事態宣言下において、一気に普及拡大したテレワークは、次第に取組が縮小している。テレワークはウィズコロナにおける新しい生活様式に対応した働き方というだけでなく、誰もが働きやすく生産性の向上にも資するものであり、今このコロナ下での経験を活かし、業務の見直しを図る等、働き方改革の観点も含めて推進を加速することが必要である。テレワークのための環境整備や労働条件の整備等、特に中小企業・小規模事業者において導入・継続するための支援を継続すること。 **図4**

併せて、在宅テレワーク時の家事の増加等による負担が女性に大きく偏ることのないよう、男性の家事・育児への参画等について、企業の理解促進を図ること。

(7) 男女共同参画の視点を踏まえた調査・分析 <新規>

コロナ拡大により、平時においてジェンダー平等が進んでいなかったことが顕在化したことから、ジェンダー視点をあらゆる政策や制度に反映させること。また、コロナ拡大が雇用や生活等に与えている影響について、男女別、都道府県別に把握できるよう、調査、分析を実施し速やかに公表すること。

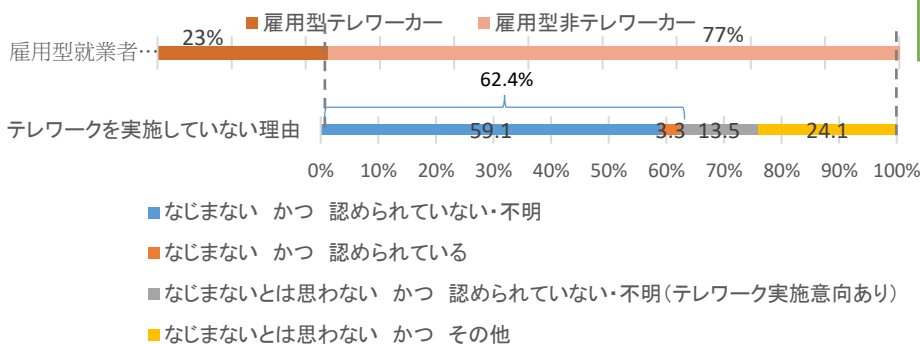
【緊急事態宣言(4~5月)前後のテレワークの実施状況】



実施割合はやや低下

- ・雇用型非テレワーカーのうち、62.4%が「仕事内容がテレワークになじまない(なじまない仕事内容:直接対面が必要31.6%、現場作業が必要23.4%、セキュリティ2.7%)」と回答
- ・24.1%の人は、テレワークの必要性がない、職場の勤務環境、テレワーク実施場所の執務環境などに課題がある

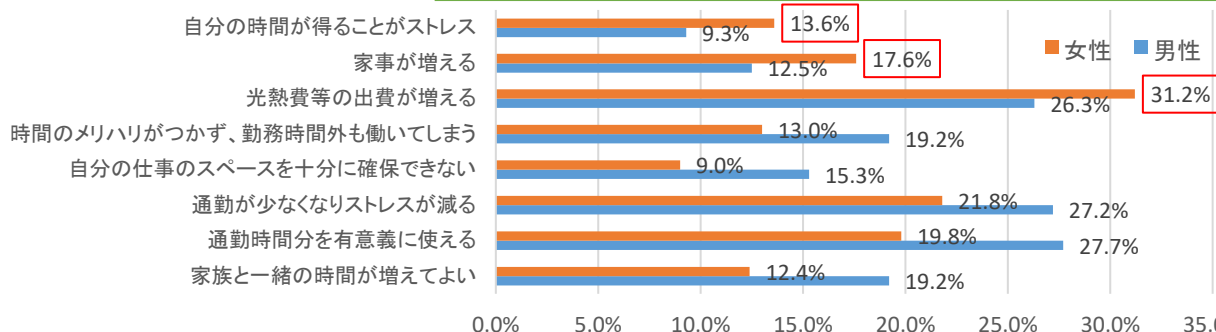
【テレワークを実施していない理由(雇用型非テレワーカー)】



出典:国土交通省「令和2年度テレワーク人口実態調査」

【テレワークの受け止めについての男女間差】

テレワークについて女性就業者の方が家事の増加、自分の時間の減少等マイナス要素をあげる割合が高く、男性就業者の方が通勤負担の軽減等のプラス要素をあげる割合が高い



内閣府:令和2年度「男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査」

1 性別による固定的な役割分担意識や無意識の偏見・思い込みの解消

(1) 性別による固定的な役割分担意識や無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取組の促進

＜新規＞

性別にかかわらず誰もが無意識の偏見「アンコンシャス・バイアス」があることを認識し、一人ひとりが男女共同参画社会の実現に向けて意識改革に取り組めるよう、あらゆる世代へ学習機会を提供する等、政府主導による取組を強化すること。 図5

(2) 男女共同参画社会の実現に向けた教育・学習の推進

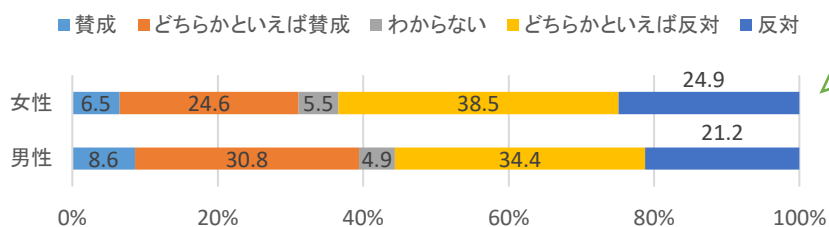
中長期的視点で児童生徒に家族への感謝や愛情の育み、絆の大切さも含めたライフデザイン形成に関する学習を義務化するとともに、小さい頃から「性別にかかわらず誰もが互いに尊重し合い、共に支え合い、社会に貢献する」という教育・学習を推進すること。

(3) 男女共同参画の視点に配慮した表現の徹底 ＜新規＞

各種公的広報・メディアの影響力を鑑み、各種情報の発信者が、性別による固定的な役割分担意識や性差への偏見を助長しないよう、「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き(H15.3)」を改訂するとともに、男女いずれかに偏った表現にならないよう「男女共同参画に関するフリーイラスト素材」の活用等積極的な周知・啓発を行うこと。

図5

【「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識(男女別・2019年)】



出典:内閣府「令和2年版 男女共同参画白書」

性別役割分担意識に反対するものの割合(「反対」+「どちらかといえば反対」)は長期的に増加傾向にあるが、賛成する者(「賛成」+「どちらかといえば賛成」)はまだ女性で3割、男性で4割程度存在。

【学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラムで提供する教材例】

「学校行事(卒業式)」のケース

行事等で児童を男女で分ける場合に、男子が先・前・上、女性があと・後ろ・下といった順序づけを行う慣習がないか。

イラストの卒業式では、男子が先に卒業証書を授与し、男子が終わってから女子の授与へ続く順序になっていることが想像できる。

来賓は男性割合が多く、地域のリーダーの多くが男性である景色を子どもたちが日常的に見ていることを自覚することが大切。



出典:文部科学省委託事業「男女共同参画の推進に向けた教員研修モデルプログラムの開発・普及実施報告書」

2 女性活躍の促進と格差解消

(1) 女性の正社員化・賃金向上

女性の正社員化・賃金向上を進め、男女間の格差解消や中小企業等における柔軟で働きやすい制度の導入、ワーク・ライフ・バランスと生産性向上等に取り組むこと、及び最低賃金の地域間格差の是正は若年女性の地方定着・回帰にもつながることから、実効性のある取組を進めるとともに、中小企業等への支援を強化すること。 図6

(2) 女性のデジタルスキルの向上 <新規>

社会が急速にデジタル化する中で女性が活躍し自立していくために、女性のデジタルスキルの強化を急ぐほか、デジタル環境が整わずに困窮している女性がデジタルスキルがないことで就労に結びつきにくいということがないように、職業訓練を充実させること。また、小さい頃からの教育・学習等によりデジタル・テクノロジー分野でのジェンダー・ギャップを縮小させること。

(3) 若年女性に対する意識調査の実施 <新規>

若年女性が個性と能力を十分発揮できる環境を整備し、特に地方においては、定着・回帰策を検討する必要があるため、地域の実情を踏まえて各都道府県の比較ができるよう各種既存統計の見直しや、若年女性に対する全国意識調査を実施すること。

【非正規雇用労働者の状況】

※会社などの役員を除く雇用者における割合

	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員
男性	77.7%	22.3%
女性	43.4%	56.6%

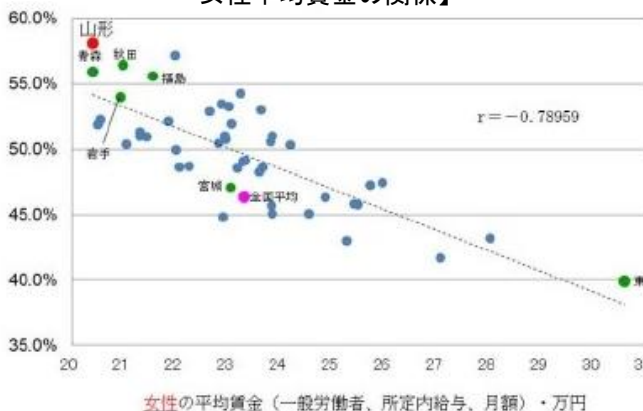
女性の非正規雇用比率は5割を超える

出典：総務省「平成29年就業構造基本調査」

	一般労働者の賃金(月額)	年齢	勤続年数	男女間賃金格差
男性	338,800円	43.8歳	13.4年	(男=100)
女性	251,900円	42.0歳	9.3年	74.4

出典：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」

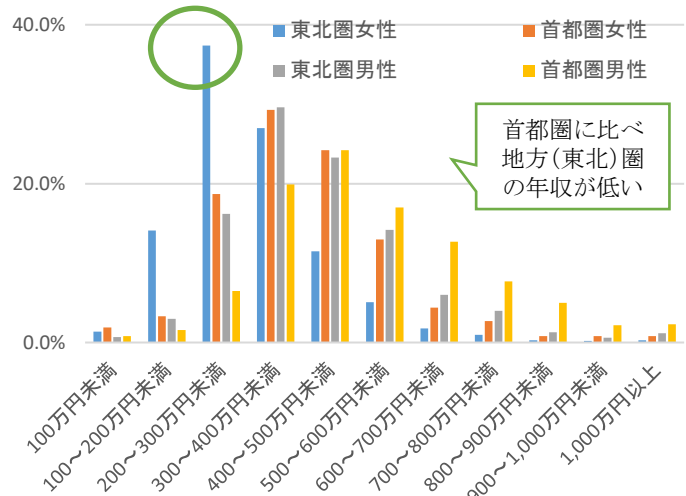
【転出女性総数に占める若年女性(15~29歳)の割合と女性平均賃金の関係】



厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」及び総務省「2019年住民基本台帳人口移動報告」より山形県作成

【20~40代の個人年収(最近1年間税込)】

図6



出典：公益財団法人東北活性化研究センター「東北における女性活躍推進の実態と働く女性の意識調査(2021.3)」

【最低賃金の地域格差の状況】

(単位：円/時間)

	H28	H29	H30	R1	R2
最上位	932 東京都	958 東京都	985 東京都	1,013 東京都	1,013 東京都
加重平均	823	848	874	901	902
最下位	714 2県	737 8県	761 1県	790 15県	792 7県
最上位と最下位の差	218	221	224	223	221

出典：厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」

3 女性も男性も家庭生活と仕事を両立できる環境づくりの促進

(1) 男性の育児休業の取得促進 <一部新規>

男性の育児休業取得による男性の家庭参画の促進は子育て負担の軽減につながり、人口減少の抑制策としても有効であると指摘されていることから、育児休業取得を社会全体で応援していく意識醸成を進めるとともに育児休業制度の正しい理解を促進すること。また、育児休業による減収が生じないよう、育児休業給付金の給付率の引上げや育児休業を取得した従業員に応援金を支給する企業に対し支援制度を創設する等支援の充実を図ること。さらに、令和3年6月3日に成立した改正育児・介護休業法の実効性を高めるためにも男性の育児休業が進まない具体的要因を分析・公表し、スピード感を持った対応策を講じること。 図7

(2) 幼児教育・保育の完全無償化 <新規>

女性が出産・子育てを理由に離職せず両立できるよう支援するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。

(3) 中小企業等における柔軟な働き方の導入の推進

地方の大宗を占める中小企業・小規模事業者における女性の就業継続、正社員化、管理職登用を積極的に進めるため、長時間労働の是正や生産性の向上の取組と併せ、多様で柔軟な働き方の導入を強力に推し進めるとともに男性の家庭参画への理解促進を図ること。 図8

(4) 介護離職ゼロに向けた支援

中小企業・小規模事業者における「介護支援プラン」の導入や事業主・労働者双方への介護休業制度等の周知広報を強化するとともに、介護休業中の社会保険料の免除、介護休業代替要員の確保等に対し支援すること。

【育児休業取得率(平成30年度)】

	男性	女性	(%)
民間企業	6.16	82.2	
国家公務員	12.4	98.5	
地方公務員	5.6	99.4	

出典:内閣府「令和2年版 男女共同参画白書」

男性の育児休業取得率は、近年上昇しているものの、女性と比較すると、依然として低水準。

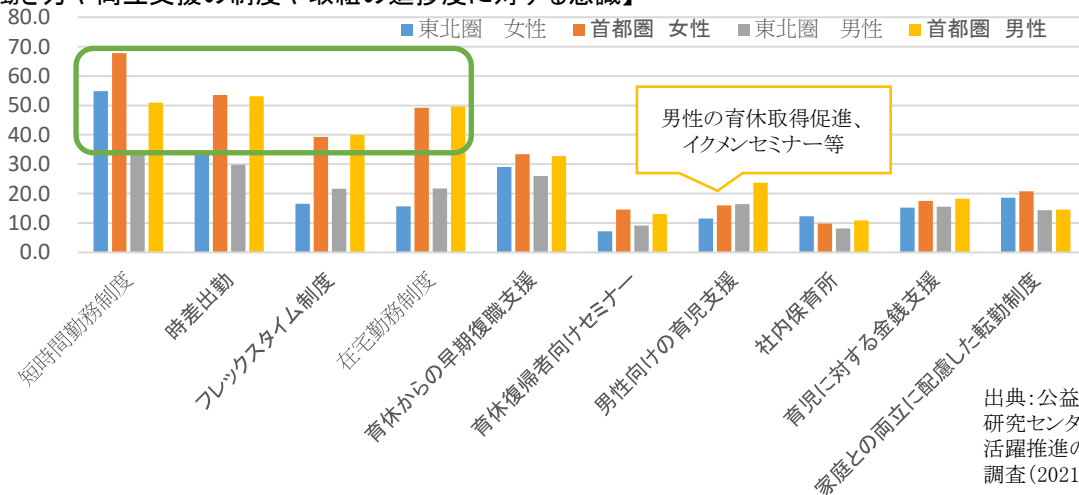
【育児休業給付金の支給額のイメージ】

	▽出産	▽育児休業開始	▽1歳	▽1歳2カ月
母親	8週間 産後休業期間	180日 給付率67%	180日 ※育児休業開始181日目からは給付率50%	給付率50%
父親	「パパ・ママ育休プラス制度」を利用する場合、子どもが1歳2か月に達する前日まで		給付率67%	

育児休業による減収が生じない給付を！

図7

【働き方や両立支援の制度や取組の進捗度に対する意識】



柔軟な働き方に関する制度整備が、首都圏企業に比べ地方(東北)は遅れている。

男性の育休取得促進、イクメンセミナー等

出典:公益財団法人東北活性化研究センター「東北における女性活躍推進の実態と働く女性の意識調査(2021.3)」

図8

4 政治・経済分野をはじめとした政策・方針決定過程における女性の参画の促進

(1) 政治・経済分野における女性の参画促進 <新規>

世界では「クオータ制」の導入等により、女性の政治・経済への参画が進んでいる状況に鑑み、「政治分野における男女共同参画推進法」の実行性ある取組を進めること。また、企業等における女性役員の登用を促進するため、女性活躍に取り組むことの企業にとってのメリット等を広く周知すること。 図9、10

(2) 防災分野における女性の参画促進 <一部新規>

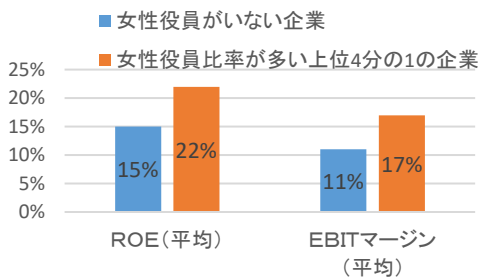
男女共同参画の視点からの防災の取組の重要性について、積極的な周知広報を行うこと。また、女性防災士を増やすなど、地方が実施する女性リーダーの育成に支援すること。さらに、避難生活での男女のニーズの違いに配慮した安全・安心を確保するための、備蓄用品や避難所の環境整備に対する支援制度を創設すること。 図11

(3) 地域活動における女性リーダーの育成

自治会や町内会、PTAなど様々な地域活動に女性がリーダーとして参画できるよう、地方が行う女性リーダーの育成や実践活動への取組に対し支援すること。

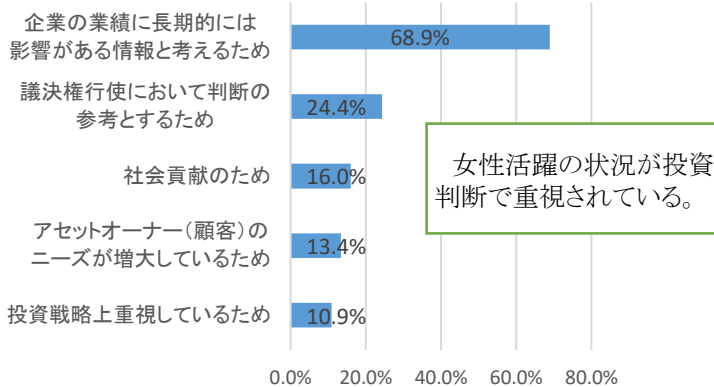
【女性活躍に取り組むことの企業にとってのメリット】

役員に女性がいる企業のパフォーマンスは高い傾向にある。



女性役員比率が高い企業の方が、女性役員がいない企業よりもROE(自己資本利益率)、EBITマージン(支払い金利前税引き前利益と売上率の比率)が高い。

【投資判断や業績において女性活躍情報を活用する理由】



女性活躍の状況が投資判断で重視されている。

多くの機関投資家が、女性活躍の推進が長期的に企業の成長に繋がっていくと考えている。

出典:内閣府男女共同参画局「女性活躍とSDGs」(R元年)

【クオータ制は日本・アメリカを除く主要国で導入】

図10

(2020年2月時点)

地域 (国・地域の数)	クオータ制を導入している国・地域の合計数	
	国・地域の数	割合
アフリカ(54か国)	37	68.5%
米州(35か国)	21	60.0%
大洋州(15か国)	5	33.3%
アジア(43か国)	19	44.2%
欧州(49か国)	36	73.5%
合計(196か国)	118	60.2%

世界196の国と地域のうち、118の国と地域で、政治分野における性別によるクオータ制が国政レベルで導入されている

出典:内閣府男女共同参画局「諸外国における政治分野の男女共同参画のための取組」

図11

【男女双方の視点で安全・安心な避難所運営】

・ 避難所の運営体制に男女双方が参画

避難者の心身の健康の維持のため、男女双方のニーズにきめ細かく対応できるよう、管理責任者に女性も配置しましょう。

・ 男女別の更衣室・授乳室・おむつ替えスペースの設置

老若男女が共同生活をする避難所では、安心して着替えや授乳ができるスペースが必要です。



提言3 あらゆる暴力の根絶と多様性を尊重する環境の整備

(1) 暴力の根絶に向けた啓発、教育、学習の充実

あらゆる暴力は重大な人権侵害であり根絶すべきものである。加害者や被害者、傍観者を生まないために正しい認識が浸透するよう若年層を対象とする予防啓発の拡充、「生命（いのち）の安全教育」の教材等の周知、教育の機会を確保すること。

(2) DV被害者に対する保護体制の充実 <一部新規>

相談から自立支援に至るまで、当事者に寄り添ったきめ細かな支援を実施するためには地域における民間団体との連携が必要であるが、地方においては行政と連携が可能な民間団体やマンパワーが不足しているため、民間団体の全国ネットワークを整備するなど民間団体の活動を支援すること。 図12

(3) 性犯罪・性暴力被害者のための相談体制の充実

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制の充実及びSNSなどWeb等を活用した相談体制の充実に向けた支援を拡充すること。

(4) LGBT等の多様な性的指向・性自認への理解促進 <一部新規>

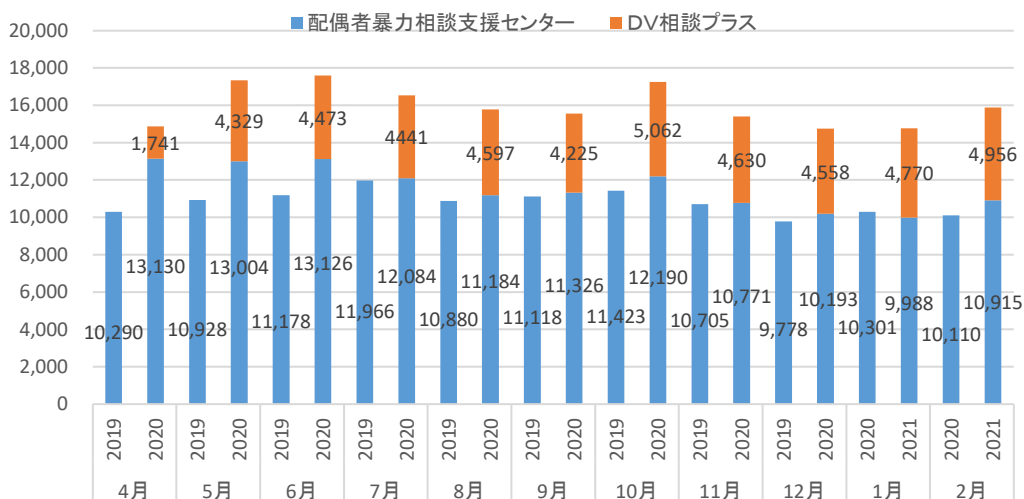
性的指向・性自認の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、各省庁が所管している施策を総合的に調整する所管府省庁を定めること。また、「正しい理解」を広める取組を進めるため、全国統一の方針や取組内容を提示すること。加えて、生活・企業・学校等における悩みを抱える当事者等が安心して暮らせる環境づくりのための取組を強化すること。

(5) 「婦人」から「女性」への改称

時代の変化に合わせ、未婚の方も含め、広く女性問題を解決するという視点から、「婦人相談所」「婦人相談員」等「婦人」を冠した名称は「女性」へ改称すること。

【DV相談件数の推移】

図12



- ・ 2020年4月から2021年2月の相談件数(17万5,693件)は、前年同期の約1.5倍。
- ・ 既に昨年度(2019年度)全体の相談件数(11万9,276件)を大きく上回っている。

出典：内閣府男女共同参画局「コロナ研究会報告書」（内閣府男女共同参画局調べ）
 ※全国の配偶者暴力相談支援センターからの相談件数は、令和3年3月31日時点の暫定値

(1) 地域女性活躍推進交付金の確保

今年度追加措置されたつながりサポート型事業については、地方自治体が直接実施する事業も対象とするとともに、事業成果の定着を図るための十分な財源確保と複数年の継続事業も交付対象とする等、柔軟で使いやすい運用を図ること。特に地域においては、中小・小規模事業者における女性活躍が課題となっており、地域女性活躍推進交付金により支援を強化すること。

(2) 女性活躍応援基金（仮称）の創設

地域の実情に合わせた独自施策の展開を継続的に可能とする「女性活躍応援基金（仮称）」を創設すること。

1 1 夜間中学の設置促進に関する提言

【ポイント】

- 夜間中学に在籍する多様な生徒へのきめ細かな対応ができるよう、教職員定数の拡充など支援策の充実を図ること。
- 「夜間中学新設準備・運営補助」に関する事業の補助率のかさ上げ、補助対象の拡大などの財政支援の充実、及び夜間中学の設置準備に係る定数措置の創設を図ること。
- 通学の困難さによる格差が生じないように、遠隔教育実施のための要件緩和及び設備を整えること。

(前文)

夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国や日本において十分に義務教育を受けられなかった外国籍の者等の教育を受ける機会を実質的に保障するための重要な役割を果たしている。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」において、『地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる』こととされており、また、文部科学省が定める「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」では、全ての都道府県に少なくとも一つは、夜間中学等が設置されるよう施策の推進を図ることとされている。

しかし、全国の夜間中学の設置状況としては、令和3年4月時点において、12都府県に36校が設置されるにとどまっており、今後夜間中学の設置を促進するためには、設置しようとする自治体が各々の実情に応じて柔軟に対応できるような国からの支援が必要である。

1 安定的な運営のための定数措置等

(1) 多様な生徒への対応のための定数措置の拡充

夜間中学の教職員は、義務標準法において、昼間の中学校と同様の取り扱いがなされており、夜間中学を単独で開設する場合、教頭及び

教諭等の数は、1学級であれば4人、2学級であれば6人、3～4学級であれば8人程度の基礎定数の措置にとどまり、養護教諭や事務職員は、学級数によっては措置されない。また、基礎定数に加えて、「指導方法工夫改善」「児童生徒支援」「児童生徒への心身の健康への対応」「事務部門強化」に関して加配が要望できるが、都道府県全体としてみれば、他校の加配を減じなければならないなど安定した学校運営に必要な教職員を確保できなくなるおそれがある。

このことは学級や分校として設置する場合も同様であり、養護教諭や事務職員が不在になったり、各教科の授業を免許を有する教員が行うために本校（昼間の中学校）の教員に変則的な勤務を課したり、兼務発令したりしなければならない状況が生じる。

このため、当面は全ての教科において免許を有する教員が指導を行い、多様な生徒へのきめ細かな対応や生徒の安全・安心の確保が実現できるよう、教職員定数を拡充するとともに、「日本語指導」のように対象生徒の実態に即した教員数を保障する加配措置の基礎定数化を図ること。

最終的には、国において、夜間中学独自の教職員定数の標準を定めること。

（2）日本語教育支援員の配置に関する財政支援

地域によっては、外国人の割合が高く、生徒によって日本語の習得状況や学習の習熟度が大きく異なるため、きめ細かな対応が可能となる施策の充実が必要となる。

このため、各自治体が日本語教育支援員や通訳の配置などを積極的に進められるよう、その人件費についても必要な財政支援の充実を図ること。

2 設置準備から設置後に至る継続的な支援

（1）「夜間中学新設準備・運営補助」の事業の継続と財政支援の拡充

夜間中学の設置及び維持管理に係る財政面の負担を軽減するため、全ての都道府県において夜間中学が設置されるまで「夜間中学新設準備・補助事業」を継続するとともに、当該事業の補助率のかさ上げ

や都道府県も含めた補助対象の拡大を行うこと。

また、安定的な運営のためには、広報活動や教員研修等様々な取組が継続的に実施される必要があることから、5年の補助期間の緩和を図ること。

(2) 夜間中学の設置準備に係る定数措置の創設

夜間中学の開設に向けて、ニーズの調査、協議会等の設置、教育内容の検討、広報活動などの実務が円滑に実施できるよう、設置準備に係る教職員の定数措置を創設すること。

3 通学の困難さによる格差の生じない教育機会の確保

○ ICT を活用した遠隔授業を可能にするための要件整備

夜間中学においては、離島や中山間地域等の地理的条件により、就学を希望する者が広域に散在し、通学が困難な者も存在することが考えられる。居住地等による学びの格差が生じないよう、制度面や財政面の支援の充実を図ることが必要であり、その有効な手段の一つとして、ICT を活用した遠隔授業が挙げられる。

現在、遠隔教育特例校の指定においては、生徒が授業を履修する場所に教員が配置されることが基準の一つとなっているが、当該教員の配置が難しいため、遠隔教育が進まない恐れがある。

夜間中学には社会経験のある成人が一定数存在し、自立した学びが可能であると考えられることから、学校長が生徒の学習に支障がないと判断する場合には受信側の教員の配置を不要とするなど、指定の基準を緩和すること。

また、遠隔教育に係る ICT 機器等の整備への財政支援を措置すること。

12 これからの高等学校教育のあり方に関する提言

【ポイント】

- 高等学校の魅力化・特色化を推進するため、各学校における、より柔軟なカリキュラム編成を可能にすること。
- 適切な修業年限を保障するため、高等学校の修業年限の柔軟化を進めること。
- 全ての大学に「大学教育の先取履修を単位認定する仕組み」を構築するよう働きかけるなど、高大連携を一層促進すること。
- オンライン教育と対面指導のベストミックスを進めるため、ICTを活用した教育やオンライン教育の検証に取り組むとともに、生活困窮家庭の通信費等に対する支援や18歳以下の子どもがいる世帯の通信費の値下げの要請を行うこと。

(前文)

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とし(学校教育法第50条)、義務教育機関ではないものの、今日では中学校を卒業した生徒の大部分が進学する教育機関である。

また、義務教育において育成された資質・能力を発展させながら、生徒の多様なニーズに応じた公正で個別最適な学びと協働的な学びを実現し、高等教育機関や実社会との接続機能を果たす役割がある。

デジタル社会の進展や人口減少など、社会の構造的な変化の中で、高等学校がこうした役割を十分に果たすためには、学校や地域の実態に照らしてより効果的な教育を実施できるよう都道府県や市町村等の学校設置者や学校の自由度を高め、学校現場がリーダーシップを発揮しながら、多様で柔軟な教育活動を展開することが必要である。

「高等学校の魅力化や特色化」、「高等学校の卒業時期や修業年限の柔軟化」、「学校間連携の促進」、「オンライン教育と対面指導のベストミックス」を進めることにより、生徒一人ひとりにこれからの時代に必要な資質・能力を育成することができるよう、以下の事項を提言する。

- 1 各高等学校における、より柔軟なカリキュラム編成を可能にするため、
 - (1) 学校や地域の実態に照らしてより効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを可能とする教育課程特例校制度について、指定要件の柔軟化、申請手続きの簡素化、好事例の周知などにより、一層の活用促進を図ること
 - (2) SSH等の先進的な取組に対する財政支援を継続すること
 - (3) 校長がリーダーシップを発揮して、各学校が履修要件の緩和と修得主義の推進を図り、公正で個別最適な学びと協働的な学びを実現することができるよう、そうした取組が望ましいとの姿勢を国として明確に示すこと
 - (4) 学校外学修の単位認定について、可能となる対象の範囲を拡大するとともに、いわゆる「みなし単位」として与えることができる単位数の合計は36を超えないとされている上限を撤廃すること
- 2 教職員の確保、地域・企業・大学等で活躍する多様な人材の活用、新しい時代にふさわしい学習空間・環境の整備など、都道府県や市町村等の取組に対する人的・財政的支援を充実すること
- 3 生徒の学習状況等により適切な修業年限が保障されるよう、学校教育法を改正し、高等学校の修業年限をすべての課程について「三年以上」とすること
- 4 学校間連携による多様なプログラムの提供や必要なリソースのシェアが促進されるよう、モデル校を指定し、モデル事業による取組の推進及び成果の全国展開を図ること
- 5 国が、すべての大学等に「大学教育の先取履修を単位認定する仕組み」を構築することを働きかけ、高校生が大学入学前に大学の高度な授業を受講するとともに、入学後、大学の単位に組み入れることを可能にするなど、高等学校教育と大学教育の連携を一層促進すること

- 6 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う全国一斉の臨時休業を契機に実施されたオンライン教育について、各学校の創意工夫や状況に応じて取組が進められるよう、「原則受信側の教室等に当該学校の教員を配置すること」、「対面により行う授業を相当の時間数行うこと」などの遠隔授業における要件の緩和や見直しを行うこと。また、新型コロナウイルス感染症の予防のため、高校段階においても少人数学級により生徒間の十分な距離を確保できるよう、施設や教職員配置の在り方について見直しを行うこと
- 7 国において、大学等と連携し、ICTを活用した教育やオンライン教育の効果測定や検証に取り組み、科学的エビデンスを得ること
- 8 ナショナルミニマムの観点から、義務教育と同様に高等学校においても、全ての生徒を対象とした高校段階にふさわしい仕様の1人1台端末の確実な整備を進めるため、特に生活困窮家庭の端末購入費や通信費については、十分かつ恒常的な財政措置により、継続的に支援するとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。また、18歳以下の子どもがいる世帯の通信費を値下げするよう、国として通信事業者に要請すること

13 ウィズコロナ・ポストコロナ時代における 産業の振興と基盤の強化に向けた提言

【ポイント】

- 農林水産業、商工業をはじめ、あらゆる産業分野において、AI・IoT等のデジタル技術やデータを最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上・国際競争力強化を実現し、労働力不足の解決や地域活力の維持・向上を図ること。
そのため、
 - ・ デジタル技術を活用した新しいビジネスモデルの創出を促進するとともに、デジタル社会を担う人材を育成すること
 - ・ 新分野や業態転換など事業の再構築に取り組む中小企業を支援すること
 - ・ スマート農林水産業を促進するための環境を整備すること
- ウィズコロナ・ポストコロナにおける、業種や職種を越えた転換を伴う労働力移動・再就職支援を促進すること。
- 農林水産業の持続性確保に向け、経営感覚に優れた人材等を育成・確保するための制度改善及び予算の拡充を行うこと。

我が国では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、対面型サービスを中心に消費が著しく減退している。加えて、サプライチェーンの寸断及びグローバルな需要減による販売や生産の落ち込みなど様々な業種に極めて深刻な経済的影響が発生した。その影響は、女性を中心とした非正規労働者の雇用情勢にも深刻な影響をもたらしている。

また、かつて経験したことがない超高齢化、少子化に伴う生産年齢人口の減少が加速度的に進んでおり、ピーク時の1997年と比較すると、既に約1,000万人の生産年齢人口が減少し、2050年にはさらに2,000万人以上が減少すると予測され、また、時間当たりの労働生産性はG7諸国で最低水準となっている。こうした労働力の確保や労働生産性の向上といった課題もあり、地域経済を取り巻く環境は一段と厳しさを増している状況である。

一方、人との接触や移動が制限される中、「新しい生活様式」を取り入れ、多様で柔軟な働き方や新しいビジネスモデルが生まれるなど、「ピンチをチャンスに変える」動きも高まっており、ウィズコロナ・ポストコロナ時代では、中小企業等のデジタル化を促進することで、コスト削減や生産性向上、さらには新たな付加価値を創出し、「新しいビジネスモデル」への転換を図っていかなければならない。そのためには、企業の業態転換や成長が見込まれる分野への労働力移動が不可欠となる。

この機を逃すことなく、地域経済を強化し、ひいては日本の国際競争力を維持し、持続可能な社会を実現するため、国において、経済・雇用情勢の変化に応じ、次のとおり措置を求める。

1 ウィズコロナ・ポストコロナにおける雇用創出・環境整備

(1) 多様な働き方の促進

働き方改革関連法により、中小企業においても、昨年4月から時間外労働の上限規制が適用され、本年4月からは、同一労働同一賃金が適用されることとなり、国も「働き方改革推進支援センター」を設置し、さらにプッシュ型の支援など、きめ細かな相談を実施している。一方で、中小企業における働き方改革を進めるため、地方自治体と十分な連携を図りつつ、法改正適用後の中小企業の状況を的確にとらえた上で、企業ニーズに沿った各種支援策の柔軟な運用や、より一層の支援策の強化を図ること。

また、時間や場所にとらわれず個々の能力を発揮できる働き方の実現や、この度の新型コロナウイルスの感染拡大などの危機事案発生時における企業の事業継続対策としても有効なテレワークやオンライン会議、さらに、オフィスの分散やサテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革に向けた取組を一層推進すること。

さらに、ギグ・ワーク、複業・副業や兼業など多様な働き方が拡大する中で、新型コロナウイルスの感染拡大がフリーランス等に対する支援の必要性を明らかにした。

今後もこうしたフリーランスなど組織に属さない働き手の増加が見込まれることから、個人が、フリーランスなどそれぞれ望む働き方を選択し、安心して働けるよう、必要な労働法制や社会保障制度などの環境整備の在り方を検討し、ガイドライン等について広く周知を行うこと。

(2) 業種や職種を越えた転換を伴う労働力移動・再就職支援の促進

人手が不足している分野や成長分野への労働力移動に向けて、新たなスキルを習得するための職業能力開発促進策やスキルを習得した人材と企業のマッチングの一層の拡充・強化を講じること。

(3) 非正規雇用労働者・女性等の再就職支援

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、女性の就業割合の高い非正規雇用労働者の離職者が増加していることを踏まえ、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、基金を活用した「緊急雇用創出事業」など、雇用の受け皿を確保するための対策を講じること。

また、就職氷河期世代は不本意ながら不安定な仕事に就いているケースも多いため、特に正社員としての再就職のための支援をはじめ、離職者の再就職に向けてより手厚い支援を行うこと。

(4) 新規学卒者等に対する支援の強化

再び就職氷河期世代を生み出すことがないように、新規学卒者の採用維持に向け、経済界へ更なる要請を行うとともに、企業が採用抑制を行わないための支援策を

講じること。

また、通年採用や、既卒未就業者の採用の促進など、就職機会の更なる拡大に向け、経済界への要請や、必要な支援策を強化すること。

2 コロナ禍でも揺るがない生産・経営基盤の構築

(1) 経営を継続するための支援強化

令和3年1月の緊急事態宣言の再発令以降、販売額が減少する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等について、国内外の新たな需要等に対応するため、直接販売や契約栽培、販路の転換又は拡大等、前向きに次期作に取り組む農業者に対して、資材や機械の導入、販路拡大等の生産・販売活動を引き続き支援すること。

また、経営継続補助金等の事業継続に向けた支援策や農林水産物の魅力発信による需要喚起を継続的に実施すること。

(2) 農林水産業の持続性確保に向けた経営発展支援の充実と生産基盤の強化

多様化する国内外の需要に対応できる経営体の育成に向け、経営感覚に優れた人材等を育成・確保するため、発展意欲のある農業者の経営課題の解決に向けて専門家派遣を実施する農業経営者サポート事業の上限額の撤廃などの制度改善及び予算の拡充を行うこと。

また、「国産回帰」や「家庭内食需要の増加」など、コロナ禍で生じた需要を確実に捉えるためには、生産体制の整備が必要である。ハード事業とともに、地域の実情に応じて一体的に行えるソフト事業の創設など生産体制整備や6次産業化の推進に係る必要な予算を確保すること。

さらに、大規模化・高付加価値化による所得の向上と成長産業化に向け、地域農業の中核となる経営体に対する農地の集積・集約化、集積した経営基盤を維持していくために必要となる農地中間管理機構が担う農地の契約更新や管理に係る予算を確保するとともに、農業や林業、水産業の体質強化に資する基盤整備の推進に必要な予算の確保や財政措置の充実と水産資源の維持増大を図ること。

(3) 農林水産業の復旧・復興の加速化、防災減災対策のための基盤強化

台風、豪雨や土砂災害などの激甚化する自然災害により、被災した農林漁業者の早期事業再開を実現するため、農地や農林業用施設、農業用ハウスや、定置網等の生産施設等、漁港施設の復旧・補強などが迅速に進められるよう、災害復旧事業をはじめとする支援制度の改善を含め、万全な措置を講じること。

また、農林漁業のさらなる成長産業化を目指すためには、コロナ禍でも揺るがない生産基盤の構築と密接不可分な防災対策も重要であることから、ため池などの農業水利施設や治山・林道施設、漁港施設などの補強、老朽化対策、大規模自然災害の頻発化に伴い増大する施設の維持管理の負担軽減対策、適切な保全管理を通じた長寿命化対策、農業用ダムの洪水調節機能の強化、山地災害危険地区等

における治山・森林整備対策や農林水産物の生産・流通機能の確保対策など、地方自治体が中長期的な見通しのもと、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を強力かつ計画的に実施するため、必要な予算を安定的に確保すること。

(4) 農林水産業のセーフティネットの構築

安定した農林水産業経営の確立に向け、経営所得安定対策の効果的かつ円滑な実施、漁業経営安定対策の拡充及び資金繰り支援の充実を図ること。

(5) 中小企業・小規模事業者に対する事業承継支援

① 中小企業等の事業承継の促進に向けて

日本経済の待ったなしの課題である事業承継の円滑化のため、事業承継ネットワーク構成員等が連携し、効果的・効率的な支援に取り組むことができるよう、引き続き財政支援の拡充を図るとともに、各地域の構成員等の取組を一元的に情報提供する仕組みの構築や、全国的なメディアを活用した広報による事業承継に対するマイナスイメージの払拭、補助金や融資制度の利用促進を図ること。

事業承継税制については、引き続き、手続きの簡素化や、持ち株会社を含め、様々な経営体制の実態に即した税の負担軽減措置の対象要件の緩和を図るなど、より一層の利用促進に向けた取組を実施すること。その際、年次報告書の確認を含めた自治体の審査事務の簡素化も図ること。

② 多様な事業承継の促進に向けて

第三者承継を推進するため、全国の事業承継・引継ぎ支援センターのデータベース開放による利用拡大や、後継者の有力な受け皿となりうる起業家と後継者不在企業とのマッチングを推進するとともに、第三者承継に係る税制優遇策を早期に導入すること。

また、後継経営者による新たな価値を生み出す取組を円滑に推進していくため、ベンチャー型事業承継の機運醸成から事業化の検討・実践まで、アトツギベンチャーの成長段階に応じた支援の充実を図ること。

(6) 中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援

国は金融機関に対し、借り換えや返済猶予等の条件変更に積極的に応じるよう要請を行っているが、引き続きポストコロナを見据えた事業者の資金繰り支援を行うこと。

政府系金融機関の資本金劣後ローンについて、貸付期間の延長や金利の引き下げ等の条件緩和を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う期間限定の特別対策として、資本金劣後ローンを対象とする信用保証制度を創設すること。

また、都道府県が実質無利子・無担保融資及び独自の資金繰り支援を実施する

にあたり必要となる、信用保証に基づく代位弁済額の都道府県負担分や預託原資調達に係る借入利息、利子補給などの経費に対する支援を行うこと。

3 コロナと共存する生活・生産様式への転換

持続可能な社会を実現していくためには、農林水産業、商工業をはじめ、あらゆる産業分野において、A I・I o T等のデジタル技術やデータを最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上・国際競争力強化を実現し、労働力不足の解決や地域活力の維持・向上を図る必要があることから、次のことに取り組むこと。

(1) デジタル技術を活用した新しいビジネスモデル創出の促進

中小企業・小規模事業者や農林漁業者がデジタル技術等を導入する意識付けやスムーズな導入ができるよう、D X推進ガイドライン等の活用を推奨する情報発信や、人的・財政的な支援の強化を図ること。

また、地方において不足しているデジタル人材確保のため、企業が必要とする人材のマッチングなど確保対策の充実・強化を行うとともに、デジタル人材が不足する企業と伴走パートナーとなるI T企業をマッチング・連携するための支援を行うこと。

加えて、地方が取り組む実証実験や社会実装をサポートする取組への財政支援を行うとともに、こうした取組の認知度を向上させるため、国において一元的に発信する仕組みを整えること。

(2) デジタル社会を担う人材育成・活用促進

デジタル技術の恩恵を誰もが享受できる社会の実現には、デジタル技術やデータ分析、サイバーセキュリティ等に精通した人材、デジタル技術を活用して革新的サービスやソリューションを創出できる人材等が必要であり、また、誰もが積極的にデジタル技術やデータを活用できるようリテラシーを高めることも重要である。

このため、引き続き、こうした人材の育成、リテラシー教育を重要政策に位置づけ、E d T e c hコンテンツの活用やS T E A M教育の導入等により、学童期からデジタル技術に親しみ、活用する機会を創出するとともに、A Iやプログラミングなどについて誰もが専門知識・技術を身に付けることができるよう人材育成の環境整備を促進すること。また、地方において不足しているマネジメント層やエンジニア等を地方で確保しやすい仕組みを創設すること。

(3) 新分野や業態転換など事業の再構築に取り組む中小企業支援

コロナと共存する時代の中で、経済社会の変化に対応するためには、中小企業等の思い切った業態転換や事業再構築、生産性向上が必要であり、中小企業等事業再構築促進事業や中小企業生産性革命推進事業について、多くの事業者が活用できるよう、要件緩和や手続の簡素化を図るとともに、地域の実情に応じた適正

な配分を行うことにより、早期かつ着実に地域の事業者を支援すること。

(4) スマート農業等の加速

農業従事者の高齢化の進行、担い手の減少等により農業生産構造が脆弱化する中、生産現場において一層の省力化や生産性・収益力の向上を実現するには、生育状況や気象、販売実績などのビッグデータをAIによって解析し、生産性を向上させる技術など、スマート農業の技術開発及び現場実装の加速化が必要である。

このため、スマート農業実証プロジェクト等を通じて効果が明らかになった技術・機械等の導入支援を強化するとともに、幅広い品目や、中山間地域など条件不利地域にも対応できる技術開発・実証を更に進めるため、引き続き実証プロジェクトを推進すること。

また、現場でスマート農業の普及を担う人材の育成を促進するとともに、ドローンに適した登録農薬の拡大の推進や、スマート農業に適した生産基盤整備の推進、通信基地局設置への支援、ロボット農機の自動運転・遠隔操作の実現に向けた関係法令の見直しなど、スマート農業の実装・普及を加速するための環境整備を進めること。

さらに、航空レーザ等のリモートセンシング技術の活用推進や伐採・造林に係る先端技術の開発・実装と、普及に向けた環境整備などのスマート林業、また、ICT等を活用した漁場の見える化技術や漁獲情報データを活用する環境整備などのスマート水産業についても推進すること。

4 ウィズコロナ・ポストコロナにおける企業の生産性向上

(1) 対日直接投資の更なる促進

我が国の持続的な成長を実現するには、優れた技術や人材・資金等を世界から受け入れるなど対日直接投資を促進させ、イノベーションにより新たな産業を創出することが不可欠であり、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応できるよう、デジタル技術を活用し、外国企業とのマッチング、投資案件の発掘、人材あっせん等の日本貿易振興機構（JETRO）が有する機能を充実・強化させること。

さらに、日本に進出する企業への財政支援措置など、地方と一体となった支援を推進すること。

(2) 中小企業等の海外展開の拡大

人口減少で国内市場が縮小していく中、新興国の急速な経済成長等に伴う海外需要の拡大を積極的に取り込んでいく必要があるが、新型コロナウイルスの世界的なまん延及び影響の長期化により、海外での展示会出展等をはじめとするバイヤーとの対面での接触が困難になり、商談活動が進めにくい状況になっている。

このため、オンラインの活用などにより、魅力的な農林水産物や有望な技術・商品等を有する中小企業等の海外進出やプロモーションの実施、施設整備等輸出促進に対する支援策を充実・強化すること。

(3) 産業競争力強化のための研究開発への投資拡大・産学官連携の推進

産業競争力を強化し地域の活性化を図るためには、大学等の研究機関の強みを生かした研究開発力の強化や、産学官の連携によるオープン・イノベーションを通じた付加価値創造や新たなイノベーションの創出を進めていく必要がある。

産学官が長期的な関係を構築し、スピード感を持って技術の社会実装を達成するため、企業や大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロスアポイントメント制度や教員へのインセンティブ制度などが積極的に活用されるための方策を講じること。また、企業と大学等の連携による研究開発・事業化支援、大学発ベンチャーやポストコロナ時代に求められるイノベーション創出の担い手となるスタートアップの育成に対する継続的な支援の充実・強化を図ること。

(4) サプライチェーンの強靱化に対する支援

地方の生産拠点強化を図ることにより、関連企業への波及効果、雇用の創出など、地域経済の活性化に大きな役割を果たすことが期待される中で、「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」について、令和2年度第三次補正を含めた予算措置状況は補助希望額と大きな乖離がある。国内回帰の機運が高まっている今こそ、国内の生産能力の増強・高度化を図る好機と捉え、必要かつ十分な予算を確保するとともに、地方の生産拠点機能の強化を図る観点からも、中小企業においても必要なサプライチェーンの再構築を行えるよう、申請書類や審査基準の簡素化などの見直しを行った上で、長期的に活用できるようにすること。

(5) 国内半導体産業の再興

産業のデジタル化の基盤である半導体について、現在国において、半導体・デジタル産業戦略の方向性が議論されているところであるが、我が国の半導体産業の再興に向け、地域の雇用を確保する観点からも、これまでにない規模での支援策を講じること。

1 4 国産木材の需要拡大に向けた提言

【ポイント】

- 新たな国産木材の需要創出に向け、民間非住宅建築物の木造化・木質化の推進や木塀の普及に取り組む民間事業者や地方公共団体に対する支援を実施すること。
- 公共建築物の木造化・木質化を促進するために必要な予算を確保するとともに、地域の実情に応じた新たな助成制度の創設など、地方公共団体等に対する支援の拡充を図ること。
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止のための「新しい生活様式・日常」の実践に資する、各種製品・技術開発に対する支援を行うこと。

我が国の国土の約7割を占める森林は、戦後造成された人工林の多くが本格的な利用期を迎えており、国産木材の国内供給量や海外輸出が増加している。一方で、森林資源の蓄積量も年々増加し続けており、整備が行き届かず、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化防止等の公益的機能が十分に発揮されていない森林も見受けられている。

そうした中、2019年の台風第15号及び第19号、2020年7月の豪雨による被害をはじめ、近年は大規模な豪雨災害や地震などの自然災害が頻発しており、森林の有する土砂災害防止や洪水緩和といった機能の重要性が一層高まっている。

また、全国の各地域では、国産木材の需要拡大を通じた林業の振興による中山間地域の活性化が強く期待されている。

さらに、2015年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」に掲げられている複数の目標達成に向け、新たな木材需要の創出が求められた。国内においても、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されたほか、12月には「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定され、二酸化炭素吸収・固定の観点からも木材利用の拡大の必要性が指摘されている。

加えて、国産木材の需要拡大は、森林資源の循環利用を通じた二酸化炭素吸収及び固定機能の維持・向上、鉄やコンクリート等のエネルギー集約的資材や化石燃料の代替機能の維持・向上に繋がり、地球温暖化防止に貢献するとともに、スギ・ヒノキ人工林での花粉の少ない苗木等へ

の植替えなど、花粉発生源対策を一層推し進めることにより、国民の健康維持・向上にも寄与する。

併せて、新型コロナウイルスの感染拡大が今後の木材需要に及ぼす影響が不透明であることから、これまで以上に公共部門等における木材需要の創出が求められている。

こうしたことを踏まえ、国や地方公共団体による国産木材の需要拡大に向けた取組を、さらに全国的に加速させ、森林資源の循環利用を進めることで、再造林、保育、間伐などの森林整備を推進し、災害防止の観点からも極めて重要な森林再生、すなわち治山の理念に基づく取組へと繋げていく必要がある。

東京 2020 大会のメイン会場となる国立競技場や様々な大会関連施設には、全国各地の木材がふんだんに使用されたほか、民間事業者の動向に目を向けると、CSRやESG投資の観点から木材活用への意識が高まっており、中高層木造建築物に関するプロジェクトが複数進展するなど、我が国の林業・木材産業は大きな節目を迎えている。

また、2025年の「大阪・関西万博」の基本計画では、カーボンニュートラル等の具現化の取組を体現していくとされており、木材及び木製品の活用が期待されている。

については、この機を逃すことなく、地域の活性化や国土強靱化などに繋がる国産木材の更なる需要拡大を図り、我が国が長年培ってきた「木の文化」を次世代に確実に引き継いでいくため、次のことを要請する。

1 新たな国産木材の需要創出

(1) 民間非住宅建築物の木造化・木質化の推進【重点事項①】

① J A S 構造材の流通量拡大

非住宅木造建築の推進に向けては、品質や性能が明確な J A S 製材品の活用が必要となることから、生産拡大に必要な施設の整備や、普及拡大に向けた J A S 構造材の活用に対する支援を行うこと。

また、J A S 認証の取得や維持に要する経費の負担軽減につながる支援など、中小製材業者が J A S 認証に取り組みやすい環境を整備すること。

② C L T 等の普及

森林による温室効果ガスの吸収や貯留への貢献の観点から、これまであまり木材が利用されてこなかった非住宅建築物における木材利用を推進するため、性能や品質が確保されている C L T や集成材

等の中高層建築物への活用に向けた設計・施工技術の確立などの取組を進めること。

また、資材の供給を担う関連産業の振興に向け、CLTパネル工場やCLT加工施設等の整備に対する支援を行うこと。

さらに、木造建築物に関する技術やノウハウを蓄積するため、CLTや木質耐火部材等を活用したモデル的な建築物の整備促進に必要な予算を引き続き確保するとともに、拡充・強化を図ること。

加えて、木造建築物の耐火構造等に関する建築基準法の規定について、建築物の木造化・木質化を促進する観点から、技術開発・研究等の動向を踏まえ、更なる木材使用可能範囲の拡大など、木材利用の要件緩和に向けた検討を進めること。

③加工供給体制の強化

プレカット事業者等の加工供給体制を強化し、非住宅木造建築物への対応力向上を図るため、施設整備に対する支援を継続して行うこと。

④国産木材の利用を促進する制度等の創設

地球温暖化防止、カーボンニュートラルの実現に向けて、社会全体で木材を活用する実効性ある取組を促進するため、民間非住宅建築物について、例えば建設費の5%程度を木造化や木質化の費用に充てた場合に補助や税制の優遇措置を受けられる「5%フォー・ウッド（仮称）」のような、国産木材の利用を促進する制度を創設すること。

(2) 木塀の普及【重点事項②】

木塀の普及に向け、民間事業者や地方公共団体の木塀設置に対する支援を継続的に実施すること。

また、国のリーダーシップのもと、木塀の耐久性向上やコスト軽減等に係る試験研究や技術開発を推進するとともに、その成果を広く発信すること。

(3) 不燃木材等の屋外利用の促進

不燃木材等を屋外で実証的に使用する建築物の設計・建築等に対する支援を行うこと。

また、不燃木材を屋外で利用した際の薬液の溶脱・白華現象の減少や、防腐処理を施した木材の屋外用に向けた品質向上等、その利用

拡大に向けた製品・技術開発に対する支援を行うこと。

(4) 木材・木材製品の輸出拡大【重点事項③】

付加価値の高い製材品の輸出拡大に向け、相手国の建築法令の調査・整理、現地向けの設計・施工マニュアルの作成や更なる認知度向上に向けたPRの実施など、ジャパンプランドとして注目されている木造軸組工法の海外普及を促進する取組を進めること。

また、海外の販路拡大に向け、輸出業者向けセミナー及び国内商談会の実施規模を拡大すること。

(5) 土木分野での利用

国産木材を活用した構造物基礎等の工事資材、柵（防護柵を含む）や型枠用合板等の木製品、看板等の工事関連資材について、積極的に公共事業での利用を進めるとともに、工事の評価規定において国産木材活用を評価する仕組みを検討すること。

また、関係団体との連携により土木分野での更なる国産木材活用に関する課題整理を進めること。

さらに、土木分野で活用する新たな木製品の開発や普及に対する支援を行うこと。

(6) 仮設物での利用

国際的な競技大会や博覧会等、様々なイベントで用いる仮設物への国産木材活用を関係団体に働きかけるとともに、国産木材を活用した仮設物の開発・普及に対する支援を行うこと。

(7) 木質バイオマスの安定供給

国産木材の利用拡大に繋がる木質バイオマスの安定供給に向け、林地未利用材を搬出するための路網整備や林業機械の導入、燃料用チップの加工、利用施設の整備等に対する支援に必要な予算を安定的に確保するとともに、生産者から消費者まで関係者が連携した「地域内エコシステム」の構築を進めること。

(8) 森林環境譲与税の活用促進

森林環境譲与税の用途について、都市部においては、公共施設の木造化等に有効に活用することで山村部の森林整備との好循環が生ま

れるよう、市町村が譲与税を活用して実施した木材活用の先進・優良事例を収集し、都道府県や市町村に対して積極的な情報提供を行うこと。

(9) 広葉樹資源の活用

国産広葉樹を付加価値の高い有用な資源として家具・内装材等への利用拡大を図るため、安定供給体制の整備や製品・技術開発に対する支援を行うこと。

(10) 新たな素材としての木材の活用促進

従来 of 木材利用に加え、木材から抽出した精油としての活用や、セルロースやリグニン等の成分を使用した新素材の技術開発など、木材の新たな素材としての活用にかかる取組への支援を拡充すること。

(11) 「新しい生活様式・日常」への対応

テレワークの普及等による、ライフスタイルの変化を背景とした住環境に対する消費者ニーズの変化及び新型コロナウイルス感染症の感染防止のための「新しい生活様式・日常」の実践に資する、各種製品・技術開発に対する支援を行うこと。

2 公共建築物の木造化・木質化の推進

(1) 財源の確保【重点事項④】

公共建築物の木造化・木質化を促進するために必要な予算を確保するとともに、複数年度にわたる整備を対象とする要件緩和、補助率の引上げ、補助対象の拡充といった既存事業の見直しや、地域の実情に応じた新たな助成制度の創設など、地方公共団体等に対する支援の拡充を図ること。

(2) 企画立案の推進

一般流通材の活用などにより低コスト化を図る工法の開発を促進し、新営予算単価への反映を図るとともに、用途別・規模別の標準設計の作成・普及を進めること。

また、木造建築物の単価設定や積算方法、他構造とのトータルコスト比較等に関する事例調査を実施し、その結果を地方公共団体に提供すること。

(3) 設計・維持管理の円滑化

木造に対応した一貫構造計算ソフトウェアの普及や標準ディテールの開発を促進するとともに、設計に必要な試験に対する支援を行うこと。

また、木造化・木質化された公共建築物の維持管理に係るデータを収集するとともに、必要な試験を実施し、その結果を地方公共団体に提供すること。

3 大規模な木造建築物の設計や施工を担う人材の育成

(1) 建築士等の育成【重点事項⑤】

非住宅木造建築物の設計・提案・施工が可能な建築士等を増加させるため、地方公共団体や関係団体が実施するリカレント教育や連続講座などに対する支援を拡充すること。

また、大学の教育課程における木造建築や木材利用のカリキュラムの充実を図ること。

さらに、蓄積された技術やノウハウを普及させるための技術書の作成や、非住宅木造建築物に係る経験を有する建築士等を全国各地へ派遣してノウハウを普及する仕組みを創設すること。

(2) 地方公共団体職員等の育成

各地域の公共建築物の木造化について中核的な役割を担う地方公共団体職員の育成に向け、木造建築に係る技術や知識の習得を図る研修を体系的に実施すること。

また、国産木材の利用を促進するコーディネーターの育成に対する支援を行うこと。

4 新たな技術の研究開発

(1) 新たな技術の開発を促進する環境整備

施工性の高い構造材や内装材、リーズナブルな木質耐火部材や屋外利用での耐久性を向上させる技術など、新たな木材需要の創出に繋がり、A材の付加価値を高める製品の研究や開発に対する支援を充実・強化すること。

また、企業や建築士、デザイナー等との連携による技術開発・製品開発に対する支援制度の創設など、多様な主体との連携により新たな技術や製品の開発を促進するプラットフォームを整備すること。

(2) 大径材の活用に向けた技術開発

今後増大する大径材の活用に向け、公設試験場や民間企業等の大径材加工に関する技術開発・製品開発に対する支援の拡充を行うこと。

5 国産木材活用の意義や魅力の周知・啓発

(1) 木材の特性や木材活用のメリット・効果の発信

施主への木材利用の理解醸成を図るため、木造化・木質化されたモデル的な建築物に関する事例の活用などを通じ、木材の特性や木材活用のメリット、地域への経済波及効果、木材利用が居住環境に与える効果についてのエビデンスの収集や情報発信を強化するとともに、産学官が連携してこうした取組を進めるための支援制度を創設すること。

また、他構造と比較した際のメリットを明らかにするため、維持管理費や解体費用等を含めたトータルコストの実証を進めること。

(2) 木材利用の普及・啓発

木の良さをPRするため、地方公共団体、民間企業、関係団体等と連携したイベント開催や、普及啓発用木製品及びポスターなどの製作・配布といった効果的な広報の実施など、木づかい運動の強化を図ること。

また、木育指導者の育成・確保に向けた施策の充実のほか、地方公共団体、民間企業、教育関係者等との連携によるプロモーション方法の検討や先進的な取組の発信など、木育を一層促進する取組を進めること。

さらに、幼少期から木材に親しむ機会や日常的に木材を観て触れることができる環境、木に包まれた暮らしの創出等を通じて国産木材利用の理解を醸成するため、子育て施設での国産木材利用やPR効果の高い民間商業施設の木造化・木質化、国産木材を利用した住宅の新築等に対する支援策を講じること。

6 生産・流通体制の強化

(1) 伐採・搬出・流通基盤の整備

国産木材の生産拡大を図るとともに、持続的な林業の成長産業化を達成するため、再造林や間伐などの森林整備、路網の整備、高性能林業機械の導入、木材市場の機能強化、大径材の活用を促進する加工流通施設の整備など、川上から川下までの総合的な取組の推進に必要な予算を十分に確保するとともに、支援を強化すること。

併せて、国産材の供給に一定の役割を担っている林業公社等への金融措置等の支援を継続・拡充すること。

また、既存交付金の補助単価の見直しなどにより、集約化が困難な箇所に対する支援の充実を図ること。

さらに、定期的な修繕が不要な獣害対策技術の開発を進めること。

加えて、花粉発生源対策の推進が国産木材の利用拡大や森林整備に資することを踏まえ、花粉症対策苗木への植替えに対する支援や花粉発生源対策の意義の周知・啓発などに必要な予算を十分に確保すること。

(2) 林業を担う人材の確保・育成

国産木材の供給を支える林業従事者の確保・育成や現場技能者のキャリアアップを進めるため、「緑の雇用」事業や緑の青年就業準備給付金などの必要な予算を確保すること。

また、架線系等の技術者養成研修の充実を図ること。

(3) 木材需要者と木材供給者を繋ぐ仕組みの構築

国産木材の安定かつ効率的な供給体制を構築するため、都道府県単位でのサプライチェーンマネジメント推進フォーラムの設置・運営を支援するための予算を継続的に確保すること。

また、原木の生産・加工・流通の効率化・低コスト化を推進するため、航空レーザ計測による資源把握を始め、ICTなどを活用したスマート林業の取組に対して積極的な支援を行うこと。

さらに、林業のデジタルトランスフォーメーション（DX）に繋がる、川上から川下、消費者をつなぐ各種システム等の構築を促進するための取組を進めること。

15 豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止に向けた提言

【ポイント】

- アフリカ豚熱にも備え、農場の更なる飼養衛生管理向上に対する財政支援の充実を図ること。
- 知事認定獣医師によるワクチン接種への財政支援の拡充、接種事故に対する補償制度の整備を図ること。
- 野生いのししにおける豚熱撲滅に向けた目標値・行程を明確化し、必要な予算を確保すること。
- アフリカ豚熱に備え、水際対策の強化・徹底を図るとともに、万一の侵入に備えた初動体制の整備を図ること。

平成30年9月、国内で26年ぶりに発生した豚熱は、令和元年に豚へのワクチン接種を開始してから、小康を保ってきたが、令和2年9月以降、ワクチン接種を実施した7県12農場で豚熱発生による殺処分が行われた。さらに野生いのししの感染は24都府県で確認され、今なお全国に拡大している状況にあり、豚熱の終息に向けては、息の長い取り組みが必要である。

また、より感染力が強くワクチンがないアフリカ豚熱がアジアや欧州で猛威を振るっており、今後、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い海外との人・物の動きが活発となれば、国内侵入リスクが更に高まることが懸念される。

家畜伝染病が一たびまん延すれば、我が国の畜産業及び関連産業に甚大な被害をもたらす、その再生には長い期間を要する。

こうした課題に対応するため、国においては、引き続き、国家レベルの危機管理事案として、豚熱の終息と産地の再生、アフリカ豚熱の国内侵入防止のため、次の事項について措置を講じることを強く求める。

1 早期終息に向けた発生原因の解明と飼養衛生管理の更なる向上

(1) 感染経路や発生原因の解明と一刻も早い豚熱の終息

豚熱・アフリカ豚熱ウイルスの農場への侵入防止対策を的確に実施するため、感染経路や発生原因を早急に解明し、必要に応じて対策の見直しを行うとともに、あらゆる手段を行使し、一刻も早く事態を終息させること。

(2) 飼養衛生管理を向上させるための財政支援の充実

アフリカ豚熱の脅威にも備え、農場における更なる飼養衛生管理の向上のため、消費・安全対策交付金等について、生産者団体の意向を踏まえた支援対象の拡充を図り、十分な関連予算確保のもと、財政支援を実施すること。

(3) 家畜防疫員の専門性等の向上

家畜防疫員の専門知識や技術力の向上を図るため、家畜伝染病の最新の学理及び診断技術等を学ぶ研修の充実及び病性鑑定研修会等の受入機会の拡充を図ること。

2 ワクチン接種のあり方

(1) より適切なワクチン接種時期等の検討

ワクチン接種を実施している農場での豚熱発生に鑑み、接種都府県が実施する免疫付与状況検査結果を踏まえた、より適切なワクチンの接種時期を検討のうえ、提示すること。

(2) 知事認定獣医師によるワクチン接種への財政支援

知事認定獣医師による飼養豚へのワクチン接種については、防疫指針に基づくまん延防止のための接種であることから、都道府県や農家の負担が増加しないよう、家畜防疫員が行う家畜伝染病予防法第6条に基づく接種と同様に、国において必要な財政支援を行うこと。

(3) 知事認定獣医師に関する補償制度の整備

知事認定獣医師が実施したワクチン接種により死亡又は傷害を受けた豚について、家畜伝染病予防法第58条の手当金の交付対象とすること。手当金の交付対象とすることが困難な場合は、国の主導により共済制度等の補償制度を設けること。

(4) ワクチン接種に伴う種豚供給への影響の軽減対策

種豚供給県がワクチン接種対象地域となることに備え、ワクチン接種豚の移動制限による収入減額分を補填する制度を創設するなど、国において更なる対策を講じること。また、ワクチン未接種地域における種豚確保のため、種豚供給体制についても、早急に対策を講じること。

(5) 国産マーカーワクチンの早期開発・実用化

国産マーカーワクチンの早期開発・実用化を進め、現行（非マーカー）ワクチンからの移行へ取り組むこと。

3 野生いのしし対策

(1) 豚熱撲滅に向けた方針の策定

野生いのしし対策を重点的かつ効果的に推進するため、国において生息頭数や浸潤状況等のデータを解析し、豚熱撲滅に向けた方針、目標値及びその実現を図るための行程を示すこと。

(2) 国主体による経口ワクチンの広域的な重点散布の計画及び実施

野生いのしし感染の全国的な拡大や再発を防ぐための経口ワクチンの広域的な重点散布エリアの設定や散布の実施等について、国が主体的に取り組むこと。

(3) 豚熱撲滅に向けた関連予算の十分な確保

豚熱撲滅に向けた方針に基づき実施する経口ワクチン散布及び野生いのししの捕獲関連経費について、国が責任をもって十分な予算を措置すること。また、経口ワクチンについては、予め年間の必要量を一括輸入するなど確実な確保を図ること。

(4) 経口ワクチン内製化の加速

使用素材を工夫するなど国内での散布に適した経口ワクチンの内製化に向けた取組みを加速するとともに、豚と同様にマーカーワクチンの開発を進めること。

(5) ジビエ利用に伴うPCR検査関連費用等への財政支援

野生いのししのジビエ利用にあたり、豚熱ウイルスの拡散防止の観点から必要となるPCR検査に必要な費用及び採材費用等について、国が十分な財政支援を行うこと。

4 産地への再生支援の充実

(1) 発生農家の経営再開に向けた支援の充実

発生農家の休業が長期にわたり、再開後も経営が軌道に乗るまでには期間を要することから、家畜防疫互助基金の農家掛け金の後年度にわたる平準化措置の導入、無利子、保証料なしの融資制度を創設するなど、経営再建に向けた支援措置の充実を図ること。

(2) 養豚関連事業者への支援の充実

地域の養豚生産を支えると畜・流通・飼料など関連事業者に対し、取扱量の減少、出荷遅延による規格外の滞留豚処理に係るコスト増などに対する支援措置の充実、支援に係る稼働休止期間などの要件の緩和を図ること。

5 水際対策、アフリカ豚熱への備え

(1) 水際対策の一層の強化

アフリカ豚熱の国内侵入を防止するため、罰則の厳格な適用や入国拒否を可能とする入国管理法改正等により、違法畜産物の持ち込みに抑止力を働かせるとともに、地方の空港や港湾においても、検疫探知犬の更なる増頭と常時配置を促進し、違法畜産物の持ち込みを確実に摘発する体制を整備するなど、一層の水際対策の強化、徹底を図ること。

(2) アフリカ豚熱早期封じ込めのための対処方針の策定と必要資材の備蓄

アフリカ豚熱ウイルスの国内侵入を許し、野生いのししへの感染が判明した場合に備え、諸外国の封じ込め対策を参考にしながら、迅速な初動対応を可能とする対処方針を関係省庁連携のもと策定するとともに、国において、囲い込みや緊急の農場防疫等に必要な資材の備蓄を行うこと。

(3) アフリカ豚熱に係る予防的殺処分農家の再開支援

アフリカ豚熱発生により、予防的殺処分を実施した養豚農家の事業再開が円滑に進み、早期に経営が軌道に乗るよう支援策を充実すること。

(4) アフリカ豚熱の拡散防止に係る国民への周知

アフリカ豚熱の国内侵入に備え、野外活動時の食品残さの持帰りの徹底など野生いのししへの伝播防止措置について、国民への効果的な周知を図ること。

(5) アフリカ豚熱ワクチンの早期開発

アフリカ豚熱ワクチンの早期開発・実用化を進めること。

6 人材確保対策の強化

(1) 獣医師の確保・育成への支援の充実

全国的に不足している産業動物獣医師や都道府県獣医師の確保・育成を図るため、国において修学資金給付に係る十分な予算を確保するなど、支援策の充実を図ること。

7 地方財政措置の充実

(1) 豚熱・アフリカ豚熱対策関連経費への地方財政措置

豚熱・アフリカ豚熱対策として地方が支出する経費については、単独事業も含め、十分な特別交付税措置を講じること。

16 国土強靱化の加速と地方創生回廊及び観光立国の実現 提言

我が国では、毎年のように全国各地で大規模自然災害が相次ぎ、特に近年はその様相が頻発化・激甚化している。こうした中、国においては「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を決定し、地方においてもこれを積極的に活用しながら、ハード・ソフト両面で災害予防の徹底に取り組んでいるところである。

しかしながら、予想を上回る速度で気候変動の影響が顕在化しており、南海トラフ地震などの大規模地震発生切迫性も高まっていることから、この5か年加速化対策を効果的、計画的に講じていく必要がある。

他方、新型コロナウイルス感染症は、サプライチェーン等の社会経済活動へ多大な影響を与えるとともに、生活、仕事、住居等において、大都市への集中から地方への分散へと、価値観の変化をもたらしている。ポストコロナを念頭に、国土強靱化も図りつつ地方創生を加速前進させていくためには、地方創生回廊を構築し、地域間格差の是正や分散を支える多核連携型の基盤づくりを戦略的に進めることが必要不可欠である。

また、新型コロナウイルス感染症は観光産業にも多大な影響を及ぼしている。観光事業者は旅行者の減少によりかつてない危機に瀕しており、事業継続のための支援が必要である。また、インバウンドの先行きは依然不透明であるが、回復後に向けた旅行者、地域住民ともに安心が得られる環境づくりと、インバウンド回復までの国内観光需要の確保を進める必要がある。加えて、観光地経営に取り組むDMO等の自主的かつ安定的な運営に対する支援も重要である。

以上のような認識のもと、下記について強く提言する。

記

1 国土強靱化の加速

気候変動の影響等を踏まえた流域治水対策や切迫する大規模地震発生に備えた地震・津波対策、長寿命化計画に基づくインフラ老朽化対策など、事前防災及び減災のための国土強靱化に向け、都道府県はもとより市区町村においても国土強靱化地域計画の策定を進めてきたところである。今後この計画等に基づき、必要性や効果の高い箇所から優先的かつ計画的に実施できるよう、必要な予算・財源を当初予算において安定的に確保すること。

2 地方創生回廊の実現

高規格道路のミッシングリンク解消、暫定2車線区間の4車線化等を図るための財源確保、リニア中央新幹線や整備新幹線の整備促進、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げなど、地方創生回廊を早期に実現すること。

3 観光立国の実現

観光事業者の事業継続への手厚い支援や国内旅行の需要喚起策を継続的に実施するとともに、安全・安心、快適な旅行の提供のための受入環境整備を強化すること。

訪日外国人受入における、税関・出入国管理・検疫（C I Q）に対する最先端技術の活用など、感染リスクの水際対策を強化するとともに、インバウンド需要の回復に資する政府主導のプロモーションや情報発信を強化すること。

DMO等が積極的に施策を実施するための必要かつ十分な財源を確保すること。

17 大規模災害への対応力強化に向けた提言 ～令和2年度に発生した災害の検証を踏まえ～

未曾有の大規模災害となった東日本大震災から10年が経過し、被災地の復旧・復興も着実に進む一方、未だ避難生活を送る被災者も少なくなく、大規模災害の爪痕の深さ、防災・減災対策の重要性を改めて実感するところである。

阪神・淡路大震災や東日本大震災、平成30年7月豪雨等、平成の時代は災害が頻発した時代であった。そして、大規模災害が発生するたびに、様々な制度改正がなされ、国や自治体による対策強化が進められてきた。

そして、令和の時代になっても、令和元年東日本台風や房総半島台風など、大規模な風水害が連続して発生している。令和2年7月には、九州地方を中心に線状降水帯により、想定を大幅に超える非常に激しい豪雨となり、河川の氾濫や土砂災害が発生し、多くの人命が失われたほか、家屋の浸水被害や倒壊など、各地で甚大な被害を与えた。また、同年9月には台風第10号が、同年10月には台風第14号が日本列島に接近し、暴風や大雨により停電・断水が発生し、多くの福祉施設、医療機関、住家に甚大な被害を与えた。

また、令和2年12月から令和3年1月にかけて発生した豪雪や、2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震は、改めて、自然災害の恐ろしさを認識させるものであり、災害対策に終わりはないことを痛感するところである。

一方、今後、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿い巨大地震及び気候変動の影響による風水害等、いつ発生してもおかしくない大規模災害への備えは喫緊の課題である。

全国各地で直面した災害への対応経験や教訓を踏まえ、絶えず、災害対策や災害対応体制の強化に取り組んでいくとともに、大規模・広域・複合災害への備えから復旧・復興までを見据え、事前復興や再度災害防止の観点も交えた対策の強化・充実が急務となっている。

全国知事会では、令和2年度に発生した災害への対応検証を行い、本提言を取りまとめた。国に対しては、本提言の内容を踏まえた対応を求めるとともに、全国知事会として、昨年度の教訓を生かした対策強化に全力で取り組むこととする。

1. 住民の適切な避難行動の促進

(1) 避難体制の強化

令和2年度に発生した災害でも、自らの災害経験や河川整備への過信などから逃げ遅れた事例、避難行動要支援者の避難誘導が円滑にできなかった事例などが把握されている。

過去の災害の教訓を基に改正された災害対策基本法も踏まえ、住民の避難体制の強化が必要である。

- 適切な避難情報の発令や住民の避難行動につなげるため、気象情報の観測・予測精度の向上等を図ること。特に、近年、多くの甚大な被害をもたらしている、線状降水帯については、今梅雨期に運用開始が予定されている注意

情報に加え、発生予測の早期の実現及び避難対策への技術的支援に努めること。

- 避難情報の早期発令のため、自治体との情報共有体制の充実を図るとともに、国土交通省及び気象庁による共同会見による呼びかけなど、政府と報道機関が連携した効果的な情報発信の更なる充実に努めること。
- 「避難スイッチ」等の、避難行動を起こすきっかけとする目安を住民自ら決める取組の普及に努めること。
- 避難所の過密を抑制するため、避難所の混雑情報の周知や、避難所外避難者の迅速な把握方法などについて、技術的助言を行うこと。
- 令和2年7月豪雨等の対応と避難の状況を検証し、より効果的な気象情報や避難情報の伝達方法、住民の避難意識を高める普及啓発の強化などを検討すること。特に、新たに導入された「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」による警戒レベルや、屋内での安全確保、高齢者等の早期避難に関する法令上の規定整備の意義等の周知徹底に、自治体とともに取り組むこと。
- 防災情報を確実に伝達し、適切な避難行動を促すため、今般の警戒レベル等の変更への対応も含め、防災行政無線や防災情報システムなどの情報伝達手段の充実・強化に対して、新しい情報伝達手段システムの開発と整備も含めた技術的・財政的な支援を行うこと。防災におけるDXを推進するとともに、AIを活用した災害対応に係る取組の強化を行うこと。
- 高齢者など避難行動要支援者の円滑な避難に向けて、個別避難計画や要配慮者利用施設等の避難確保計画の策定及び計画に基づく訓練の実施、ICT技術の活用も含めた避難支援体制の充実に向けた技術的・財政的な支援の充実に努めること。

(2) 広域避難体制の強化

大規模な洪水や高潮からの避難では、避難場所が不足し、市町村域を越えた広域避難が必要となる。全国知事会が求めていた広域避難に係る事前協議の手続きなどを含め、災害対策基本法の規定の整理が行われたことを踏まえ、広域避難実施体制の充実・強化が必要である。

- 水害を想定した広域避難では、十分なリードタイムが必要なことや、災害が発生する前段階からの避難に対する住民の意識啓発等の課題も多いことから、学校や企業、地域における対応や、通常避難情報に対する広域避難情報の提供の在り方などを整理し、広域避難に関する普及啓発の徹底に取り組むこと。
- 改正災害対策基本法では、国の対策本部が災害発生のおそれがある段階から設置できることや、広域避難の協議手続きが災害発生前から可能になるなど、風水害における広域避難を進めるための規定整備が図られたことを踏まえ、国のリーダーシップによる広域避難体制の整備を進めるとともに、地域における広域避難の検討の促進が図られるよう、わかりやすく、実現可能な

広域避難に関するガイドラインの策定を進めるなど、広域避難対策のさらなる強化に取り組むこと。

2. 感染症に備えた避難及び応急復旧対策の強化

コロナ禍にあって、全国の自治体は感染症と自然災害の複合災害という新たな課題に直面することとなった。感染症の蔓延期であっても、安心して避難や応急活動が行える体制整備に向け、国の支援の下、情報とノウハウを共有しながら対策強化を進める必要がある。

- 間仕切りやテント、換気設備など、避難所における感染防止対策に必要な資機材整備、要配慮者受入れのための民間施設も含めた施設改修、避難先宿泊施設や広域避難時の輸送車両の借上など、地方自治体の避難対策強化への安定的かつ継続的な財政支援制度を創設すること。
- 自宅療養者や濃厚接触者の円滑な避難のため、都道府県と市町村の関係者間で個人情報や円滑な共有や提供ができるよう、法令上の整備や技術的な支援を行うこと。また、感染者、濃厚接触者の避難について、国有施設の提供のほか、民間施設の活用促進、移動手段的確保など、安全な避難誘導体制確保に向けた技術的助言などの支援を行うこと。さらに、濃厚接触者の避難に係る公共交通機関の活用などについて、考え方を明確にすること。
- 被災地への自治体応援職員の派遣前後のPCR検査等の実施について、財政支援も含めた仕組みを整備すること。
- コロナ禍における災害ボランティアの受入れ前後のPCR検査等の仕組みの整備や財政支援、受入れに係る統一的なルールの作成などを検討すること。
- 福祉避難所における要配慮者の受入れが進むよう、PCR検査等を迅速に行える体制整備と財政措置を講じること。
- 国機関や医療関係者、指定公共機関など、発災後、迅速に被災地の支援に関わる人員のPCR検査等の必要性も含め、感染防止対策のルール化を検討すること。

3. 被災者支援制度の充実

被災者生活再建支援制度の充実については、全国知事会から継続的な要望を行っており、昨年、課題となっていた同制度の支援対象の拡大について、一定程度の成果があったところである。

一方で、災害救助法も含めた、公平な支援制度の構築に向けて、被災者支援制度全般の見直しも含めた国による制度の充実がなされる必要がある。

- 被災者生活再建支援制度については、令和2年の法改正によって支援金の支給対象が中規模半壊世帯まで拡大されたところであるが、適用条件の緩和や国負担の強化など、更なる充実を検討すること。また、自治体独自の支援制度への財政支援を検討すること。

- 令和2年7月豪雨では、平成30年7月豪雨の被災者が、2年という短い期間で再び被災されている状況を踏まえ、短期間に何度も被災する場合の生活再建は困難を極めることから、短期間で複数回被災した世帯の負担軽減策を検討すること。被災者支援にあたっては、別枠での支援を検討する等、特段の配慮をすること。
- 災害救助法に関して、救助範囲の拡大を行うとともに、必要な経費について確実な財源措置を行うこと。また、災害救助に係る事務費について、上限額の撤廃など充実を図ること。
- 制定から70年が経過する災害救助法について、みなし応急仮設が主流となっている実態や物資の調達環境の変化などを踏まえ、被災者支援制度の充実の観点から、見直しの検討を行うこと。
大規模災害時には、商工業者が迅速に事業再開し、農林水産業者が早急に生産活動を再開できるよう、必要な支援を行うとともに、補助対象経費の柔軟化や申請事務の簡素化を図ること。激甚災害指定を受けた都道府県間で、支援に差が生じないよう制度の充実を図ること。

4. 風水害等対策の強化

全国知事会が求めていたポスト「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が打ち出された。この対策を基に、近年の大規模自然災害を教訓とし、国と連携し、国土強靱化に向けた対策に取り組む必要がある。

- 流域治水の考え方に基づき、河川、ダム等の整備、農業用ため池等の防災工事及び維持管理を含めた水害防止対策の推進を図るとともに、雨水貯留機能の保全と施設整備や雨水流出抑制施設整備等の流域対策など、流域全体の水害軽減策の強化を図ること。
- 令和2年度補正予算より予算化され、重点的・集中的に講じられることとなった「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的かつ着実に実施するとともに、必要に応じて対象事業の拡大及び要件緩和を行い、必要となる予算・財源を当初予算において別枠で安定的・継続的に確保し、国土強靱化の対策を強力かつ継続的に進めること。
- 国管理河川のバックウォーターの影響がある支川の整備・管理体制の強化や支川管理者、地元自治体との排水や越水などの情報共有による住民避難体制の強化を図ること。
- 毎年のように激甚な土砂災害が繰り返されている状況を踏まえ、土砂災害の防止・軽減の基本である砂防関係施設の整備及び既存施設の長寿命化による事前防災対策を計画的かつ強力に推進するとともに、既存の砂防関係施設の高機能化、多機能化を図り、より効率的・効果的な施設整備を推進すること。
- 大規模停電対策として実施する支障木の事前伐採に関し、関係者間の役割及び費用負担の在り方を示すとともに、財政支援の充実を図ること。

- 防災気象情報は、住民の避難行動の重要な判断材料となることから、観測所の増設など観測体制を強化し、地域ごとのきめ細かな降雨・降雪予測など、更なる予測精度の向上を図るとともに、気象情報を住民・自治体に分かりやすく発信すること。
- 特に、「一層の警戒を呼びかける大雪情報」や「顕著な大雪に関する気象情報」については、住民が適切な行動をとれるよう、改称も含めて検討し、分かりやすく情報提供すること。
- 令和2年12月から令和3年1月にかけての豪雪では、各地の高速道路や国道で、自動車の立ち往生や長時間にわたる通行止めが多数発生した。過去の教訓が生かされず、同様の事態が繰り返されていることを踏まえ、このようなことが二度と起こらないよう、各地での発生要因の分析・検証と再発防止策を講ずること。
- 北海道や北陸地方などにおける大雪等を踏まえ、国においても予防措置や被災時の交通確保のため、支援体制をはじめとした除雪体制の強化や迅速な情報伝達、交通全体のオペレーション改善など抜本的な対策を講じるとともに、国・高速道路株式会社等の関係機関による広域的な協力体制の一層の強化を図ること。また、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪等に必要な予算を確保すること。積雪寒冷地の実情を踏まえ、冬期における安全・安心な道路交通を確保するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、防雪事業や凍雪害防止事業等の雪対策の着実な推進に配慮すること。
- 交通障害・渋滞が深刻化する原因として、運転者に現在の道路状況が十分に伝わらずに新たな流入を招き、さらに渋滞等を拡大させるという悪循環に陥っていることから、高速道路や主要国道等について、交通規制や積雪などの路面状況、渋滞や滞留時間などの道路交通情報を広域かつ一元的にリアルタイムで物流事業者や運転者に知らせる仕組みを構築すること。荷主などを含む道路利用者に対し、繰り返し、外出の自粛や広域的な迂回を呼びかけるなど情報発信の徹底を図ること。
- 冬期における円滑な交通確保のため、近年の労務費や諸雑費等の上昇に伴う経費の増加を踏まえ、除排雪等に必要な予算を確保するとともに、地域の実情に応じた交付金の柔軟な執行に対応すること。また、少雪時でも除雪業者が経営を維持できるよう最低保証などの制度を創設すること。
- 災害に強い道路ネットワーク構築の加速化・深化を図るため、緊急輸送道路等における無電柱化や斜面对策、道路改良等を講じること。

5. 災害応急体制の強化

消防・警察・自衛隊などの防災関係機関に加え、医療や福祉関係者による広域応援もニーズが高く、広く展開されている。こうした多様な応援機関の受援体制を確立する必要がある。

- 災害派遣医療チーム（DMAT）等が被災地において切れ目なく活動できるよう効率的な運用を図るとともに、その際、二次災害を避けるため、安全が確保された場所で活動するという大原則に鑑み、適正な運用を徹底すること。
- 災害派遣福祉チーム（DWA T）など、要配慮者や被災者に対する福祉関係者による支援について、法令上の整理を検討する他、財政面での支援の充実を図ること。
- 全国からの広域的な応援活動や後方支援の拠点となる広域的な防災拠点の整備に対する技術的、財政的な支援を充実すること。
- 避難所運営等への女性をはじめとする多様な立場の方々の参画や登用が進むよう、各種媒体を活用した普及啓発により機運の醸成を図ること。
- 災害復旧工事に先立ち必要となる災害査定の測量・調査等に関する経費、初期対応に必要となる応急対応経費について、国庫補助金や特別交付税などにより、十分な財政支援を行うこと。加えて、被災自治体が躊躇なく災害復旧事業や被災者支援に取り組めるよう、財政需要を的確に把握し、必要な財政措置を講じること。
- 地震発生後、踏切が長時間遮断され、緊急車両の通行が絶たれることや、住民の避難が困難になる事態を回避するため、改正踏切道改良促進法の趣旨を踏まえ、踏切の早期開放に向けた対策が進むよう指定公共機関である事業者への指導や、地方公共団体の避難誘導や災害応急活動への技術的支援を行うこと。

18 災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係る ガイドライン

1 本ガイドラインの趣旨

- 災害時において、都道府県では、知事を長とする災害対策本部の下、被害状況の把握、救命・救助活動、被災者支援等、膨大な事務が生じる中、報道機関を通じた情報発信についても迅速かつ的確に行うことが重要である。このため、あらかじめ当該報道対応について、考え方や留意事項を整理していくことが効果的である。
- 現在、災害時の死者・行方不明者の氏名等公表については、都道府県ごとに対応が異なる。また、日本新聞協会から、国や全国知事会に対し、人的被害については、氏名等の詳細を示すよう、要望が出されている。
- 災害時の氏名等のうち、行方不明者の氏名等の公表は、被災者の救出・救助等の観点から、公益的な意義がある場合もある一方、個人情報保護や遺族・家族等の心情への配慮が必要であることなどの観点から慎重な対応が求められ、全国知事会の調査によれば、各都道府県知事の考え方も様々である。
- 都道府県によって、対応に差が生じることは好ましくないとの考えもある一方、災害の状況や被災者の事情等はその都度異なり、全ての都道府県に画一的な対応を求めることは適当ではない。
- こうしたことから、全国知事会として、内閣府の協力も得つつ、公表の判断の参考となる考え方等を取りまとめた。
- なお、これまでの意見照会において、広域災害時の統一的な対応の基準の検討や対応事例の充実など様々な意見があることから、本ガイドラインは現時点での整理版とし、今後、さらに調査検討を重ね、内容の充実に努めることとする。
- また、全国知事会では、本ガイドラインの策定とあわせて、公表の主体、関係機関の協力などを法令に位置付けることを要望してきたところである。他方、国からは、市町村、関係機関等との調整が必要との指摘を受けていることから、全国知事会では、引き続き、災害時の死者・行方不明者の氏名等公表について、市町村、関係機関等と検討、調整を行うこととする。また、死者の氏名等公表に関しては、感染症による死者や犯罪被害による死者との違いについても整理する必要がある。
- 本ガイドラインは、災害時を対象に死者・行方不明者の氏名等の公表を判断する場合に、都道府県が主体となる場合のものとして整理を行ったものである。

2 氏名等公表に係る課題

(1) 現状

- 各自治体は、自らが保有する情報を公表する権限を有しており、災害の状況や被災者の事情等に応じ、各自治体が定める個人情報保護条例に基づき、個々の情報について公表の可否を判断している。
- 各自治体が定める個人情報保護条例では、氏名を含む個人情報は、本人の同意がない中での公表は禁止されるが、「生命や財産の保護のため緊急でやむを得ない場合」や「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」などは例外とするなど、災害時の氏名等公表は可能とする場合が多い。
- また、どのようなケースが例外規定に該当するのかなど、解釈の余地があり、公表の可否は自治体の判断、裁量に委ねられている。
- 死者については、条例の対象としている場合と対象外としている場合がある。また、個人情報保護法制の見直しにより、地方公共団体も個人情報保護法の対象となり、死者に関する情報は、個人情報には含まれないとの整理がなされている。個人情報とは別のものとして、死者に関する情報の保護が課題となる可能性がある。

(2) 氏名等公表の公益性

全国知事会の調査などから、氏名等を公表する公益性として次の2点があげられている。

ア 救出・救助活動の効率化・円滑化

行方不明者の氏名を公表することで、対象者が名乗り出ることや、安否情報が得られる効果が期待できるほか、救出・救助活動の無駄を抑制し、対象を明確にした効率的、効果的な活動を確保することが期待できる。なお、死者に関しては、救出・救助活動の観点からは、行方不明者と比べて公表する公益性は低いとの意見も少なくない。

イ 事実の明確化と知る権利に応える

災害による死者等の発生した事実を、実名で公表することは、いわゆる国民の「知る権利」に応えるとともに、災害の教訓をリアルに後世に残すことにつながるとの意見もある。また、行方不明者の安否を明確にすることは、不確実情報の拡散を軽減し、家族等の混乱を防ぐ意義があると考えられる。

(3) 個人情報保護の必要性

- 多くの自治体の個人情報保護条例では、要件に該当する場合、災害時に個人情報の提供を可能としているが、「提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない」との規定があるため、災害時の氏名等公表にあたって、個人情報保護

に配慮する自治体が多い。

本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合としては、災害対策基本法の逐条（安否確認）解説によれば、

- ・ 対象者が配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害者である場合
- ・ 公表することで、葬儀などの営業活動や債権の取り立てに遭う場合などが例示されている。

この他、

- ・ 公表されることで、周囲から好奇な目で見られたり、触れられたくないと思っていた事実が明るみになってしまうことなど、災害の被害にとどまらない新たな痛みを受ける場合
- などもあると考えられる。

- 公表の判断の根拠となる各都道府県の個人情報保護条例の解釈・運用について、市町村行政部門や福祉部門などと、調整を図っておくことが重要。死者が個人情報保護条例の対象外の場合の、死者の情報の扱いについても同様である。

（４） 公表の判断

- 多くの自治体は、個人情報保護条例を踏まえ、個人の情報を保護する利益と、情報を公表することによる公益上の必要性を斟酌し、公表の判断を行っており、それによって自治体の対応に差が生じることや、判断の遅れにつながる可能性がある。
- 都道府県ごとに、公表にあたっての考え方を整理し、公表の判断基準を定めることが重要。

3 公表にあたって整理すべき事項

（１） 氏名等の情報の収集

- 令和2年1月の全国知事会の調査によれば、氏名等の個人情報の入手先は、市町村と警察に大別される。
- 人的被害の数を集約する都道府県が、被害情報と合わせて市町村から氏名等の情報提供を受ける流れが想定されるが、市町村は独自に個人情報保護条例を定めており、都道府県への提供に関しても考え方や対応が分かれる可能性がある。
- 平時から、災害時に都道府県が氏名の公表を行う場合の個人情報の都道府県への提供について、市町村、警察と十分に調整を行っておく必要がある。

（２） 公表の主体の整理

- 現在、災害時の氏名等の公表は都道府県、市町村が実施している他、警察

も、事故や犯罪に加え、災害に関しても公表するケースがある。

- 令和2年12月に実施した全国知事会の調査でも、都道府県が行うとする意見の他、市町村（あるいは警察）が行うべき、とする意見も少なくない。
- 死者等被災者の数を集約する都道府県を基本に、局所的な災害の場合や、都道府県が集約する暇がない場合は市町村等も公表できるとする整理などが考えられる。
- 各地域で、公表をどの機関が、どのタイミングで行うのか等、対応を整理しておくことが重要である。

（3） 家族・遺族の同意

- 全国知事会の調査によれば、家族・遺族の同意があることを公表の要件とする都道府県が多い。
- 家族・遺族の同意は、基本的に本人同意に代わるものとして法令上の位置付けがあるわけではないが、家族等の心情への配慮などが重要との判断や、遺族には死者に関する情報を自分自身の情報としてコントロールする権利があるとする見解もあり、被災者の氏名等の公表が、家族・遺族の権利利益を不当に侵害する可能性があることなどから、要件としているものと考えられる。
- 公表に当たって、家族・遺族の同意を得る意義や、都道府県が公表の判断をする場合の同意をとる主体（都道府県、市町村等）、同意をとる家族・遺族の範囲などを整理しておく必要がある。

（4） 住民基本台帳の閲覧制限の確認

- ストーカーやDVの被害者など、所在情報を秘匿する必要がある方を保護するため、氏名等公表の判断にあたって、住民基本台帳の閲覧制限の有無を要件にあげる都道府県が多い。
- 住民基本台帳の確認は市町村に依頼することになるため、市町村と事前に十分な調整を図っておく必要がある。
- 市町村の被災により、住民基本台帳のシステムの不具合などから閲覧制限の確認ができなくなる事態を想定した対応を検討する必要がある。
- 緊急性を優先し公表する場合でも、公表の後、閲覧制限が把握できた場合は、関係機関と連携して、本人の安全確保に配慮することが必要である。

（5） 公表の範囲の検討

- 氏名等公表の範囲は、現在、公表方針を定めているところでは概ね
行方(安否)不明者： 氏名、性別、年齢、住所、被災状況
死 者： 氏名、性別、年齢、住所、死因
となっている。住所については、町名、大字名までとする例が多い。また、

年齢も「年代」までに留める例もある。

- メディアスクラムを可能な限り回避する観点も含め、事前に検討しておくとともに、被災状況や未成年など、個別事情への配慮が必要な場合もあると考えられる。

(6) 公表方法の検討

- 次のような公表方法が考えられる。
 - ・ 報道機関を通じて公表する
 - ・ 都道府県がホームページなどで公表する
 - ・ 救出活動等を担う防災関係機関にリストを提供する
- 公表方法については、予め検討し、可能ならば情報入手先とも調整を行っておくことが望まれる。

4 公表の方針別の標準的な対応例

11月5日に全国知事会がとりまとめた報告書や、全国知事会議や委員会での議論を踏まえると、氏名等公表に係る各都道府県知事の考え方は様々ある中で、公表を行う方針としては、概ね、次の3つのパターンに分けられる。

そこで、3つのパターン毎に、標準的な対応フローと留意事項を整理する。

3つのパターン	ポイント
(1) 個人情報保護を重視し、公表を判断する	・ 家族・遺族の同意、住基の閲覧制限がないことを要件に公表(行方不明者について、救出・救助活動に資する場合は、同意を確認せず公表することもある)
(2) 発生した事実を速やかに公表する	・ 家族・遺族の同意や住民基本台帳の閲覧制限の確認等を前提とせず公表
(3) 被災状況から公表を判断する	・ 被災状況から、迅速な救出救助などに必要な場合は公表

具体的に、対応方針を定めている自治体や、災害時の対応例をみると、

- ・ 上記のパターンの複数組合せ(例えば、個人情報保護を重視しつつ、緊急性がある場合は、家族・遺族の確認を経ずに公表できる余地を残している例)
- ・ 行方不明者と死者の対応を分ける

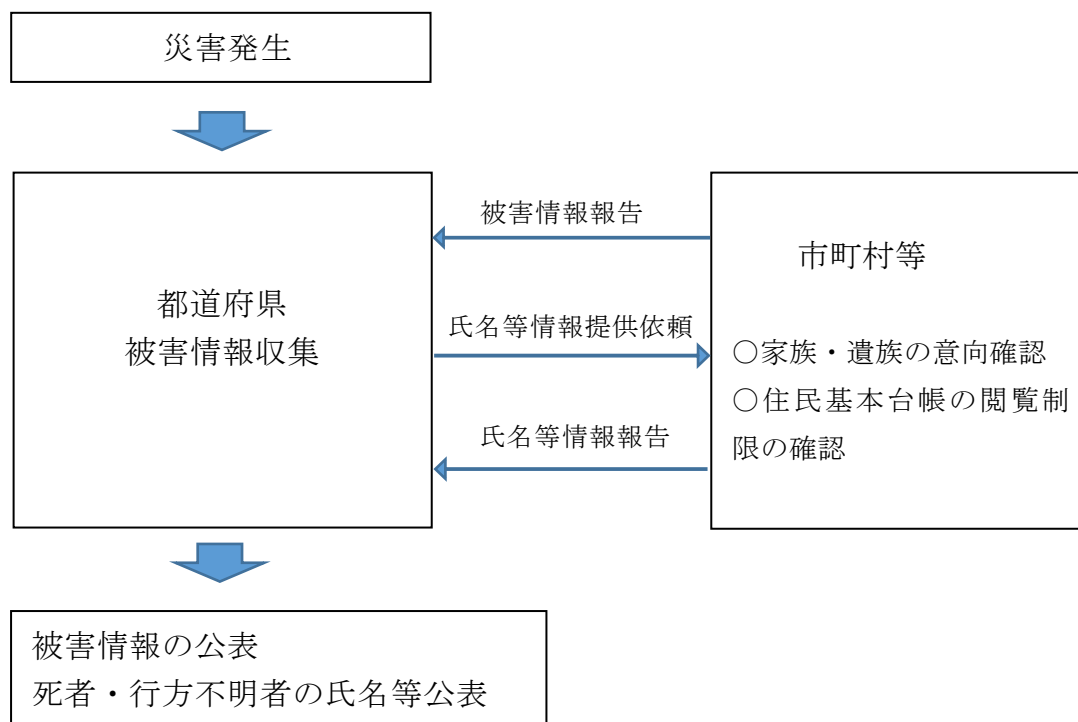
といったケースが多いことに留意が必要。

(1) 個人情報保護を重視し、公表を判断するパターン

ア 概要

- 死者・行方不明者の氏名等の公表に当たって、個人情報保護の観点から、家族・遺族の同意や、住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認などを条件に公表するパターンである。P 8 のとおり、救出・救助活動に与える効果の違いから、行方不明者と死者とで判断基準を異にするものもこのパターンに含まれる。
- このパターンのメリットは、個人情報保護にできる限りの配慮を行うことで、本人や家族・遺族の権利や利益を不当に侵害することが回避されることである。
- デメリットとしては、家族や遺族の意向の確認は、被災者に直接対応する市町村や警察に委ねるケースが多いと考えられるが、その確認には、一定の時間を要し、迅速な公表にならない可能性がある。

イ 公表までのフロー



ウ 事前に調整すべき事項

(ア) 情報入手先との調整

- 市町村や警察など、氏名等の情報を入手する機関と、個人情報保護に配慮して公表する方針を共有するとともに、次の事項について、調整を図っておく必要がある。
 - ・ 公表する主体
 - ・ 家族・遺族の同意確認の方法
 - ・ 都道府県への情報提供、都道府県が公表するタイミング

- ・ 公表する情報の範囲
 - ・ 氏名等の情報の公表方法
- 市町村は独自の個人情報保護条例を持っており、市町村が保有する情報を活用する場合は、特に、都道府県への情報提供について調整、合意を得ておく必要がある。
- 市町村が、家族・遺族の同意の確認の他、住民基本台帳の閲覧制限の確認を行う場合の事務負担が大きいため、迅速に氏名等を公表する必要性などについて、十分に認識を共有しておく必要がある。
- 緊急を要する場合は、家族・遺族の同意を得ずに公表するケースも想定される。例えば、氏名を公表することで、本人や関係者から所在情報等が得られ、迅速で効率的な救助が期待できるなど、どのような場合が該当するか、市町村等と認識を共有しておく。

(イ) 関係機関との認識共有

- 公表の方針について、地域防災計画への位置付けなどにより、市町村や防災関係機関と十分に認識を共有しておく。
- 家族・遺族の同意を市町村等が行う場合は、確認すべき家族・遺族の範囲について、あらかじめ協議しておく。
- 市町村等が公表の同意が取れない場合の対応も想定しておく。

(ウ) 非公表の申し出に対する対応

- 同意を前提に公表した後、別の家族・遺族から、非公表の申し出がある場合も想定され、その際の対応（その後の公表を控えるなど）も検討しておく。

〔このパターンの判断基準例〕

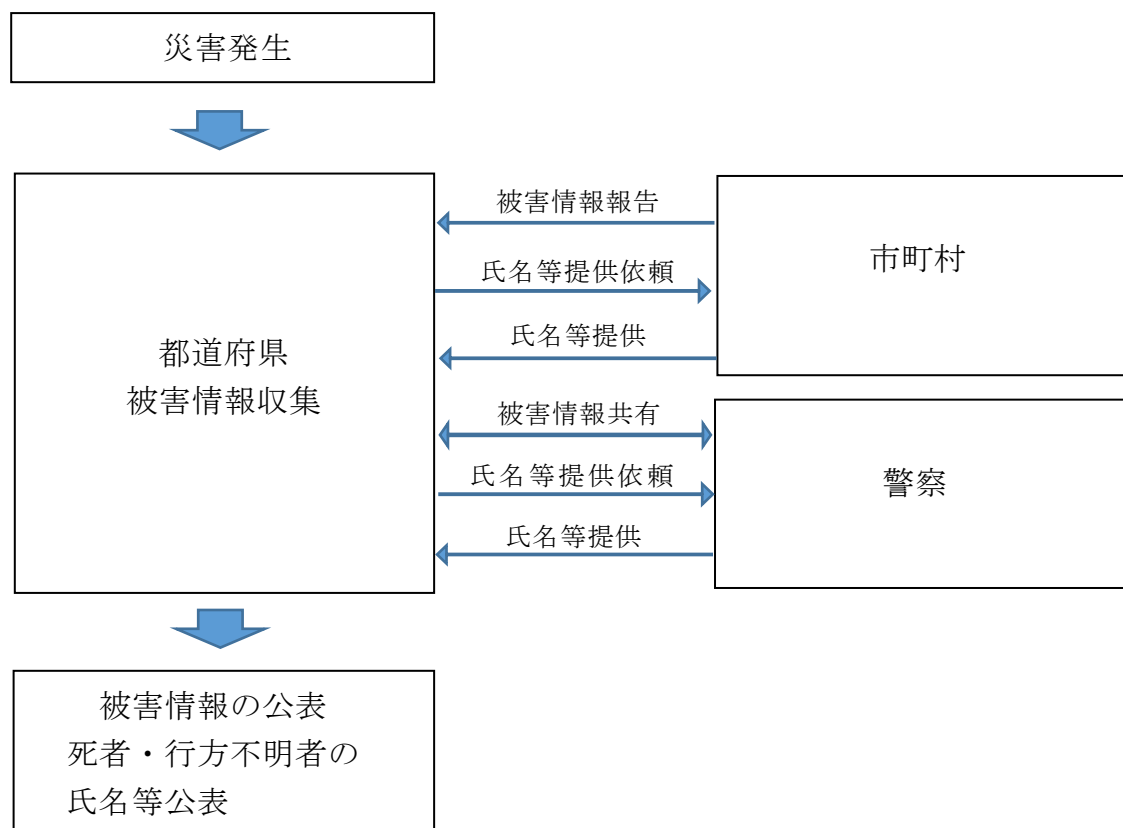
区分	住民基本台帳の閲覧制限	家族等の同意	公表・非公表	公表・非公表の理由
行方不明者	なし	同意	公表	人の生命、身体又は財産を保護するために、緊急かつやむを得ないと認められるため（救出・救助活動に資する場合）
		緊急のため同意確認せず		
	あり	不同意 —	非公表	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため
死者	なし	同意	公表	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがないため
		不同意		
	あり	—	非公表	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため

(2) 発生した事実を速やかに公表するパターン

ア 概要

- 自然災害で、死者・行方不明者が発生した場合、その事実を明らかにするために、氏名等の情報が得られ次第、家族・遺族等の同意を前提とせず、速やかに公表を行う。
- このパターンのメリットは、
 - ・ 情報が得られ次第の公表のため、早期に安否不明者が名乗り出ることや、対象を絞った効率的な人命救助活動につながる。
 - ・ 国民の知る権利に応えるとともに、安否確認に伴う混乱を防ぎ、また、事実をリアルに記録し、後世に伝えることに最大限応えるものである。
- 一方、デメリットとしては、死者に関しては、行方不明者と異なり、人命救助に資する効果とは別の観点から、氏名等を公表する必要性について説明する必要がある。同意なく公表することで、家族・遺族、又は本人の精神的苦痛に繋がる恐れがあるなど、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある。それにより、公表後に、家族・遺族、又は本人から、公表を望まない旨の申し出がある可能性がある。

イ 公表までのフロー



ウ 事前に整理が必要な事項

(ア) 情報入手先との調整

- 市町村や警察など、氏名等の情報を入手する機関と、迅速に公表する方針を共有するとともに、次の事項について、調整を図っておく必要がある。
 - ・ 公表する主体
 - ・ 都道府県への情報提供、都道府県が公表するタイミング
 - ・ 公表する情報の範囲
 - ・ 氏名等の情報の公表方法
- 市町村は独自の個人情報保護条例を持っており、市町村が保有する情報を活用する場合は、特に、都道府県への情報提供について調整、合意を得ておく必要がある。

(イ) 非公表の申し出に対する対応

- 公表時点で、非公表を強く望む意向や、DV被害者であることが確認できているなど、明らかに公表が適切でない個別事情が把握された場合は、公表を控える等の配慮が必要。
- 公表後、非公表の申し出があれば、その後の公表は控える他、公表後、DV被害が判明した場合、関係機関と連携して、DV被害者等を保護するなど、公表により発生する支障の回避を図る必要がある。望まない公表で不安や精神的な苦痛を訴える遺族・家族等に対しては、丁寧な説明や心のケアが必要である。

(ウ) 関係機関との認識共有

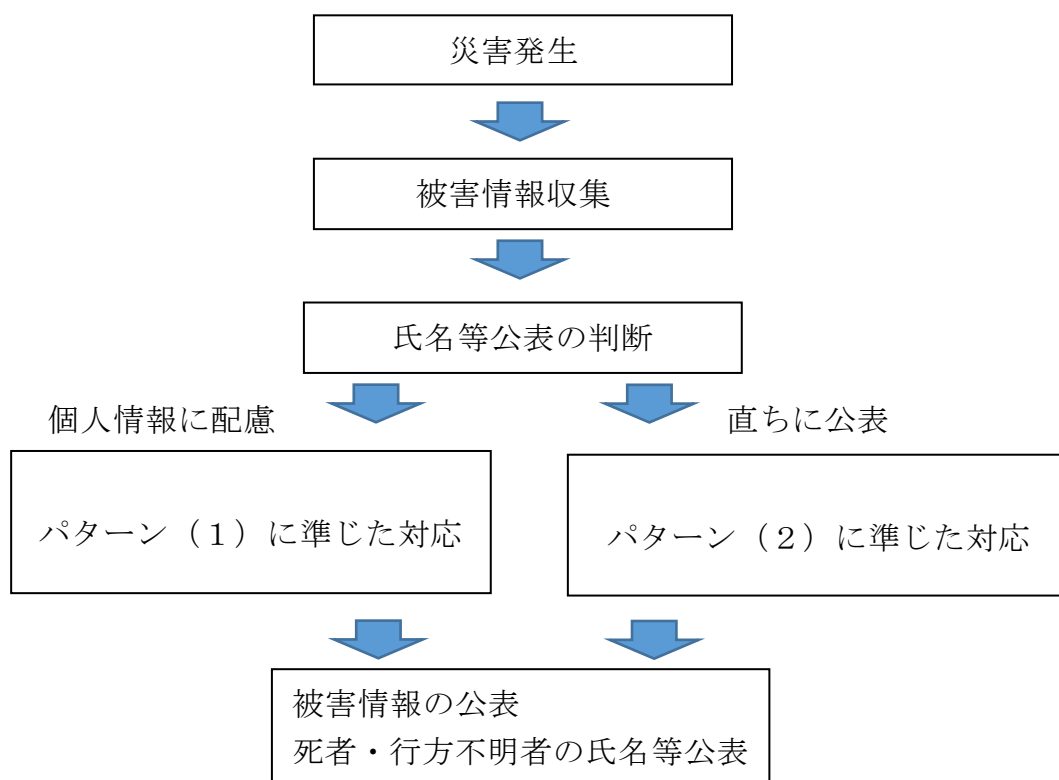
- 公表の方針について、地域防災計画への位置づけなどにより、市町村や防災関係機関と十分に認識を共有しておく必要がある。

(3) 被災状況から公表を判断するパターン

ア 概要

- 災害発生後の被害状況から、氏名等を公表することで、迅速な救出救助などが期待できる場合などに、氏名等を公表するパターン。
- 国においても、最も優先すべき人命の救助・救出に資する場合には積極的に行方不明者の氏名等公表を行うべきとの考え方が示されているところである。
- このパターンのメリットは、
 - ・ 被災情報から知事が必要性を判断して公表できること
 - ・ 公表判断の後、家族・遺族の同意等を経ずに公表する場合(パターン(2))、速やかな公表により迅速で円滑な救出救助活動に資することが期待できることが挙げられる。
- デメリットとしては、どのような被災状況であれば公表するかの基準の設定が難しいことや、被災状況を見極めてからの判断に時間を要する可能性があることなどである。

イ 氏名等公表までのフロー



ウ 事前に調整すべき事項

- 氏名等を公表するパターンはどのような場合が該当するのか、予め整理するとともに、情報入手先である市町村や警察などと認識を共有しておくこと。

氏名等公表に向け検討・整理すべき事項のまとめ（チェックリスト）

（公表方針の検討）

- 1 公表する公益性
 - 救出救助活動の効率化・円滑化
 - 事実の明確化と知る権利を中心に整理を行う。
- 2 個人情報保護条例上の整理
 - 災害時の個人情報の扱いに関する解釈・運用、死者が条例対象外の場合の扱い等について、関係部門間（防災、条例所管、市町村行政、福祉等）で調整を行う。
- 3 公表の判断基準
 - 個人情報保護の利益と公表する公益性を斟酌し、判断基準を予め検討する。

（公表に向け整理すべき事項）

- 1 氏名等の情報の収集
 - 都道府県に情報提供することについて、市町村や警察との調整を行う。
- 2 他の機関との調整
 - 公表するタイミングや範囲について、市町村や警察との調整を行う。
- 3 家族・遺族の同意
 - 家族・遺族の同意を得る意義の整理
 - 誰が（どの機関が）同意をとるのか
 - 同意をとる家族・遺族の範囲の整理
- 4 住民基本台帳の閲覧制限の確認
 - 協力が得られるか、市町村と調整を行う。
 - 市町村が被災して、閲覧制限の確認ができないケースを想定した対応を検討する。
 - 公表後、閲覧制限が確認できた場合の対応を検討する。
- 5 公表の範囲
 - メディアスクラムの回避の観点も含め、公表の範囲を検討する。
- 6 公表方法
 - 報道機関を通じた公表、ホームページによる公表、防災関係機関へのリストの共有など、公表方法を検討する。
 - 公表方法についての情報入手先と調整を行う。

（公表のパターン別の整理すべき事項）

- 1 個人情報保護を重視するパターン
 - 同意を前提に公表した後、別の家族・遺族から非公表の申し出があった場合

の対応を検討する。

2 発生した事実を速やかに公表パターン

- 公表時点で、強い非公表の意向、DV被害者等であることなどが明確である場合の対応を検討する。
- 公表後の非公表の申し出に対する対応、公表後にDV被害などが明らかになった場合の安全確保など、公表により生ずる支障への対応を検討する。
- 公表方針について、地域における認識共有を図る。

3 被災状況から公表を判断するパターン

- どのような被災状況なら公表するか、公表基準を検討する。

参考資料（各都道府県ガイドライン）

1 目的

本ガイドラインは、「山形県地域防災計画」及び「事故・事件の発生時における公表に関するガイドライン」に定めるもののほか、山形県内において災害が発生した場合における情報公表に関する基本的事項を示すことにより、県民の安全・安心の確保に資することを目的とする。

2 災害の定義

このガイドラインにおいて「災害」とは、山形県防災基本条例第2条に定める「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然災害又は大規模な火事若しくは爆発により生ずる被害」をいうものとする。

3 災害発生時に県が公表する情報について

(1) 被災状況等の公表について

災害等発生時において、県は市町村、消防、県警察等の関係機関と連携し、災害に関する情報の収集に努めるとともに、県内の状況を取りまとめるうえ、災害等の種類、規模、被災状況等に応じて、以下の内容を公表する。

- ① 災害等の発生状況、被災状況
- ② 避難指示、避難所設置及び災害対策本部の設置等の対応状況
- ③ 被害の拡大や二次被害の防止等に資する注意情報

(2) 安否確認に対する情報提供について

本県内で災害が発生した場合に、県は市町村と連携し、被災者の安否に関する情報について照会があった場合は、次のとおりの照会者の区分に応じて、山形県地域防災計画に定めるところにより、可能な限り提供するよう努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

照 会 者	提供できる情報
○ 同居の親族※1	○ 被災者の居所 ○ 負傷、疾病の状況（生死の別を含む） ○ 連絡先 ○ その他安否の確認に必要と認められる情報
○ 同居以外の親族※2 ○ 勤務先の関係者等	○ 負傷、疾病の状況（生死の別を含む）
○ 友人、知人等	○ 安否情報の有無

※1 同居の親族には、事実婚の関係にある者や婚約者を含む。（災害対策基本法施行規則第8条の3第3項第1号）

※2 同居以外の親族のうち単身赴任者や別居の学生等からの照会に対しては、この表の区分にかかわらず、被災者からの同意を得て、同居の親族の右欄の情報提供を行う。（災害対策基本法施行規則第8条の3第4項）

(3) 個人が特定できる情報の公表について

① 避難所に避難している者

県は、本県内において大規模災害が発生し、次に該当する状況が生じ、避難所に避難している者（以下「避難者」という。）の氏名を含む個人が特定できる情報を公表することが、広域的な安否確認に資する場合は、各避難所設置者（市町村）が避難者本人から同意を得て公表した避難者の氏名、住所、年齢等の個人情報を取りまとめ、公表することとする。

○ 県内の複数の市町村域にまたがる広範な被害が生じ、多数の行方不明者等や避難者が発生

○ 県内の複数の市町村に指定避難所が設置され、当該市町村域以外の住民や旅行者等が多数避難

なお、避難者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該避難者の個人情報の管理を徹底する。

② 行方不明者、安否不明者

ア 市町村等関係機関が公表した情報

市町村等関係機関が、行方不明者（当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者）や安否不明者（当人と連絡が取れず安否が不明な者）の個人情報を公表した場合で、当該機関から県に公表要請があった場合は、県も公表することとする。

イ 家族等の依頼または同意がある場合

行方不明者や安否不明者の家族等からの依頼または同意がある場合で、行方不明者や安否不明者の早期の安否確認又は人命救助活動等に資する場合には、その氏名、住所、年齢等の個人を特定し得る情報を県が公表することとする。

③ 死者

市町村等関係機関が、死者の個人情報を公表し、当該機関から県に公表要請があった場合又は死者の遺族からの依頼若しくは同意がある場合は、その氏名、住所、年齢等の個人を特定し得る情報を県が公表することとする。

4 公表の方法及び時期

公表方法、公表時期については、「事故・事件の発生時における公表に関するガイドライン」に準じる。

附 則

このガイドラインは、平成 30 年 12 月 28 日から施行する。

災害による行方不明者・死者の氏名等公表に係る対応方針

令和3年2月25日
福島県危機管理部災害対策課

1. 趣旨

- 災害時における行方不明者・死者に係る氏名等の公表については、全国知事会を通じ、公表を行う主体や権限等に関する法令上の根拠を明確にするよう国に求めているところ。
- 全国知事会における議論では、国に全国統一的な公表基準の作成を求めべきという意見に対し、地域の実情を踏まえた知事の判断が尊重されるべきという意見もあり、氏名等の公表に関する各都道府県の考え方が様々であることから、各都道府県による公表・非公表の判断が円滑に行われるよう、参考となるガイドラインを全国知事会として策定する予定となっている。
- 全国46都道府県の対応状況を把握するために本県が独自に実施した調査（令和2年6月）結果では、原則又は条件を満たす場合に氏名等を公表すると回答した団体は、行方不明者72.3%、死者65.9%に上る。
氏名等を公表する考え方については、行方不明者では「搜索・救助活動の円滑化」「早期の安否確認」、死者では「災害の被災者に関する情報は社会的関心が高い」「災害の教訓を将来に活かす」といった観点から県民に知らせる必要性があるとして対応方針を定めている事例が見られる。
- これまで県は、災害による死者の氏名については、本人やその家族等のプライバシーを尊重して公表していない。また、行方不明者の氏名については、県個人情報保護条例に基づき取り扱うこととしていた。
一方、全国知事会による議論や各都道府県における対応状況等を踏まえると、災害発生時に備え、一定の条件の下で行方不明者・死者の氏名等を公表する考え方を整理しておくことが、速やかな災害対応に資するものと考えられることから、国から災害時における行方不明者・死者の氏名等公表に係る法令上の根拠が明確に示されるまでの間、本県では、以下のとおり取り扱うこととする。

2. 個人情報の取扱い（公表基準）

（1）行方不明者（安否不明者を含む）

生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報については、福島県個人情報保護条例（以下、「条例」という。）の対象となることから、原則非公表とするものであるが、次の要件をすべて満たす場合は、条例第7条第2項第2号で定める「人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないとき」に該当するものとして、例外的に氏名等を公表する。

- ア 氏名等を公表することが、人命に関わる捜索・救助活動の円滑化・効率化に資すると見込まれること
 - イ 市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと
 - ウ 氏名等を公表することについて、家族等の同意があること
- ただし、県災害対策本部が設置される大規模自然災害の発生時であって、円滑な捜索・救助活動のために氏名等を公表する緊急性が認められる場合は、家族の同意が得られない状況であっても、必要最小限の範囲で氏名等を公表する。

(2) 死者

死者に関する個人情報については条例の対象ではないが、亡くなった被災者のプライバシーや遺族の個人情報保護の観点も踏まえ、次の要件をすべて満たす場合に限り、氏名等を公表する。

- ア 死亡の事実及び身元情報が確定していること
- イ 市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと
- ウ 氏名等を公表することについて、遺族等の同意があること

3. 公表する情報の範囲

- 行方不明者・死者の氏名等を公表する場合の情報は、次の項目のうち、家族（遺族）等の同意を得られた範囲とする。

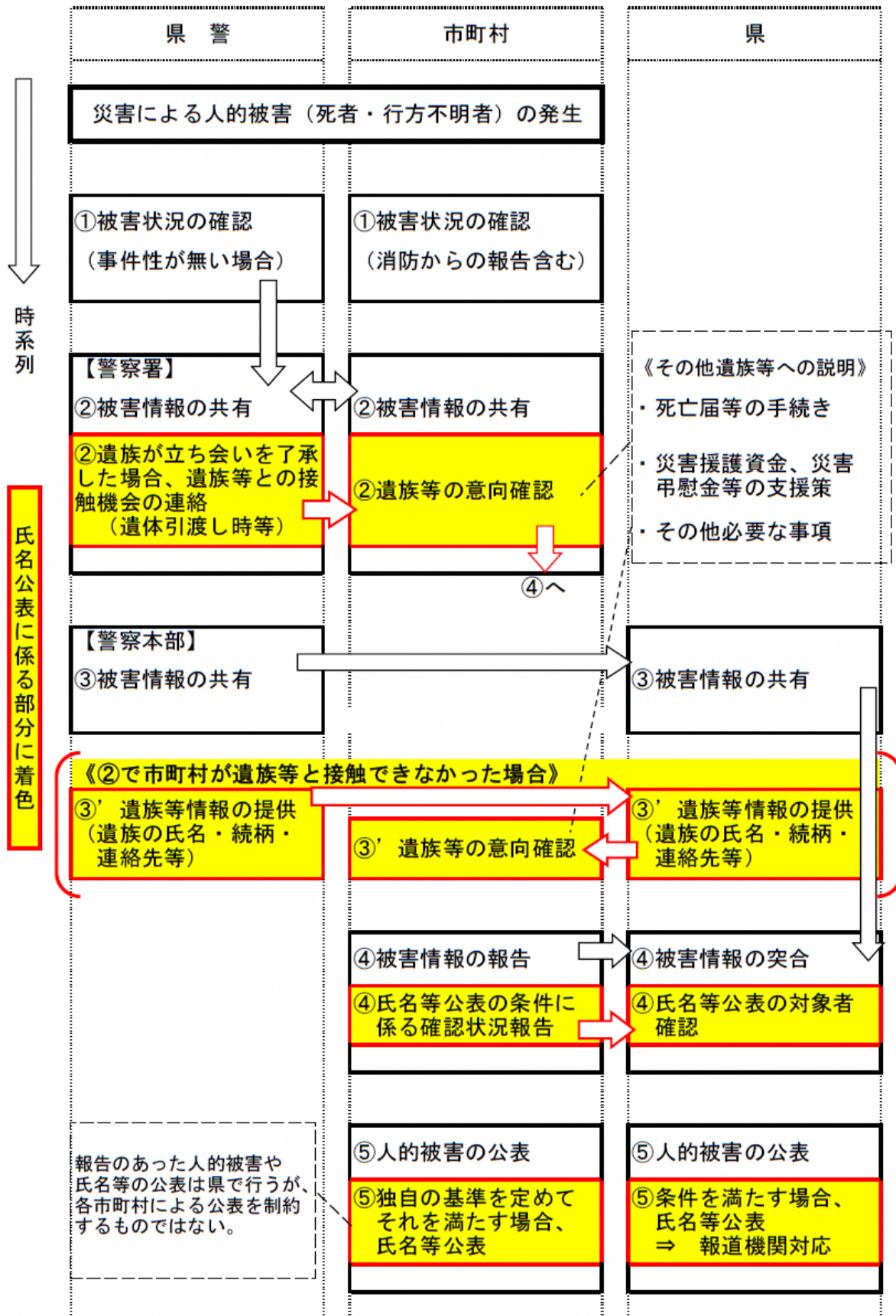
- ・氏名
- ・住所（市町村名又は大字名まで）
- ・性別
- ・年齢
- ・被災状況

4. 公表に係る役割分担（県、市町村、警察）

- 行方不明者・死者の氏名等公表に係る役割分担は、次のとおりとする。（詳細は、別紙フロー図のとおり。）
- ・県 → 対象者の氏名等公表、公表内容に係る報道対応
- ・市町村 → 遺族等の意向確認、住基情報の確認、県への報告
- ・警察本部 → 人的被害の事実確認、県及び市町村との情報共有

(別紙)

災害時の死者・行方不明者の氏名等公表フロー



災害時の行方不明者・死者に係る氏名等の公表に係る対応方針 Q & A

令和3年2月25日
福島県災害対策課

【I. 公表基準の内容に関するもの】

Q 1. 行方不明者に係る氏名等公表の基準において、「氏名等を公表することが、人命に関わる捜索・救助活動の円滑化・効率化に資すると見込まれること」、「ただし、県災害対策本部が設置される大規模自然災害の発生時であって、円滑な捜索・救助活動のために氏名等を公表する緊急性が認められる場合は、家族の同意が得られない状況であっても、必要最小限の範囲で氏名等を公表する」とされているが、どのようなケースを想定しているのか？

また、どの機関が条件の該当性を判断するか？

A 1. 広域的な災害又は人的被害の規模が大きい災害で、氏名公表による生存者の確認により捜索・救助活動が効率化されるような災害を想定している。具体的には、捜索・救助活動を行う防災関係機関との協議により、県が判断する。

Q 2. 行方不明者について、氏名等の公表による捜索活動の円滑化・効率化を主目的とするならば、県個人情報保護条例の例外規定に基づき、家族等の同意は不要とし、市町村の住民基本台帳の閲覧制限のみを条件とすることが現実的ではないか？

A 2. 行方不明者の氏名は、県個人情報保護条例の対象となるものであることから、「生命・身体を保護するため、緊急かつやむを得ないとき」に限り例外的に個人情報の利用が認められるものであり、その取扱いは慎重にすべきものである。

一方、広域的な災害又は人的被害の規模が大きい災害で、円滑な捜索・救助活動のために氏名等を公表する緊急性が認められる場合があると想定しており、その場合には、家族等の同意が得られない状況であっても、必要最小限の範囲で氏名等を公表することとするもの。

また、当該のケース以外においては、行方不明者の氏名等を公表することによる家族等への影響も想定されることから、氏名等公表に係る家族等の同意を条件とするもの。

【Ⅱ. 県、市町村、警察の役割分担に関するもの】

- Q 3. 災害時において市町村は様々な対応業務に追われることとなる。また、動揺している遺族等への配慮などから、市町村において遺族等の意向確認を速やかに行うことは難しいのではないか？
- A 3. 行方不明者・死者の氏名等公表について、本県では、公表基準の該当性を確認できた範囲内で公表する方針であり、遺族等の同意取得について市町村から報告されるまでは、非公表として対応する。
- Q 4. 遺族等の意向確認は警察で対応してもらえないのか？
- A 4. 福島県警本部と協議を重ねたが、災害時における人的被害に関する情報提供について協力・連携はするが、人的被害が災害により発生したものであるかどうかの判断は警察で行わないことから、災害による死者の遺族等に対する氏名等公表の意向確認については警察では対応できないとの最終的な回答を受けているところ。
- Q 5. 災害による行方不明者・死者の氏名等公表を行っている他県においては、県、県警（警察本部）、市町村の役割分担をどのように行っているのか？
- A 5. 全国の都道府県を対象に令和元年6月1日時点における取組状況を調査（本県独自）した結果では、一定の条件を満たす場合に都道府県が氏名等を公表すると回答した件数が、行方不明者で34件（72.3%）、死者で31件（65.9%）となった。（警察や市町村による氏名等公表の状況については把握していない。）
また、「家族等の同意」を氏名等公表の条件とする場合では、意向確認を行う主体を市町村とする回答が最も多かった。（意向確認を行う主体を警察と回答した自治体もあったが、役割分担がどの程度まで明確に決められているものかは不明。）
- Q 6. 行方不明者・死者が他市町村（県外を含む）に住民票のある者だった場合、遺族等の意向を確認する市町村は被災地又は住民票がある市町村どちらが行うこととなるのか？
- A 6. 住民基本台帳の閲覧制限の確認と併せて、住民票がある市町村で遺族等の意向確認を行うことを原則とする。ただし、遺族等が被災地の市町村の住民であり、被災地の市町村の方が遺族等との接触を行いやすい場合など、状況に応じて被災地の市町村に協力を求めることも想定される。

【Ⅲ. 遺族等の意向確認に係る運用方法に関するもの】

Q 7. 遺族等の意向確認で使用する統一の様式（意向確認書）や対応マニュアルを県で準備するのか？

A 7. 意向確認の様式については、県で作成し、市町村へ提供する。
また、対応マニュアルに相当するものとして、取扱方針（公表基準）、対応フロー及び本Q&Aを参考にされたい。

Q 8. 氏名等公表の意向を確認する遺族等の範囲は？

A 8. 原則として同居の親族とするが、同一生計の親族や事実婚が確認できる配偶者等、状況に応じて判断されたい。
なお、遺族等で氏名等の公表に関する意見が分かれたり、その時点では判断できないなどの場合には、同意を確認できないものとして取り扱う。

Q 9. 遺族等の意向確認のために市町村職員が遺族と接触を図ることについて、事前に県警本部又は県から遺族へ情報提供されるのか？

A 9. 遺体引渡し時の接触機会や遺族等の連絡先など、県警から県又は市町村への情報提供は、原則として県警が遺族等の同意を得て行う。

Q 10. 住民基本台帳に登録されていない者については、市町村では被災者本人や遺族等の情報を把握していないことが想定されるが、警察や県からどのようなスキームで情報提供されるのか？

A 10. 警察が遺族等と接触する機会に市町村職員が立ち会うことについて、遺族等の了解を得られた場合には、警察から市町村に対して接触機会の連絡を行う。
また、遺族等の連絡先などの情報については、県警本部から県に提供された後、県から市町村へ情報提供する。
なお、行方不明者・死者が住民基本台帳に登録されていない場合の対応については、Q 6（A 6）のとおり。

Q 11. 対象者の周囲に身寄りがいない場合、遺族の有無に関して市町村側で独自に調査等を行う必要はあるのか？

A 11. 県警からの情報提供も含め、市町村が把握できる限りの情報で対応い

いただくことで構わない。氏名等公表に関して市町村に特別の調査実施まで求めることは想定していない。

なお、行旅死亡人の手続きや災害弔慰金の手続き等を進めるに当たっては、相続人や遺族の所在について一定の確認をする必要があることに留意願いたい。

Q 1 2. 行方不明者・死者の氏名等公表への対応を含めた災害時における応援職員の派遣や、遺族等に意向を確認する際の県リエゾン等の立ち合いについて要請できるのか？

A 1 2. 県リエゾンについては、市町村と県との情報共有・連絡調整を任務として派遣される人員であることから、行方不明者・死者の氏名等公表に係る遺族等の意向確認に従事することは想定されない。

遺族等の意向確認については、基本的に市町村職員による対応をお願いするものであるが、応援職員の要請を想定する場合には、他自治体の職員に応援を求める非常時優先業務として、あらかじめ業務継続計画（BCP）や受援計画で定めておくことが望ましい。

Q 1 3. 氏名等の公表に関して同意が得られなかった遺族等について、報道機関による独自取材が行われないよう、県から報道機関へ要請してもらえるのか？

A 1 3. 市町村から県に対して遺族等の意向確認結果が報告される際、報道機関による独自取材を控えるよう申し入れがあった場合には、報道機関に対して適切に対応する。

災害時の行方不明者・死者に係る氏名等の公表に係る対応方針 Q & A

令和3年2月25日

福島県災害対策課

【I. 公表基準の内容に関するもの】

Q 1. 行方不明者に係る氏名等公表の基準において、「氏名等を公表することが、人命に関わる捜索・救助活動の円滑化・効率化に資すると見込まれること」、「ただし、県災害対策本部が設置される大規模自然災害の発生時であって、円滑な捜索・救助活動のために氏名等を公表する緊急性が認められる場合は、家族の同意が得られない状況であっても、必要最小限の範囲で氏名等を公表する」とされているが、どのようなケースを想定しているのか？

また、どの機関が条件の該当性を判断するか？

A 1. 広域的な災害又は人的被害の規模が大きい災害で、氏名公表による生存者の確認により捜索・救助活動が効率化されるような災害を想定している。具体的には、捜索・救助活動を行う防災関係機関との協議により、県が判断する。

Q 2. 行方不明者について、氏名等の公表による捜索活動の円滑化・効率化を主目的とするならば、県個人情報保護条例の例外規定に基づき、家族等の同意は不要とし、市町村の住民基本台帳の閲覧制限のみを条件とすることが現実的ではないか？

A 2. 行方不明者の氏名は、県個人情報保護条例の対象となるものであることから、「生命・身体を保護するため、緊急かつやむを得ないとき」に限り例外的に個人情報の利用が認められるものであり、その取扱いは慎重にすべきものである。

一方、広域的な災害又は人的被害の規模が大きい災害で、円滑な捜索・救助活動のために氏名等を公表する緊急性が認められる場合があると想定しており、その場合には、家族等の同意が得られない状況であっても、必要最小限の範囲で氏名等を公表することとするもの。

また、当該のケース以外においては、行方不明者の氏名等を公表することによる家族等への影響も想定されることから、氏名等公表に係る家族等の同意を条件とするもの。

【Ⅱ. 県、市町村、警察の役割分担に関するもの】

- Q 3. 災害時において市町村は様々な対応業務に追われることとなる。また、動揺している遺族等への配慮などから、市町村において遺族等の意向確認を速やかに行うことは難しいのではないか？
- A 3. 行方不明者・死者の氏名等公表について、本県では、公表基準の該当性を確認できた範囲内で公表する方針であり、遺族等の同意取得について市町村から報告されるまでは、非公表として対応する。
- Q 4. 遺族等の意向確認は警察で対応してもらえないのか？
- A 4. 福島県警本部と協議を重ねたが、災害時における人的被害に関する情報提供について協力・連携はするが、人的被害が災害により発生したものであるかどうかの判断は警察で行わないことから、災害による死者の遺族等に対する氏名等公表の意向確認については警察では対応できないとの最終的な回答を受けているところ。
- Q 5. 災害による行方不明者・死者の氏名等公表を行っている他県においては、県、県警（警察本部）、市町村の役割分担をどのように行っているのか？
- A 5. 全国の都道府県を対象に令和元年6月1日時点における取組状況を調査（本県独自）した結果では、一定の条件を満たす場合に都道府県が氏名等を公表すると回答した件数が、行方不明者で34件（72.3%）、死者で31件（65.9%）となった。（警察や市町村による氏名等公表の状況については把握していない。）
また、「家族等の同意」を氏名等公表の条件とする場合では、意向確認を行う主体を市町村とする回答が最も多かった。（意向確認を行う主体を警察と回答した自治体もあったが、役割分担がどの程度まで明確に決められているものかは不明。）
- Q 6. 行方不明者・死者が他市町村（県外を含む）に住民票のある者だった場合、遺族等の意向を確認する市町村は被災地又は住民票がある市町村どちらが行うこととなるのか？
- A 6. 住民基本台帳の閲覧制限の確認と併せて、住民票がある市町村で遺族等の意向確認を行うことを原則とする。ただし、遺族等が被災地の市町村の住民であり、被災地の市町村の方が遺族等との接触を行いやすい場合など、状況に応じて被災地の市町村に協力を求めることも想定される。

【Ⅲ. 遺族等の意向確認に係る運用方法に関するもの】

Q 7. 遺族等の意向確認で使用する統一の様式（意向確認書）や対応マニュアルを県で準備するのか？

A 7. 意向確認の様式については、県で作成し、市町村へ提供する。
また、対応マニュアルに相当するものとして、取扱方針（公表基準）、対応フロー及び本Q & Aを参考にされたい。

Q 8. 氏名等公表の意向を確認する遺族等の範囲は？

A 8. 原則として同居の親族とするが、同一生計の親族や事実婚が確認できる配偶者等、状況に応じて判断されたい。
なお、遺族等で氏名等の公表に関する意見が分かれたり、その時点では判断できないなどの場合には、同意を確認できないものとして取り扱う。

Q 9. 遺族等の意向確認のために市町村職員が遺族と接触を図ることについて、事前に県警本部又は県から遺族へ情報提供されるのか？

A 9. 遺体引渡し時の接触機会や遺族等の連絡先など、県警から県又は市町村への情報提供は、原則として県警が遺族等の同意を得て行う。

Q 10. 住民基本台帳に登録されていない者については、市町村では被災者本人や遺族等の情報を把握していないことが想定されるが、警察や県からどのようなスキームで情報提供されるのか？

A 10. 警察が遺族等と接触する機会に市町村職員が立ち会うことについて、遺族等の了解を得られた場合には、警察から市町村に対して接触機会の連絡を行う。

また、遺族等の連絡先などの情報については、県警本部から県に提供された後、県から市町村へ情報提供する。

なお、行方不明者・死者が住民基本台帳に登録されていない場合の対応については、Q 6（A 6）のとおり。

Q 11. 対象者の周囲に身寄りがいない場合、遺族の有無に関して市町村側で独自に調査等を行う必要はあるのか？

A 11. 県警からの情報提供も含め、市町村が把握できる限りの情報で対応い

いただくことで構わない。氏名等公表に関して市町村に特別の調査実施まで求めることは想定していない。

なお、行旅死亡人の手続きや災害弔慰金の手続き等を進めるに当たっては、相続人や遺族の所在について一定の確認をする必要があることに留意願いたい。

Q 1 2. 行方不明者・死者の氏名等公表への対応を含めた災害時における応援職員の派遣や、遺族等に意向を確認する際の県リエゾン等の立ち合いについて要請できるのか？

A 1 2. 県リエゾンについては、市町村と県との情報共有・連絡調整を任務として派遣される人員であることから、行方不明者・死者の氏名等公表に係る遺族等の意向確認に従事することは想定されない。

遺族等の意向確認については、基本的に市町村職員による対応をお願いするものであるが、応援職員の要請を想定する場合には、他自治体の職員に応援を求める非常時優先業務として、あらかじめ業務継続計画（BCP）や受援計画で定めておくことが望ましい。

Q 1 3. 氏名等の公表に関して同意が得られなかった遺族等について、報道機関による独自取材が行われないう、県から報道機関へ要請してもらえるのか？

A 1 3. 市町村から県に対して遺族等の意向確認結果が報告される際、報道機関による独自取材を控えるよう申し入れがあった場合には、報道機関に対して適切に対応する。

群 馬 県

自然災害における被災者氏名等の公表に関するガイドライン

令和元年11月26日
群馬県総務部危機管理室

このガイドラインは、豪雨や地震、噴火などによる自然災害が発生した場合において、被災者氏名等の公表に関する公表基準等を定めるものである。

1 公表基準

(1) 被災者氏名等の公表に関する基本方針は、以下のとおりとする。

県が災害対策本部を設置する災害（規模が大きい、社会的な関心が高い、教訓を将来に生かす必要性が高い など）については、公益性の観点から氏名等の公表を行う。

行方不明者、安否不明者については、効率的な救出・捜索活動につながる場合に限り、氏名等の公表を行う。

被災者区分ごとに、次のとおり家族等の同意などを確認し、公表の可否を決定する。

被災者区分	家族等の同意 ※①	住民基本台帳の閲覧制限 ※②	公表・非公表	理由	公表の範囲
死者	○	○	公表	・県民等に知らせる公益上の必要性があるため	氏名 市町村名 年齢 性別 死因
	○ ----- ×	× ----- -	非公表 ※③	・本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため	/
行方不明者 安否不明者	○ ----- -	○ ----- ○	公表	・個人の生命等を保護するため、緊急かつやむを得ないため (救出・捜索活動に資する場合)	氏名 市町村名 年齢 性別 被災状況 ※④
	○ ----- ×	× ----- -	非公表 ※③	・本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため	/

※① 家族等の同意…「○：同意あり」、「×：同意なし」、「-：確認するいとまがないとき」

※② 住民基本台帳の閲覧制限(※)…「○：制限なし」、「×：制限あり」、「-：確認せず」
※配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等に基づき、住民基本台帳の閲覧や住民票の写しなどの交付を制限している方

※③ 非公表の場合であっても、「市町村名」、「何十代」、「性別」及び「死因」等、個人が特定されない情報を公表する。

※④ 安否不明者の被災状況については、不明確であるため公表しない。

【用語の定義】

- ・死者…当該災害が原因で死亡した者
- ・行方不明者…当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
- ・安否不明者…当該災害が原因で所在不明となり、連絡が取れない者（行方不明者を除く）

2 公表方法等

区 分	死 者	行方・安否不明者
(1) 氏名等の情報収集	・市町村、関係機関等からの情報 ・家族や住民等からの通報	
(2) 家族等からの同意取得	・身元が確認された後、公表の同意取得	・情報が寄せられた段階で、公表の同意取得
(3) 住民基本台帳の確認	・住民基本台帳の閲覧制限の措置がされていないかを確認	
(4) 公表方法	・1の公表基準に従い、速やかに公表	

3 公表主体

群馬県災害対策本部（群馬県）

4 その他

本ガイドラインは、市町村が独自に公表することを妨げるものではない。

災害時における氏名等の公表方針について

令和2(2020)年3月17日
栃木県県民生活部危機管理課

災害時には、一人でも多くの人命を救う必要があり、迅速な救出・救助活動等の対応が求められることから、行方不明者・安否不明者及び死者に係る氏名等の個人情報の取扱いについて、県個人情報保護条例との整合性を図った上で、以下のとおり公表方針を定める。

1 対象とする災害

県災害対策本部が設置された災害対策基本法第2条第1号に規定された災害

2 公表主体 栃木県災害対策本部（栃木県）

3 公表の範囲

行方不明者・安否不明者：氏名、住所、年齢、性別、被災状況

死者：氏名、住所、年齢、性別、死因

※住所については、「町名」若しくは「大字名」までとする。

※安否不明者の被災状況については、不明確であるため公表しない。

4 公表の基準

区分	住民基本台帳の閲覧制限※1	家族等の同意	公表・非公表	公表・非公表の理由
行方不明者 安否不明者	制限なし	同意	公表	人の生命、身体又は財産を保護するために、 <u>緊急かつやむを得ないと認められるため</u> (救出・救助活動に資する場合)
		<u>緊急のため同意確認せず</u> ※2		
	制限あり	不同意	非公表 ※3	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため
死者	制限なし	同意	公表	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがないため
		不同意	非公表 ※3	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため
	制限あり	—	非公表 ※3	

※1 住民基本台帳の閲覧制限とは、配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等に基づき、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付を制限されていることをいう。

※2 「緊急のため同意確認せず」にて公表した後に、家族等から不同意の申出があった場合は、その時点から非公表とする。

※3 非公表であっても「居住市町名」「年代」「性別」及び「死因」等、個人が特定されない情報は公表する。

5 その他

本公表方針は、市町が独自に公表することを妨げるものではない。

1 人的被害の範囲

- (1) 行方不明者
災害が原因で所在不明、かつ、死亡の疑いのある者
- (2) 安否不明者
災害が原因で所在不明の者(行方不明者を除く。)
- (3) 死者
災害が原因で死亡した者

2 人的被害の数の把握・公表の手順

- (1) 市町村は、住民等からの被害報告や関係機関の協力に基づき情報を収集・把握し、県に報告
- (2) 県は、市町村、関係機関と連携し、(1)の情報を一元的に集約・整理
- (3) 県は、(知事に報告後)、(2)の結果のうち、その数を消防庁へ報告し、その後、報道機関に提供
- (4) 市町村がそれぞれ人的被害の数を公表しようとする場合は、事前に県に報告し、その後、公表

3 人的被害の氏名等の公表方針

- (1) 行方不明者・安否不明者
次の要件に全て該当する場合、報道機関等に対し、氏名、市町村名を提供

ア 行方不明者又は安否不明者の生命を保護するため、緊急かつやむを得ないとき
イ 救出・救助活動を行うため、所在情報を入手する必要があるとき
- (2) 死者
死者の氏名等の公表については、遺族の意向を尊重して実施

令和元年9月17日

山梨県防災局

1 経緯

災害時における安否不明者（※1）・死者に係る氏名等の個人情報公表の取り扱いについては明確な方針がないことから、災害発生に備え、速やかに県個人情報保護条例との整合性を図ったうえで公表方針を策定する必要がある。

2 目的

災害時における安否不明者・死者に係る個人情報の公表によって、安否不明とされていた方が名乗り出たり、関係者から安否不明者の情報が提供されることにより、捜索範囲を絞り込むこと及び知人や友人など多くの関係者が安否情報を求め、必要以上に関係者が被災地に赴くことによる交通渋滞や二次被害を防止することにより、救出・救助活動の円滑化を図ることを目的とする。

3 公表対象の災害等

県防災基本条例第2条で定める災害のうち、豪雨や地震などの異常な自然現象により生ずる被害が発生し、県災害対策本部が設置された場合とする。

4 公表する個人情報

氏名、住所、性別、発災時の年齢を公表する。

5 個人情報の公表基準

次の全てに該当する場合に、個人情報を公表する。

(1) 安否不明者

- ① 県災害対策本部長が、公表することにより、捜索活動の円滑化に資すると判断した場合
- ② 住民基本台帳の閲覧制限（※2）が措置されていない場合

(2) 死者

- ① （死者に遺族がいる場合）遺族の同意があること
- ② 県災害対策本部長が、公表することにより、捜索活動の円滑化に資すると判断した場合
- ③ 原則として、住民基本台帳の閲覧制限が併せて措置されている者がいない場合

6 市町村が行う公表との関係

本公表方針は、各市町村が独自に公表するものを妨げるものではない。

※1：当該災害時に、その場所に存在している蓋然性が高く、所在不明な者

※2：住民基本台帳法第11条の2第1項に基づき、DV等被害者の保護を図るため、配偶者防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等に基づき、住民票の写し等の交付を制限すること

第8節 個人情報の取扱い

1 個人情報の収集及び提供に係る方針

災害時における個人情報の収集及び提供に関する基本的な方針は次のとおりとする。なお、この方針は平成20年に県が作成した「災害時における個人情報の取り扱いに係る運用方針」について、近年の状況を踏まえ暫定的に時点修正したものである。

- (1) 大規模災害等により多数の人的被害や行方不明者が発生した場合、県や被災市町村に対し、家族等からの安否確認の問い合わせや、報道機関からの取材が殺到することが想定される。また、多数の行方不明者が発生して捜索活動が行われている場合、行方不明者の氏名等を公表することで捜索対象を絞り込む効果が期待できる。このような災害時における個人情報をめぐる様々な課題に適時適切に対応するため、災害時に適した個人情報の取扱方針について平時から整理しておく必要がある。
- (2) 災害時における行方不明者等に関する個人情報の公表は、その公益性を踏まえ、災害の規模等に応じて個別具体的に可否を判断する。なお、安否情報等を公開することが公益に適合すると判断した場合、鳥取県個人情報保護条例第8条第2号（法令の規定に基づくとき）に該当するものとして、取り扱うものとする。
- (3) 行方不明者等に関する個人情報の公表は原則的には家族等の近親者から同意を得よう配慮するものとする。ただし、例えば行方不明者の捜索活動を効率化する場合等、迅速に公表する必要がある場合には、同意を得る時間的猶予がない場合も想定されるため、その状況に置ける人命の保護と、個人情報の保護との優先順位を踏まえて同意の取得の必要性を判断するものとする。
- (4) 個人情報を公表する対象者に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう配慮に努める。
- (5) 公表を行う場合であっても、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮し、個人情報を適切に取り扱い、最低限の情報の公表に止めるものとする。

また、死者に関する情報については、遺族の感情等に十分に配慮して取り扱うことに努める。

（参考）個人情報保護に係る提供・利用提供制限の例外

〔第三者提供の制限の例外〕個人情報保護法第23条

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| (1) 法令に基づく場合 | (2) 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合 |
| (3) 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合 | (4) 国等に協力する場合 |

〔目的外の利用提供制限の例外〕県個人情報保護条例第8条

- (1) 本人の同意があるとき、本人に提供するとき
- (2) 法令の規定に基づくとき
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- (4) 実施機関において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合であって、事務の執行に必要不可欠であると認められるとき
- (5) 犯罪の予防等を目的として実施機関において利用する場合又は県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合であって、当該目的に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、当該利用し、又は提供することに相当な理由があると認められるとき
- (6) 犯罪の予防等を目的として実施機関以外のものに提供する場合であって、当該目的に必要な限度で提供し、かつ、当該提供することに特別の理由があると認められるとき
- (7) その他提供することに公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき

2 県の災害時における個人情報の取扱方針

県は、災害時における個人情報の取扱いについて、当面以下のとおり運用するものとする。

なお、今後運用を行う中で問題点を明らかにしながら、適宜見直しを行っていくものとする。

(1) 収集

災害対応の業務に必要と考えられる範囲で収集し、得られた情報は適切に管理する。

(2) 提供

ア 原則個人が特定される情報は提供しない。

イ 報道及び第三者に対しては、県が収集した情報に個人を特定するものが含まれていても、個人が特定されない範囲のみで提供する。

ウ 大規模災害においては、個人情報の保護の利益よりも公益が上回る場合は、報道及び第三者に対しても、個人が特定される情報を提供するものとするが、その場合であっても、個人情報の保護に十分に配慮し、必要最低限の情報を提供するものとする。

（個人情報の保護よりも公益が上回る例）

大規模災害により、死者又は意識不明者で身元の確認ができない者が発生した場合に、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることにより、家族等の安心や本人の生命、身体及び財産の保護に資する場合

(3) 平成20年に県が作成した「災害時における個人情報の取り扱いに係る運用方針」において定めている、災

害時の個人情報の提供に係る具体的項目は次のとおりである。この項目を判断の目安とし、状況に応じて公表の可否や範囲を判断するものとする。

(○：全部収集・提供、△：一部収集・提供、×：収集・提供しない)

ア 人的被害

災害の規模		小規模災害・中規模災害		大規模災害	
県の災害応急活動への関与		不要 (A)	要 (B)	要 (C)	
発生日時	提供	○	○	○	
住所等	提供	△	△	△	△
性別	提供	○	○	○	
年齢	提供	△	△	△	△
氏名	提供	△	△	△	△
被災状況	提供	△	△	△	△
発生原因	提供	○	○	○	
搬送先病院	提供	×	○	○	
その他	提供	×	×	○	〃

イ 住家被害

災害の規模		小規模災害・中規模災害		大規模災害	
県の災害応急活動への関与		不要 (A)	要 (B)	要 (C)	
発生日時	提供	○	○	○	
発生場所	提供	△	△	△	△
所有者名	提供	×	×	×	
破損状況	提供	○	○	○	〃
浸水	提供	○	○	○	〃
被害概要	提供	○	○	○	

ウ 避難状況

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
県の災害応急活動への要時		不要 (A)		要 (B)		要 (C)	
避難地域	提供	○		○		○	
世帯数	提供	○		○		○	
人数 (総数及び要配慮者区分別人数)	提供	△	総数に限る	○		○	
避難先 (場所、施設名)	提供	○		○		○	
避難時刻	提供	○		○		○	

(4) 県は、個々の事例ごとに災害の規模等を判断し、その都度各市町村に情報収集項目について明示するものとする。

3 市町村及び消防局の災害時における個人情報の取扱

市町村及び消防局における個人情報の取扱いについては、それぞれの個人情報保護条例に基づき運用されるものであるが、救助や行方不明者の捜索の役割を担っており、一般的には、その活動の基礎となる個人情報収集については、必要の範囲内で可能と考えられる。

第9節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 一般被害等の情報収集及び報告
- 2 災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づく県又は国への報告
- 3 情報収集伝達に係る担当課及び伝達系統
- 4 災害時の個人情報の収集及び報告に係る方針

災害発生時における死者等の氏名等の公表方針について

1 趣旨

この方針は、岡山県内において、災害発生時における死者等の氏名等の個人が特定し得る情報を公表する際の基本的事項等について、県及び市町村等が相互の確認を行う事項を明文化することで、災害時の県民の安全・安心の確保につなげるもの。

2 主な内容

(1) 災害発生時、「死者」、「行方不明者」、「安否不明者」を公表対象とする。

死者：消防庁災害報告取扱要領により、「当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者」として取り扱った者（国定義）

行方不明者：消防庁災害報告取扱要領により、「当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」として取り扱った者（国定義）

安否不明者：災害により連絡が取れない者であり、行方不明者として認定される可能性がある者

(2) 災害発生直後の応急対応時期は、「行方不明者」、「安否不明者」の如何に関わらず、「安否不明者」として公表する。

(3) DV、ストーカー行為等の被害者を保護するため、加害者からの住民基本台帳の閲覧制限などの支援措置を受けている者は公表対象から除外する。

(4) 災害時、行方不明者及び安否不明者の氏名等は、以下の全てに該当する場合、公表とする。

- ・ 氏名公表により、救出・救助活動が円滑に実施されることにつながると見込まれる。
- ・ 市町村において、DV等支援措置が措置されていない。
- ・ 家族等から公表を控えるよう申出がない。

(5) 災害時、死者の氏名等は、以下の全てに該当する場合、公表とする。

- ・ （死者に遺族がいる場合）氏名公表に係る遺族の同意がある。
- ・ 市町村において、DV等支援措置が措置されていない。

災害時における被災者氏名等の公表方針等について

令和2年6月19日
危機管理課

災害時の被災者の氏名等の公表に関する公表方針を次のとおり定める。

1 公表方針

(1) 基本的な考え方

県が災害対策本部を設置する災害における死者については、社会的関心への対応から条件を満たす場合に氏名等を公表する。また、行方不明者、安否不明者については、効率的な救出・捜索活動につながる場合で、条件を満たす場合に氏名等を公表する。

(2) 区分ごとの公表の条件等

死者の氏名等の公表の条件は、「住民基本台帳の閲覧制限がないこと」と「遺族等の同意」、行方不明者・安否不明者の氏名等の公表の条件は、「救出・捜索に資すること」、「住民基本台帳の閲覧制限がないこと」、「家族等の同意」である。

被災者区分	救出・捜索に資する	住民基本台帳の閲覧制限なし	家族等※1の同意	公表・非公表	理由	公表の範囲	
死者	/	○	○	公表	・社会的関心への対応の必要性があるため	氏名 年齢（歳代） 性別 市町名	
		○	×	非公表	・遺族等の同意が得られないため ・本人または家族の権利利益を侵害する恐れがあるため	※4	
行方不明者 安否不明者	○	○	○			公表	・迅速な救出・捜索活動を実施するため
		○	○	非公表	・家族等の同意が得られないため ・本人または家族の権利利益を侵害する恐れがあるため ・救出・捜索活動に資すると認められないため	※4	
		○	×				×
		×	○				○

※1 家族等とは、民法第725条の親族の範囲（6親等内の血族、配偶者、3等親以内の姻族）のうち、任意のものとする。
 ※2 ただし、大規模災害時などは、迅速な救出・捜索活動を実施するため、家族の同意がなくとも県災害対策本部の判断により、公表できるものとする。
 ※3 救出・捜索活動につながる場合であっても、家族等が氏名等の公表を望まれるときは、公表できるものとする。
 ※4 非公表の場合、個人が特定されない情報を公表する場合がある。

(3) 用語の定義

- ・「死者」・・・当該災害が原因で死亡した者
- ・「行方不明者」・・・当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
- ・「安否不明者」・・・当人と連絡が取れず安否がわからない者

(4) 根拠規定

広島県個人情報保護条例第6条第1項第4号（行方不明者・安否不明者）、第8号（死者）

2 公表までの手順

区分	死者	行方不明者・安否不明者
(1) 氏名等の情報	・市町、県警、関係機関等からの情報 ・家族や住民等からの情報	
(2) 家族等からの同意	・身元が確認された後、公表の同意取得	・情報が寄せられた段階で、公表の同意取得
(3) 住民基本台帳の確認	・住民基本台帳の閲覧制限の措置がされていないかを確認（県→市町）	
(4) 公表方法	・1の公表方針に従い、速やかに公表（県）	

3 公表主体

広島県災害対策本部（広島県）

4 その他

この公表方針は、市町が独自に公表することを妨げるものではない。

災害時における行方不明者・死者の氏名等の公表について

R2. 9. 10 / 熊本県 危機管理防災課

〔基本的考え方〕

「県民の財産である県政情報は、基本的に公開し、個人情報など守らなくてはいけないものは守る」というのが本県の基本スタンス。

この基本スタンスに基づき、災害時における行方不明者・安否不明者及び死者の氏名等については、全国標準的な公表基準等が示されるまでの間、当面、以下のとおり取り扱う。

当面の対応方針

災害時における行方不明者・安否不明者及び死者に関しては、以下の場合を除き、原則として氏名等（※）を公表する。

1. 行方不明者・安否不明者

(1) 次の場合は非公表とする。

- ① 住民基本台帳の閲覧制限がある場合

2. 死者

(1) 次の場合は非公表とする。

- ① 遺族の同意がない場合
- ② 住民基本台帳の閲覧制限がある場合

(2) 遺族の同意がない場合であっても、「より高い公益上の必要性」がある場合は公表する。

(3) 死者の氏名を公表しない場合であっても、年代、性別、居住市町村、死因等の属性については公表する。

(※) 住所（字名まで）、氏名（読み方を含む）、年齢、性別、死因等

（「より高い公益上の必要性」がある場合とは）

氏名を公表することに遺族の権利・利益を上回る、「より高い公益上の必要性」がある場合であり、この場合は遺族の同意がなくても氏名等を公表する。その例は次のとおり。

(例1) 死者の氏名等を公表しないことにより、多くの人が安否情報を求めて被災地を訪ね、新たに被害が生じるなどして、救命救急活動に支障が生じている場合

(例2) 死者が公的機関等の要職にあるなど社会的な影響力の高い人物であって、その存否が社会的に広く影響を及ぼす場合 など

行方不明者：当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
 安否不明者：当該災害が原因で所在不明となっている者
 死者：当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は、死体を確認できないが、死亡したことが確実な者

災害時における氏名の公表方針について

平成31年3月20日
危機管理課

1 経緯

平成30年7月豪雨では、所在不明者・死者に係る氏名等の公表が、被災した3県（広島県、岡山県、愛媛県）によって異なったことにより混乱が生じた事例があり、本県においてもこれまでに明確な方針等が定められていなかったことから、今回、公表の方針を整理することとしたもの。

2 氏名の公表方針について

災害時における氏名の公表については、当面、以下のとおり運用するものとし、今後、運用を行う中で課題を明らかにしながら、適宜見直しを行うものとする。

なお、県内市町村、県警本部及び消防機関からは下記の方針について同意を得ている。

(1) 所在不明者に係る氏名の公表方針

以下の全てに該当する場合に、宮崎県個人情報保護条例第9条第2項の「人の生命、身体、又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」に該当するものとして氏名を公表する。

- ①氏名を公表することで捜索活動の円滑化に資することが見込まれること。
- ②市町村において、住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていないこと。

(2) 死亡者に係る氏名の公表方針

以下の全てに該当する場合に、宮崎県個人情報保護条例第9条第2項第7号（審議会の意見を聞いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき）に該当する類型のうち「県民等に知らせる公益上の必要があるため、報道機関に発表し、又は報道機関の取材要請に応じて提供する場合」に該当するものとして氏名を公表する。

- ①（死亡者に遺族がいる場合）遺族の同意があること。
- ②市町村において、住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていないこと。

なお、死亡者に遺族がない場合、上記②を満たせば公表する。

災害時における人的被害の広報要領

1 基本的な考え方

災害時における人的被害の数の広報については、県及び市町村が実施する。
 広報の基本方針については県が決定し、警察、県及び市町村の3者で共有する。

2 広報要領

(1) 「死者」について

ア 災害発生後、心肺停止者が発見された時点

未だ、災害に起因する「死者」として判断されていないため、必要に応じて警察が
 広報（事実関係のみ）する。

広報内容について、県及び市町村と情報共有する。

イ 検視等による死因及び身元の特定後

警察は、事件性の有無の判断を行い、県及び市町村に対して情報提供を行う。

ウ 死者の把握

市町村は、警察からの情報などをもとに、災害に起因する「死者」であるかどうか
 判断する。

災害に起因する「死者」であると判断した場合、県へ人的被害として報告を行う。

エ 広報の実施

「死者」の広報は、県及び市町村がそれぞれ実施する。

広報を実施する前に、警察、県及び市町村の3者で内容の事前調整及び情報共有を
 行う。

氏名については、原則公表する。

(2) 「行方不明者等」について

ア 所在が不明な者等の情報収集

警察及び市町村は、災害発生後に所在が不明となった者等に対する情報の収集を
 開始する。収集した情報については、県と共有する。

県及び市町村は、収集した情報について警察等関係機関の協力に基づき、一時的に
 連絡が取れなくなっている者、被災可能性に具体性が認められる者などの情報の整
 理・突合・精査を実施する。

イ 行方不明者等の把握

市町村は、情報をもとに「行方不明者」又は「連絡が取れない方」の判断を行う。

※ 詳細は、別紙のとおり。

ウ 広報の実施

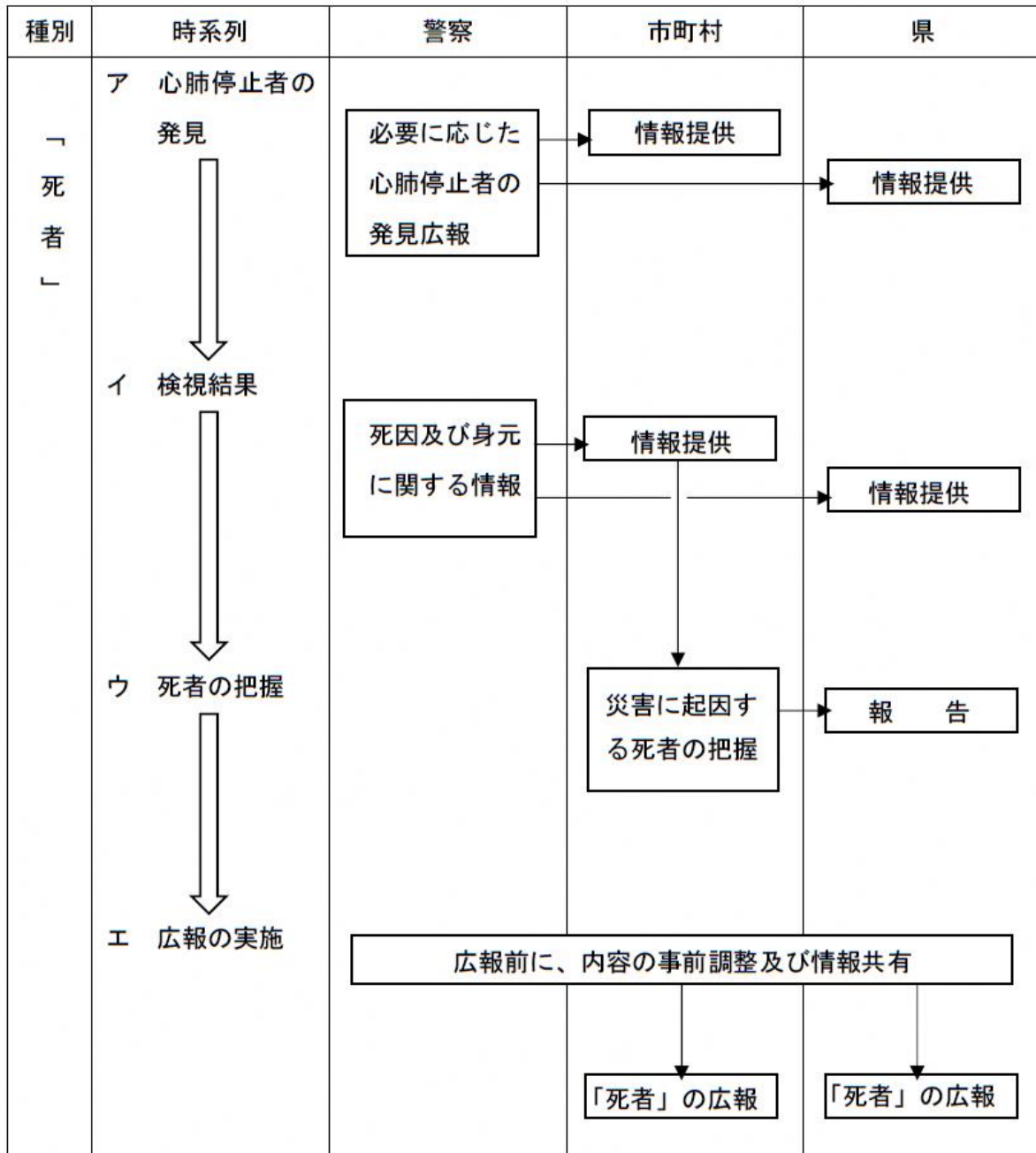
県及び市町村は、イの判断後、「行方不明者」及び「連絡が取れない方」の広報を
 行う。広報を実施する前に、警察、県及び市町村の3者で内容の事前調整及び情報共
 有を行う。

氏名については、原則非公表とする。ただし、警察、県及び市町村の3者で協議し、
 公表が必要と判断する場合は公表するものとする。

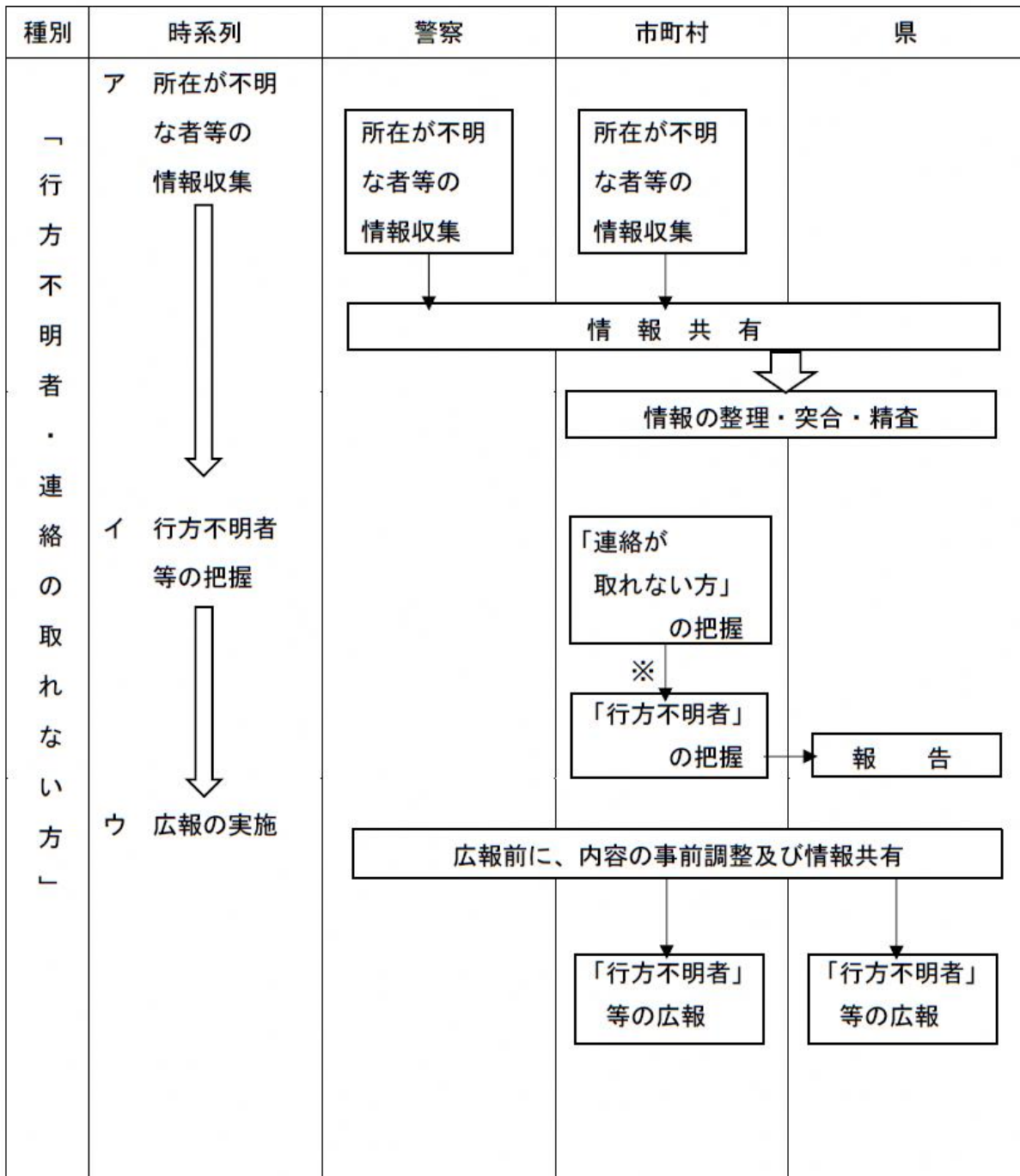
3 留意事項

- 警察から、県及び市町村へ情報提供を行う際は、書面等により同一内容を提供する。
- 県及び市町村が、死者及び行方不明者等の広報を行う際は、同じタイミングで発表す
 るように努める。

災害時における人的被害（死者）の広報要領



災害時における人的被害（行方不明者等）の広報要領



※「連絡が取れない方」として把握した者の中から、「行方不明者」である否かを判断。
 「行方不明者」として判断した場合は、「行方不明者」に計上し、それ以外の方は「連絡
 が取れない方」に計上。

19 原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言

はじめに

東京電力福島第一原子力発電所事故から10年余りが経過したが、今なお多くの住民が避難を続けており、早期の事態収束に向け、国や事業者が一丸となって取り組む必要がある。

こうした中、全国に立地している原子力施設の安全確保が何よりも重要な課題となっており、原子力規制委員会においては、新規制基準への適合性審査を厳正かつ迅速に行うとともに、その結果について、地域住民はもとより、国民全体に明確かつ責任ある説明を行うことが強く求められるところである。

また、原子力防災対策については、国が前面に立って継続的に充実強化を図るとともに、地方公共団体が講じる対策について、必要な予算を確保し、早急に支援体制の整備を図ることが必要である。特に、平成28年3月の原子力関係閣僚会議において決定された「原子力災害対策充実に向けた考え方」の実施に当たっては、地方公共団体の意見を十分に反映し、政府一丸となって対応する必要がある。

国民及び国土の安全確保のため、原子力施設の安全対策や防災対策の強化を図り、事故は起こり得るものとの前提に立ち、あらゆる対策を講じることが重要であり、現時点において、国が責任を持って早急に取り組むべき事項について、次のとおり提言する。

I 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る対策について

福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた取組が安全かつ着実に進められることが被災地の復興の大前提であり、今なお、避難を続けている国民が多数いることを重く受け止め、事態の早期収束・廃止措置の早期完了に向け、国内外の英知を結集し、国が前面に立ち責任を持って取り組むとともに、これら避難を続けている人々に対する適切な支援や除染等の着実な実施、根拠のない風評に対する正確な情報の発信等、各産業分野における風評の払拭、原子力災害の風化防止対策などについて、政府一丸となって取り組むこと。

また、廃止措置を進めるに当たっては、地震・津波対策を含めた設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を東京電力に強く求めるとともに、これらの取組に対する国の指導・監督を徹底するなど、より一層の安全確保に努めること。

「多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」が決定されたが、特定の地域・産業に限らず、新たな風評被害が生じることが懸念されることから、これまで積み重ねてきた風評払拭の努力を後退させることのないよう、国が前面に立ち、関係省庁が一体となって万全な対策を講じること。

処理水に関する国の基本方針等について、水産業を始めとする関係団体や地方公共団体等に対する丁寧な説明と真摯な対話を継続して行い、その理解と納得が得られるよう取り組むこと。

タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、第三者機関による比較測定等を行い、処理過程の透明性を高めるよう取り組むこと。また、地元関係者を始め関係団体や地方公共団体などの立会いのもと、広くきめ細やかな環境モニタリングを実施するとともに、処分設備に異常が生じた場合の緊急停止措置などの安全対策を講じること。併せて、処理水の元となる汚染水の発生量を、これまで以上に抑制する対策を講じること。

トリチウムを始め処理水に含まれる放射性物質に関する科学的な性質やデータ、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリングの結果など、正確な情報を広く国内外に発信するとともに、新たな風評を発生させないという強い決意のもと、万全な風評対策を講じること。また、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し一律に賠償期間や地域、業種などを限定することなく、確実な賠償を行うよう指導するなど、国が責任を持って対応すること。

トリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置づけ、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。

使用済燃料の取り出しに向けた原子炉建屋の解体、がれき撤去などの放射性物質が飛散する可能性がある作業や雑固体廃棄物焼却設備の運用等においては、飛散防止対策と放射線モニタリングを徹底して行うよう指導するとともに、国としてもしっかりと監視すること。

今後長きにわたる廃止措置作業を支える作業員や現場を管理できる人材の計画的な確保・育成や雇用の適正化、作業環境の改善、労働災害の防止対策等が確実に行われ、作業員が安定的に安心して働くことができる環境の整備等を東京電力に求めるとともに国も主体的に取り組むこと。

また、廃止措置に向けて高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む研究者や技術者の計画的な確保・育成に取り組むこと。

迅速かつ正確な通報・連絡、情報公開の徹底はもとより、廃止措置に向けた取組状況等について、国民に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう、東京電力を指導・監督するとともに国も主体的に取り組むこと。

II 原子力施設の安全対策について

1 原子力安全規制体制の強化について

(1) 福島第一原子力発電所事故の総括と新たな知見の反映について

福島第一原子力発電所の事故の原因や対応を徹底的に究明し、そこから得られた教訓や新たな知見等を総括した上で、国民に明確に説明すること。

加えて、原子力施設の安全性向上のため、国内外における最新の知見を収集するとともに、安全研究に取り組み、関係機関や学会、専門家等の意見を聴きながら幅広い議論を行い、手続きを明確にした上で、新規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原子力規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むこと。

なお、新たな規制要求を行う際には、国民及び関係地方公共団体に分かりやすく説明すること。

原子力規制上の安全目標については、その目標設定の考え方や意味、新規制基準との関係などを明らかにし、国民に分かりやすく説明するとともに、継続的に検討を行うこと。

(2) 実効性のある安全規制の実施について

真に実効性のある原子力安全規制とするため、敷地内破砕帯の評価を含む原子力施設の安全審査に当たっては、その審査方法を明確にした上で、新規制基準を厳格に適用するとともに、幅広い

分野の専門家の意見やこれまでに蓄積されたデータなど科学的・技術的知見に基づき公平・公正な結論を導き出すこと。

特に、敷地内破砕帯等の評価については、評価基準を明確にするとともに、国として構造地質学や地震研究など幅広い分野の専門家による体制を整備し、責任を持って速やかに対応すること。また、東日本大震災等の巨大地震や大津波により大きな影響を受けた原子力発電所については、施設の健全性を考慮した審査を行うこと。

運転期間延長認可の審査結果については、国民に分かりやすく説明するとともに、事業者が行う安全対策に対し指導・監督を強化すること。

また、原子炉圧力容器の照射脆化の研究を始めとした高経年化対策に関する技術情報基盤の整備や安全研究の一層の推進を図り、最新の知見に基づく不断の検討を重ね、高経年化原子炉の安全確保に万全を期すこと。

さらに、原子炉の廃止措置が安全かつ着実に進められるよう、原子炉本体の解体技術などの高度化に努めるとともに、廃止措置計画を厳正に審査し、廃止措置の工程や周辺環境への影響等の審査結果について、住民及び地方公共団体に丁寧な説明を行うこと。

廃止措置の実施に当たっては、高速炉も含め安全確保に万全を期すとともに、検査等の結果について住民及び地方公共団体に丁寧な説明を行うこと。

(3) 事業者に対する指導・監督の強化について

事業者による核物質防護に関する取組について、より厳格に指導するとともに、核物質防護上の問題が発生した場合、当該事業者の管理能力を評価し、結果を公表すること。

また、安全確保の第一義的な責任を有する事業者に対し、最低限の規制要求事項を満たすだけでなく、事業者が行う安全性向上の評価を含め、更なる安全性の向上と安全文化の醸成に向けた自主的かつ継続的な取組を行うよう一層促すとともに、徹底した情報公開など指導・監督を強化すること。

長期間停止した原子力発電所の再稼働に当たっては、関係事業者等も含めて安全管理体制の一層の指導監督に努めるとともに、

原子力規制検査において厳正な根拠確認及び立会確認を行うこと。

加えて、研究開発施設等においても、放射性物質の管理、取扱いの厳格化など安全管理体制について、厳正な指導・監督を行うこと。

さらに、原子力施設における安全性を確保する観点から、新型コロナウイルス等の感染症対策に万全を期すよう促すこと。

(4) 原子力規制委員会の機能の確保について

原子力規制委員会は、様々な指摘や提言を踏まえ、引き続き高い独立性や専門性、徹底した情報公開による透明性などの確保に努めるとともに、地方公共団体等の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。

特に、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という委員会の組織理念を達成するため、関係省庁、関係地方公共団体、関係団体等との意思疎通を図るとともに、外部評価機関の新設など、組織の健全性や信頼性を評価、改善出来る仕組みを構築すること。

また、新規制基準への適合性審査について、設備運用に係るソフト面の規制を含め、厳正かつ迅速に行えるよう審査体制の拡充・強化を図るとともに、既に適合性審査申請がなされている原子力発電所について、審査の長期化は住民の不安につながることから、審査手順の改善等を図るとともに、安全性の確保のため施設と地震・津波に関する審査を遅滞なく着実に実施すること。

さらに、新たな原子力規制検査制度については、現場を重視した実効性ある安全規制を進めるとともに、検査官の検査技術の維持・向上に努めること。また、検査結果も含め、責任を持って国民及び地方公共団体に分かりやすく、かつ丁寧に説明すること。併せて、事故制圧・防災体制を一層強化するため、現地の規制事務所の人員体制を抜本的に充実強化すること。

2 国民理解に向けた取組及び地方公共団体への説明責任について

原子力施設に係る新規制基準や適合性審査の状況・結果等については、関係地方公共団体の要望を踏まえ、原子力規制委員会の然る

べき責任のある立場の者が、具体的な手順等を明示した上で自ら主体的に説明することに加え、その内容について分かりやすく公表し、問合せ窓口を設置することなどにより、国民及び地方公共団体の理解促進に努めること。

特に、新規制基準において、猶予期間が設けられた対策については、その理由を明確に説明すること。

原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会が責任を持って、新規制基準への適合性審査の結果に加え、万一の事故や原子力災害に係る国の対策の状況、さらには事業者の運営能力の確認など、総合的な観点から判断するとともに、安全性を判断した理由について国民及び地方公共団体に対し、明確かつ丁寧な説明を行うこと。

また、原子力発電所の再稼働及び40年を超える運転延長については、具体的な手続きを明確にした上で、安全性の確認だけでなくエネルギー政策上の重要性や必要性等を十分に考慮し、国が一体となって責任を持った判断をするとともに、その経緯や結果について国政を預かる立場の者が、国民及び地方公共団体に十分に説明し、理解を得るよう、国として主体的に取り組むこと。

なお、説明に要する費用は国が負担すること。

事故が起きた場合には、国は、被災者への賠償を含め、責任を持って対処すること。

さらに、原子力施設における事故やトラブルの情報については、国が国民及び地方公共団体に対する説明責任を十分に果たすこと。

3 バックエンド対策について

(1) 使用済燃料対策について

使用済燃料対策については、原子力施設立地地域だけの問題ではなく、電力を消費する国民全体の問題であるという認識に立ち、アクションプランに基づき、国として主体的に取り組む方針を明らかにすること。また、高速炉の研究開発も含め具体的な進展が図られるよう国が主体となって着実に進めていくとともに、使用済MOX燃料の処理・処分について、技術的な検討・研究開発を加速し、その具体的な方策を明らかにすること。さらに、使用済燃料貯蔵は、再処理までの一時的な保管であることを明確にし

た上で、乾式貯蔵などの安全性も含め国民に分かりやすく説明すること。加えて、核燃料サイクル施策との密接な連携など、中長期的な課題への対応についても検討を進めること。なお、試験研究炉の使用済燃料についても、一時的な貯蔵であるにもかかわらず、具体的な搬出計画がない状況では、敷地内での貯蔵の長期化が懸念されることから、国は、事業者とともに、搬出に向けた具体的な道筋を示すこと。

(2) 高レベル放射性廃棄物等の処理処分について

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の施行から20年が経過したが、未だ最終処分地の選定には至っていない状況にある。最終処分地の選定の問題は、原子力発電所の所在の有無にかかわらず、国民的な議論が必要な問題であることから、国は、全国知事会とも協議しながら、最終処分事業の理解促進に一層努めること。また、最終処分地の選定については、国が前面に立ち国民理解を得た上で、誠実かつ慎重に行うのはもちろんのこと、早期選定に向け、取組を一層加速すること。

特に、現在保管されている高レベル放射性廃棄物の一時貯蔵管理の期限も踏まえ、地層処分に関して丁寧な説明を行うとともに、廃棄物の減容化や有害度低減に係る技術開発の推進及びその情報発信など、国民の理解促進に向けた取組を加速させること。

(3) 低レベル放射性廃棄物の処理処分について

原子力発電所の廃止措置や原子力の試験研究等に伴い発生する低レベル放射性廃棄物についても早期に最終処分を行うため、国が、規制基準の整備を速やかに行い、国民の理解促進に努めるなど、事業者の取組が加速されるよう積極的に取り組むこと。

また、ウラン廃棄物の処理処分については、ウラン廃棄物の特徴に十分配慮し、安全確保を第一に法令を整備すること。

4 原子力安全に関する人材の育成と研究開発の推進について

原子力分野における人材育成及び技術の伝承に大きな懸念が生じていることから、国が、中長期的な視点で、原子力分野の人材育成等に取り組むこと。

特に、試験研究炉等の研究開発施設について、人材育成や研究開発のための基盤整備に向けた長期的な方針を具体的に示すとともに、高経年化対策をはじめとする安全対策や廃止措置、放射性廃棄物の処理処分などを含めた予算・人材の十分な確保を図ること。

また、地震・津波対策を含め、原子力施設の安全確保に必要な研究開発予算を十分に確保し、その促進を図ること。

Ⅲ 原子力防災対策について

1 原子力防災体制の強化について

(1) 原子力災害対策指針について

原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、改定の際には事前に地方公共団体等に説明し、聴取した意見を適切に反映していくこと。

福島第一原子力発電所の事故で30km以遠にも被害が及んだことも踏まえ、UPZ外の地方公共団体でも緊急時の円滑な防護対策を可能とするため、事前の対策について改めて検討を行うこと。

また、原子力災害対策指針の防護措置について、避難や屋内退避の有効性などの考え方を、国民に対し、放射線による被ばくの影響を含め、科学的根拠に基づき丁寧に分かりやすく説明すること。

特に、屋内退避については、鉄筋コンクリート構造で陽圧化した放射線防護対策施設に加え、木造住宅を含む一般住宅においても、住民が安心して屋内退避できるよう、屋内退避の重要性や効果に関するデータを具体的に示すこと。

(2) 原子力防災体制について

地方公共団体の意見を踏まえ、複合災害や過酷事故を想定し、原子力防災体制を充実させるとともに、災害対策における地方公共団体の役割の重要性に鑑み、地方公共団体と国、事業者との緊密な連携協力体制の整備に向け、法整備を含めて国が主体的かつ速やかに対応すること。

防災業務関係者の安全確保のため、現在放射線防護に係る基準が定められていない緊急時の防災業務関係者について、基準を速やかに法令で定めること。

重大事故に備え、自衛隊などの実動組織の支援内容、現地における指揮命令系統や必要な資機材の整備等について、「実動部隊の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、迅速な対応が図られるよう原子力発電所外においても被ばくに関する規制を設けるなど、法制度の見直しや、オンサイト対策及びオフサイト対策に必要な特殊部隊の創設などを検討すること。

さらに、事故発生時における原子力施設の安全確保のため、意思決定や指揮命令系統などに関する法整備など、国の体制整備に取り組むこと。

原子力緊急事態支援組織について、全国の発電所において実践的訓練を実施させるなど、国が継続的な検証を指導するとともに、原子力災害対応資機材の技術開発を支援すること。

加えて、オフサイトセンターについて、国が設置や運営の主体となることを明確にするとともに、機能班に配属される各職員の役割を明確にすること。

また、地方公共団体職員やバス事業者等民間事業者への原子力防災研修について、国の責任において実施するとともにその内容を充実すること。さらに、関係地方公共団体が実施する原子力防災訓練をより実効性のあるものとするため、オフサイトセンターへの関係要員の派遣など、地域からの支援要請に積極的に対応すること。また、事故の際に円滑に対応できるよう、原子力災害現地対策本部長を含め関係要員は、平時から現地の状況確認に努めること。

なお、避難行動要支援者の避難のあり方など省庁横断的に進める必要がある対策については、地域原子力防災協議会において、各地域の取組状況を把握し、国として地域の実情に応じた適切な防災体制の確立を支援すること。

さらに、住民の安全確保のための課題について、関係地方公共団体の意見をよく聴いた上で、真に関係省庁が連携し、各地域の

避難計画等の実効性を確保するための支援体制の整備など、引き続き国が責任を持って取り組む仕組みを構築すること。

加えて、原子力発電所の所在地域及びその周辺において情報収集事態や警戒事態に相当する地震や津波等の自然災害が発生した際、EALに至らない原子力施設の故障等についても、健全性が劣化している発電所の特別な状態を考慮し、周辺地域への影響や事象進展の見込み等を関係地方公共団体に情報提供するとともに、国民に丁寧な説明を行うこと。

(3) 航空機落下及びテロの未然防止について

航空機落下のリスク低減のため、原子力施設周辺上空の飛行禁止及び飛行禁止区域周辺の航空機の飛行に係る最低安全高度の設定について、早急に法制化又は諸規制を行うこと。

また、原子力施設に対するテロの未然防止のため、国内のみならず国際的な連携も強化し、情報収集や国際協力に努めること。

さらに、武力攻撃等の緊急事態への対処処置について、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、地方公共団体、事業者等の関係機関が連携し、実効性のある対策が迅速に講じられるよう、平時から緊急時に備えた体制を構築すること。

2 具体的な原子力防災対策について

(1) 避難対策について

屋内退避の期間や、屋内退避指示の解除に係る考え方、耐震性を備えた屋内退避施設の整備や家屋が倒壊した場合の対応などについて、原子力災害対策指針や各種防災関係マニュアルに反映し、関係地方公共団体に対し、速やかに示すこと。なお、作成に当たっては、関係地方公共団体の意見を十分に聴き反映させること。

避難のための道路や港湾等のインフラ、公共施設等について、関係地方公共団体の意見を聴きつつ、国が主体となって早急に整備を進めること。また、新たに交付金で制度化された緊急時避難円滑化事業の充実を図るとともに、避難路については、地方負担を求めず国が責任をもって整備することを制度化するなど、安全かつ迅速な避難のための交通基盤整備を促進すること。

併せて、県境を越えるなどの広域避難等を想定し、国が主体的に関係地方公共団体や運輸事業者等と調整を行い、避難先・具体的な避難手段の確保およびその要請の仕組みを構築すること。また、広域的な交通管制についても国が責任を持って警察や道路管理者等と調整を行うこと。さらに、避難先への迅速な人的支援や、避難受入に必要となる資機材等の具体的な整備基準の策定、国による大規模備蓄施設の整備など、物的支援ができる体制に加え、避難の長期化も想定した、みなし仮設住宅などの住宅確保の体制を構築すること。

特に、避難行動要支援者の避難に当たっては、地域原子力防災協議会における検討も踏まえながら、必要な車両や資機材、医療従事者等の確保、自衛隊等による迅速な搬送体制の整備、避難先となる病院や社会福祉施設等の確保などに係るマニュアル等を整備するとともに、国として避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できる支援体制を確立すること。屋内退避を前提とした病院や社会福祉施設等の放射線防護対策については、今後の進め方など基本的な考え方を示すこと。さらに、原子力災害対策指針において、施設敷地緊急事態要避難者として明記された妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等についても、円滑に避難できる体制を構築すること。

UPZ外の社会福祉施設等において、UPZ内施設の利用者を避難先として受け入れる場合は、定員超過での受け入れや費用負担の特例に係る必要な措置を講じること。

民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

冬季に原子力災害が発生した場合の避難道路の除雪や確保について、関係省庁の連携のもと、具体的な対策を確立すること。特に、高速道路と国直轄管理道路の管理者間の連携や体制の強化について、国土交通省が設置する冬期道路交通確保対策検討委員会の検討結果を踏まえ、地域原子力防災協議会において、必要な検討を行うこと。

離島・半島、山間地、豪雪地については、自然災害等による集落の孤立化が想定されるため、必要とされる放射線防護施設の確

保や実動組織による確実な支援体制など、関係省庁の連携のもと、具体的な対策を確立すること。

さらに、避難住民や避難車両、船舶等に対する避難退域時検査及び除染について、避難受入地域の状況等を十分考慮した上で、その方法や実施場所選定に係る基準、人員体制、資機材の配備、汚染水処理などの運営方法等を整え、国の責任において災害時に確実に機能する体制を構築すること。

また、検査及び除染に必要な資機材を各立地地域等に整備し、国が災害時に地方公共団体を支援するための体制を整備すること。

併せて、避難先となる地方公共団体及び住民に対して、放射線等に関する知識の普及啓発を行うこと。

避難ルート等の検討や準備・モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報も重要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会において、引き続き関係地方公共団体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

原子力災害時において円滑な住民避難を行うため、国は、発電所の状況や避難情報、交通規制、渋滞状況など関係機関等がそれぞれ提供する情報を集約したポータルサイトを立ち上げるとともに、アクセス輻輳による閲覧障害が生じないよう十分な能力のサーバを設置するなど、住民への確に情報が伝わるよう必要な対策を講じること。

避難や屋内退避等における感染症対策については、「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」等により方針が示されたが、感染症に係る専門的知見等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行うなど、引き続き、必要な対策を講じるとともに、放射線防護対策施設やオフサイトセンターでの感染症対策についてもより具体的に示すこと。

(2) 放射線モニタリング体制について

原子力施設周辺の放射線モニタリングに係る実施項目や実施範囲、測定地点の設定間隔等について、専門家を交えた議論の場においてモニタリングに関する指針を継続的に見直すとともに、関

係地方公共団体に丁寧かつ速やかに説明すること。特に、平常時モニタリングについては、関係地方公共団体が事業者等との協定などに基づき実施している経緯を尊重し、国が指針等を見直す場合や測定結果を独自に利用する場合は、事前に理由を示し、関係地方公共団体の理解を十分得た上で進めること。

緊急時モニタリングは、避難指示や飲食物摂取制限などを実施するためにも極めて重要であることから、国は、事前に関係地方公共団体の理解を得た上で、地方公共団体や事業者等における実施内容や役割分担、広域化・長期化に対応するための具体的な動員計画、避難ルートとなる海上も含めたモニタリング体制等を速やかに示し、緊急時モニタリング計画の策定及び改正を支援すること。

その上で、地域の実情に応じて、被災したモニタリングステーションの復旧やモニタリング指針の策定・改訂等に伴う追加機材も含めて、当該整備及び維持管理に係る必要経費については、地方公共団体の新たな負担にならないよう交付金の総額及び限度額の増額や、別枠を設けるなど、適切かつ柔軟な財政支援を行うこと。

なお、財政支援に当たっては、各地方公共団体の意見を十分聴いた上で、制度改正等を行うこと。

また、上席放射線防災専門官を原子力施設の立地地域毎に複数名配置するとともに、資機材を早急に整備するなど、災害発生時において緊急時モニタリングセンターが確実に機能する仕組みを構築すること。

UPZ外の緊急時モニタリングについて、国の責任において地域の実情に応じて国による機動的なモニタリングの実施体制を確保するとともに、環境放射能水準調査のモニタリングポストを増設するなど、放射線の状況を確実に把握できる体制を構築し、実施方法等を具体的に示すこと。

また、緊急時のモニタリング結果については、国が責任をもって住民に速やかに分かりやすくかつ丁寧に公表すること。

さらに、海域や空域等の広域モニタリングの実施体制等を明確に示すとともに、海洋での放射性物質の拡散予測システムの一層の研究開発に努めること。

3 原子力災害医療について

原子力災害医療体制の整備に当たり、「救護所等で行うスクリーニング」と「避難退域時検査」の目的・役割・人員体制等を明確にした上で、被ばく傷病者の搬送体制を含め、緊急時に国、地方公共団体、事業者、医療機関等が連携して適切に対応できるよう、必要な対策を具体的に整理し、対応マニュアルを早急に作成すること。

原子力災害発生時における原子力災害医療派遣チームの指揮命令系統の確立や被災地方公共団体へのチーム派遣の意思決定、被災地方公共団体への個別・具体的な支援等について、被害や影響の大きさ等を考慮し、国も責任を持って主体的に取り組むこと。

また、複合災害発生時における原子力災害医療派遣チームとDMAT等の医療チームの役割分担の整理や運用上のルールづくり等を都道府県、原子力災害拠点病院及びDMAT指定医療機関等の意見を聞きながら行うこと。

安定ヨウ素剤の事前配布体制の整備に当たり、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作成等について、国の責任において十分な支援を行うほか、医療用医薬品としての位置付けや説明会における医師の関与について見直すなど、住民や地方公共団体の負担を軽減すること。

また、配布を円滑に行うため、国の責任において、学校等の健康診断時に服用の可否を把握する体制を整えること。

さらに、新型コロナウイルス等の感染症対策や新しい生活様式を踏まえた安定ヨウ素剤の具体的な事前配布方法を示し、原子力災害対策指針等に明記すること。

安定ヨウ素剤の配布後も、地方公共団体において薬剤の更新業務が継続的に発生するため、住民や地方公共団体の負担が軽減されるよう、原子力災害対策指針において定められた薬局を活用した配布方式の早期導入に向けた環境整備を早急に行うほか、対象者の状況に応じた医師問診の省略や郵送による配布など更なる手続きの簡略化を図ること。

また、転出や死亡、使用期限切れ等により不要となった薬剤については、配布地方公共団体の回収努力にも限界があるため、本人または家族によって廃棄処分できるよう手続きの簡略化を図るなど、国において実効性のある方法を示すこと。

併せて、丸剤の使用期限の延長に合わせたゼリー剤の使用期限の延長及びこれらの薬剤の使用期限の更なる延長について、早急に製薬業者を指導・支援するなど、実現に向け関係省庁が責任を持って対応すること。

安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備に当たり、事前配布する住民の範囲については、地方公共団体の判断を尊重し、P A Zの内外にかかわらず必要な支援を行うことを原子力災害対策指針に明記すること。

また、備蓄する区域についても、地方公共団体の判断を尊重し、U P Zの内外にかかわらず必要な支援を行うこと。

原子力災害発生時の配布について、住民が適時・適切に安定ヨウ素剤を服用できるよう、地方公共団体の事情を十分に聴取の上、P A Z外の取扱いや丸剤の服用が困難な者への対応を含め具体的な方法を明らかにし、早急にマニュアルを充実するとともに、既存のゼリー剤の増産や、3歳以上の服用量に合わせたゼリー剤の製造、水がなくても服用可能な薬剤の開発に積極的かつ早急に取り組むこと。

また、事業者や自衛隊等による配布に係る人員確保の体制を整備すること。

安定ヨウ素剤の服用に係る住民不安や過度な混乱を防ぐため、原子力規制委員会による服用の判断根拠を示すとともに、年齢による服用効果の違いなど、原子力災害対策指針の改正内容を踏まえた住民への広報について、国が主体的に行うこと。

また、薬剤に関する正しい知識の啓発を行い、国において服用可否や副作用など医学的な相談に対応する窓口を運営するとともに、副作用や誤飲等による事故が発生した際に簡易な手続きで補償を受けることが可能な制度を創設すること。

原子力施設における事故が発生した後の住民の被ばく評価を含めた健康管理について、統一的な基準に基づくマニュアルを早急に作成すること。

加えて、新型コロナウイルス等の感染症の感染拡大時において、原子力災害時に主体的に治療、除染等の役割を担う原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関でのクラスター発生の可能性も否定できないことから、具体的な対応策について検討し、早急に対応方針を定めること。

4 適切な財政措置等について

原子力防災体制の見直しにより、地方公共団体が実施する防災対策の範囲が大きく広がっており、それに伴い発生する資機材や備蓄品の配備、道路や港湾等のインフラやシステムの整備、防災関係マニュアル等の作成、人員の増員等に係る必要経費など、地方公共団体が地域の特性を踏まえて必要であると判断し、実施する防災対策に要する経費については、関係地方公共団体の意見を聴きつつ、新たな負担とならないようUPZ内の地域はもとよりUPZ外の地域における対策に要する経費を含め適切な財政措置及び人的支援を行うこと。

原子力発電所の立地状況や周辺の人口規模、道路事情等を考慮し、地方公共団体が必要と判断した防護対策については、UPZの内外にかかわらず、必要な財源措置をすること。

特に、官公庁等の原子力防災関連施設や一時退避所、病院、福祉施設等の放射線防護対策の強化や万が一行政機能に移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備など、適切な防災対策が講じられるよう、予算を確保すること。また、それらの施設の維持管理等に係る経費についてもフィルターの劣化管理など整備した設備の維持管理基準を明確にした上で、対象範囲の拡大などを行い、適切な財政措置を行うとともに、放射線防護対策については、気密性の確保など放射線防護対策に係る科学的根拠を示すこと。

原子力災害拠点病院等については、研修・訓練の実施や原子力災害医療派遣チームの保有など医療機関の負担増なども踏まえ、関係医療機関等の協力が得られるよう、平常時からの体制整備について、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の弾力的運用や別枠を設けることなどを含め、必要な財政支援措置を早急に講じること。

併せて、資機材の備蓄や施設整備、医療従事者の確保、中長期的な視点での人材育成等に関して、財政措置も含めた支援を強化すること。

また、広域避難体制を整備するために、UPZ外における避難先の確保や避難所としての設備の整備、運営及び備蓄品の確保に必要な予算枠の確保を図ること。

加えて、原子力災害発生時における新型コロナウイルス等の感染症対策を実施するための必要な予算を確保すること。

さらには、現在、複数の原子炉の廃止措置が決定されているところであるが、その完了には、今後、数十年の長い期間を要することから、防災対策等に係る財源を確保するため、電源三法交付金については、原子力発電施設の撤去完了までを見据えて制度の充実を図ること。

また、福島第一原子力発電所事故の賠償の実施状況などを踏まえ、原子力損害賠償制度における国の責任の在り方等を明確にするため、当該制度について法改正も含めた見直しをできるだけ早期に行うこと。

20 東日本大震災から10年の節目における決意

早や10年、否、未だ10年。今の現実を直視し、被災者・被災民に寄り添って、未来を開くため、共に歩みましょう。

東日本大震災は、一瞬にして私たちの大切なものを奪い去り、死者・行方不明者・震災関連死は約2万2千人にも及んでいます。

被災地の復興は、官民を挙げた懸命の努力により着実に前進していますが、現在も4万人以上が長期にわたる避難生活を続けており、復興はいまだ途上にあります。

未曾有の被害をもたらしたこの震災を、絶対に風化させてはいけません。

我々47都道府県知事は、引き続き被災地を強力に支援していくとともに、震災の教訓を将来に継承するため、以下のとおり全力で取り組んでいくことを、この10年の節目において、あらためて宣言します。

1. 発信し続ける

○ 我々は、被災地の今を正しく知り、正しく伝え続けます。

1. 被災地に寄り添い続ける

○ 我々は、度重なる自然災害や新型コロナウイルス感染症など、様々な制約があったとしても、支援や交流の手を止めることなく、被災地の皆さんの心に寄り添い共に歩んでいきます。

1. 次世代へつなげ、将来に生かす

○ 我々は、震災を風化させず次世代へつなげ、将来を見据えた災害に強い地域づくりに、政府はもとより、我が国で暮らすすべての人々とともに全力で取り組んでいきます。

2 1 東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるための提言

平成23年3月11日に発生し、死者・行方不明者・震災関連死約2万2千人、建築物の全半壊約40万戸に上る未曾有の被害をもたらした東日本大震災から約10年3か月が経過した。被災地では官民を挙げた懸命の努力により、インフラ整備を始めとした復旧・復興は着実に前進している。

国におかれては、復興交付金を始めとする所要財源の確保、各種事業の要件緩和、人的支援の充実、用地確保の促進措置など、地方からの様々な提言や要望を具体化するとともに、令和3年度以降の「第2期復興・創生期間」においても、特例的な財政支援措置を基本的に継続していただいていることに心より御礼申し上げる。

また、復興庁の設置期限が10年延長されたことは、今後の復興を進めていく上で大変心強く感じている。

被災地の復興はいまだ途上であり、現在も4万人を超える方々が長期にわたる避難生活を続けている。

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という）による東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業、除染、放射性物質に汚染された廃棄物等の最終処分場の確保の遅延、また、被災地地方公共団体や民間企業の人手不足と資材高騰等に加え、原発事故に伴う国内外の根強い風評と、時間とともに加速する風化が重い課題となっている。さらに、復興状況の地域間格差や被災者の心のケアなど、新たな課題も生じており、復興を実感できないでいる被災者も多い。

被災者が一日も早く住居や事業を再建し、地域のコミュニティの再生・形成を実現するために、被災地地方公共団体が行わなければならない業務は依然として膨大である。

福島の再生を加速し、被災地の復興を早期に成し遂げるためには、現状への危機意識を持ち、被災者に寄り添い思い切った対策を採ることが不可欠である。また、災害を風化させず次世代へつなげるとともに、将来を見据えた災害に強い国づくりに全力で取り組んでいかねばならない。このような考えの下、全国知事会では、東日本大震災復興協力本部が中心となって改めて国への提言を取りまとめた。

国においては、被災地が切実な思いで提出している提言・要望に誠実に対応するとともに、喫緊の課題である以下の事項について、速やかに実施するよう提言する。

なお、新型コロナウイルスは、復興事業の内容変更や延期など、復興・再生に向けた取組にも影響を及ぼしていることから、当該感染症への対応はもとより、復興・再生についても、遅れることのないよう国を挙げて実行されたい。

1 東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束

【ポイント】

- 東京電力福島第一原子力発電所の汚染水対策を含めた廃炉作業、損害賠償、除染、放射性物質に汚染された廃棄物処理、風評被害防止など、原子力災害のあらゆる課題については、東京電力任せにすることなく、国主導で早期に解決すること。
- 地方公共団体又は事業者等が原子力災害に起因して実施した除染、廃棄物処理、風評被害対策などに要する費用については、すべて国庫又は東京電力の負担とすること。

【課題等】

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、今もなお多くの住民が避難を続けている。東京電力福島第一原子力発電所の汚染水対策を含めた廃炉作業は一定の進

抄を見せているものの、燃料デブリの取り出しなど前例のない困難な課題を抱えている。また、除染、放射性物質に汚染された廃棄物処理、損害賠償の遅延、国内外の根強い風評などの課題も解決しておらず、復興の足かせとなっている。さらに、令和3年4月、「福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分にに関する基本方針」が決定されたが、この基本方針の決定については、国内外の理解が十分に得られている状況にあるとは言えず、安全性や新たな風評が生じることを懸念する意見が数多く示されており、これまで積み重ねてきた復興や風評払拭の成果が水泡に帰す懸念がある。処理水の問題は、福島県だけではなく日本全体の問題として進めていく必要がある。令和3年3月に国が改定した「福島復興再生基本方針」において、国は前面に立って取り組むとしているが、福島の復興は着実に前へ進んでいる一方で、課題が個別化・複雑化するなど、復興を完全に成し遂げるまでには、まだまだ長い時間を要する。原発事故は過去形ではなく、現在進行形の人為的災害であるとの認識の下、福島県の再生を促進し、避難者が一日も早く安心して故郷に戻れるようにすることが国の責務である。

【個別の提言事項】

提言1-1 原子力災害の国主導の早期解決

原子力災害のあらゆる課題については、国策として原子力事業を推進してきた責任を踏まえ、東京電力任せにすることなく国主導で取り組み、早期に解決すること。

提言1-2 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の推進

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組については、リスク管理と各対策の重層化を徹底して、汚染水の海洋への流出や放射性物質の飛散を防止すること。また、燃料デブリの取出しなど前例のない困難な課題に対して、国内外の英知を結集し、国が総力を挙げて取り組み、安全かつ着実に進めること。

提言1-3 東京電力福島第一原子力発電所の汚染水・処理水対策の徹底

「多核種除去設備等処理水の処分にに関する基本方針」が決定されたが、特定の地域・産業に限らず、新たな風評被害が生じることが懸念されることから、これまで積み重ねてきた風評払拭の努力を後退させることのないよう、国が前面に立ち、関係省庁が一体となって万全な対策を講じるとともに、処理水に関する理解が得られるよう、国の基本方針等について、水産業を始めとする関係団体や地方公共団体等に対する丁寧な説明と真摯な対話を継続して行うこと。

タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、第三者機関による比較測定等を行い、処理過程の透明性を高めるよう取り組むこと。また、地元関係者を始め関係団体や地方自治体などの立会いのもと、広くきめ細やかな環境モニタリングを実施するとともに、処分設備に異常が生じた場合の緊急停止措置などの安全対策を講じること。併せて、処理水の元となる汚染水の発生量を、これまで以上に抑制する対策を講じること。

トリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置づけ、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。

提言1-4 原子力損害賠償の完全実施

東京電力福島第一原子力発電所事故がなければ生じることのなかったすべての損

害について、その範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った賠償が確実・迅速に行われるようにすること。あらゆる風評被害について、風評が完全に払拭されるまで賠償が行われるようにすること。

なお、多核種除去設備等処理水については、「多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」に則り万全な風評対策を講じてもお風評被害が発生した場合の具体的な賠償方針を早期に示すこと。

東京電力に対しては、加害者としての立場を十分自覚させ、被害者に対して誠実かつ迅速な対応を行うよう徹底させること。

提言 1-5 除染等の促進

放射性物質の影響を受けた地域の除染については、除去土壌等の適正管理と早期搬出、搬出完了後の原状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組や農地の放射性物質吸収抑制対策、ため池の放射性物質対策など、必要な措置を着実に実施すること。

また、特定復興再生拠点区域の除染については、関係地方公共団体の実情に配慮しながら、確実に実施するとともに、拠点区域以外の除染について具体的な方針を早急に示すこと。

特定復興再生拠点区域復興再生計画に位置づけられているアクセス道路の整備に必要な工事着手前の除染については、国の責任の下で最後まで確実に実行すること。

特定復興再生拠点区域以外においても、国土保全のために実施する河川や海岸の復興事業等に必要工事着手前の除染については、国の責任の下で最後まで確実に実行すること。

森林については、生活環境の安全・安心の確保や森林・林業の再生に向けた放射性物質対策を着実に講じるとともに中長期的な財源を確保すること。

中間貯蔵施設の整備については、施設設置者として責任を持って、地権者に対して丁寧な説明を尽くすなど、総力を挙げて取り組むとともに、早期に最終処分先を確保すること。

道路側溝堆積物や河川堆積土砂など放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染以外で生ずる土壌等の処分について、国の責任の下、撤去及び処理について、最後まで適正に対応すること。

提言1-6 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理等の促進

放射性物質により汚染された焼却灰、浄水発生土、下水汚泥、建設・農林業系副産物等の廃棄物、残土及び除染に伴い発生した除去土壌は、その濃度に関わらず、国が責任を持って処理施設を確保するなど迅速かつ適切な処理を進めること。

特に、放射性物質の濃度が8,000Bq/kgを超える指定廃棄物については、地域の意向を踏まえ、地元の理解を得ながら、国が総力を挙げて早急に処分すること。

また、指定廃棄物を国に引き渡すまでの間安全を確保するため、フレキシブルコンテナの経年劣化等への対応などの飛散防止対策や周辺環境への影響に係るモニタリングの強化等、各事業者等が適切に保管できるよう、国が対策を講じること。加えて、個人の敷地で一時保管が長期化している農家等の負担軽減策を講じること。

8,000Bq/kg以下の廃棄物の処分を円滑に進めるため、住民の理解と処理の促進が図られるよう、処理や再利用に係る基準値の設定根拠を含め安全性を明確に示すとともに、地方公共団体・排出事業者に対する技術・財政的支援や処分先の確保など、国が責任を十分に果たすこと。

また、帰還困難区域における復興事業等に伴い発生する廃棄物等については、事業に支障が生じないように、国が責任を持って最後まで確実に対応すること。

提言1-7 食品・低線量被ばくの健康影響等についての対策の強化

食品中の放射性物質の基準値や低線量被ばくの健康影響について、国が正確な情報を分かりやすく継続的に情報提供するとともに、事故以前の基準との違いを丁寧に説明し、放射線や放射性物質に対する理解を深めて国民の不安の解消に努めること。

環境中に放出された放射性物質等の影響については、水、大気、土壌、水道水、農林水産物などの総合的かつ長期的なモニタリングを実施すること。

低線量被ばくの健康影響にかかる不安の解消に努めるため、国において、対象者、対象地域などの必要な条件を設定し疫学的な調査を実施すること。

提言1-8 風評被害対策の強化

原子力災害により国内外に生じている広範な風評を完全に払拭するため、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づき、正確かつ効果的な情報発信と安全性の普及啓発を強化すること。諸外国による食品等への輸入規制については、科学的な根拠に基づいた正確な情報発信を一層強化し、早期撤廃を実現すること。

農林水産物や加工食品、工業製品等の放射性物質検査などの国による体制強化や支援の充実を図るとともに、地方公共団体、事業者等が実施する観光誘客事業や販路回復・拡大、販売促進に向けた取組等の風評被害対策事業に対する支援を強化すること。

根拠のない風評によって住民生活と経済活動への悪影響や人権侵害が生じることをないように普及啓発を継続的に実施すること。

なお、多核種除去設備等処理水については、トリチウムを始め処理水に含まれる放射性物質に関する科学的な性質やデータ、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリングの結果など、正確な情報を広く国内外に発信するとともに、新たな風評を発生させないという強い決意のもと、万全な風評対策を講じること。また、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し一律に賠償期間や地域、業種などを限定することなく確実な賠償を行うよう指導するなど、国が責任を持って対応すること。

提言1-9 出荷制限の早期解決の支援強化等

すべての出荷制限品目について、早期の解除が図られるよう支援の強化を図ること。

検体量確保が困難な野生の山菜やきのこ、野生鳥獣の肉、魚介類などについては、地方公共団体等による実態に即した検査の結果を踏まえたより現実的な解除要件とするなど柔軟に対応すること。

提言1-10 原子力災害対応費用の負担等

地方公共団体または事業者等が原子力災害に起因して実施した除染、廃棄物の保管や処理、放射性物質の検査の実施、風評被害対策などに要する費用については、これらに係る人件費及び税収減を含め、すべて国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速な支払いを行うこと。

提言1-11 特定復興再生拠点区域の整備

帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を実現し、計画期間内の避難指示解除が確実になされるよう、責任を持って取り組むこと。

特定復興再生拠点区域の整備に当たっては、除染や廃棄物等の処理を国の責任の下で最後まで確実に対応するとともに、生活環境の整備や生業の再生等に対する十分な予算を確保し、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるようにすること。

帰還困難区域全体の復興・再生に向けた地方公共団体による中長期的な構想をしっかりと受け止め、十分な支援を行うとともに、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除のための具体的方針を示し、将来的に帰還困難区域全ての避難指示を解除すること。

提言 1-12 早期の営農再開に向けた農地の原状回復

避難指示が解除された地域の農地において、早期の営農再開が図れるよう、仮置場の原状回復に必要な取組を確実に実施するとともに、除染等により生じた不具合の解消に向け、国の責任の下、対策を講ずること。

2 財政支援の継続、補助金等の手続の簡素化等

【ポイント】

- 特例的な財政支援を可能な限り拡充するとともに、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、十分に財源を確保すること。
- 財政基盤が弱く、事業の進捗が遅れている被災地方公共団体に十分配慮すること。
福島県では、原子力災害により復興が長期化するので、更なる負担軽減を図ること。

【課題等】

東日本大震災の被害の甚大さに鑑みて、様々な特例的な手厚い財政支援措置が講じられているが、被災地の復旧・復興には長い年月を要するので、国の特例的な支援を継続することが必要である。

被害規模や財政基盤等の状況から、被災地方公共団体によって復興事業の進捗度に格差が生じており、復興が遅れている団体の底上げを図ることが必要である。

【個別の提言事項】

提言2-1 特例的な財政支援と財源の確保

被災地における復興まちづくりには長期間を要するので、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、十分に財源を確保すること。

資材や人件費の高騰等による事業費の増加や事業の進捗により新たに必要となった事業についても、適切に支援すること。

避難者を受け入れている地方公共団体の受入れに係る経費についても、災害救助法に基づく求償のほか、特別交付税等により適切に所要額を措置すること。

提言2-2 被災地方公共団体の財政状況への配慮

被災地方公共団体の復興事業の進捗状況や財政状況の適切な把握に努め、財政基盤の弱い団体や事業の進捗が遅れている団体に十分配慮し、その底上げを図ること。

提言2-3 原子力災害からの復興への配慮

原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響を踏まえ、引き続き、県及び市町村等の負担とならないよう、全面的な対応策を講ずること。

特に福島県においては、避難地域の復興再生、避難者の生活再建、廃炉・汚染水・処理水対策、除染、中間貯蔵施設への搬入、風評被害、鳥獣被害対策に加え、新たな住民の移住・定住の促進等に取り組んでいくなど原子力災害からの復興・再生が長期化することから、今後の予算編成において、「原子力事故災害に由来する復興事業」の範囲を最大限広く捉えるなど、更なる負担の軽減を図ること。

提言2-4 使途の自由度の高い交付金等の充実

被災地方公共団体において、具体化が進むまちづくりの進捗に応じ、住民生活の安定や地域経済の振興に向けた事業を継続的・安定的に実施できるよう、使途の自由度の高い交付金等、従来の枠を超えた財源確保の充実を図ること。

また、被災地方公共団体において、地方創生施策を活用し、被災地の多様なニーズに対応できるよう、地方創生関係交付金を柔軟に運用すること。

提言2-5 社会資本整備総合交付金（復興枠）・農山漁村地域整備交付金（復興枠）等の確実な予算措置

復興が完了するまでの間、社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金等の確実な予算措置を講じること。

提言2-6 国が行う復旧・復興事業の着実な推進

被災地の復興を牽引する復興道路及び復興支援道路、河川・海岸堤防や港湾等の国が行う復旧・復興事業について、必要な予算と体制を別枠で確保し、整備を図ること。

提言2-7 津波対策施設の維持管理費等に対する財政措置

水門、樋門等の自動化、遠隔操作施設による津波防災対策をより確実なものにするため、維持管理費、修繕費及び更新費について、恒久的な財政措置を講じること。

提言2-8 補助金等の事務手続の簡素化の徹底

被災地方公共団体の事務負担を軽減するため、補助金等の事務手続きや提出書類の簡素化を更に進めること。

提言2-9 「新しい東北」の推進

復興推進委員会が提言した「新しい東北」が確実に実現できるよう、必要な予算や制度について措置すること。

3 被災地方公共団体に対する人的支援の強化

【ポイント】

- 被災地方公共団体に対する国・独立行政法人や民間企業からの中長期的な人員派遣を一層強化するとともに、地方公共団体からの人員派遣、被災地方公共団体の職員採用の支援を引き続き行うこと。
- 復旧・復興業務に従事する任期付職員を国において一括して採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度を早急に導入すること。
- 地方自治法に基づく派遣職員の受入経費及び震災対応のための職員採用の人件費等に対する震災復興特別交付税について、経費全額に対する財政措置を継続すること。

【課題等】

被災地方公共団体では、市街地や産業の再生、被災者の生活再建や避難生活の支援、除染や放射性物質に汚染された廃棄物の処理など、大震災前の予算規模をはるかに超える事業を実施している。自らの職員採用や地方公共団体による広域的な人的支援など地方はできる限り努力しているが、限界がある。特に、土木・用地・税務・水産・保健など専門的知識を有するマンパワー不足は早期復興を実現するための支障となることから国による人的支援の強化が不可欠である。

【個別の提言事項】

提言3-1 国による人的支援の強化等

被災地方公共団体に対する国・独立行政法人や民間企業からの中長期的な人員派遣を一層強化すること。

近年全国各地で大規模な自然災害が発生しており、引き続きマンパワー不足が見込まれるので、全国の地方公共団体からの人員派遣、被災地方公共団体の職員採用に対する支援を継続すること。この場合、特定業務へのチーム派遣も検討すること。

職員の事務負担軽減のため、民間企業等への復興関連事業の業務委託を一層支援すること。

提言3-2 国による任期付職員制度の導入

復旧・復興業務に従事する任期付職員を必要に応じて国において一括して採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度を早急に導入すること。

提言3-3 震災復興特別交付税による人件費等に対する財政措置の継続等

地方自治法に基づく派遣職員の受入経費及び東日本大震災への対応のために職員採用を行った場合の人件費等の経費に対する震災復興特別交付税については、復旧・復興を完全に果たすことができるまでの期間、経費全額に対する財政措置を確実に継続すること。

併せて、被災地方公共団体以外の地方公共団体が行う任期付職員の採用に係る経費及び派遣元で実施する研修等に係る経費に対する財政措置を行うこと。

また、国・独立行政法人や民間企業からの人的支援についても被災地方公共団体の負担が生じないように配慮すること。

4 住宅再建・復興まちづくり、鉄道復旧・道路整備等の促進

【ポイント】

- 復興まちづくりを進めるため、住宅再建、防潮堤の整備、鉄道の復旧、道路の整備、液状化被害対策を促進すること。
- 資材高騰・人材不足への効果的な対策を速やかに講じること。

【課題等】

住民の流出を食い止め、流出した住民の帰還を促すため、住宅再建、防災集団移転、防潮堤整備などを一日も早く完了させることが必要である。

また、鉄道・道路の復旧・整備は地域再生のバックボーンとなるものであり、一層の支援強化が不可欠である。

【個別の提言事項】

提言4-1 住宅再建に対する財政支援

復興まちづくりの取組を一層加速させるとともに、一日も早い住宅再建を支援することが可能となるよう、建築確認申請等の手数料減免に対する財政措置の継続など、被災地方公共団体に対する十分な財政支援を行うこと。

また、災害公営住宅の家賃を一定期間減免する東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、被災者の速やかな生活再建や安定した暮らしの確保、被災自治体の復興支援に必要不可欠な事業であることから、安定的な財政支援を継続すること。

さらに、原発事故による避難者のための災害公営住宅に係る東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、原発事故により長期避難を余儀なくされている避難者の厳しい生活再建状況や、風評被害・人口減少など多くの課題を抱えている避難地域等の復興状況を鑑み、現行の支援水準を維持すること。

提言4-2 防災集団移転促進事業の要件の一層の緩和

地方公共団体による被災した土地の買取対象は、移転促進区域内の住宅用途に係る宅地及び農地に限定されているが、移転促進区域内のすべての土地が買取対象となるよう要件を緩和すること。

提言4-3 防災集団移転促進事業により市町村が買い取った土地の集約や整地に要する費用への支援

被災市町村のまちづくりの円滑な推進に向けて、防災集団移転促進事業により市町村が買い取った土地の利活用をより一層進めるため、市町村が行う移転元地の集約や整地等の取組に対して財政支援を行うこと。

提言4-4 防潮堤の整備促進

集落再生に不可欠な防潮堤の整備を迅速に進めること。とりわけ、漁港区域内の防潮堤の整備を促進するため、「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」の後続事業制度を構築し、予算を十分に確保すること。

提言4-5 鉄道復旧後の支援

平成31年3月にJR山田線から経営移管され、被災地を縦断する三陸鉄道リアス線について、持続的な経営の確保に向けて十分な支援を行うこと。

提言4-6 復興道路等の整備の促進

三陸沿岸道路等の復興道路・復興支援道路の整備については、事業予算を十分に確保して早期に完成させること。被災地域と内陸部の後方支援拠点等を結ぶ道路等の災害に強い交通ネットワークの整備についても、社会資本整備総合交付金（復興枠）等の後続事業制度を構築し、事業が終了するまで必要な予算を確保すること。

また、復興事業の進展等により、新たに発生する課題等への対応が想定されることから、第2期復興・創生期間以降における必要な制度の構築を図るとともに、長期的かつ十分な予算を確保すること。

提言4-7 資材高騰・人材不足への対応

第2期復興・創生期間における復興事業の円滑な推進のため、資材及び人材確保に必要な財政支援を継続すること。

提言4-8 液状化被害への支援の継続・強化

液状化対策事業については、事業費が多額で住民同意の取得難航などの実情に十分に配慮し、被害世帯への支援を強化すること。

5 産業の復興、雇用対策の促進

【ポイント】

- 農林水産業等の地域の基幹的な産業の復興促進、成長分野の新たな産業立地の推進等により、安定した雇用を確保すること。
- 被災企業に対する各種助成制度等の大幅な拡充・要件緩和、二重債務問題の早期解決、就業支援、人手不足対策を強化すること。

【課題等】

被災地の農林水産業や商工・観光業などの事業者は各種支援措置を活用しながら事業再生に努めているが、その過半が未だ大震災以前の水準まで回復していないのが実情である。

また、被災者がふるさとを離れることなく就業できるよう「なりわい」の再生と新たな産業立地を促進し、きめ細かな就業支援や人手不足対策を強化することが必要である。

【個別の提言事項】

提言5-1 産業の復興加速、被災企業等への支援の強化等

被災地の復興を加速するため、地域の基幹的な産業の復興を促進するとともに、成長分野の新たな立地、農林水産業の6次産業化などを強力に推進し、安定した雇用を確保すること。

地域経済の未曾有の危機に対処するため、これまでの枠組みにとらわれず、被災企業に対する助成制度の大幅な拡充・要件緩和や新たな補助制度の創設など支援を強化すること。

被災企業の二重債務問題については、支援決定後の経営改善への助言等の支援を強化すること。

提言5-2 農林水産業の復旧・復興支援の強化

漁港・海岸保全施設・海岸防災林・農地・森林等の復旧・整備や復興のモデルとなる園芸団地の整備に必要な十分な予算を確保し、農林水産業の復旧・復興を促進すること。

特に、水産業における漁業と流通・加工業の一体的な再生に向け、現行の高率補助による施設等の整備や担い手の確保・育成、技術者等の派遣、被災海域における放流種苗の確保、関連業者の事業再開・経営再建と失われた販路の回復への支援を継続すること。また、福島県については、復旧・復興の進捗に合わせたきめ細かい支援を強化すること。

漁場のがれきの将来にわたる撤去・処分についても、全額国庫負担により支援すること。

加えて、地震・津波に対応した漁港施設の機能強化を緊急的に進め、安定的な漁業活動を支援するため、復興特別会計と同等の予算措置を行うこと。

提言5-3 「グループ補助金」や「東日本大震災復興緊急保証」等の継続・拡充

中小企業の再建のための「グループ補助金」や「東日本大震災復興緊急保証」等については、今後のインフラ整備の進捗に合わせて事業に着手する事業者も多数見込まれることから、引き続き制度を継続し、十分に予算を確保すること。

提言5-4 復興特区における税制上の特例に係る措置の継続

復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除又は不均一課税に係る減収補填措置については、被災地の状況を踏まえ、産業復興や産業集積の十分な支援となるよう、今後も現在の措置を継続すること。

提言5-5 観光振興の強化

新型コロナウイルス感染症により、著しく落ち込んだ被災地及びその周辺の観光地への旅行を促進するため、被災地に関する正確な情報の発信、国内外での大規模な観光キャンペーンの実施、外国人旅行者のビザ発給条件の更なる緩和、観光振興に対する財政支援の強化など、総合的な観光促進策を拡充すること。

また、東北観光復興対策交付金については、これに替わる新たな観光振興支援策を講じるとともに、その他の支援については、東北の外国人観光客数の伸びが全国の伸びに追いつくまでの間、継続・拡充すること。

提言5-6 まちのにぎわいづくりへの支援

人口減少が進む中、商店街の仮設から本設店舗への円滑な移行、本設商店街での共同施設整備、イベント開催等、被災地のにぎわい創出やうまいのあるまちづくりに向けた地域の事業者の主体的な取組みに対する支援に継続して取り組むこと。

提言5-7 就業支援や人手不足対策の強化

被災地におけるきめ細かな就業支援や企業の人手不足対策を強化するとともに、被災者の状況や復旧・復興の段階に応じた多様な雇用就業機会の創出を支援すること。

「事業復興型雇用確保事業」及び「原子力災害対応雇用支援事業」については、被災企業が積極的に活用できるよう簡素で手厚い支援制度とするとともに、弾力的な運用を図ること。また、被災地の厳しい雇用状況を踏まえ、制度の継続と必要な財源確保を図ること。

「特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）」については、要件を緩和し、震災時から引き続き被災地域に居住している求職者すべてを対象とすること。

提言5-8 福島イノベーション・コースト構想の推進

福島イノベーション・コースト構想については、各プロジェクト（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙等）の具体化や産業集積の促進、未来を担う教育・人材育成等の着実な実施のため、関係省庁一体となって推進し、構想の関連事業も含めて必要な財源を継続的かつ十分に確保すること。

また、地元企業が参画しやすい仕組みづくりに取り組むこと。

6 被災者への総合的な支援の強化、東日本大震災の風化防止、「第2期復興・創生期間」以降の体制の整備

【ポイント】

- 被災者の生活再建や雇用確保、避難者の帰還等を促進し、復興の長期化に伴う心のケアや地域コミュニティ再生・形成など、生活再建ステージに応じた支援を強化すること。
- 大震災の被害や教訓の風化を防止するため、テレビ等による政府広報を強化すること。

【課題等】

依然として多くの住民が故郷を離れた避難先や仮設住宅等での避難生活を余儀なくされている。また、復興公営住宅などで新たな生活を始めても、様々な不安を抱えている人も少なくない。

帰還や生活再建、復興の長期化に伴う心のケア、さらには地域コミュニティの再生や新しい環境でのコミュニティ形成に対する支援などに向け、一人一人に寄り添ったきめ細かな支援を継続していくことが必要である。

さらに、被災地の再生のためには、地域医療・福祉や子育て支援など住民が安心して暮らせる環境を整備することが不可欠である。

東日本大震災の実情と教訓を今後とも風化させず、次世代へつなげていくことは、復興を国民全体で支え、防災意識を向上させる上で不可欠である。

【個別の提言事項】

提言6-1 避難者の帰還の促進等

被災者の安定した生活の再建及び雇用の確保や事業の再建への総合的な支援を強化するとともに、避難者の帰還等を促進すること。

長期間にわたり帰還困難となる住民については、生活再建の見通しを明確に示すこと。

避難先での定住を希望する避難者に対し、避難先での生活再建を円滑に進めるため、就業支援や住宅確保のための支援策を講じること。

被災地方公共団体及び避難者を受け入れている地方公共団体の取組に対して十分な財政支援を行うこと。

提言6-2 被災者の心のケア

心身の健康や将来の不安などへのケアが必要な被災者への支援をきめ細かく行えるように、被災者支援総合交付金の継続・拡充、臨床心理士等の専門家の確保及び相談や孤立防止などの取組に対する支援の強化を行うこと。

特に、被災者の心のケアについては、度重なる住居環境の変化に伴うストレスや家庭問題、経済問題などを背景に、相談内容が深刻化・複雑化しており、人材を安定的に確保し、中長期的に取り組む必要があることから、引き続き被災者の心のケアに対し中長期的に全額国庫による財政支援を継続すること。

また、避難者の方々が抱える課題は様々な面で個別化・複雑化しているため、避難先を問わず支援が必要な方が適切な支援を確実に受けられるようにすること。

提言6-3 地域コミュニティの再生・形成に対する支援の強化

被災地では、仮設住宅から災害公営住宅への転居や住宅の高台移転が進み、新たなまちづくりに取り組んでいるが、今後の活力ある被災地の復興のため、地域住民

の交流の促進やNPO等による多様な活動への支援など、地域コミュニティの再生・形成に係る取組への支援を強化すること。

また、高齢者等が孤立しないよう、見守り体制の整備、生きがいつくり対策などのきめ細かな取組への支援を強化すること。

提言6-4 被災地の実態に合った子育て支援の強化

安心して子供を生み育てられるよう被災地の実態に応じたきめ細かな就学支援や心のケア、復興を支える人材育成のための教育・子育て環境の整備などの取組を全面的に支援すること。

県外へ避難している子育て家庭については、多くが精神的、経済的に厳しい状況にあることを踏まえ、保育料減免や就学援助などの経済的負担軽減、心のケアなどを十分に支援すること。

提言6-5 個人の二重債務解消に向けた支援

個人の住宅ローン等に係る二重債務問題の解決を促進し、住宅再建を加速させるため、法整備を含む新たな仕組みの構築を積極的に行うこと。

提言6-6 医療・福祉サービス提供体制の復旧・復興支援

原子力災害の影響の大きい福島県を始めとする被災地方公共団体では、人口減少、医療・介護人材の不足、建設コストの高騰等により、医療・福祉サービス提供体制の復旧が遅れているため、処遇改善による人材確保、施設整備などの支援を強化すること。

医療や介護の復興は長期間にわたり、安定した財源確保が必要であるため、地域医療再生基金の設置期限の延長や基金の弾力的な運用を行うとともに、医療・介護人材の確保や施設の再開、再開後の経営安定化等に係る十分な支援を行うこと。

提言6-7 公的保険の減免措置等に対する財政支援

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険等について、保険料(税)の大幅減収や医療費の増大などによって、被災地方公共団体の財政基盤が大きく損なわれたことから、安定的な運営が図られるよう調整交付金の増額や国費による補填など十分な財政支援措置を講じること。

また、避難指示等対象地域における全額免除措置に対する国の特別な財政支援を引き続き継続すること。

提言6-8 災害救助法に基づく救助の対象範囲の拡大等

応急仮設住宅に係る維持管理や補修、集約化に際し必要となる居住環境整備に要する経費や応急救助の終了に生じる経費など救助に要するものすべてを災害救助法の対象とするとともに、必要な事務経費のすべてを全額国庫負担の対象とすること。

応急仮設住宅の供与終了に伴う未退去案件への対応については、必要な人的支援及び財政的支援を行うこと。

避難者の生活実態の変化に伴う応急仮設住宅の住み替えなど、被災地方公共団体のニーズに合わせて柔軟に対応すること。

提言6-9 東日本大震災の被害や教訓等の風化防止

東日本大震災の記憶を国民全体で共有し後世に伝え、今後起こりうる広域災害の備えに活かすため、被害の実情や教訓、復旧・復興の過程でのノウハウ等を蓄積・整理し、防災意識を向上させるためのテレビなどによる政府広報を強化すること。

また、新型コロナウイルスの影響により延期を余儀なくされた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、これまでの被災地支援に対して感謝を伝えるとともに、被災地の復興状況や魅力を国内外に発信するための取組を積極的に行うこと。

震災遺構の保存や撤去に対する財政支援を長期的に継続すること。

新型コロナウイルス感染対策を徹底の上、被災地でのボランティア活動や学校の修学旅行を始めとする被災地ツーリズム等を促進すること。

学校、家庭・地域、自治体等が一体となった防災教育を徹底できるよう支援し、東日本大震災の教訓を踏まえた実践的な避難訓練及び防災訓練を充実させること。

提言6-10 被災地域の復興に向けた教育環境の整備への支援

被災地の児童生徒に対しては、それぞれの状況に応じたきめ細かな教育的支援や心のケアが必要であることから、復興推進に向けた教職員の加配、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置等、必要な支援を令和2-3年度以降も継続・充実すること。

また、地域の復興を支える人材育成のため、発達段階に応じた教育環境の整備を支援するとともに、幼児・児童・生徒に対する長期的な就学支援を継続して実施すること。

東日本大震災により被災した子供や原発事故により避難している子供がいじめに悩まされることのないよう、国の責任において、放射線への正確な理解を促進するとともに、地方公共団体が、いじめの未然防止、早期発見及び発見後に適切に対処できるよう支援すること。

2 2 地方分権改革の推進について

平成5年6月の衆参両院における憲政史上初めてとなる地方分権の推進に関する決議から始まる地方分権改革の取組により、機関委任事務制度の廃止による裁量の拡大、国から地方への税源移譲、農地転用や地方版ハローワーク等の権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなど、地方分権改革は着実に進展してきた。

しかし、法令の規律密度の高さや「従うべき基準」をはじめとした国の関与などにより、地方が自ら意思決定するための自治立法権を十分に行使できない現状が続いており、さらに近年は地方自治体に計画策定を促し、これに国庫補助金等のインセンティブを絡めることにより誘導する手法が増加するなどの課題も指摘されている。

また、現下の新型コロナウイルス感染症や相次ぐ災害への対応、持続可能な社会保障制度の構築や少子化をはじめとする我が国の諸課題の解決に向けて、国と地方は役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。加えて、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進が求められており、国・地方を通じた課題として受け止められる中、地域の多様性の維持・発展が一層重要となっている。

こうした諸課題の解決に向けて、地方は自らの判断と責任において役割を果たすとともに、個性豊かな地域がそれぞれの地域のことは地域で決定し、地域の実情に応じた施策を実施できるよう、国民的運動の上に地方分権を更に推進していく必要がある。

こうした認識の下、地方分権改革の推進について、以下のとおり提言する。

1 国と地方のパートナーシップの強化

(1) 「国と地方の協議の場」の充実

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策では、国と地方が度重ねて協議を行い、感染拡大防止や医療提供体制の確保、経済対策について、現場のニーズを踏まえた政策決定が行われるなど、これまでの国と地方の関係性が大きく変化し、国と地方のパートナーシップが強化されるとともに、地方がリーダーシップを発揮して対策を講じてきた。更に新型コロナウイルス感染症対策を実効性あるものとするためにも、まん延防止等重点措置の運用や特措法見直しなど地方分権の理念を活かした実り多い行政システムを目指すこと。
- ・ こうしたことを踏まえ、国・地方に共通する様々な政策課題に関して、互いに協力して対応していくためにも、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設けるなど、国と地方が実質的に協議を行う仕組みを強化すること。
- ・ 「国と地方の協議の場」について、地方からの開催申し出に対する応諾義務や協議結果の遵守義務など、制度面での更なる充実を図ること。

(2) 多様な行政主体の連携

- ・ 地方版ハローワークや地域公共交通会議のように、国が専ら所管している行政分野における地方との連携をより一層進めていくこと。
- ・ 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、各地方公共団体に相応の権限や財源が配分され、義務付け・枠付けが見直されたとしても、それを担う人手や専門人材は限られている。このため、国・都道府県・市町村間において、人事交流や人材育成、職員同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要であり、人材の効果的な活用という観点から、国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用する取組を更に推進すること。

2 計画策定等の見直し

- ・ 本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。しかし現実には、国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題がある。地方分権改革有識者会議においても、令和3年の「提案募集方式」において「計画策定等」を重点募集テーマに設定するなど、見直しに向けた取組や検討が行われているところであるが、引き続き制度的な課題として検討を進め、計画策定等を規定する法令の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを行うこと。
- ・ 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。
- ・ 法令等の見直しと併せて、現在は計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するために必要な財政的担保を行うこと。

3 地方分権を実感できる改革の深化

(1) 「従うべき基準」の見直し

- ・ 国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、地方分権改革有識者会議において、提案募集方式の取組に加え、制度的な課題として横断的に見直しを行い、原則として参酌基準化することなどによって、多様な地域の実

情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねること。

- ・ 特に「従うべき基準」によって、制度の細かな運用の部分まで国が関与していることから、保育所における保育室等の居室面積に関する基準や訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準をはじめとして、地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、見直しの実現に向けた検討を進めること。

(2) 自治立法権の拡充・強化

- ・ 地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化、規律自体の削減などにより過剰過密な法令を見直し、自治立法権の拡充・強化を図ること。
- ・ 新たな立法により、地方が実施しなければならない事務事業の増加や、「従うべき基準」の新設といった状況が生じている。このため、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立など、新たな事務事業や義務付け・枠付けが必要最小限のものとなるための仕組みを構築すること。
- ・ 義務付け・枠付けの緩和等が実現した場合であっても、財政的な措置が不十分であれば、補助金等を通じて実質的に国に縛られたり、法令の規律密度の緩和が財源保障を弱めてしまう懸念もあるため、地方公共団体が自主的な判断に基づき、地域の実情に応じた施策を実施できるよう、適切な財源保障を行うこと。

(3) 事務・権限の円滑な移譲等

- ・ 住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねていくという基本的な考え方に基づき、受け皿としての広域連合の活用も含め、国から地方への事務・権限の移譲についても、引き続き取り組んでいくこと。
- ・ 事務・権限の移譲などを円滑に進めるため、財源措置、権限移譲などのスケジュール、研修の実施やマニュアルの整備などについて、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めること。特に、地方が十分な予算・人員を確保して住民サービスを確実に提供できるよう、移譲に伴って生ずる新たな財政需要の内容を具体的かつ早期に示すとともに、それらに対応する財源を確実に措置すること。
- ・ 適正な法執行の観点や条例の制定改廃が必要となる場合などに地方公共団体が十分な準備期間を確保できるよう、地方への事前情報提供を含め、政省令の整備を法の公布後3ヶ月以内に行うこと。

(4) 「空飛ぶ補助金」の見直し

- ・ 都道府県を介さず、国の出先機関が直接実施している事業や民間事業者などに直接交付している補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方公共団体が実施する事業との連携が図られないため、自由度を高めた上で、可能な限り都道府県を実施主体にするか、又は都道府県に交付すること。

(5) 裁定的関与の見直し

- ・ 国や都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、地方自治体が「自らの判断と責任で行政を運営する」という原則に立ち、国と都道府県、市町村それぞれが対等な立場で責任を果たせるよう見直すこと。

4 地方分権を実現するための枠組みの強化

(1) 立法プロセスへの地方の参画

- ・ 地方が重要な役割を担う施策や地方の行財政運営に影響の大きい施策の立案に当たっては、地方への情報提供を速やかに行うとともに、早期に地方と協議すること。
- ・ 議員立法においても新たな義務付け・枠付けが設けられている現状を踏まえ、これまで進められてきた行政面における地方分権改革から範囲を広げ、国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」又は調査会の設置、内閣提出法律案に関して制度化されている意見提出権や事前情報提供制度のような地方の意見を反映させるための仕組みの創設など、立法プロセスに地方が適切に関与する仕組みを構築すること。
- ・ 地域の実情に合った法令の運用が可能となるよう、政省令の制定や改正時における実務レベルでの国・地方の協議を充実すること。

(2) 「地方分権改革特区」の導入等

- ・ 国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けの見直しについては、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、例えば広域連合の活用など、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。

(3) 「提案募集方式」の見直し

- ・ 「提案募集方式」は、地方分権改革の手法として一定の役割を果たしているが、地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう制度を拡充すること。例えば、「実現できなかったもの」とされた提案については、今後、同内容の提案が複数の団体からあった場合には検討対象として、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。
- ・ 提案の検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を十分に果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行う方式とすること。
- ・ これまでの対応方針において、「検討を行う」又は年次を示して「結論を得る」とされた事項について、今後の検討において重点事項として取り上げるなど、政府全体として適切なフォローアップを行い、提案の実現に努めるとともに、その

結果については地方に速やかに情報提供すること。

5 地域間格差を是正するための地方分権改革の一層の推進

- ・ 国と地方の税収割合が6対4である一方、歳出割合が4対6と乖離がある。自主財源である地方税の充実と偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、住民に身近な行政サービスを提供する地方の役割に見合った税源配分となるよう、新たな行政需要に対応するための税源の創出にも努めつつ、国と地方の税源配分を5対5とすることを目標として税収割合と歳出割合の乖離を縮小し、自主財源比率を高めていくこと。
- ・ 国の政策が地方税財政に影響を及ぼす場合は、国が確実に財源を補償し、その際には自主財源比率を低下させないよう、地方税源の充実を行うことを基本ルールとすること。
- ・ 「地方固有の財源」である地方交付税については、その総額を確保・充実するとともに、各地方団体が地域の実情に応じた施策を着実に実施できるよう財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。
- ・ 当面は新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入の大幅な減少が見込まれるが、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ住民の生活を守る取組を各地方団体が着実に実施できるよう、地方交付税の増額など十分な対策を講じ、地方一般財源総額を確保すること。
- ・ 累増する臨時財政対策債については、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な改革等を行うこと。
- ・ 地方の歳入の一定割合を占めている国庫支出金については、分野横断的かつ地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう、より自由度の高いものへと見直すこと。

6 地方分権改革を推進するにあたり、さらに検討を深める事項

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策をはじめとして、国が専門的知見を踏まえた対応方針を示し、都道府県は自らの判断で、国の対応方針を踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を行うことができる体制の構築が求められており、国と地方が協働して困難な課題に立ち向かっていくことができる行政組織のあり方の検討を行うこと。
- ・ 従来から議論のある条例による「上書き権」の問題に関しては、現行の法体系全体との整合性や個別法の趣旨目的などを踏まえつつ、地域の実情に応じた施策を地方が実施できるよう、法令の規律密度の緩和による自治立法権の拡充・強化と併せて、罰則のあり方についての検討も含め、引き続き法律と条例の関係についての議論を深めていくこと。
- ・ 諸外国の制度も参考にしつつ、地方税や地方交付税等に関する制度設計や配分

に関して、地方代表の参画の下で政策決定する仕組みの導入に関する議論を深めていくこと。

- 地方分権改革のこれまでの成果の上に立ち、国の立法プロセスに地方の声を一層反映していくとの観点から、憲法改正に向けた議論において、地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に明記することや、参議院選挙区の合区の解消、地域代表制のあり方、自治立法権・自治財政権の拡充・強化などの議論を積極的に行うこと。

23 参議院選挙における合区の解消に関する決議

参議院は、創設時から一貫して「都道府県」単位の代表が選出されることで、地方の声を国政に届けるとともに、我が国における戦後の民主主義の発展に重要な役割を果たしてきた。

憲政史上初めて合区選挙が行われた平成28年の参議院選挙では、投票率の低下に加え、自らを代表する議員が選出できなかった県民からは、大きな失望の声が上がり、国民の参政権にも大きく影響を及ぼす事態を引き起こした。

その後、令和元年に行われた参議院選挙においても、合区構成県における投票率の低下がより深刻度を増し、過去最低の投票率を更新する県が複数発生するなど、様々な弊害が顕在化しているところである。

また、合区制度は、合区した県の間で利害が対立する問題が生じた場合に、国政に両県民の意思を十分に反映することが困難になると指摘されているほか、合区対象地域の固定化に加え、今後、人口の減少や大都市への一極集中が進めば、合区対象となる県が全国へと広がり、その結果、人口が少ない地方には議員定数が十分に割かれず、地方創生・人口減少対策などの国政の重要課題の解決において、人口減少に直面している地方の実情が国政へ反映しにくくなる状況が生じる。

このような状況は、我が国の民主主義の根幹を揺るがす重要な問題であり、都道府県間で一票の較差とは異なる不平等性が生じることにもなる。

これまで、全国知事会では、地方六団体合同による「合区早期解消に関する要請活動」を行うほか、各政党や衆参両議院議長、憲法審査会長へ要望活動を行うなど地方の声を継続的に国に対して訴えかけてきたところである。

令和元年に行われた参議院選挙時には、都道府県単位の代表が選出され得る、いわゆる特定枠が導入されたが、根本的な合区の解消には未だ至っておらず、このままでは、地方の声が国政へと十分に届けることができない「合区による選挙」が、引き続き、実施されることになる。

令和4年の参議院選挙に向けて、国政に地方の意見をしっかりと反映させ、各地域の実情に合った施策の実現を図るため、十分な国民的議論のもとでの憲法改正等の抜本的な対応による「合区の確実な解消」を強く求めるものである。

なお、反対意見（大阪府）があったことを申し添える。

《政策要望》

【農林水産関係】

1 経済連携協定について

TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定などに伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な措置を講じること。

また、いかなる国際貿易交渉にあっても、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林漁業者等に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うこと。

2 農業の振興について

- (1) コロナ時代の「新たな日常」、Society5.0、SDGsなど新しい時代が到来する中で、強い農業と活力ある農村の実現に向け、農業の生産性向上と高付加価値化を図るためには、新たな「土地改良長期計画」に掲げる、農業の成長産業化に資する農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備、スマート農業の実装化と次世代型農業の導入を見据えた水利システムの構築等を推進し、農地の利用集積・集約化、荒廃農地の発生防止と解消等を図ることや高収益作物の導入を促進することなどが不可欠である。

このため、地域の実情や特性を踏まえた上、計画的かつ着実な事業の推進に必要な当初予算を安定的に確保するとともに、農業の競争力の強化を着実に進めるための農業対策補正予算の継続的な編成、さらには、きめ細かな農業農村整備を推進できるよう定額補助事業等の創設や拡充、地方財政措置の充実、国直轄による保全対策の対象拡大等を講じるとともに、太陽光発電や小水力発電等の再生可能エネルギーの導入等地域の緊急的な課題の解決に向けた施策を推進すること。

- (2) 近年多発する集中豪雨や大規模地震等による災害を未然に防止するためには、農村地域の流域治水対策、農業水利施設の老朽化対策、防災重点農業用ため池の防災・減災対策等が重要であるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に実施するために、財源確保と地方財政措置の充実を図ること。

特に、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が制定され、下流に人家や公共施設があり、決壊すると甚大な影響を与える農業用ため池については、防災工事等の取組を加速的に進めることとされたところであるが、ため池の保全管理に係る体制強化も重要な取組であることから「ソフト・ハード双方による総合的な対策」を進めるため、改修整備に必要な財源確保とともに、管理・監視体制の強化やため池サポートセンターに係る国の定額補助をその活動規模に応じて拡充するなど、財政支援の継続と更なる充実を図ること。

また、令和2年度から開始された、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で災害に備える「流域治水」の取組みを推進しており、流域で行う治水対策の充実に向けて、農業用ダムの洪水調節機能の強化、農業用水利施設の高度な操作・管理の実施、さらには、水田やため池を活用した雨水貯留など農地・農業水利施

設の有する多面的機能を発揮させる取組を行う管理者等への支援を充実させること。

- (3) 大規模自然災害が近年多発していること、また市町村の技術職員数が減少していることなどを踏まえ、農地・農業用施設の災害復旧事業の迅速化を図るため、災害査定の簡素化や計画変更要件緩和等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うこと。

- (4) 経営所得安定対策については、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう、対象品目を拡大するなど、地域の特性や、農産物等の品目ごとの生産の実情を考慮した制度とすること。

農業保険については、加入者の拡大に向けて、制度の周知や農業共済組合が行う事務の執行に必要な経費を措置するとともに、保険料等への補助は全国一律の制度内容とするため、国の負担割合の引上げを検討すること。

また、収入保険制度については、大規模災害等による減収を基準収入の算定から除外する、新型コロナウイルス特例の期間を延長する、野菜価格安定制度との同時利用を複数年継続可能とする等、農業者の視点に立って制度の見直しを行うこと。

なお、農業保険法の施行後4年（令和4年）を目途として類似制度を含めた見直し等を行う際には、農業者のニーズや関係団体の意見を十分に踏まえた上で、総合的かつ効果的なセーフティネットの構築を図ること。

- (5) 稲作農家等の所得を確保し経営の安定を図るため、需給調整の仕組みについては、取組検証や検証結果による見直し検討を継続的に行い、全国・各産地において需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、より実効性のある体制整備の推進を図っていくこと。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う需要量の減少は、米の需給環境の厳しさを助長しており、需給環境の改善への取組は生産者、関係団体及び自治体だけでは限界があるため、備蓄米の買入数量を拡充すること。

また、食料自給率の向上や収益力の高い農業の実現のためには、国産農産物の使用拡大を図るとともに、水田のフル活用を推進することが重要であることから、加工用米や新市場開拓用米（輸出用米）、飼料用米、WC S用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆等の作付を推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金など、現行制度の恒久化と安定した財源の確保を図るとともに、地域の実情に即した交付単価の設定、令和2年度補正予算で措置された水田リノベーション事業、水田麦・大豆産地生産性向上事業等の継続及び必要な機械等の整備を支援すること。

- (6) 都道府県が継続的に主要農作物の種子の生産及び普及に取り組むことができるよう、その財政需要について、引き続き地方財政措置を確保すること。

- (7) 日本型直接支払制度については、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業・農村の有する多面的機能が、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、極めて重要な機能であることから、制度の積極的活用が図られるよう、対策期間中においても必要に応じ、交付単価や制度運営に係る事務費等について所要の見直しを行いつつ、事業を推進す

るための経費を含め必要な予算を確保するとともに、基本的に国庫負担で対応すること。

そのうち、多面的機能支払交付金については、資源向上支払交付金の財源確保に努めるとともに、スマート農業技術の導入に関する加算制度を新たに設けること。

また、中山間地域等直接支払交付金についても、中山間地域と平場との生産費の格差が拡大していることを踏まえ、交付単価を実態に即した水準に引き上げるとともに、集落戦略の策定に係る市町村の業務に活用できる推進費の確保を図ること、さらにはICT水管理やドローンによる農薬散布等によるスマート農業技術の導入を視野に入れた加算措置の充実を図ること。

さらには、環境保全型農業直接支払交付金についても、生産者が安心して環境保全型農業に取り組める安定的な制度運営を図るとともに、各都道府県からの要望量に見合う十分な予算確保を図ること。

- (8) 自然・社会的条件が厳しい中山間地域農業の状況を踏まえつつ、地域の特色をいかした多様な取組を後押しするため、付加価値の高い農業の創出や地域コミュニティ機能の維持・強化、多面的機能の発揮の促進、地域を支える体制及び人材づくりなどのための政策の充実・強化を図ること。

また、「中山間地農業ルネッサンス事業」の実施に必要な予算を確保すること。

- (9) 農業次世代人材投資資金が確実に交付できるよう、必要な予算を十分に確保するとともに、若者の就農意欲の喚起と新規就農者の定着を図るための支援策を充実させること。なお、交付要件等を見直す際には、都道府県との調整や現場への周知に十分な期間を確保すること。

また、農林水産業の活性化に向けて、女性農業者が活躍できるよう、女性リーダーの育成や資質向上のための助成を充実させること。

さらに、農業経営の法人化促進や、規模拡大等に伴う機械・設備等の導入及び人材の育成・確保に対する支援制度の拡充など経営発展への支援策を講じること。

加えて、発展意欲のある農業者が経営管理に関する課題解決を図るため、専門家派遣などの支援を充実させるとともに、コロナ禍での移住就農に向けたインターンシップのオンライン化の推進など持続的な担い手づくりに努めること。

特に、経営体の減少や従事者の高齢化といった喫緊の課題に対し、円滑な経営継承への支援策を講じること。

- (10) 農地中間管理事業については、実質化された人・農地プランに基づき、担い手への農地集積・集約化を加速するために必要となる予算を十分確保し、地方負担の軽減を図るとともに、その活用状況等を検証し、都道府県や市町村、農地中間管理機構など、関係機関の実情を踏まえて農地の出し手や借り手が機構を活用しやすい仕組みとなるよう改善を行うこと。

また、機構集積協力金交付事業については、経営転換協力金が令和4年度から交付単価が減額されるとともに、令和5年度までで廃止される予定であることから地域での農地集積・集約化に向けた話合いに支障が生じることのないよう、新たな協力金等を創設するなど制度の安定的な運用を図るとともに、十分な予算措置を講じること。

機構集積支援事業についても、施策効果が発揮されるよう制度の安定的・柔軟な運用を図ること。

- (11) 地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援するため、産地生産基盤パワーアップ事業を中長期的に継続し、必要な予算を確保するとともに、生産現場の実情に配慮した助成対象の充実などの制度改正を図ること。
- (12) 畜産・酪農における地域の生産基盤の強化と収益性向上に向けて、飼養管理施設や省力化機械の整備、増頭奨励金など、畜産クラスター関連事業を中長期的に継続して実施するとともに、補助対象を拡充し、必要な予算を安定的に確保すること。
- (13) 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱及びアフリカ豚熱等の家畜伝染病について、国内への侵入防止の強化を図るとともに、国内での発生予防及びまん延防止に係る支援制度を強化・拡充、施設整備等に対する継続的な財政支援を行うこと。
- ① 家畜伝染病の発生に係る対応関連
- ・家畜伝染病が発生した際は、感染経路の速やかな解明、畜産農家等への経営支援、風評被害対策等について引き続き強化すること。
 - ・大規模農場での発生や複数同時多発事例に係る防疫措置については、発生都道府県における負担が大きくなることから、国の財政支援を激甚災害と同程度まで拡充すること。
 - ・また、都道府県のみでなく国においても派遣応援の増員や防疫資材の備蓄体制の強化を図り、発生都道府県への速やかな支援ができる体制を構築するとともに、防疫措置が円滑に進む仕組みを検討すること。
 - ・家畜の埋却処分については、国有地の活用等、まん延防止で必要となる埋却地確保のため柔軟な対応を検討すること。
- ② 家畜伝染病発生時の経済的支援関連
- ・家畜伝染病発生予防目的のための既存畜舎の改修又は改築に係る支援策の強化を図ること。
 - ・家畜伝染病発生リスクが高い状況下において自然災害等の不慮の事故により畜舎が損壊し、家畜の適切な飼養管理が困難となった場合の緊急的な殺処分について、国の支援策を検討すること。
 - ・種鶏や種豚等の家畜を供給する農場において悪性伝染病が発生した場合、その影響は広域に及ぶため、受け入れ側の関連農場の損失補填支援策とともに、発生農場や制限区域内の農場への出荷制限に伴う区域外の種鶏場等の損失補填支援策も検討すること。併せて、家畜の生産体制が全国的に安定・維持できる仕組みを検討すること。
- ③ 豚熱の予防的ワクチン接種関連
- ・豚熱ワクチンの追加接種費用については、都道府県の財政負担を伴わない制度設計とし、農家負担の軽減につながる体制とすること。
- ④ 野生動物関連
- ・野生動物が家畜伝染病の病原体に感染した場合の防疫対策を家畜等の防疫対応と切り分けて確立し、野生動物に係る防疫対応について、関係省庁で協議の上、役割分担を明確にし、迅速かつ効果的な対応を図ること。併せて、都道府県等に対して、対策に要する財源を速やかに措置すること。
 - ・野生いのししにおける豚熱撲滅に向けた行程を示すとともに、その取組に必要な予算を確保すること。また、野生いのしし用の経口ワクチン散布に関し

ては、散布効果が発揮されるよう、都道府県の実情に合わせて財政支援を行うこと。

⑤ 水際防疫関連

- ・家畜伝染病の海外発生地からの直行便がある地方空港やクルーズ船が寄港する港において、検疫探知犬の増頭や常時配置を行うなど、動物検疫所の機能強化を図るとともに、アフリカ豚熱を始めとした海外悪性伝染病の国内侵入を防止するため、罰則の厳格な適用や入国拒否を可能とする入国管理法改正等により、違法畜産物の持ち込みに抑止力を働かせるなど、空港や港等での水際防疫に万全を期すこと。

- (14) 産業動物診療、家畜衛生、公衆衛生及び動物愛護管理に携わる専門性の高い獣医師を確保するため、大学のカリキュラム充実を図るとともに、勤務獣医師の待遇改善や離職者に対する就業支援を行うこと。

なお、体験型実習のカリキュラム化については、受入先となる現場や自治体の事情を十分に考慮すること。

- (15) 野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に依然として高水準で推移しており、市街地付近でも被害が拡大しているほか、一部では人身被害も増加している実態を踏まえ、都道府県が実施する広域捕獲活動等及び地域が取り組む緊急的な捕獲活動や侵入防止の対策、柵の整備や河川敷等における緩衝帯設置等に対する支援、簡易で効率的な侵入防止や捕獲方法の研究、捕獲の担い手確保・育成、捕獲個体のジビエ等での利活用の推進等、鳥獣被害防止対策の更なる拡充と継続を図るとともに、各都道府県の必要額に不足が生じないように十分な予算を確保すること。

また、狩猟免許の保持や取得に係る負担を軽減すること等により、狩猟者の育成・確保及び積極的な捕獲活動を促進する仕組みを創設すること。

- (16) 東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による農林水産物等の安全性の問題について、特に以下の対策を早急に講じること。

- ・地方公共団体や関係団体等が実施する農林水産物の放射性物質検査に係る検査機器の整備及び検査人員の確保等について、財源措置を含め全面的な支援を行うこと。
- ・放射性物質に汚染された農地の放射線量低減対策及び放射性物質吸収抑制対策について、全ての農業者が負担無く効率的かつ確実に実施できるよう、基本的に国庫負担により継続すること。
- ・放射性物質に汚染された農業系廃棄物について、最終的な処分方法が具体的に確立するまでの間、一時保管等の隔離対策を強力に支援すること。併せて、一時保管が長期化している農家等の負担軽減策を講じること。
- ・避難指示が解除された地域の農地において、早期の営農再開が図れるよう、仮置場の原状回復に必要な取組を確実に実施するとともに、除染等により生じた不具合の解消に向けて、国の責任の下、対策を講じること。
- ・食品中の放射性物質に関する基準値に関し、国民の理解促進を図ること。また、国産農林水産物の安全性について、先般の福島原発の処理水の海洋放出の決定を踏まえ、これまで以上に国内外における情報発信やリスクコミュニケーションを積極的に行うなど、風評の払拭に努めるとともに、地域の取組に対しても支援を行うこと。

(17) 我が国の農林水産物・食品の輸出拡大を推進するため、科学的根拠に基づかないまま原発事故による輸入規制を実施している諸外国・地域に対し、規制措置を撤廃するよう強く働きかけ、政府間交渉の取組状況について、継続して情報提供を行うこと。

また、輸出先国での残留農薬基準や検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件等が設定されている品目で厳しい条件が課されているものについて、輸入解禁や条件緩和の早期実現のため、積極的に2国間協議を行うこと。

併せて、国の農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づく取組に加え、地方が海外で行う販売促進活動などの輸出拡大に向けた取組に対し、積極的な支援を行うとともに、同戦略に基づきリスト化する輸出産地や農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）に参加する産地の取組支援に係る十分な予算の確保及び優先採択等の優遇措置の対象となる関連事業の拡充を図ること。

(18) 我が国農産物の輸出力強化につながる都道府県育成品種を含む、我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、植物品種等海外流出防止総合対策事業の十分な予算を確保するとともに、海外品種登録の迅速化・円滑化のため、関係国と協議を進めること。

また、家畜改良増殖法に基づく都道府県の事務について、必要な地方財政措置を講じること。

加えて、改正種苗法については、円滑に運用されるよう、引き続き、農業者はもとより消費者や種苗業者などに対し、改正の趣旨や概要等について丁寧な説明を行い、自家増殖に係る許諾に関し、相談対応や情報の提供など必要な対応を行うこと。

(19) 燃油の価格が高騰した際に、農家の実質負担が大きく増加することのないよう、施設園芸等燃油価格高騰対策を恒久的な制度とすること。

また、配合飼料価格が高騰している状況にあることから「配合飼料価格安定制度」の安定運用を図るための予算を確保すること。

(20) 農林水産業の6次産業化や食育及び地産地消の取組を着実に推進するため、「食料産業・6次産業化交付金」の拡充・強化を図ること。

特に、6次産業化の取組に必要な施設整備等について、財政措置の更なる拡充を図ること。

また、「6次産業化サポート事業」については、支援対象者を限定せずに幅広く、農林漁業者等の個別課題の解決や新商品開発・販路開拓等、新たな取組に対する支援や、国が認定する「総合化事業計画」の作成・実現のための支援を復活させるとともに、必要な財政措置の拡充を図ること。

「地域における食育の推進事業」については、第4次食育推進基本計画に掲げる目標の実現に向けて都道府県や市町村等が取り組む事業は全て対象とするなど、補助対象を拡充すること。

さらに、コロナ禍における需要の底支えはもとより、「食育」、「地産地消」、「国産回帰」にも大きく寄与する県産食材の学校給食への提供を恒久的な取組とすること。

加えて、学校給食等を通じ、環境に配慮した持続性の高い農業への理解と知識の向上はもとより、人や社会、環境に配慮した消費行動の拡大にもつながる食材提供の支援を充実・強化すること。

- (21) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、輸出拡大にも資するGLOBALG. A. P.等の認証取得が条件となる取引拡大が予想されるため、GAP認証を取得する産地の拡大に向けた取組の支援を継続するほか、取組のメリットや、実需者の取引意向に関する情報提供を行うとともに、国際水準GAPに対応した指導員や認証審査員の育成支援を拡充すること。
また、消費者や流通業者に対して、GAPの理解促進を図り、大消費地におけるGAP農産物の認知度向上対策で需要の喚起を進めるとともに、都道府県GAPについても制度の維持や運営費等の支援措置を行うこと。
- (22) インバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進し、地域の所得向上や雇用の創出が期待できる「農泊」について、ウイズコロナを踏まえ、さらにはアフターコロナを見据えた取組を推進するため、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）を中長期的に継続し、必要な予算を確保すること。また、地方回帰・移住就農へのトライアルとして、農林漁家民宿等をワーケーション等で活用する利用者への支援を拡充すること。
- (23) スマート農業技術により、地域や品目に応じた現場課題の解決が図られるよう、スマート農業技術の開発・実証プロジェクト及びスマート農業加速化実証プロジェクトの継続とローカル5G技術の公設試験研究機関における実証の追加、農業支援サービス事業者の機器導入やオペレーター育成の支援、データを活用した農業実践の推進など、農業のデジタルトランスフォーメーションの加速化に向けて取り組むとともに、十分な予算を確保すること。
- (24) 農業分野でCO₂の排出量を減らす国際的な取組である「4パーミル・イニシアチブ」を全国で展開するとともに、CO₂削減の科学的エビデンスを明らかにするための試験研究、国民の理解促進に必要な予算を確保すること。

3 林業の振興について

- (1) 森林資源の循環利用を通じた林業・木材産業の成長産業化を実現するため、林業を取り巻く環境や地域の実情、森林の多面的機能の発揮による脱炭素社会実現への貢献などに十分配慮しつつ、以下をはじめとする施策を充実させるとともに必要な予算を十分かつ安定的に確保すること。
- ・主伐後の再造林及び間伐や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設、木造公共施設、木質バイオマス利用設備の整備といった、川上から川下に至る総合的な取組（サプライチェーンの構築等）に必要な予算の十分な確保
 - ・広く消費者に木材利用の意義や魅力の周知・啓発を図るため、木材の特性や木材活用のメリット・効果の発信強化及び「木づかい運動」や「木育」など木材利用の普及・啓発の拡充
 - ・公共建築物をはじめとする非住宅分野における木造化・木質化や、木塀など外構構造物への木材利用など国産材の需要創出に対する予算の十分な確保
 - ・CLTや木質耐火部材等の新たな技術を用いた木質部材の普及促進に向け、モデル的な建築物の整備や建築関係基準の拡充、建築士等の技術者の育成などの取組の推進
 - ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や国際博覧会など、様々な機

会を通じて日本の木の文化や技術を世界に発信

- ・ ICT等を活用し資源管理や生産管理を行う「スマート林業」や、自動化機械の開発、早生樹等の育種などの技術革新による伐採・搬出や造林の省力化・軽労化など、「林業イノベーション現場実装推進プログラム」に基づく取組の推進
- (2) 森林の有する多面的機能を持続的に発揮し、健全な森林づくりを推進するとともに、森林吸収源対策による脱炭素社会の実現に貢献するため、以下をはじめとする施策を充実させるとともに必要な予算を十分かつ安定的に確保すること。
- ・ 造林や間伐、気象災害等による被害森林の復旧、森林管理に必要となる路網の整備など森林の有する機能を維持・増進させるための森林整備及び松くい虫等の防除対策、ナラ枯れ被害対策などの森林病虫害対策に必要な予算の十分な確保
 - ・ 社会的要請の高い花粉の少ない品種や成長に優れ林業経営の改善が期待されるエリートツリーへの転換を促進するため、新たな品種の開発や都道府県の採種園等整備に必要な種苗の十分かつ確実な供給及び植替経費などの必要な予算の十分な確保
 - ・ 近年多発する集中豪雨や大規模地震等による災害を未然に防止するためには、山地災害危険地区等における治山対策等が重要であり、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に実施するため、財源確保と地方財政措置の充実
 - ・ 国民参加による森林づくりを推進するため、地域住民や非営利団体（NPO）に対する支援に必要な予算の十分な確保と、企業等による森林づくり活動の取組に対する支援の充実
- (3) 森林整備法人等について、資金調達や利息負担軽減対策、都道府県が行う分収林事業等への支援等、実効性のある対策を早急に講じること。
- (4) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い発生した放射性物質により汚染された樹皮（バーク）等の廃棄物処理について、国は国民の不安を払拭するとともに、処理費用等に対する支援を令和4年度以降も継続して実施するなど、万全の措置を講じること。
- また、野生きのこの出荷制限を種類ごとに設定するよう運用を見直すとともに、野生きのこ・山菜類の出荷制限の解除に当たっては、汚染実態や地域の出荷体制に即して、市町村単位によらない地区単位・採取地単位の制限解除を可能とすることや、検査方法について見直しを行うなど、出荷再開に向けて柔軟な対応とすること。
- さらに、風評被害等により特用林産物の生産及び経営に多大な支障をきたしているため、きのこ原木等の生産資材の助成について補助率1/2を維持するなど施策を長期にわたり継続すること。
- 加えて、バークの廃棄物処理経費に係る賠償や原木として利用できない立木の財物賠償については、汚染実態に即して対象を拡大するよう、東京電力ホールディングス株式会社を指導すること。

4 水産業の振興について

(1) 漁業経営安定対策については、燃油・配合飼料価格が高騰した際や自然災害で被災した場合なども、漁業者が安心して漁業に取り組むことができるようセーフティネットの更なる要件の緩和や資金繰り円滑化対策などの支援制度を拡充すること。

また、漁業用燃油について、漁業者の実質負担が大きく増加することのないよう、免税等の措置や燃油価格高騰対策を恒久的な制度とすること。

さらに、近年の漁場環境の変化に伴う不漁やコロナ禍での魚価下落時にも、安心して漁業に取り組めるよう、漁業共済の補償限度額の引き上げや加入要件の緩和など漁業経営安定対策の充実を行うこと。

加えて、水産業の体質強化を図るため、漁船や省力・省コスト機器の導入促進、共同利用施設や種苗生産施設の整備等に必要な支援について十分な予算措置を講じるなど、収益性の高い経営体への転換をより一層進めるとともに、水産業の成長産業化に向けて、ICT等を活用したスマート水産業の取組と、それを支える海洋環境情報の提供・活用の推進、漁業調査船の観測機器整備に係る支援を図ること。

(2) 周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、既存の漁業協定の見直しも含め、水産物の安定供給の確保対策を強化するため、以下に取り組むこと。

- ・竹島の領土権の確立による日韓暫定水域の撤廃並びにそれまでの間の当該水域、日中暫定措置水域、日中中間水域、北緯27度以南の水域においては、適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図ること。
- ・日台漁業取決めについては、取決め適用水域を見直すこと。
- ・ロシア連邦との協定に基づく漁業は、地域経済に大きく貢献していることから、操業機会の確保を強力に推進すること。また、ロシア水域のさけ・ます流し網漁業について、ロシア連邦の法律により操業が困難となったことから、栽培漁業の推進や関連産業の振興などに対して、引き続き支援を行うこと。
- ・排他的経済水域内における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、国の監視・取締体制を一層充実・強化するとともに、関係国をはじめとした各国への外交交渉を強化すること。
- ・近年、北太平洋公海域では外国船の漁獲圧が非常に高まっており、サンマの資源減少が懸念されていることから、これら資源の適正な管理に向け、できるだけ早期に、国別に漁獲可能量や漁獲努力量を制限するなど実効ある保存管理措置が実現するよう、関係各国との交渉を進めること。
- ・太平洋熱帯域での高い漁獲圧により、カツオ資源が減少している懸念があることから、我が国沿岸への来遊量の回復を目指し、関係国・地域への働きかけを強化するとともに、当該海域での実効ある管理措置が講じられるよう交渉を行うこと。
- ・パラオ共和国等、太平洋島嶼国排他的経済水域での日本漁船の操業が継続できるよう、積極的な交渉を行うこと。

(3) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の海洋等への流出により、水産業が甚大な影響を受けていることを踏まえ、環境汚染や水産業への被害が拡大することのないよう、万全の措置を講じること。

- (4) 「新規漁業就業者対策」については、新規就業者を継続して確保できるよう、各都道府県の必要額を踏まえた十分な予算措置を講じるとともに、特に収入が不安定な就業直後の経営確立を支援する資金を創設するなど、漁業技術の習得から経営安定まで一貫した支援体制を整備すること。また、漁業への定着率が高い漁家子弟に対する就業支援制度を拡充し、持続的な担い手づくりの体制を整備すること。
- (5) 水産資源の回復と、安全で安定した水産物の供給体制の確立を図るため、漁場の整備や漁港における高度衛生管理対策を計画的かつ着実に推進するとともに、漁業法改正に伴う新たな資源管理制度への移行に当たっては、資源評価の精度向上を図るために必要な予算を確保すること。
- (6) 気候変動に伴い激甚化が懸念される台風・低気圧災害や地震・津波等の大規模自然災害に備えるため漁港施設の機能強化について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に実施するために、財源確保と地方財政措置の充実を図ること。
- また、漁港施設や海岸保全施設の長寿命化対策を進めるためには、施設の点検、補修・更新を着実に実施することが重要であることから、国庫補助・交付金制度の要件緩和や起債制度の拡充などによる十分な財政措置を行うこと。

【商工労働関係】

1 デフレ経済からの完全な脱却と持続的な経済成長の実現について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う休業要請・営業時間短縮要請などにより、売上額が大幅に減少するなど、企業の存亡に関わる、厳しい状況が続いている。

また、世界経済においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、ロックダウンによる経済活動の停止などによる影響を受けており、加えて、米中貿易摩擦の動向や金融資本市場の変動の影響に引き続き留意する必要がある。

こうした中、我が国が、新型コロナウイルス感染症の影響からの早期回復と持続的な経済成長を実現するためには、今後も大胆な金融政策、経済対策、規制改革、地方分権及び将来の不安払拭に資する構造改革の加速化が必要である。

については、政府・日銀においてあらゆる施策を講じることにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているあらゆる業種の企業を強力に支援するとともに、これまで実施してきた「量」・「質」・「金利」の3つの次元での金融緩和措置の継続など、思い切った金融・為替政策を引き続き実施することで、名目GDPおよび日本の稼ぐ力の回復に向けた政策対応を検討・実施すること。

また、DX（デジタルトランスフォーメーション）を大胆に進め、ポストコロナにおいて世界をリードできる強靱な社会経済構造への転換を加速すること。

2 地域経済の活性化について

- (1) 国の経済財政諮問会議や成長戦略会議など、経済財政政策について検討する機関に、地方財政や地域の経済・社会に精通した地域の代表を委員として加えるなど、地域の意見を一層反映させる仕組みを構築すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大は、行政におけるデジタル化の遅れや、場所や時間に捉われない働き方、民間企業におけるビジネスモデルの刷新など、様々な課題を顕在化させた。こうした状況の中、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会における環境整備のため、国家戦略特区や規制改革推進会議における取組により、大胆かつ迅速に規制改革を進めること。
- (3) 電力各社の値上げが地域経済に与える影響を考慮し、カーボンニュートラルの実現を目指す中においても電力の安定供給を確保した上で料金上昇を抑制する道筋を明確にすること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生産拠点等の国内回帰や多元化を通じた強固なサプライチェーンを構築する必要があることから、「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」「海外サプライチェーン多元化等支援事業」などの企業の設備投資に対する強力な財政支援を継続すること。
- (5) 地域の大学、企業、産業支援機関、自治体の連携を強化し、地域イノベーションの創出を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発の取組を

支援する制度を創設、拡充すること。

3 中小企業の振興について

(1) 地域の経済・雇用を下支えし、有望な技術等を有する中小企業・小規模事業者の競争力強化を図るため、輸出促進などを通じた海外展開の拡大を含めた振興策や生産性の向上に資するデジタル技術導入への支援の充実・強化を図ること。

(2) 依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況であることから、厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の経済環境を踏まえ、民間金融機関を通じ既に貸し付けられている実質無利子・無担保融資の返済条件の変更に金融機関が柔軟に対応できるようにすることや、利子補給期間の延長など、事業者の返済負担の一層の軽減策を講じるとともに、政府系金融機関の融資制度において、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障を来さないよう、引き続き必要な対策を講じること。

また、感染症による影響や経済情勢を踏まえたセーフティネット保証制度の弾力的な運用や、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の取扱期間の延長及び金融機関に対する指導や返済猶予も含め、引き続きアフターコロナを見据えた事業者の資金繰り支援に万全を期すこと。

さらに、政府系金融機関の資本金劣後ローンについて、貸付期間の延長や金利の引き下げ等の条件緩和を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う期間限定の特別対策として、資本金劣後ローンを対象とする信用保証制度を創設すること。

(3) 信用保証協会の経営に支障を来さないよう、協会への無利子貸付や補助などの支援措置を講じるとともに、中小企業・小規模事業者の経営改善につなげる観点から、引き続き保証料率・保険料率のあり方を検討すること。

また、都道府県が実質無利子・無担保融資及び独自の資金繰り支援を実施するにあたり必要となる、信用保証に基づく代位弁済額の都道府県負担分や預託原資調達に係る借入利息、利子補給等については、都道府県の財政負担が大きいことから十分な支援を行うこと。

(4) 地域産業の活性化や中小企業・小規模事業者の振興を図るため、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実させるとともに、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」を継続的に実施すること。

加えて、「中小企業生産性革命推進事業」については、中小企業基盤整備機構へ拠出する仕組みを継続し、今後も安定的な予算を確保すること。

また、「中小企業等事業再構築促進事業」については、新型コロナウイルスの感染拡大でダメージを受けた事業者の新たなチャレンジを大いに後押しするものであり、今後も継続して予算を確保し、地域の実情に応じた適正な配分を行い、中小企業生産性革命推進事業とともに、多くの事業者が活用できるよう柔軟に対応すること。

(5) 小規模事業者は地域における経済、雇用、コミュニティの維持に重要な役割を

果たしていることから、その振興策を充実させること。

また、アフターコロナ（with コロナ）において、施策を着実に実施するためには、商工指導団体の果たす役割は今後さらに重要になることから、都道府県が商工指導団体の支援体制の強化に十分な財政支援を行えるよう、経営指導員等の人件費に係る財政支援を拡充すること。

- (6) 中小企業高度化資金（高度化事業）について、社会・経済状況の変化等の特別な事情により、経営の責任をやむを得ず負っている連帯保証人等が再チャレンジの機会を阻まれている現状もあることから、都道府県の債権保全が確実に図られる形での金融機関保証制度などの活用を促進、拡大することにより、連帯保証人等に頼らない制度運用に取り組むとともに、既往貸付については、早期の生活再建・事業再建を支援すべく、経営者保証に関するガイドラインの柔軟な適用について、都道府県の債権保全の観点も踏まえつつ検討を行うこと。

また、昨今の金利情勢や民法改正、他省庁の遅延利息の率等を踏まえ、既往貸付分にかかる分を含め違約金の利率について検討を行うこと。

- (7) 中小企業の経営革新への取り組みを支援するため、経営革新計画承認企業に対し、資金調達や販路開拓などの支援措置を一層充実すること。

- (8) 中小企業の円滑な事業承継を促進するため、事業承継・引継ぎ支援センターの取組や専門家派遣への助成、持ち株会社含め様々な経営体制の実態に即した税制の負担軽減措置の対象要件の緩和など、事業者の気付きから承継の実現までの一貫した支援をより一層充実させるとともに、事業承継税制の認定件数が増加しているため、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき都道府県が行う認定事務について、必要な地方財政措置を講じること。

また、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく適切な対応がなされるよう、一層の浸透・定着を図ること。

- (9) 近年、多発している自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に対し、中小企業がサプライチェーンを維持するため、事業継続計画（BCP）に基づき防災・減災対策等を講じる場合の税制措置の充実を図ること。

- (10) 中心市街地の商業機能やコミュニティ機能の維持・強化を図るため、商店街の活性化に向けた取組等に対する支援の充実を図るとともに、空き店舗の解消等を促進するため、制度改正や財政支援措置を含む抜本的な対策を実施すること。

4 雇用対策の推進について

- (1) 雇用調整助成金の特例措置については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しているため、経済・雇用情勢等を踏まえ柔軟に対応するとともに、財源確保を確実にすること。

また、一時的に事業活動が縮小し雇用が過剰となっている企業と、人手不足となっている企業との間の、在籍型出向制度を活用した雇用維持の促進に向け、公益財団法人産業雇用安定センターによるマッチング機能の強化や、産業雇用安定助成金等の制度の周知広報、相談体制の充実を図ること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職活動の様式が大きく変化したほか、先行きの不透明さによる新規学卒者の就職内定率の大幅な低下が懸念されることから、新卒者や既卒者に対する就職支援を充実すること。
また、厳しい経営環境の中にあっても、若年者への採用に積極的に取り組む企業への支援を更に充実すること。
- (3) 若年者のためのワンストップサービスセンターの運営支援や地域若者サポートステーションを核としたニート等の若者への職業的自立支援、若者の早期離職を防ぐための対策など、若年者雇用対策を充実すること。
- (4) 女性が自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮しながら、安心し、充実した職業生活と家庭生活を送ることができるよう、国のリーダーシップのもと就業環境の整備や継続雇用・再就職支援、育成・登用、健康支援等女性の活躍につながる施策の充実を図ること。
- (5) 65歳以上の高齢者の多様な就業機会の確保や70歳まで働ける企業の拡大のための施策を充実するなど、意欲のある高年齢者が安心して働けるよう雇用・就業対策を充実すること。
- (6) 企業の規模に関わらず障害者雇用が促進されるよう、障害者雇用の意義についての啓発や障害者の就労・職場定着を支援するジョブコーチ等の体制の強化や人材の育成、障害者雇用納付金制度や障害者雇用に関する助成制度等の更なる拡充等（調整金・報奨金の基準緩和等、特例給付金）により、障害者の就労促進策の充実・強化と地域のニーズに応じた雇用維持支援策の充実を図ること。
また、障害者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービスの対象となっている難病患者や内部障害者、高次脳機能障害者及び発達障害者の雇用を促進するため、雇用率制度及び障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加すること。
- (7) 離職者向け職業訓練については、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の変化に対応した支援強化を図ること。
その中で、離職者のITスキルの向上を促進するため、デジタル利活用に関する訓練コースについては、委託単価の上乗せとともに、訓練実態に即したモデルカリキュラムの弾力的運用を図ること。
また、委託先の民間教育訓練機関等がオンライン訓練や在宅訓練（eラーニングコース）を行うために必要となる設備及びソフトウェア並びにインターネット接続環境の整備に対して支援を行うこと。
- (8) 企業における長時間労働の是正、短時間勤務・テレワーク等多様で柔軟な働き方の導入、ワーク・ライフ・バランスを促進するための社内環境の整備や制度導入に対する支援、専門人材の確保をはじめとする企業の主体的取組への支援など、働き方改革と、その前提となる経営基盤強化に向けて、企業が取り組みやすい環境を整備すること。
- (9) 非正規雇用労働者等の正規雇用化については、継続的に支援するとともに、地方自治体の取組について必要な財源措置を講じること。

また、同一労働同一賃金の実現や有期契約労働者の無期転換など、非正規雇用労働者の処遇改善に取り組む企業の費用支援策等の充実を図ること。

(10) 都道府県が実施している技能検定制度や中小企業等の人材育成を支援する認定職業訓練等、技能の振興や継承に対する施策の充実に向け、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の変化、技術革新及び産業構造の変化に対応するため、デジタル技術の利活用に係る認定職業訓練などに対する支援策の拡充を図ること。

(11) 外国人材について、在留資格「特定技能」に係る特定産業分野の追加、受入れ人数の変更等に当たっては、それらのプロセスを明確化し、事業者団体等への周知をしっかりと図った上で、地域の労働需給の状況や、地方自治体や地域の事業者団体、中小事業者等から聴取した意向等を反映すること。

「特定技能」の制度概要や手続等についても、法務省が各省庁の情報を取りまとめ、事業者団体や企業等に対して、十分な情報発信及び相談対応を一元的に行うこと。

また、地方自治体の施策立案に資するよう、地方自治体側が必要とする情報の提供を柔軟に行うこと。例えば、統計情報については、厚生労働省の「外国人雇用状況の届出状況まとめ」や法務省の「在留外国人統計」において、地域の状況を正確に把握できるよう、より詳細な集計区分を追加するなど、施策の基礎となる情報の充実を図ること。

(12) 変異ウイルスなどの影響により出入国制限の措置が変化する中、在留資格の特例措置の円滑な活用に向けた適時・的確な情報提供と継続的な見直し、入国前の検査や入国後の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担増加に対する軽減措置、出入国手続等の情報提供の徹底、帰国を希望する元技能実習生等の早期の帰国実現、帰国困難な元技能実習生や留学生等でやむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置を、国の責任において講じること。

(13) 就職氷河期世代に対する取組については、真に実効性のあるものとするため、就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくりや気運の醸成、非正規雇用労働者や無就業者への就業・職業訓練・リカレント教育・職場定着の支援、ひきこもりの状態にある者や生活困窮者への支援について、国が責任を持って取り組むこと。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2019」における「就職氷河期世代支援プログラム」に記載された3年間に限定せず支援を継続すること。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により就職氷河期世代の非正規雇用労働者等の解雇や雇止めといった雇用環境の悪化が懸念されることから、就職氷河期世代、特に長期にわたり不安定就労や無業状態にある者等については、継続的に支援するとともに、地方自治体の取組について、必要な財源措置を講じること。

【消費生活関係】

1 消費生活相談体制等の充実・強化について

消費生活センターの運営や都道府県及び市区町村の人員確保等、消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費を支援する地方消費者行政強化交付金のうち地方消費者行政推進事業については、活用期間までの所要額の総額を確保するとともに、新たに算定方法に条件を付すなどの自治体にとって使いにくくなるような交付要件の変更を行わないこと。

また、地方消費者行政強化事業については、成年年齢引下げに対応する若年者への消費者教育の推進等のため、補助率を3分の1に引き下げる要件を撤廃するとともに、補助率の嵩上げや用途の拡充など制度の改善を図ること。

併せて、新型コロナウイルス感染症や自然災害など非常時においても、地方消費者行政を安定的に推進できるような観点から、消費生活相談体制の維持強化等を含め、長期的な支援を行うこと。

【国土交通関係】

1 地方創生を支える社会資本整備等について

(1) 地方創生を支える社会資本整備は、国民の生命・財産を守り、地域経済を活性化させ、地方に活力と魅力をもたらすものである。

一方、昨年11月の「令和3年度予算の編成等に関する建議」においても、社会資本が概成しつつあると示されたが、地方においては全くその実感はなく、いまだに高速道路等のミッシングリンクなど社会インフラには地域間格差が存在し、その解消には息の長い、腰を据えた対策が必要である。

他方、新型コロナウイルス感染症は、サプライチェーン等の社会経済活動へ多大な影響を与えるとともに、生活、仕事、住居等において、大都市への集中から地方への分散へと価値観の変化をもたらしている。

ポストコロナを念頭に地方創生を加速前進させていくため、地方創生回廊を構築し、多核連携型の基盤づくりを戦略的に進めるとともに、人や産業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を推進すること。

また、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）をはじめとする国際大会等を契機として交流人口の拡大等を図り、地域経済の活性化につなげるため、地方創生の取組の視点を持って社会資本整備を加速すること。

そのため、中長期的な見通しのもと、安定的・持続的な公共投資計画を策定し、必要な予算総額を確保するとともに、地方負担に対する財政措置や補助制度の拡充を行うこと。

加えて、社会資本整備を支える担い手の確保・育成を図るため、デジタル技術を活用したデジタル・トランスフォーメーション（DX）の導入を加速化させ、建設産業における生産性向上や働き方改革等に資する施策を一層推進すること。

(2) バス路線、鉄道路線、離島航路・空路、タクシー等の地域公共交通は地域経済や住民生活を支える重要なインフラであるが、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が大幅に減少したことにより、経営に深刻な打撃を受け、地域公共交通ネットワークの維持が難しくなっている。引き続き、住民が安心して利用することができるよう、各事業者の減収分を補填する新たな補助金制度等の構築や、既存補助事業の補助率のかさ上げなど、地域公共交通の維持・回復に必要な財政支援を早急に行うこと。

また、同じく厳しい経営を強いられている航空・空港関連産業に対する総合的な支援を行うとともに、航空ネットワークの早期回復が進むよう積極的な政策を実施すること。

あわせて、地方空港の多くの国内・国際定期路線が運休・減便している状況を踏まえ、固定経費として大きな負担となっている空港ビル内等の航空会社事務所の賃借料やグランドハンドリングに係る費用への補助、着陸料の減免など、路線の維持・回復に引き続き必要な支援を実施すること。

加えて、空港やターミナルビルの運営会社等においても、航空会社同様厳しい経営環境を強いられていることから、ターミナルビル用地の賃借料の負担軽減や、コンセッション空港における、運営権対価分割金の支払い猶予などの支援を引き続き行うとともに、空港施設の整備に関する無利子貸付の対象拡大や

事業継続のための直接的な支援についても実施すること。また、着陸料等の収入が大幅に減少した地方管理空港等に対しても管理・運営に係る経費の支援を行うこと。

さらに、各地方空港における新型コロナウイルス感染症の水際対策に係る検査体制整備については、国の責任において迅速に実施すること。

2 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進について

- (1) 我が国では、平成30年西日本豪雨、令和元年東日本台風、さらには令和2年7月豪雨と、毎年のように全国各地で大規模自然災害が相次ぎ、特に近年は頻発化・激甚化している。

こうした中、国においては「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を決定し、地方においてもこれを積極的に活用しながら、ハード・ソフト両面で災害予防の徹底に取り組んでいるところである。

しかしながら、5か年加速化対策の初年度は、いわゆる「15か月予算」の考え方で令和2年度補正予算として編成されたところであるが、中長期的な見通しのもと、強力かつ計画的に国土強靱化を推進するため、必要な予算・財源を当初予算において安定的に確保すること。

また、5か年加速化対策を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、地方財政措置の充実・強化を図ること。

- (2) 相次ぎ発生している大規模自然災害からの復旧・復興に向け、被災地の発展の基盤となるインフラ整備を進めること。

施設等の災害復旧については、現行構造基準に基づいた復旧を認めるとともに、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、改良復旧事業の適用範囲の拡大や、災害査定時における測量・設計等に要する費用補助制度の拡充など必要な措置を講じること。

また、発災後の迅速な復旧復興を支援する公園や道の駅等防災拠点の整備を重点的、計画的に推進すること。

さらに、早期復旧に取り組むことができるよう、自治体への迅速な財政支援やTEC-FORCE等を含む人的支援の拡充を図ること。

加えて、第7次国土調査事業十箇年計画に基づく、地籍調査を着実に推進するため、国において効率的な調査手法の導入推進を図るとともに、必要な予算を十分に確保すること。

- (3) 近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する水災害リスクの増大に備えるために、「流域治水」の考え方に基づき、河道掘削や堤防強化、ダムの建設及び事前放流やダム再生等による治水機能強化、砂防堰堤や遊砂地等の整備、内水浸水対策強化のための雨水貯留施設や下水道等の整備、民間企業等による雨水流出抑制対策への支援、災害ハザードエリアからの移転の促進など、流域全体において水災害を軽減させる対策を講じること。

また、災害に強い道路ネットワーク構築の加速化・深化を図るために、円滑な支援物資搬送等に不可欠な緊急輸送道路等における無電柱化や斜面对策を進めること。

(4) 発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震や首都直下地震などに備え、社会インフラ並びに住宅・建築物の耐震化や津波、高潮等の災害時に防護効果を有する防波堤、海岸保全施設などの整備に必要な予算を確保し、着実に推進すること。

また、今年1月の北陸地方における大雪等を踏まえ、国においても予防措置や被災時の交通確保等のため、支援体制の強化をはじめとした取組の推進を図ること。特に豪雪時に交通の妨げになる吹雪や雪崩への対策、消雪や流雪溝等の除雪対策に必要な予算を確保し、5か年加速化対策と同等の対策を推進すること。

(5) 港湾機能の強化や高規格道路のミッシングリンク解消による日本海国土軸及び太平洋新国土軸等の確立あるいは、広域及び地域におけるネットワークのリダンダンシーの確保・確立に必要な対策等を積極的に実施し、広域的な視点での経済活性化と災害に強い安全・安心な国土づくりを進めること。

3 社会インフラの老朽化対策の推進・充実について

今後老朽化割合が急速に高まる社会インフラを適切に維持管理・更新するためには、国と地方が一体となり、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組んでいかなければならない。そのため、点検結果により明らかになった要修繕箇所の対策を確実に実施するために必要な予算を確保すること。あわせて、定期点検など地方が適切に維持管理・更新できるだけの必要な財源を安定的・継続的に確保すること。またその際には、地方財政への影響を十分考慮するとともに、補助・交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げ、公共施設等適正管理推進事業債の延長など地方財政措置の拡充によって地方への確実な財源措置を図ること。

加えて、維持管理・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成などを含め、社会インフラの老朽化対策を着実に推進すること。

4 道路整備の推進等について

(1) 全国 14,000 kmの高規格幹線道路網の整備状況については、依然として大きな地域間格差やミッシングリンク、都市圏の環状道路の整備の遅れ等の課題があり、我が国の成長力・国際競争力を強化し、災害に強い国土づくりを行うためにも、ミッシングリンクの解消、環状道路の整備促進、三大都市圏間のネットワークの強化など、高速道路が国全体のネットワークとして機能するよう、国の責任において早期整備を図ること。

また、高速道路の暫定2車線区間は、速度低下や対面通行の安全性、大規模災害時の通行止めリスクといった課題がある。そのため4車線化については「高速道路における安全・安心基本計画」に基づき、着実な推進を図るとともに、無料区間に関しても地方の意見を聞きながら、有料道路事業の活用も含めた検討を進めること。あわせて事故防止対策や逆走防止対策等、高速道路の総合的な安全対策についても計画的に推進すること。

- (2) 高速道路の利用を促進し、利便性の向上や地域活性化、民間投資の誘発等を図るため、民間施設直結型も含めスマートインターチェンジやインターチェンジへのアクセス道路等について、補助制度や税制特例の活用等により地方への十分な税・財政支援を行うこと。
- (3) 高速道路料金については、首都圏及び近畿圏に続いて中京圏においても、賢く使うための新たな料金体系が導入されたところであり、その分析・評価を行うとともに、環状道路を中心としたネットワーク整備の進展に伴い新たに発生する交通流動を踏まえ、適切な経路選択が行われるよう、料金体系の改善を継続すること。
また、地方においても、利用者ニーズや必要なネットワーク整備のスピードアップも考慮し、引き続き料金体系の見直しを進めること。
- (4) 有料の高速道路における高いサービス水準を将来にわたって持続的に提供するため、償還満了後も料金を永続的に徴収することを含め、維持管理・更新・機能強化等に必要な財源を確保するための措置を、地方の意見を聞きながら検討し、具体化を図ること。
- (5) 早期のE T C専用化の実現に向け、E T Cの普及促進やクレジットカード非保有者等への対策を推進するとともに、E T C専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を進めること。
また、ドライバー不足が深刻な問題となっている物流システムの効率化を図るため、高速道路での隊列走行等の新技術の開発や導入・普及に向けた検討を進めるとともに、新東名・新名神高速道路6車線化等の高速道路網整備や中核物流拠点等の基盤整備を推進すること。
- (6) 高規格幹線道路を補完し、幹線道路ネットワークを形成する地域高規格道路については、計画策定から20年以上が経過したが、その事業進捗は半ばの状況であり、地方ブロック単位及び都道府県単位での策定が進められている広域道路ネットワーク計画を踏まえて、高規格道路の整備推進を図ること。なかでも、隣接する県庁所在地間が高規格幹線道路で連結されていない地域や高規格幹線道路が欠落している地域については、東日本大震災や熊本地震の教訓を踏まえ大規模災害の備えとしての観点から、大都市地域の環状道路等については、国際競争力を強化する観点から、高規格幹線道路と同様に、スピード感を持って整備を図ること。
また、地方が行う高規格道路の整備推進のため、補助事業による重点支援を行うこと。
- (7) 重要物流道路及びその代替・補完路については、平成31年4月から供用中区間を対象とした指定が行われているが、新広域道路交通計画を踏まえた追加指定については、地方の意見を十分に反映すること。
また、指定道路の機能強化及び整備推進のため、補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。

- (8) 無電柱化は緊急輸送道路等の安全性の確保に加え、景観形成・観光振興等の観点からも重要であり、都道府県が策定する無電柱化推進計画を着実に進めるために必要な予算を確保すること。
- (9) 幼い子どもが犠牲となった痛ましい交通事故等を踏まえ、未就学児等住民の移動経路の安全を確保するため、国においても交通安全対策を充実させるとともに、地方公共団体が行う安全点検や対策事業に対する技術的、財政的な支援を講じること。

5 港湾整備の推進等について

- (1) 我が国の成長力・国際競争力の強化はもとより、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえたサプライチェーンの強靱化を図るため、国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾をはじめとする国際貿易のゲートウェイとなる港湾、地域の産業を支える港湾において、大型船舶が入港可能な岸壁や航路、防波堤、臨港道路に加え、国内フェリー・RORO船航路の輸送力増強に対応した高効率のユニットロードターミナル、農林水産物の輸出促進に資する港湾施設等の整備を推進すること。

また、離島における安定した住民生活を確保するため、離島航路の安定的な運航を支える防波堤や岸壁等の整備を推進すること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、クルーズ船寄港のキャンセルが相次ぎ、厳しい状況が続いていることから、旅客ターミナル等における感染防止対策やクルーズ船社と地域の相互理解の促進等を支援し、安心してクルーズを楽しめる環境整備を推進すること。

また、アフターコロナを見据え、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を推進するとともに、地域の活性化に寄与するクルーズ船の受入のため、大型化に対応する岸壁などの旅客船ターミナル整備、クルーズ旅客の円滑な周遊や満足度向上に資する環境整備等を推進すること。

さらに、寄港地への高い経済効果が期待されるスーパーヨットの受入環境の整備を推進すること。

加えて、地域住民、観光客等の交流拠点となる「みなとオアシス」に対する支援制度の拡充を図ること。

- (3) 大規模地震や津波、高潮等の災害時に防護効果を有する防波堤や緊急物資輸送等の拠点として機能する耐震強化岸壁、広域的な経済・産業を支える石油化学コンビナート等が立地する地区の海岸保全施設の整備などを推進すること。加えて、民有護岸等の改良に対する支援制度については、対象施設の拡充など一層の支援強化を図ること。

- (4) 港湾の生産性向上と良好な労働環境の確保を図るため、AIを活用したオペレーション、荷役機械の遠隔操作や手続き等の電子化・省力化・効率化など情報通信技術を活用した港湾の整備を推進すること。

- (5) SOLAS条約を踏まえた港湾の保安対策を適切に継続するため、老朽化した埠頭保安設備の維持・更新に対する財政支援の拡充を図ること。

6 鉄道整備の推進について

- (1) 活力ある社会の実現、地域間における交流・連携の強化を図るため、整備新幹線については、国家プロジェクトとしての重要性を踏まえ、国と地方の負担のあり方など財源構成の枠組みの見直しをはじめ、地方の受益の程度を勘案した負担改善策を実施し、「整備新幹線の取扱いについて」（平成27年1月14日 政府・与党申合せ。以下「政府・与党申合せ」という。）及び「北陸新幹線の取扱いについて」（令和2年12月16日 国土交通大臣）に基づき、早期完成・開業を図ること。

また、並行在来線の維持・存続のため地方の実態とニーズを踏まえ、政府・与党申合せに基づき、財源確保の方策も含め、幅広い観点から新たな仕組みを早急に検討し、所要の対策を講じること。また、線路使用料の算定方法を実態にあわせて見直し、支援を拡充するほか、経営維持のための運営費補助等の支援制度や、並行在来線とJR路線等を乗り継ぐことによる、利用者負担を緩和するための、乗継割引に対する財政支援制度を創設し、JRに対しても乗継割引制度の導入を指導するなど、並行在来線への財政支援策の充実を図ること。

加えて、並行在来線の経営分離については、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

- (2) 災害時のバイパス機能やリダンダンシーの確保の観点も含めて、リニア中央新幹線や北陸新幹線の全線整備、地方創生回廊中央駅構想、青函共用走行問題の抜本的解決について、早期実現を図ること。

加えて、整備新幹線の整備が進捗していることも踏まえ、基本計画路線についても、早期に整備計画路線へ格上げするなど新幹線の整備促進を図ること。

- (3) 国土の均衡ある発展の観点から、都市間を結ぶ幹線鉄道の高速化、相互連携及び安定輸送確保、鉄道未整備地域における鉄軌道の新規整備を図ること。

また、都市鉄道等の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めるとともに安全性確保・向上を図ること。

7 地域における交通の確保等について

- (1) バス路線、鉄道路線、離島航路・空路、タクシー等の地域公共交通は、住民生活や経済活動、地方創生に不可欠な基盤であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、一段と厳しい環境にあること、また、その将来にわたる維持・確保及び充実を図るため、地方公共団体や交通事業者の意見を踏まえ、必要な予算の確保や財政支援の拡充等の適切な支援を講じるとともに、補助制度の見直しについては、地域の実態に合うよう十分に配慮すること。また、地域公共交通の維持・確保に大きな影響を及ぼしつつある運転手不足の解消に向けた具体的な策を講じること。

また、JR北海道やJR四国、第三セクター鉄道をはじめ、地域公共交通を運行する多くの事業者は経営基盤が脆弱であることが多いため、安全輸送に必要な

補修・点検のほか老朽化対策、防災・減災対策や機能向上、高速化に資する投資、経営の安定化、自然災害からの速やかな復旧に対する支援策を充実すること。特に第三セクター鉄道については、その多くが開業から30年以上経過し、車両や施設・設備の更新時期が到来していることから、更新が確実かつ計画的に実施できるよう、必要な予算の確保や財政支援の拡充等の適切な支援を講じること。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化しているJR本州3社及び九州についても、引き続き地方の鉄道ネットワークが維持できるよう、一定の経営支援を講じること。

さらに、地域公共交通の維持・確保に資する、自動運転やDMV等の新技術の開発や導入・普及に向けた検討等を行うこと。特に高齢化や人口減少の進展が著しく、自家用車への依存度が高い中山間地域等での、自動運転をはじめとする新しいモビリティ・サービスの社会実装が円滑に進むよう、国による幅広い支援を行うこと。

- (2) 地域公共交通制度について、路線バスやタクシーなどの旅客自動車運送事業の許可権限の移譲や、公共交通不便地域の解消に向けた地方公共団体の取組に対する財政支援の充実など、地方公共団体が地域の公共交通の形成に主体的に関与する仕組みづくり及び必要な支援を検討すること。
- (3) 公共交通機関の利便性向上を図るため、交通情報のオープンデータ化の推進や交通系ICカード等のキャッシュレス決済の導入、エリアをまたぐ広域利用のためのシステム改修、鉄道トンネル内等での携帯電話等の接続環境の向上など、事業者が行う投資に対する支援策を充実するとともに日本版MaaSの早期実現と普及を図ること。
- (4) 内航フェリーやRORO船は、広域的な物流や観光交流を支え、モーダルシフトの受け皿、また、災害時の陸路に替わる輸送手段等としても期待されるなど重要な役割を果たしているが、高速道路料金の見直しやSOx規制強化に伴う燃料価格の上昇に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により一段と厳しい環境にあることから、航路の維持・確保に向けて支援策を講じること。
- (5) 高速乗合バス・貸切バスの安全対策について、運送事業者に対する指導に加え、バスの運転者の確保・育成と疾病対策、車両の安全対策、日本バス協会が実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の活用など実効性のある安全確保対策を徹底すること。

8 航空路線の維持・充実等について

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、航空路線が全国各地の産業や経済及び住民の生活に果たしている役割、さらには我が国経済全体に及ぼす影響の大きさにも十分配慮するとともに、東日本大震災後の復興や地方への誘客支援を図る観点、生活交通としての地域航空路線を維持可能なものとする観点からも、航空ネットワークの維持・充実、地方空港アクセス改善に対する支援制度の構築及び空港機能の強化について適切な対応を図ること。

9 観光振興対策の推進について

- (1) 新型コロナウイルスなどの感染症の拡大や自然災害などに際しては、地域経済への影響を最小限に留めるため、中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援や雇用対策などについて、速やかな制度内容の周知徹底と的確な実施、現場の必要性に応じた弾力的な運用を行い、事業者の事業継続と雇用の維持・確保を支援すること。あわせて、感染拡大が一定程度収束した段階や災害後などにおいて、観光需要の速やかな回復に向けた国内外からの誘客のための具体的な取組に対する支援策や生じた損失に対する総合的な支援を速やかに講じること。
- (2) 観光先進国確立に向け、空港・港湾における訪日外国人旅行者等の出入国手続きについては、短時間のスムーズな入国審査をはじめとした手続の改善等を進めるとともに、感染症の発生リスクを考慮した水際対策との両立が可能な受入体制の整備を促進すること。
また、クルーズ船の入港にあたっては、感染症対策等リスク管理も含め、事前に国が、国、寄港地、クルーズ船社等の役割など感染症対策の各港共通のルールを示すとともに、危機管理に関する積極的な対策を実施すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症や自然災害などによる影響を受けた地域の回復、訪日外国人旅行者の今後の更なる増加や地方への誘客を図るため、風評被害対策や安全・安心に係る正確かつ迅速な情報の発信、訪日誘客支援空港への支援の継続や支援策の拡充、訪日短期滞在ビザ免除対象国の拡大、訪日個人旅行の促進、国際会議等MICEの誘致、送客元の多様化を図るなど、積極的な対策を実施すること。
- (4) 国内外から観光客を呼び込み、観光の力で「地方創生」に魂を吹き込むため、特に、新型コロナウイルス感染症収束後の訪日外国人旅行者の需要を確実に取り込む観点から、国際的に質の高い観光地の形成が必要である。
このため、マーケティング、戦略策定、プロモーション、商品造成等を一体的に実施する「観光地域づくり法人（DMO）」の形成・確立に対する支援に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度が創設される中、DMOについても、法的な制度も含めて、自主的かつ安定的な財源を確保しながら継続的に観光地経営を推進できる制度の構築を図ること。
また、ワーケーションなど「新しい旅のスタイル」の普及・定着、「住宅宿泊事業法」の適切な運用に対する支援、外国語併記の観光案内標識の設置促進、無料公衆無線LANの整備促進や規格の統一、観光施設や道の駅等のキャッシュレス環境整備、災害時の情報伝達など緊急時の対応、観光人材の確保・育成、国際競争力の高いスノーリゾートの形成等の滞在コンテンツの造成などに取り組むこと。加えて、分散型旅行の普及・啓発など、より多くの旅行機会の創出に繋がる取組を推進すること。
- (5) 観光業は地域経済を支える重要な産業であり、その中核施設である旅館・ホテルは災害時避難所としての機能も期待されていることから、耐震改修促進法の改正に伴う建築物の耐震設計・改修に係る費用について、特別交付税措置の

更なる拡充など地方への財政支援を行うとともに、耐震改修工法の情報提供など総合的な支援策を講じること。

- (6) 交流人口を拡大し、地方の活力を高めるためには、それぞれの地方が持つ自然や歴史、文化等を活かした魅力ある新たな観光素材の発掘・磨き上げが不可欠であるため、その整備・拡充や観光周遊ルートの整備等を支援するとともに、快適な旅行環境の創出や観光地における渋滞解消等のための対策、さらには、サイクルツーリズムの推進を図ること。
- (7) ワールドマスターズゲームズ 2021 関西や第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）などの国際的なスポーツ大会の開催を、訪日外国人旅行者の全国各地への誘導を通じた地域経済活性化の好機と捉え、大会開催中及びその前後の期間を対象とし、低廉な陸・海・空の周遊フリーパスを創設するなど、「訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策」を積極的に講じること。
- (8) 国際観光旅客税については、DMO等の取組も含め、これまでも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていること等を踏まえ、国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分すること。
- (9) 特定複合観光施設（IR）区域制度については、新型コロナウイルス感染症収束後における観光活性化の起爆剤として期待されることを踏まえ、日本型 IRによりもたらされる高い政策効果を早期に発現させるため、全国で3箇所を上限とする IR区域認定を早期に実施すること。併せて、その趣旨が社会全体に正しく浸透するよう努めるとともに、IR整備に際しては、懸念されるギャンブル等依存症や感染症等について、国として地方公共団体等とも連携した対策を講じること。

10 過疎地域等特定地域の振興施策の推進について

- (1) 過疎地域、山村、離島、半島等特定地域の地理的、自然的特性を生かした持続的発展を図るため、関係省庁が連携して、地域の振興施策を推進すること。
また、現行の離島振興法の期限終了後も、引き続き離島振興策を講じていくための制度を構築すること。
- (2) 平成 29 年 4 月に施行された「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に定める有人国境離島地域については、我が国の領海、排他的経済水域等の保全という重要な役割を担っていることから、課題に直面する地方の意見をよく聴き、特定有人国境離島地域の追加指定等の見直しを行うこと。
また、離島航路・航空路の運賃等の引き下げ、生活及び事業活動に必要な物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充や港湾、漁港、道路、ヘリポート及び空港の整備等、地域社会の維持に必要な支援措置の拡充を図るとともに、財政措置を講じること。

【社会保障関係】

1 地域医療体制の整備等について

(1) 地域の医療提供体制の維持・確保

ア 都道府県は、地域医療構想に基づき、2025年に向けて病床機能の分化・連携を進め、高度急性期から慢性期及び在宅医療等に至るまで、それぞれの医療機関等が十分に機能し、患者がどの地域に住んでいても必要な時に必要な医療が受けられる医療提供体制の整備に向け協議を進めている。

各地域において、持続可能な地域医療の体制を構築するため、構想実現に向けた議論を進めていくにあたり、既存の地域医療介護総合確保基金の活用も含めた財政支援を行うとともに、引き続き各地域における議論に対して技術的・専門的な支援を行うこと。

また、地域の医療提供体制の維持・確保には、地域医療介護総合確保基金や医療提供体制推進事業費補助金等が重要な役割を果たしていることから、将来にわたり必要な財源を確保するとともに、救急医療等の実態や、災害時に地域医療機能を担う病院の耐震化の現状に即して補助基準の緩和・補助基準額の拡充や補助率の嵩上げを行うなど、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう見直すこと。

あわせて、地域医療構想の実現に向けては、地域全体の医療の将来像について関係者間で地域の実情に応じて議論を行うことが必要であることから、地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、実質的な議論の内容を踏まえることとし、一律に進捗状況により評価することのないようにすること。

イ 新型コロナウイルス感染症への対応において、公立・公的医療機関の存在・重要性が再認識されたことなども十分に踏まえ、地域医療構想の実現など地域医療の確保に向けた取組推進に当たっては、地方とも丁寧に協議をしながら、慎重に検討を進めるとともに、地域の実情に即した柔軟な取扱いをすること。

また、医療計画に、感染症に係る医療の確保を定めるための医療法改正が行われる予定であることから、必要に応じて地域医療構想の進め方についても見直すなど、新興感染症への対応について、医療計画と地域医療構想の整合性に配慮すること。

併せて、重症・中等症患者の受入については、今後の新興・再興感染症の感染拡大にも対応できるよう、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。

ウ 多くの医療機関では、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず厳しい経営状況にあることから、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう、診療報酬のあり方も含め引き続き戦略的かつ継続的に対処すること。加えて、薬局・健診機関、介護・福祉サービス、柔道整復、あん摩マッサージ・鍼灸等の事業所等についても、同様に経営安定化のための財政支援等の必要な支援を行うこと。なお、これまで慰労金の支給の対象とされていない薬局の従事者についても、慰労金の支給対象とすること。

エ 大規模災害時の感染症対応を想定し、DMAT等を参考に、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成を国の責任で行うこと。あわせて、緊急時に備えた資機材整備に対する支援を具体的に措置すること。

オ 自治体病院などの地域の拠点病院は、救急医療・へき地医療・精神医療など地域において重要な役割を果たしている。特に、中山間地域や離島においては、診

療所医師の高齢化や後継者不足により一次医療の維持・確保が課題となっており、診療所を支援する役割も、より一層重要になっている。その使命に鑑み、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の効率化や医療体制の整備について、引き続き実態を踏まえた必要な支援策の充実を図ること。

カ 公立病院の再編・ネットワーク化については、病院事業債（特別分）の交付税措置の対象となる要件が令和3年度も継続して行われるものとなっているが、地域医療構想の実現に向けて、病床の機能分化・連携のための取組が一層推進されるよう、病院事業債特別分の交付税措置率引き上げ、適用期間の延長及び適用要件の緩和を図ること。

キ 社会保険診療に係る消費税の取扱いについては、令和元年10月の引き上げに際し、配点方法を精緻化した上で引き続き診療報酬での補てんが行われることとされたが、引上げ後の実際の補てん状況について継続的に調査を行うとともに、患者負担の増加や医療機関の経営実態等を十分に考慮した上で、地域医療体制確保の観点から、必要な場合には速やかにかつ確実に対策を講じること。

（2）医療人材の確保

ア 国においては、医師の地域偏在解消に向けた医療法及び医師法の改正を行ったところであるが、地方の医師不足の背景には、人口や社会資源等の一定の地域への集中という構造的な問題があるため、現行の制度・枠組みの下では、地域医療の維持・確保に限界がある。これまでの地方での医師確保の努力を毀損することなく医師不足・医師偏在の解消につながるよう、国が主体的に地域の実情を十分に踏まえた実効性のある対策を行うこと。

イ 国はこれまで、近い将来に医療需給が均衡し、医師が過剰となることを前提に、医師偏在対策を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症が全国で流行している状況では、医師が多数とされる地域においても、医師や病床などが不足し、適切な医療提供体制を維持できないことが浮き彫りになってきていることから、感染症などの危機的事象が発生しても、住民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、地域で必要な医療の供給量を再検証し、新たに医療計画の記載事項として追加となる新興感染症等の流行拡大時における医療を含めた5疾病6事業等に携わる医師の確保策も含め、政策に反映させること。

ウ 地域における医師不足や医師の偏在を抜本的に解消していくため、医師が少ない地域における一定期間の勤務を義務づけるなど、実質的かつ効果的な対策を講じること。

エ 医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや医師の働き方改革の影響等を十分考慮した上で、医師確保が必要な地域等に医師を配置・確保することを目的として増員された医学部臨時定員枠の在り方については、地域医療の実態を十分に把握した上で慎重に検討を行うこと。特に地域の実情に十分配慮した上で、大学が地域と連携して医師の育成及び医師不足の地域・診療科への医師を派遣する役割を果たすことができるよう、地域枠の適正な運用を継続するとともに、恒久定員内での地域枠の設置を要件とすることなく、地域に必要な医師が十分に確保されるまで医学部臨時定員増を延長するなどの対応を行うこと。また、地域枠の設置については、大学が都道府県に負担を求めることなく必要な教育を行えるよう、大学に対して国が十分な財政的措置を行うこと。さらに、医師不足が顕著な地域における医学部新設もあわせて検討すること。

併せて、地域枠からの離脱防止のため、地域枠の医学生等に対して制度の意義などを十分理解してもらえるような支援を行うこと。

オ 臨床研修医の募集定員が縮小される中、新たな算定方法では、定員数が大幅に減少する地域も存在すること、及び特定の地域に臨床研修医が集中する流れが解消されない恐れがあることから、医師偏在を助長することのないよう引き続き地域の実情に応じた調整を行いつつ、新たな算定方法の検証を行うとともに、特定の地域への集中を是正する抜本的な対策を速やかに行うこと。

また、医師法の改正により臨床研修病院の指定権限が国から都道府県知事に移管されたが、一定水準の研修の質を担保するためには、国の関与が必要不可欠であり、引き続き都道府県に対する技術的支援を行うこと。

カ 都道府県が行う、医師や看護師等の確保や偏在是正対策に対し、地域医療介護総合確保基金の充実や弾力的な活用を含む抜本的な財政支援を講じること。

キ 医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや医師の働き方改革による影響を考えれば、単純に医師の需給推計などで医師確保の取組を制限するのは適当ではない。仮に医師の需給推計など将来推計を行うのであれば、必要とされる医師数を適切に推計するとともに、その結果について事前に都道府県で検証できるようデータや計算過程の全てを明らかにして説明を行う等地域の理解を十分に得るようにすること。

ク 医師の働き方改革については、医師の健康確保を図りつつ、大学の医局等からの医師の引き揚げの誘発や医師不足による救急医療の縮小等を招くことがないように、また、都道府県に対し、一方的に新たな役割・財政負担が課されることのないよう、ブロック別に説明会や意見交換会の場を設けるなど、都道府県ごとに置かれている状況が違ふことを踏まえ、都道府県と丁寧かつ十分に協議し、必要な支援を行うこと。

ケ 新たな専門医制度については、サブスペシャリティ領域の研修のあり方を含め、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、制度開始後の地域医療に対する影響を検証することと併せて、都道府県に十分な情報提供を行い、その意見も踏まえ、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる制度として機能するよう、必要に応じて運用の見直し等を行うこと。また、見直し等にあたっては、地方の声を聞くための仕組みを法定化した趣旨を尊重し、適切に意見照会を行うとともに、地方から提出された意見については最大限配慮し、その反映状況及び見直し内容を都道府県に対し速やかに情報提供を行うよう、日本専門医機構に強く働きかけるとともに、国の責任において、見直し後の制度について、全国的に適切に運用されるよう、都道府県に速やかに通知等を行うこと。

併せて、専攻医募集にあたっては、制度本来の目的を鑑み、研修の質を担保することについて十分な考慮をした上で、各都道府県知事の意見を十分に尊重し、専門研修制度の見直しが地域医療に影響を及ぼすことなく、地域の実情や新型コロナウイルス感染症の長期化を踏まえたシーリングの弾力的運用が可能な制度設計となるよう、日本専門医機構に強く働きかけること。

また、地域勤務が義務付けられている医師や出産・育児、介護等と専門研修を両立しようとする医師に対する配慮として、各領域においてカリキュラム制度や身分保障に関する配慮の内容を明確にするるとともに、各基幹施設においてもそれが実行できるよう日本専門医機構に働きかけること。

併せて、地方の指導環境を充実させるため、派遣元病院にインセンティブを付与することなどにより、都市部から地方へ指導医が派遣される実効性のある仕組みなどを創設すること。

コ 各都道府県における看護職員の需給推計に基づく取組を支援するとともに、医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を強力に推進すること。

- サ 新型コロナウイルス感染症の長期化を踏まえ、看護師等の医療人材の確保のため、必要な財政支援を行うこと。
- シ 感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、感染症対応業務に従事する保健師等の恒常的な人員体制を強化するため、十分な財政措置を確実に行うこと。

(3) 抗インフルエンザウイルス薬の効率的な備蓄

国の備蓄方針に基づき、国及び都道府県が行っている抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（行政備蓄）について、使用期限の経過により大量に廃棄処分されているため、新薬及び後発医薬品の出現により想定される「平時における市場流通量」並びに「パンデミック時におけるメーカーの放出能力」の増大等の環境変化を踏まえ、メーカー及び卸売業者による備蓄（流通備蓄）を増加させるとともに、行政備蓄の削減を図り廃棄処分を最小限にするよう、運用体制を効率化すること。

また、行政備蓄分は、国及び各都道府県がそれぞれで調達しているが、業務効率化や経費節減の観点から、国で一括購入し各都道府県に配分するなど、調達方法の抜本的な見直しを図ること。

2 医療保険制度改革の推進について

(1) 医療保険制度

- ア 将来にわたって持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任の下、地方と十分な協議を行いながら医療保険制度改革等を着実に行うこと。
- イ 国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、新制度の運用状況を鑑み、不断の検証を行いながら国保制度の安定化を図られるよう必要な見直しを行うとともに、平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に実施することとし、その際に、特別調整交付金等の国保の財政制度の見直しが必要な場合には、近年全国で災害が頻発している状況を踏まえ、復旧に取り組む被災自治体の実情にも配慮したものとすること。
- ウ 国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、今後もその機能を引き続き維持することとし、国民健康保険制度における保険者のインセンティブ機能を担うものとしては、「保険者努力支援制度」を有効に活用し、具体的に受益と負担の見える化に取り組んでいる都道府県への評価の在り方など制度の運用については地方と十分に協議を行うこと。特に新型コロナウイルス感染症により影響が生じる評価指標については十分配慮すること。あわせて、インセンティブを強化する場合には、既存財源からの振替えではなく、国の責任において新たな財源を確保して行うこと。
- エ 保険者努力支援制度を抜本的に強化するために令和2年度から設けられた「保険者努力支援交付金（事業費分・事業費連動分）」については、その用途を国民健康保険に限定せず、結果として地方の医療費適正化に資する予防・健康づくり事業全般について、人件費を含めた体制整備等の取組に活用可能とするなど、地方の実情に沿った使い勝手の良い制度となるよう地方と協議を行うこと。
また、交付の要件や対象外経費等を変更する際は、自治体の予算要求時期に配慮すること。

なお、事業費連動分に係る評価指標については、国保財政の健全化に向けた取組への有効な動機づけとして各保険者が確実に交付を受けられるようにするため、それぞれの保険者の置かれている地域の実情を踏まえた事業規模等とすること。

オ 国が市町村に対し提供する国民健康保険市町村事務処理標準システム（以下「国保標準システム」という。）について、これから導入に向けた検討・準備を開始する市町村が多いこと、導入時期が集中することでシステム導入を担う事業者が不足し、導入時期が伸びていくことが見込まれること等の事情を踏まえ、円滑な導入を推進するために、国において令和5年4月以降の導入に要する費用についても財政支援を行うこと。

また、同システムの導入を更に推進するため、国の交付金に係る申請データの自動作成など、システムの機能充実に取り組むこと。

さらに、同システムについては、都道府県単位の共同利用クラウドでの導入が推奨されているが、クラウドの構築に当たり、運用費用が高額となる場合があり、導入を見送る一因となっていることから、導入の推薦にあたっては、国の責任において、運用費用の低減策を講じること。特に、今後、地方区分・全国クラウドとなることで、スケールメリットの拡大による運用費用の低減が期待されることから、国において、地方区分・全国クラウド実現に向けた具体的な検討を行い、ロードマップを示すこと。

なお、国において自治体の業務システムの統一・標準化について令和7年度末までの実現を目指して取り組んでいるところであるが、国保標準システムを既に導入している市町村及びこれから導入する市町村に影響が出ないよう適切な対応策を検討すること。

カ 国の公費の見込額と実際の交付額の差や前期高齢者交付金及び後期高齢者支援金等の精算制度が国保財政運営の不安定要因となっていることから、可能な限り正確な算出となるよう運用方法の見直しを行うこと。あわせて、財政安定化基金の用途を拡大し、年度間の財政調整機能を持たせるよう法改正の手続きが行われているところであるが、当該機能が効果的に発揮できるよう都道府県の財政規模に見合った適切な積立額を基金に確保するための必要な財政措置を講じるとともに、すでに都道府県に措置されている財政安定化基金（特例基金・財政基盤強化分）の執行残についても同様に活用できるよう検討すること。

キ 医療保険制度間の公平と子育て支援の観点から要望していた、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入について、令和4年度からの施行に向け、法改正等の手続きが行われているところであるが、対象となる子どもの範囲は未就学児に限定され、その軽減額も5割とされているため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、対象範囲及び軽減割合の拡充について検討を行うとともに、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じ、あわせて、すべての子ども、重度心身障害者（児）、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。

ク 国民健康保険制度の取組強化として、法定外繰入等の解消や保険料水準の統一など法改正を含めた対応が進んでいるが、地方の実情に応じた取組を阻害することがないよう地方の意見を尊重し、引き続き地方と協議を行いながら、制度の運用を行うこと。

ケ 後期高齢者の窓口負担における2割負担の導入に当たっては、医療機関や地方の現場が混乱することがないように、国において制度改正の目的や内容について国

民の理解が得られるよう丁寧な周知を行うこと。

また、引き続き医療保険制度における給付と負担の見直しについて検討を行う場合は、制度設計者である国の責任において、必要な医療への受診抑制につながるようなことがないよう、特に低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討すること。

なお、見直しにあたっては、医療費等の増加に伴う公費負担の財源について、地方公共団体にとって過大な負担とならないよう、国において十分な財政措置を講じ、持続的で安定的な制度とすること。

コ すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。

サ マイナンバーカードの保険証利用については、国の責任において国民及び医療機関への普及・啓発を進めるとともに、国民健康保険の保険者に負担を求める場合においては、その根拠及び運営に関する地方団体の権限などを明確にするとともに、明確な地方財政措置を講じること。

シ 都道府県のガバナンス強化として、「生活保護受給者の国保等への加入」や「後期高齢者医療制度の都道府県移管」を検討する動きがあるが、都道府県と市町村が一体となり、平成30年度国保制度改革後の国保財政運営の安定化に努めているところであり、拙速な議論は地方や国民を混乱させ、ひいては社会保障制度の信頼を損なうこととなるため、議論に当たっては制度の課題や運営状況の分析を行い、慎重な議論を行うこと。

ス 国は、国保連が運用する国保総合システムについて、社会保険診療報酬支払基金の審査支払業務との「整合的かつ効率的な運用」実現のための更改を求めているが、当該目的達成には通常の変更比べ費用の掛かり増しが生じるため、保険料への転嫁を回避するため、所要の財政支援を行うこと。

セ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の各制度における被保険者に対する国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免を実施した際の財政措置について、市町村等の保険者の安定的な財政運営のため、減免額の全額を国が財政措置すること。

(2) 医療費適正化の推進

ア 第四期医療費適正化計画に向けた見直しに当たっては、国がその役割と責任を果たすという前提に立った上で、都道府県、区市町村、医療保険者、医療機関等の関係者がその役割に応じた取組を行える仕組みとなるよう、都道府県と十分協議の上、検討をすすめること。

イ 国は、医療費適正化の推進についてその役割と責任を果たした上で、都道府県及び保険者が、医療費適正化の取組を円滑かつ効率的に実施できるよう、都道府県並びに保険者協議会におけるデータ分析・活用のためのノウハウやツールの提供等の環境整備、体制強化及び人材育成に係る必要な支援を行うとともに、医療費適正化の推進に向けて、先進・優良事例の全国展開を積極的に行うこと。あわせて、国民や医療機関等の理解促進に向けた啓発を行うこと。

ウ 保険者協議会の運営を実効性のあるものとするため、協議会の運営や事業に要する財政措置は引き続き国の責任において講じること。

エ 高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方を検討するにあたっては、国として、地域独自の診療報酬の妥当性及び医療費適正化の実現に向けた実効性に係る検討を、各都道府県の意見も踏まえ、慎重かつ適切に行うこと。

また、都道府県がそれぞれの地域の実情を踏まえながら進めている医療費適正化のための取組の状況等に配慮し、その意見を十分に聞き尊重すること。

3 健康づくりの推進について

(1) 健康長寿社会の実現

ア 健康長寿社会の実現に向けて、健康寿命の延伸に向けた取組等国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

また、高齢者の保健事業と介護予防・フレイル対策を一体的に実施するため、保健指導等を行う保健医療専門職の確保及び資質向上の支援を行うこと。

健康寿命の算出にあたっては、介護保険データに基づく「日常生活動作が自立している期間の平均」を採用すること。

イ 受動喫煙防止対策の強化については、制度の円滑な運用が可能となるよう、各省庁が連携して国民に対し制度の十分な周知を図るとともに、国において実施している受動喫煙防止対策助成金の対象・助成率等の拡充や相談支援業務の体制等を充実・強化するほか、都道府県等に対し必要な財政的・技術的支援を行うこと。

ウ 国においては、医療等データの利活用に向けた取組が進められているが、データを有効活用し、施策の企画立案に生かせるよう、自治体ごとの地域課題の分析に必要となる実績数値や推計式及びデータの分析例や活用方法、自治体の健康課題の解決につながった活用例の提示を行うとともに、人材育成等に係る支援を行うこと。

(2) 疾病の予防及び対策の推進

ア 難病患者の社会参加のための施策を充実させるため、福祉・介護サービス等の拡充などによる、総合的・包括的な支援をより一層推進するとともに、新たな医療提供体制の整備に向けて、必要な財政措置を講じること。

イ 小児慢性特定疾病患者についても、成人移行期支援として、医療提供体制の整備も含め、20歳以降も継続的に医療費助成が受けられるよう、必要な財政措置を講じること。

ウ 第3期がん対策推進基本計画に基づき都道府県計画を見直したところであるが、市町村において効果的・効率的ながん検診受診勧奨を実施するため、特定健診と同様に検診実施者の役割や検診対象者等を法的に明確に位置付けること。

あわせて、がん検診受診率向上のため、がん検診の実施者である保険者、事業者、検診機関及び市町村間での、職域におけるがん検診の対象者数や受診者数等の情報共有を可能とする体制の整備や仕事と治療の両立等各種取組が円滑に実施できるよう、必要な支援を行うこと。

また、がんゲノム医療を必要とする患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられるよう医療提供体制を早急に整備するとともに、がん医療の一層の充実強化のため、がん診療連携拠点病院の機能強化に向けた財政支援等の充実を図るとともに、ゲノム情報等のビッグデータを解析し、がん医療の質の向上につなげる体制の整備を確実にすること。

さらには、子宮頸がんの予防については、若い世代のがん検診の受診促進と、ワクチンに関するエビデンスに基づく知識の普及を併せて行うことが効果的であることから、特に若い世代に向けたがん対策に積極的に取り組むとともに、都道府県の取組に対する専門的・技術的支援や、ワクチンについての知識の普及に要

する経費への財政的支援を行うこと。

4 超高齢社会への対応について

(1) 地域包括ケアシステムの構築等

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、医療・介護の体制整備が急務となっているが、中山間地域や離島をはじめ、国民が住んでいる地域によって、提供される医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉サービスなどに格差が生じることのないよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくために、基盤整備や人材確保のための支援を行うこと。

(2) 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金については、評価指標の判断基準を明確にするとともに、制度の運用については事前に地方と十分に協議を行い、意見を制度に反映させること。

また、適切な指標を設定し、PDCAサイクルに沿った取組を進められるよう、国が保有する介護関連のデータを都道府県が利活用しやすい環境を整備すること。

(3) 認知症施策の推進

誰もが同じ社会でともに生きる「共生」の基盤のもと、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向け、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への備えとしての取組、認知症の人と家族を社会全体で支える体制の構築や、地域の実情に応じた体制づくりに対する恒久的な財政措置に加え、若年性認知症の人達が就労の継続を含めた社会参加等、本人の力を最大限に活かせる環境整備を行うこと。

あわせて、認知症発症メカニズムの解明と予防や治療に関する研究開発を加速化するなど、国による認知症に関する研究・技術開発の促進を図ること。

(4) 介護人材の確保

ア 介護人材の安定的な確保・育成・定着を図るため、国において介護職への理解促進とイメージアップを様々なメディアを活用するなど緊急にかつ財源を集中的に投下して実施し、学生や主婦、元気高齢者などの多様な人材の確保に取り組むとともに、介護現場における魅力ある職場づくりを促進すること。

イ 介護事業者が円滑に外国人を雇用できるように、外国人介護人材の受入体制の充実を図ること。

ウ 更なる処遇改善を図り、効果検証に基づく継続的な制度改善を通じて、経験・技能のある人材を育成するとともに、生産性向上に向けた取組の好事例を全国に横展開させるなど人材の定着を促進する実効性のある施策を強力に推進すること。

(5) 持続可能な介護保険制度に向けて

介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、適切な介護報酬の設定や保険料と国・地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を図ること。

5 少子化対策の推進について

(1) 子ども・子育て支援施策等の充実・強化

少子化の克服は我が国における喫緊の国家的課題であることから、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援により、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、国は予算規模を拡充した上で、結婚支援センターの運営を含む複数年にわたる同一事業の対象化など地域少子化対策重点推進交付金の運用や、健康保険適用外の不妊・不育症治療への経済的負担軽減、子育て世代包括支援センターへの財政支援など、結婚及び子ども・子育て支援施策等の更なる充実・強化を図ること。

また、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施のため、地方に生じた新たな事務については、都道府県や市町村に過大な負担が生じないように、国において必要十分な財源の確保と適切な措置を講じること。さらに、現在対象外とされている0～2歳児についても無償化の対象に加えること。

(2) 待機児童解消に向けた受け皿整備

「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」、「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」及び「新子育て安心プラン」に盛り込まれている待機児童の解消に向けた受け皿の整備については、国の責任において着実に推進すること。

(3) 保育士確保と保育の質の確保等

保育士等の確保も厳しい状況にある中、受け皿の整備に伴い、更に多くの保育士等の確保が必要となることから、保育士修学資金貸付等事業を継続し、引き続き処遇改善や潜在保育士の再就職支援等を推進するほか、保育の質を確保するため、子ども・子育て支援新制度における「質の向上」の中に盛り込まれている1歳児及び4、5歳児に係る職員配置の改善についてはもちろんのこと、すべての年齢別の職員配置改善の早期実現や研修体制整備等に対する支援の充実を図るとともに、処遇改善等加算の認定事務の簡素化や施設整備交付金の一本化などを進めること。

また、これまで、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護・福祉分）の慰労金の支給の対象とされていない児童関係施設の職員についても、慰労金の支給対象とすること。

(4) 切れ目のない子育て家庭支援

保育所等を利用せず家庭で育児を行う世帯が多数いることから、全ての子育て世帯が負担軽減を享受できるように在宅育児世帯に対する支援制度・仕組みを構築するほか、多子・多胎児世帯やひとり親世帯等に配慮し、多子・多胎児世帯に有利な税制等の構築や、「小1の壁」をなくし、切れ目なく子育て家庭を支援するため、放課後児童クラブの待機児童の解消に資する施設整備や人員確保、民間による多様な放課後児童の居場所づくりを支援したり、利用料を無償化するなど、より一層の財政支援と経済的負担の軽減を図ること。

(5) 子どもの医療費制度

子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、未就学児に限らず、すべて廃止するとともに、国の責任において、子どもの医療に

関わる全国一律の制度を創設すること。

(6) 仕事と子育てを両立できる環境づくり

長時間労働の是正、時間単位年次有給休暇やテレワークなど柔軟な働き方の導入促進、海外の先進事例等を参考とした男性の育児休業取得に向けた取組の充実など、多様な担い手による育児・家事参画の促進と、希望する誰もが就業でき働き続けることができる仕組みを構築することでキャリア形成に対する支援の拡充を図るとともに、社会全体で子育てを応援する気運の醸成に向けた施策を強化するなど、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進すること。

(7) 児童扶養手当額の拡充

全国ひとり親世帯等調査（平成28年度）の結果によれば、世帯の平均年間収入は、母子家庭、父子家庭ともに児童のいる世帯を下回っているなど、ひとり親世帯は経済的にも困難を抱えている状況を踏まえ、児童扶養手当の拡充を図ること。

6 厳しい環境にある子どもたちへの支援について

(1) 子ども・家庭に応じた支援

令和元年11月の「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、ひとり親家庭の就労形態の転換促進や児童養護施設等の子どもたちの自立支援の充実等、特に厳しい環境におかれた子どもたちへの支援等の抜本強化を図ること。

とりわけ、母子世帯は依然として厳しい経済状況にあることから、各家庭に応じた総合的な支援制度の創設など、ひとり親家庭施策の更なる充実を図るとともに、養育費にいたっては、母子世帯の子ども約3割しか受け取れていない状況を踏まえ、実効性のある養育費確保方策を講じること。

このほか、「地域子供の未来応援交付金」の予算規模・対象事業の拡大、都道府県・市町村別の分析が可能な子どもの貧困に関する全国実態調査の実施、生活困窮世帯の子どもたちに対する学習・生活支援についての国庫補助の事業費上限撤廃・補助率引上げなど各自治体が行う子どもの貧困対策の充実のために必要な施策を講じること。

(2) 児童相談所の体制整備

増加する児童虐待に児童相談所が対応するため、平成30年12月に策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等を踏まえ、児童相談所の体制及び専門性の一層の強化に向けた人材の確保・育成を図るとともに、そのための財政支援策を講じること。

(3) 都道府県社会的養育推進計画の実現に向けた支援等

平成28年改正児童福祉法及び「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえて各都道府県が策定した「都道府県社会的養育推進計画」の実現に向けてフォスタリング機関の設置等必要な財源を確保するとともに、施設等における人員配置の適切な見直しや人材確保なども含めた各自治体を使いやすい支援制度の充実を図ること。また、社会的養育推進の必要性及び里親制度について広く国民に対し周知すること。

(4) 一時保護実施特別加算費の改善

要保護児童の一時保護先の確保手段として、児童養護施設等における一時保護専用施設の設置促進が図れるように、一時保護実施特別加算費の増額を行うこと。

また、現状の一時保護実施特別加算費の支給基準では専門職の人件費等に十分に対応できず、本体施設の運営費を繰り入れて不足額分を支出している状況にあることから、専門職を配置した場合や入所児童の生活・学習環境の改善を図る場合の加算費の支給基準の見直しを行うこと。

7 障害保健福祉施策の推進について

(1) 障害者総合支援法等

ア 改正障害者総合支援法が平成30年度から完全施行されたが、地方の意見を踏まえた上で、運用の見直しや必要な財政支援等を講じること。

イ 重度の障害者への支援については、障害の特性や必要とされる支援の度合に応じて適切な対応ができるよう、障害者や地域の実情を踏まえた報酬の評価や、地方自治体における支援体制の整備や人材育成等の取組への支援、福祉サービスの継続的かつ安定的な提供について、財政措置を含め適切な措置を講じること。

ウ 福祉型障害児入所施設については、報酬単価を改善するとともに、実態を踏まえて職員の配置基準の引き上げを行うほか、基準を上回る手厚い職員配置をした場合の加算の充実を図ること。

エ 社会福祉施設等整備事業や、地域生活支援事業等に要する十分な財政支援措置を講じること。

オ 手話言語法の制定のほか、障害者に対する多様なコミュニケーション支援の充実のための法整備を図ること。

カ 重度の障害者に対する医療費助成については、地方公共団体が実施しているが、本来はナショナルミニマムであり、国において、新たな医療費助成制度の整備と必要な財政措置を講じること。

キ 常時介護が必要な重度障害者については、日常生活と同様、就労中においても生活上の介助が必要であるため、地方自治体の自主性・任意性に委ねられた補助金の活用ではなく法定給付として受けられるよう制度化するとともに、国において確実に財政措置すること。

(2) 精神障害者の地域生活支援

ア 各自治体が可能な範囲で積極的に精神障害者の退院後支援を進められるよう、平成30年3月にガイドラインが示されたところであるが、都道府県等の円滑な運用に向けて必要な支援を行うとともに、精神科救急医療の体制整備等も含め財政措置を十分に講じること。また、令和2年度診療報酬改定（精神科救急入院料の見直し）に係る経過措置期間の延長等、診療報酬上の評価を適正に行うこと。

イ アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進が求められているが、対策を充実させるための体制整備や必要な財政措置を講じること。

8 生活困窮者などの対策について

平成30年度に改正された生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の施行状況や国が実施した相対的貧困率の調査結果等を踏まえ、実効性のある貧困対策をより一

層推進するため、財源を確実に確保するとともに、必要に応じ改めて制度の見直しを行うこと。

特に、生活保護制度については、全国一律のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるよう、生活保護基準の見直しによる生活保護受給者の生活に対する影響を検証するなど、不断の見直しを行うこと。

9 地域共生社会の実現に向けて

(1) 地域共生社会に向けた包括的支援等

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備について、地方自治体の創意工夫ある取組を支援するため、都道府県や市町村に新たな負担が生じないように、国の責任において必要かつ恒久的な財政措置を行うこと。

なお、重層的支援体制整備事業のうち、新たな機能として設けられた「多機関協働事業」、「アウトリーチ等継続支援事業」、「参加支援事業」について、令和5年度から1/4を都道府県の負担割合とする考え方が示されたところであるが、都道府県負担導入時には、当該都道府県負担分の財政需要について、確実に交付税措置されるよう引き続き調整すること。

また、高齢者、障害者、子ども・子育て等福祉分野はもちろんのこと、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策等多分野との連携においても、適正かつ円滑に行われるよう各制度間の調整や周知に努めること。

(2) 退所者等の社会復帰等

ア 矯正施設退所者や起訴・執行猶予者などの内、福祉的支援を必要とする高齢又は障害を有する犯罪を犯した者の社会復帰等を支援する取組については、令和3年度より地域生活定着促進事業において、従来事業の対象ではなかった、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢または障害により自立した生活を営むことが困難な者が事業の対象とされたところであるが、全国的に刑法犯検挙者中の再犯者率は増加傾向にあり、再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を策定した地方公共団体においては、地域生活定着促進事業以外にも、犯罪をした者等への支援の取組が実施されているところであり、そうした地方公共団体が実施する取組についても着実な施策の運営が確保されるよう国の責任において十分な財政措置を講じること。

あわせて、再犯防止施策については、国において主体的に取り組むとともに、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で取組を進めること。

イ 地方公共団体が先駆的に実施している、出所者を直接雇用し、住まいと就労の場を用意して、社会復帰に繋げる更生支援の取組は、司法と福祉をつなぐ新たな視点の取組であり、安定的な運営を確保するため、その運用に必要な財政措置を講じること。

(3) ひきこもり支援

当事者・家族等の状況に応じた支援が行えるよう地方の支援の実施等に係る必要十分な財政支援等を行うこと。

(4) 自殺対策の推進

新型コロナウイルス感染拡大の長期化に伴い、自殺者が増加していることを踏

まえ、国においても自殺対策を強力に講じるとともに、交付金等の弾力的な運用を図ること。

10 人権の擁護に関する施策の推進について

(1) 人権教育・人権啓発の推進及び人権救済制度の確立

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、必要な財源を安定的に確保すること。また、インターネットを悪用した差別表現の流布等、様々な人権に関わる不当な差別その他の人権侵害事案が多数発生している。このような人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

(2) 障害を理由とする差別及びヘイトスピーチの解消

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、国による啓発・知識の普及を図るための取組等をより一層推進するとともに、その施行状況について検討する等、実効性のある対策を講じること。あわせて、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

(3) 部落差別の解消

部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、同法第6条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知を始め、相談体制や教育・啓発、地域交流等の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実に対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。

(4) 様々な人権課題への対応

上記の新たに法が制定された人権問題はもとより、児童・高齢者・障害者等に対する虐待、子ども同士の間でのいじめや女性への暴力、多様な性的指向及び性自認に対する理解促進等の様々な人権課題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権課題の解消に向け、国において、その責任を果たすよう、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。

(5) 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題

感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。

また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるSNS人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

【文教関係】

1 教育施策の推進について

(1) Society5.0時代の到来など、社会の在り方が劇的に変わる状況が生じつつある上に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、社会の変化が加速度を増し、予測困難な時代になってきている。こうした時代の中で、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、第3期教育振興基本計画の推進や新学習指導要領の着実な実施が重要である。

そのため、教育については単なる財政的観点から合理化を行うのではなく、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の更なる改善を着実に実施すること。また、少人数によるきめ細かな指導体制や小学校高学年からの教科担任制など新しい時代の学びを支える指導体制のための教員定数の一層の確保を図ること。実施に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な学級編制と教職員配置が可能となるよう、所要の措置を講ずること。

特に、現在の教育現場は、いじめ等の問題行動、不登校、特別な支援が必要な児童生徒や外国人児童生徒等の特別な配慮を必要とする児童生徒の増加への対応及び教職員の働き方改革など、様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にある。また、新規採用教員の指導力向上が求められる中、国が示す初任者研修に係る定数配置では初任者への指導が十分にできないことが懸念される。

このような現場の実情を十分に踏まえ、国においては、これらの課題に対処できるよう、地方が必要とする教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するとともに、加配定数の一層の拡充や必要な財源の確保を図ること。特に、義務標準法の改正により、小学校について令和3年度から5年かけて、学級編制の標準を35人に引き下げることとされたが、学級増に伴い必要となる基礎定数について、加配定数の振替によることなく措置すること。あわせて、中学校及び高等学校についても、学級編制の標準の引下げや、定数改善を行うとともに、必要な財政措置を講ずること。また、特別支援学級については、在籍児童生徒数の増加や個々の児童生徒の特性に応じた指導ができるよう、義務標準法等を見直し、特別支援学級の学級編制の標準の引下げや定数改善を行うこと。

なお、急務となっている学校における働き方改革の推進については、教職員の定数改善を速やかに進めることはもとより、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ、スクールロイヤーと教員の連携体制の充実を図るため、これら専門スタッフの更なる配置に必要な財源を確保すること。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により様々な不安やストレスを抱える児童生徒や、保護者の経済状況など家庭環境に変化が生じる児童生徒が増加していることから、学校において、教員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携協力し、組織的な支援体制を整えるために必要な財源を確保すること。あわせて、新型コロナウイルス感染症対策のための学習指導員及びスクール・サポート・スタッフの配置についても、感染防止対策及び教員の負担軽減の両面から学校を支える施策であることから、令和2年度と同様に、地方負担分の全額について内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充当できるようにすること。

加えて、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革においては、地域部活動の運営主体となる地域のクラブ等の体制整備や指導者となる人材確保等、地域でスポーツ・文化活動が実施できる環境の整備が急務であることから、これに必要な取組を推進すること。

あわせて、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、特別免許状を活用した教員や特定の分野を担当できる非常勤講師の登用、教員と一緒に子どもたちを教える補助者の授業への参加など、地域や企業などで活躍する多様な人材の知識や技能を学校教育に活用するために、様々な外部人材の活用に必要な財源を確保すること。

また、教員の子どもと向き合う時間や授業の質を高める教材研究の時間などを確保するため、統合型校務支援システム導入など学校現場における業務の効率化及び適正化に必要な取組を推進するとともに、その経費について地方の実情に応じた財政支援を図ること。

さらに、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることを定めた教育機会確保法の実効性を確保するため、教育支援センター、フリースクールなど、学校以外の多様な学びの場を充実させる取組を推進すること。

なお、教員免許更新制については、教師の働き方改革や人材確保への影響も十分考慮するとともに、社会の変化にも対応した教員の資質・能力を確実に保証できる制度となるよう抜本的な見直しを行うこと。

- (2) 高等学校等就学支援金制度については、私立高等学校等の実質無償化の実現が図られたところであるが、年収区分を境に逆転現象が生じる世帯への支援などの更なる支援の充実については、国の責任において確実に実施すること。また、所得の判断基準の在り方や支給月数の制限、単位制高等学校進学者に対する支給制限などの問題に対応すべく、制度の更なる拡充・見直しを図ること。

高等学校等修学支援事業については、国の責任において、安定した財源の確保を図るとともに、マイナンバーを使用した所得確認や前倒し給付、家計急変世帯への給付等の新たな取組などにより事務が増加しているため、事務費も含め、全額国庫負担により実施すること。特に、低所得世帯に対する奨学のための給付金については、第1子と第2子以降の支給額の差を解消するため、更なる見直しを行うこと。

また、上記の2つの制度の運用に当たっては、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法などについて、適宜見直しを行うこと。

なお、就学支援金の認定処理を行うにあたって、保護者等が確定申告を行っていないケースが見受けられ、都道府県の認定作業において多大な負担となっているため、就学支援金の受給にあたっては、確定申告が必要な旨、国が責任をもって周知を行うこと。

さらに、私立小中学校の児童生徒に対する経済的な支援策について、国において実施する実証事業の結果を踏まえ、幅広く検討を行い、恒久的な制度化及び充実を図ること。

あわせて、高等学校専攻科の生徒への修学支援制度の拡充を図るとともに、全額国庫負担により措置すること。

また、高等学校等就学支援金における家計急変世帯への支援の仕組みの創設については、現在コロナ禍において家計急変世帯が増加していることから、令和5年度開始を前倒しで進めること。

- (3) 幼児期における教育によって育まれる非認知的能力や語彙力、多様な運動経験が、その後の生活や学力、運動能力に大きな影響を与え、人格形成の基礎を培う重要なものであることから、人材確保の取組や幼児教育の更なる質の向上に必要な遊具・運動用具などの環境整備に対する支援の充実を図ること。加えて、私立幼稚園等における特別な支援を要する園児が増加傾向にあることから、私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）について支給要件の緩和や補助単価の見直しを行うなど、必要な財源の確保を図ること。
- (4) いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題対策連絡協議会等の組織の運営、いじめ防止対策の調査研究等、地方公共団体がいじめ防止等の対策を総合的に推進するため、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。
- (5) 大学は、地域における「知の拠点」として、地域の将来を支える人材や産業の育成に多大な貢献をしており、地方創生にとって重要な役割を担っていることから、単に人口の減少をもって大学の規模や地域配置を論じることなく、産学官の連携を深めながら広く議論するとともに、以下の点に配慮した施策を行うこと。
- ・多様な分野で地域に貢献している大学が、地域の中核的な高等教育機関として、安定的な運営を確保できるよう、国立大学における運営費交付金や基盤となる施設の老朽化対策等に係る施設整備費補助金、公立大学における地方交付税措置、私立大学に対する助成の拡充などの財政支援の充実を図ること。
 - ・大学の有する歴史的経緯を踏まえた基礎研究に関する体制を十分に維持しつつ、地域が必要とする専門的人材の育成などの地域課題解決に積極的に取り組む大学を評価し、施設整備・研究投資を拡大するとともに、大学の地方移転やサテライトキャンパスの設置に係る経費の補助やその後の運営費交付金・補助金の増額などの予算措置を講ずること。また、学生が生まれ育った地域の将来を担えるよう、地方大学に入学又は卒業後に地元に着した学生に対して、授業料減免など一定のインセンティブを与える制度の検討や、地域内における進学者や就職者の実績に応じた地方大学に対する運営費交付金・補助金の増額などの優遇措置、さらに、地域内進学や就職を促す地方大学や地方自治体の取組に対する支援を拡充すること。
 - ・新型コロナウイルス感染症を契機に、新しい未来を先取りする社会変革に向けて、大学のトランスフォーメーションを後押しするための制度や運用の改善を行うとともに、財政支援についても十分な予算を確保すること。
 - ・平成 27 年度に創設された大学生等の地方定着の促進に向けた奨学金返還支援制度の活用を図るため、支援対象者の要件について内容や例示等を見直し、地方が必要とする幅広い人材を対象とするよう拡充するとともに、地方公共団体への財政支援を更に充実させること。
 - ・大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業等について、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い経済的困難が生じた学生にも配慮した上で、制度の拡充を図ること。また、大学等入学時は入学金をはじめとして多額の経費が必要となることから、入学前の貸付制度を創設すること。
 - ・職業教育の推進のための施策の一つである専門職大学等については、地域社会のニーズに即応する優れた専門技能と新たな価値を創造することのできる専門職業人材の養成、さらにリカレント教育を担う場となることも期待されること

から、その運営に関しては、十分な財政支援措置を講じること。

- ・地域の企業等と連携して実践的な職業教育に取り組んでいる専門学校は、地域人材の育成に貢献しているところであり、当該専門学校が安定的な教育活動を行えるよう、職業実践専門課程を有する専門学校に対する助成を実施している地方公共団体を支援するため、特別交付税などの地方財政措置を創設するなど、十分な財政支援措置を講じること。
- ・令和2年度に創設された高等教育の修学支援新制度においては、都道府県が私立専門学校の機関要件の確認等の事務を行うこととされており、令和2年度は、事務費は全額国庫補助金が措置されていた。令和3年度以降も毎年確認等の事務が求められており相当の負担となることから、地方交付税による財政措置においても都道府県の事務負担の実態を踏まえた適切な措置を行うこと。
- ・独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金事務は、申込関係書類の配布や説明、管理等が必要であるが、その事務を主に高等学校の教員が担っており負担となっている。奨学金は生徒が直接機構から給付・貸与されるものである。学校における働き方改革をより一層推進するため、学校の関与をできる限り減らし、保護者・生徒と機構が直接事務手続できる体制を構築すること。

- (6) 私立を含めた学校施設、社会教育施設及び社会体育施設は、将来を担う児童生徒の学習・生活の場であるだけでなく、災害時には地域住民の避難所としても使用される施設であり、その安全性・機能性の確保は非常に重要である。国は、学校施設や社会教育施設等の耐震化（非構造部材を含む。）と老朽化対策を着実に実施できるよう必要な財源措置を行い、補助要件を満たす事業については、必要な予算を確保するとともに、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。特に、公立学校施設について、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく点検・診断や改修などについて公共施設等適正管理推進事業の延長を含めた地方財政措置の充実を図るとともに、私立学校施設についても、耐震改築事業費補助制度を延長・拡充するなど公立学校施設と同水準の支援を行うこと。その際、耐震性や劣化状況に係る点検が完了していないものもあることや近年の建築単価の高騰等を勘案し、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。

また、環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。

特に、障害のある児童生徒が支障なく学ぶことができるよう、学校施設のバリアフリー化を推進するとともに、特別支援学校の設置基準を策定する場合は、基準に適合させるために設置者が講じる措置について、一層の財政的な支援を行うこと。

さらに、空調設備の整備について、高等学校・中等教育学校（後期）においても着実に実施できるよう、補助対象の拡充など、維持管理費も含めた十分な財政措置を行うこと。

- (7) Society5.0時代にふさわしい学校の実現に向け、地方公共団体や学校法人に対し、GIGAスクール構想で整備された端末等を維持更新する財源を国で確保すること。家庭学習や新型コロナウイルス感染症対策に伴うオンライン学習等にかかる通信費の負担軽減についても、必要な財政措置を講じること。

また、高等学校等においても1人1台端末環境で学んだ中学生が進学した後も、

高校段階にふさわしい仕様に基づく 1 人 1 台端末環境で全ての生徒が学べるよう、必要な財政措置の拡充を図るとともに、校内外通信ネットワークを通信量の増加にあわせて増強するための財政支援を行うこと。あわせて、教員の ICT 活用指導力の向上を推進するための指導体制の充実や学校における教員の ICT 活用をサポートする人材の確保に向けた財政措置を拡充すること。

さらに、学校が保有する機微情報に対する不正アクセスの防止等の十分なセキュリティ対策を講じることが不可欠である。学校の情報セキュリティ対策を強化するため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づく対策を確実に講じることができるよう、新たに補助制度を新設するなど必要な財源措置を講じること。

- (8) 社会教育施設は、住民主体の地域づくりや持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組や地域の幅広い情報発信の拠点として、地域住民の多様なニーズに応える取組を推進していく必要があることから、地方公共団体だけでなく様々な団体、住民が連携・協働し、多彩で創造的な取組を進められるよう支援すること。

学校図書館・公立図書館等を通じて、児童生徒や地域住民が多様な書籍や新聞・雑誌、視聴覚資料、デジタルデータベース等に触れる機会を提供し、文化的な素養を高めるとともに、多世代が集い地域課題の解決に向けて「知」を共有するなど、地方の将来を担う人材の育成機能を一層向上させるため、司書の配置や資料、施設、設備の整備に係る国の財政支援を拡充すること。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」に基つき視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備や、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報について、障害の状況に左右されない入手支援、情報通信技術の習得支援、点訳者・音訳者・アクセシブルな書籍制作に係る人材育成や体制整備等について国の財政支援を拡充するとともに、一般書籍と電子書籍の同時出版等が促進されるよう、出版社等に働きかけること。

- (9) 開催都道府県の意見を十分反映した国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を推進すること。また、大会に係る新型コロナウイルス感染症感染防止対策費を含む開催経費及び選手派遣のための経費について、応分の負担を行うこと。

- (10) 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための、各高等学校の特色化・魅力化への取組を推進する観点から、「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化（普通科改革）による新たな学科については、「専門教育を主とする学科」と同様の教員加配措置を講じるとともに、国内外の関係機関との連携・協働体制の構築に当たり、学校と関係機関とをつなぐコーディネーターを配置するために必要な財政措置を、「専門教育を主とする学科」と併せて講ずること。

- (11) 新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行等の教育活動を中止又は延期した場合に発生したキャンセル料等や、修学旅行等の教育活動の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症対応のために生じた追加的費用については、保護者の経済的な負担軽減を図るために必要な財源を確保すること。

2 地域における科学技術の振興について

地域における科学技術の振興は、新技術や新産業の創出による活力ある地域づくり、更には我が国全体の科学技術の高度化・多様化に結び付くものであることから、その重要性を国家戦略の中で明確に位置付け、地域における科学技術の振興に向け、以下の支援策を積極的に推進すること。

- ・世界各国から高度な人材や技術が集積した国際科学技術研究拠点を形成するため、現在、世界の研究者が国際協力で進めている国際リニアコライダー（ILC）計画をはじめとする国際科学技術研究拠点の国内への誘致に向けて、国として、国際的な議論を積極的に主導し、地域の特性を生かした先端産業を中心とした新たな産業集積圏域の創設を推進すること。
- ・広域的な産学官連携を推進するため、サポート体制の強化や地域の産学官連携に不可欠なコーディネーターを長期安定的に確保するための制度を創設すること。
- ・新型コロナウイルスを完全に制圧するため、基金の創設など大胆な資金投入を行い、国家的重要戦略として、国産ワクチン製造の支援も含め、必要十分なワクチンの確保・供給を図るとともに、特効薬や治療法の確立を実現すること。また、治療薬等の研究開発を行う研究機関・企業等に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。

3 地域における文化芸術の振興について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公演の中止など大きな影響を受けた文化芸術関係者・団体及び文化施設への支援や文化芸術人材の育成及び雇用機会確保のための支援を充実・強化すること。

新たな文化の創造や地域に根ざした歴史文化の保存継承、交流を生み出す芸術祭の開催など、地域における文化芸術活動の継続を支援すること。

地域における文化芸術や歴史文化資源の情報発信の拠点であり、文化観光の拠点ともなる文化会館及び博物館等の文化施設について、耐震化やバリアフリー化など長寿命化や機能向上につながる施設の整備・充実やPPP/PFI手法の導入に必要な財政支援を拡充すること。

- (2) 高齢者や障害者等の多様な人々が様々な場で創造・鑑賞活動に参加しやすくなるよう、障害の特性に応じた情報保障などの取組の推進や、子どもたちへの教育における文化芸術活動の充実・強化を図ること。

- (3) 文化庁移転を契機とした機能強化を通じて、文化芸術資源を活用し、観光や産業、まちづくり、国際交流等の様々な関連分野との連携強化を図り、地域経済の活性化に向けた取組を支援すること。

- (4) 地域における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、国は、都道府県の「文化財保存活用大綱」の策定及び市町村の「文化財保存活用地域計画」の作成や、それらに示された保存活用事業の推進、防災対策を含む文化財の保存整備、活用に関する施策の実施に要する費用及び体制の充実に係る取組に対し、財源措置を拡充すること。

また、今般の改正文化財保護法において新設された無形文化財及び無形民俗文

化財の登録制度について、登録基準を明確にするとともに、保護のための財政支援を講じること。特に、生活文化については、その概念が極めて広範であることに加え、分野ごとに特徴が大きく異なることから、国として調査研究を進め、その知見を地方公共団体にも提供すること。

さらに、同改正法で同様に新設された地方登録制度に伴い、都道府県や市町村において登録制度の設置や、条例の改正、登録に伴う文化財調査や手続き等の事務量が增大することが予想されるため、必要な財政措置を講じるとともに、幅広い分野の専門人材の確保や人材育成などを進めること。

4 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催効果の全国への波及について

- (1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催効果も踏まえ、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西、第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）など、我が国で開催が予定されている国際的なスポーツイベントについては、観光振興、日本文化の発信、地域活性化に貢献するとともに、大きな経済波及効果が期待される。日本再興の起爆剤としてオールジャパンで盛り上げていくため、国内外における機運醸成に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を十分に講じた上で、大会開催による経済振興、国際交流、スポーツ・文化振興、高齢者や障害者の社会参加の促進といった様々な効果が、東日本大震災等の被災地域はもとより、日本全体に行き渡るよう配慮すること。さらに、そのレガシー（遺産）を、その先へつなげていくことができるよう、一過性のイベントに終わらせることなく、継続的な支援に取り組むこと。
- (2) 日本遺産をはじめ全国各地の地域固有の文化等が活発に発信されるよう、スポーツイベントを契機とした様々な文化プログラムの取組への支援を行うとともに、多言語化対応などの環境整備や人材育成、情報発信を支援すること。

5 スポーツを生かしたまちづくりの推進について

- (1) 日本全体で国際的なスポーツイベントを成功に導くため、地方において、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成、国際的なスポーツ合宿の受入れ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際的なスポーツイベントの競技会場の整備や既存施設の国際水準の確保等、創意工夫ある取組を一過性に終わらせることなく継続的に実施できるよう、ソフト・ハード両面における適切な財政支援を行うこと。
- (2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、健康寿命の延伸にもつながる生涯スポーツを通じた健康増進の取組などに対する支援について、高齢化の一層の進行を見据えさらに充実・強化すること。
また、東京 2020 パラリンピック競技大会を契機として障害者スポーツの裾野拡大と競技力向上を図る観点から、パラリンピック競技をはじめ障害者スポーツに関する積極的な広報を引き続き推進するとともに、競技団体への助成やスポーツ施設のバリアフリー化などに必要な財政支援を行うこと。

(3) 通季・通年型スポーツアクティビティの創出によるスポーツツーリズムの推進など、地域スポーツコミッション等の官民が連携して行う分野横断的な取組に対し、関係省庁が連携して支援すること。

さらに、地域の特性を生かし、スポーツを「する」だけでなく、「みる」、「支える」という観点から、誰もが参加できる取組に対する支援を強化すること。

(4) スポーツ産業を我が国の基幹産業に成長させ、魅力ある雇用の場の創出等による地域経済の活性化を図るため、収益性の高いスタジアム・アリーナの整備やスポーツ経営人材の育成、大学・社会人スポーツの活性化、eスポーツの振興、ICT・食や健康・観光等の地域産業との融合を図る先駆的な取組などへの支援を強化すること。

【環境関係】

1 地球温暖化対策及び気候変動適応の推進について

- (1) パリ協定の目標達成に向け、国は「2050年カーボンニュートラル」を表明し、2030年の削減目標を大幅に引き上げたが、その目標達成に向け、国として技術革新等に率先して取り組むとともに、地方公共団体、事業者、NPO等の取組を後押しするなど、国を挙げて温暖化対策に取り組む機運を醸成し、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となった取組を着実に推進すること。
- (2) 気候変動の影響による国民の生命、財産及び生活、経済等への被害を最小化、迅速に回復できる社会の構築に向けて、気候変動に対する国民の危機意識の共有を図る取組を強化するなど「気候変動適応計画」を実効性のあるものとし、適応策を強力に推進すること。
あわせて、地域における適応の取組を促進するため、気候変動適応法で規定された地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定や実行、地域気候変動適応センターの整備、運営等について、国において十分な財政措置を講ずるとともに技術的援助の強化を図ること。
- (3) オゾン層保護及び地球温暖化対策の両面から重要な課題であるフロン類の排出抑制について、第一種特定製品廃棄時のフロン類回収率がいまだ低迷していることから、国は回収率向上のための施策を着実に推進するとともに、改正されたフロン排出抑制法が確実に実施されるよう都道府県への支援を行うこと。
また、フロン類使用製品からのフロン類の漏えいを防止するため、国は事業者向けのみならず、広く一般国民に対して法令周知を行い、フロン類の適正管理の徹底を図ること。
あわせて、ノンフロン製品への転換を加速化させるため、技術開発や普及のために必要な措置を講じること。
- (4) 自動車交通に起因するCO₂排出量の削減は、気候変動対策として極めて重要であることから、自動車からの環境負荷低減に関して、電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、研究開発の推進、需要拡大、規制緩和、既設充電設備の更新を含むインフラ整備などについて、総合的な支援策を講ずること。

2 大気環境保全対策の推進について

- (1) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、生成メカニズム等の高度な解析による総合的かつ広域的な対策、越境大気汚染に対する技術協力の強化、常時監視体制の整備のための都道府県の負担についての必要な支援、疫学的知見の収集、国民に対する幅広い情報発信といった対策を着実に実施し、国民の健康への不安の解消を図ること。
また、大陸からの黄砂の飛来や火山の噴火などによる広域的なPM_{2.5}濃度の上昇に対しては、地方公共団体が個々に注意喚起を行うのではなく、国が気象

情報とともに国民に情報提供を行うよう、「注意喚起のための暫定的な指針」の見直しを行うこと。

(2) 光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸からの汚染物質の影響などが示唆されていることから、原因解明のための調査研究を更に進めるとともに、国際的対応も視野に入れた対策を早急に講ずること。

(3) 自動車NO_x・PM法に基づく施策等総合的な自動車排出ガス対策を推進するとともに、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）の原因物質の一つとされる自動車燃料蒸発ガスの低減については、給油所側での対策が着実に進むよう「大気環境配慮型SS認定制度」の普及拡大など、財政支援を含め必要な措置を講ずること。

特に、都心部に多く設置されている懸垂式の給油機について、燃料蒸発ガスの回収に対応する機器の市場投入促進のため、上記制度の認定に必要な規定を速やかに整備するとともに、メーカーに更なる技術開発を促すなど必要な措置を講ずること。

3 総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進について

(1) 廃棄物の資源化や処理について、その円滑・適正な推進に向け、国、都道府県、市町村等が役割分担の下、取り組んできているが、災害廃棄物の処理も含め、特に大きな役割を果たしている地方公共団体に対する支援を強化するなど、諸施策の充実を図ること。

(2) PCB廃棄物について、処理の安全性を確保するとともに、早期処理に向けて実効性のある処理促進策を実施すること。

- ・高濃度PCB廃棄物の処理事業については、地元の理解と協力の下に成り立っていることを踏まえ、法に定めるJESCOの各事業所の処分期間内で、地元自治体の負担に配慮し、一日も早く完了できるよう、政府は一丸となって取り組むこと。また、JESCO北九州が担当していた区域（中国、四国、九州、沖縄）の高濃度PCB廃棄物のうち、廃PCB等、廃変圧器、廃コンデンサー等については平成31年3月31日で特例処分期限日が終了したが、その後存在が判明した廃棄物について、紛失や不適正処理などの防止のため、早期に処分できるよう具体的な対応策を示すこと。
- ・「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の一部改正により発生する事務の執行及び高濃度PCB廃棄物等の掘り起こし調査に必要な経費について、確実に財政措置を講ずること。特に、行政代執行に要した費用の徴収が困難となる場合が想定されることから、代執行を行う自治体に財政負担が生じることのないよう、処理費用だけでなく、代執行及びその後の求償事務に係る人件費も含めた財政的支援の仕組みを確実に講ずること。
- ・低濃度PCB廃棄物の処理について、その処理が効率的かつ合理的に進むよう、処理体制の充実・多様化を図るとともに、正確な全体像を明らかにすること。また、期限内の処理を確実にを行うため、処理費用等に対する助成制度を創設すること。
- ・さらに、使用中の低濃度PCB含有製品をはじめ法で明確に使用廃止期限が定

められていないものについて、計画的処理ができるよう国において早急に検討を行うこと。

- ・PCB廃棄物の早期かつ適正な処理の必要性に関して、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を継続的に行うこと。

- (3) 近年の行政機関、事業者等の取組により、産業廃棄物の大規模な不法投棄等の不適正処理案件の新規発生は減少傾向にあるものの、根絶には程遠い状況であり、依然として都道府県等が支障除去において多額の費用と労力を負担している現状にある。

このため、産業廃棄物適正処理推進基金については、令和2年10月に取りまとめられた「令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会報告書」を踏まえ、現行制度の改善も含め都道府県の意見が反映された恒久的な制度を構築するとともに、必要額を確保すること。

また、令和4年度末で失効する「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく特定支障除去等事業についても、国の財政支援を継続すること。

さらに、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図ること。

- (4) 産業廃棄物処理基準に違反する行為のうち、特に悪質な行為を行った者に対する直罰規定を設けること。

また、改善命令に違反した者に対する罰則規定についても、十分な抑止力となるよう、罰則を強化すること。

- (5) 平成9年以降のダイオキシン類対策のために、市町村、一部事務組合及び広域連合において、一時期に集中して整備・改修されたごみ焼却施設の老朽化が進み、全国的に更新時期を迎えている状況にあり、今後、市町村等の循環型社会形成推進交付金の要望額が急増し、交付金の予算が大幅に不足することが想定される。

交付金の予算不足は、市町村等の廃棄物処理施設の整備計画を遅らせるだけでなく、地域の適正なごみ処理に支障を来すおそれがあることから、市町村等の要望額どおり交付されるよう、確実な予算措置を講じること。

- (6) 拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、現行の各種リサイクル法が適用されない使用済みの太陽光パネルなどの製品についても、リサイクルシステムを早急に構築するとともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入し、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及を図ること。

特に、世界的課題である海洋プラスチック問題や国内での廃プラスチックの滞留問題等の観点から、プラスチックごみの削減につながる取組の強化、プラスチックの3Rや再生可能資源への転換を図るとともに、使用済みのプラスチック等の省CO₂リサイクルシステムを構築すること。なお、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴い生じる市町村の事務負担に対して、必要な財源措置等の支援を行うこと。

また、G7富山環境大臣会合で合意された「富山物質循環フレームワーク」を推進するため、食品ロス・食品廃棄物対策や電気電子機器廃棄物(E-waste)の管

理など、資源効率性向上・3R推進への国の積極的な取組や地方公共団体への支援の充実に努めること。

4 海洋ごみ対策の推進について

海洋ごみ対策は、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、海岸漂着物等（漂流・海底ごみも含む）の回収・処理等への支援制度については、十分な予算を確保するとともに、地方公共団体が大量の漂着物を処理した場合を含めて、国の全額負担による恒久的な財政支援制度に改善すること。

なお、地域的な対策を地方公共団体が行う場合にあっては、海岸漂着物等の回収・処理等の各段階における都道府県と市町村の役割分担を明確にし、地方公共団体に混乱が生じないように対応策を講ずること。

さらに、世界的にも問題となっている海洋環境におけるマイクロプラスチック（微細なプラスチック）ごみについては、生態系に及ぼす影響が懸念されることから、その実態解明と発生抑制対策を早急に講ずること。

5 生物多様性保全対策等の推進について

(1) 生物多様性の保全及び持続可能な利用については、第15回締約国会議（COP15）で採択予定の「ポスト2020目標」を達成するため、次期生物多様性国家戦略では、施策を充実し積極的な推進を図るとともに、各地域においても国と連携・協働して総合的な対策が推進できるよう、生物多様性地域戦略改定やそれに基づく取組に必要な支援を盛り込むこと。

特に、生物多様性の危機が続く中で、施策立案の基礎となる科学的基盤の強化を図るとともに、種の保存に関する対策を進めること。

また、多様な主体による取組が積極的になされるよう、国民や事業者に向けた効果的な広報・啓発活動を行うこと。

(2) 攻撃性が強く、人体にとって危険な生物であるヒアリをはじめとした特定外来生物の海外から国内への侵入を確実に阻止するとともに、国内への定着防止を図ること。

特に、定着国等からの貨物により侵入する可能性が高いことから、海外での貨物輸出時における予防的防除が徹底されるよう関係国、関係者に働きかけること。

また、国が主体となり、関係地方公共団体とより緊密な連絡調整の下、侵入予防、特定外来生物が確認された際、速やかな駆逐及び注意喚起を行う全国的な情報共有の仕組みの構築など、発見から防除について財政支援を含めた継続的な対策を講ずること。

(3) 野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に拡大し、高山植物の食害等の自然生態系への影響や市街地に出没することによる人身被害も発生している中、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実効性を確保し、鳥獣管理の一層の促進や捕獲個体のジビエ等の利用拡大を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の一層の拡充や特別交付税措置、生活被害・人身被害の防止対策や生息実態調査への支援、狩猟等の安全対策の強化など、なお一層の鳥獣対策の充実・強化を図ること。

- (4) 国立公園及び国定公園については、国、都道府県及び市町村等関係者が一体となってさらに利用を推進していく必要があるが、公園の利用拠点において廃屋化した建物や電線類が景観を著しく損ねていることから、廃屋撤去や電線類地中化の一層の促進に向け、国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業の対象に国定公園を加えるなど、受入れ環境の上質化に向けた対策を推進すること。

6 アスベスト対策の推進について

今後、アスベストが使用された可能性のある建築物の大量解体が見込まれている中、改正大気汚染防止法の施行に伴うレベル3のアスベスト含有建材の規制対象への追加により、立入検査等を行う都道府県の役割は一層大きくなっている。そのため、「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進を図るとともに、以下の対策により、国の責任においてアスベスト対策の更なる充実・強化を図ること。

- ・アスベスト対策を専門とする人材の一層の育成・確保を図ること。
- ・地方公共団体に対して、石綿漏えい監視等に関する技術講習会等の実施に要する費用に対する十分な財政措置を講ずるとともに、レベル3のアスベスト含有建材が使用された建築物等の解体等工事への立入検査等の増加に伴う経費に対して財政措置を講じること。
- ・建築物等の吹付材以外にも含めたアスベストの有無についての事前調査やその除去等を促進するため、建築物の所有者等に対する助成制度を創設すること。また、事前調査方法について、必要な設計図書等がない場合も、事業者が的確に事前調査を実施できるよう、具体的かつ現実的な方法を示すこと。
- ・電子報告システムの構築に当たっては、地方の実態を十分に踏まえて設計すること。
- ・中皮腫などの石綿による健康被害については、発症まで40年程の期間があるとされていることから、改正大気汚染防止法による効果は短期間では現れにくいものと考えられる。このため、「アスベスト問題に係る総合対策」における国民の不安への対応の観点から、改正大気汚染防止法の施行により期待される効果を合理的に説明できるよう都道府県等に情報提供を行うとともに、中・長期的な視点で改正法の遵守の重要性とその期待される効果について、国民への丁寧な周知を行うこと。

また、他法令における石綿対策に係る情報についても整理し、わかりやすく国民や事業者に周知すること。

- ・石綿健康被害救済制度の充実を図るとともに、制度の見直しが生じた場合は地方公共団体に費用負担を求めないこと。
- ・アスベスト対策の推進に当たっては、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、建設リサイクル法、廃棄物処理法等を所管する各省庁で連携を図り、縦割りの弊害のない仕組みとすること。

【エネルギー関係】

1 資源エネルギー対策の推進について

(1) エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成

エネルギーが、国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことに鑑み、エネルギー政策については、安全・安心の確保を前提とし、総合的なエネルギー安全保障の強化や再生可能エネルギーの大幅な増加などカーボンニュートラルに向けた世界の動向を踏まえ、目標の達成を目指して早期に長期エネルギー需給見直しを見直し、今後の具体策を明らかにした上で、改定が予定されている次期（第6次）エネルギー基本計画では少なくとも「2030年の再生可能エネルギー発電比率40%超」といった導入目標を設定するなど、国内外における対策を総合的、計画的に推進すること。

また、エネルギー政策の推進に当たっては、あらゆる技術や資金等を有効に活用しながら、地球温暖化対策の推進等に留意し、地方の意見を十分に反映させ、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

(2) エネルギーシステム改革の着実な実行

電力及びガス市場の自由化に向けたシステム改革については、電力及びガスの低廉かつ安全で安定的な供給を大前提として、へき地や離島を含めたユーザーの利益に最大限配慮しながら着実に実行すること。

また、消費者の利益に最大限配慮した上で、新電力事業者の公平な市場参加を図るため、市場に影響を与える情報の共有を図るとともに、ベースロード電源の市場への供出について適切な運用を図ること。

さらに、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定等に用いるため、電力の完全自由化に伴い把握できなくなった小売電気事業者ごとの都道府県別電力需要実績等の情報について、国の主導により各都道府県へ開示する仕組みを作ること。当該実績を開示できない場合は、小売電気事業者ごとの当該実績を踏まえた各都道府県域の電力排出係数を開示すること。

(3) 電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興や安全確保を図るため、各省庁が一体となって生活環境や産業基盤の整備、安全対策等を推進すること。

また、電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図ること。

特に、原子力発電所の廃炉が行われる関係地方公共団体が新たな産業や雇用を創出できるよう、廃炉プロセス完了までの財源の確保、また長期停止等に伴う経済停滞に対する財源を確保すること。

(4) 再生可能エネルギーの導入拡大

太陽光や風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上や災害に強い「自立分散型電源」確保の観点からも重要であることから、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、意欲的な導入目標を設定するとともに、「固定価格買取制度」及び本制度から移行

する市場連動型新制度の適切な運用・制度設計、情報開示の徹底、規制緩和、各地域の創意工夫を活かした再生可能エネルギー発電設備の優先接続、事業者及び使用者双方の負担軽減を図るための税財政上の措置の拡充、事業者による適正な管理の一層の推進、発電コストの低下や安定供給のための技術開発の積極的な推進、固定価格買取期間満了後の事業継続・再投資の促進等の措置を講じ、引き続き導入拡大を最大限加速させること。

特に、多くの地域で系統接続量が限界に達し、新たな再生可能エネルギー発電所設置の障害となっている現状を重く受け止め、速やかな系統連系対策や出力変動対策の強化による接続可能量の更なる拡大、発電量の正確な把握のための基盤整備や系統運用方法の見直し等を推進するとともに、水素等による余剰電力の貯蔵及び調達手段の構築にも取り組むこと。

また、固定価格買取制度対象外の再生可能エネルギーについても、導入拡大に向けた支援措置を拡充すること。

さらに、各都道府県が区域ごとの再生可能エネルギー発電出力や再生可能エネルギー電力需要量を定期的に把握し、再生可能エネルギーの普及拡大の取組を計画的に進めることができるよう、国において、各都道府県が電気事業者等の保有する情報の提供を受けて活用することのできる仕組みや、導入する再生可能エネルギーのCO₂削減効果を適切に反映する指標や統計の整備を構築すること。

(5) 再生可能エネルギーの地域との共生

発電設備の設置に当たって、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、事業計画の認定や森林の開発行為に係る許可に際し、一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して、地域住民への事前説明とその結果の国等への報告を義務付けるほか、環境影響評価該当性に係る基準の明確化などの法整備を図るとともに、地元自治体の意見を反映させるなどの仕組みを早期に構築すること。

また、地域住民の理解を得ないまま設置を進めることのないよう、国が責任を持って事業者を指導するとともに、条例を含む関係法令等に係る必要な手続きの完了を適時適切に確認すること。さらに、地域住民からの理解を円滑に得るため、利益還元につながる仕組みを創設すること。

加えて、再生可能エネルギーを活用した発電設備が安全かつ長期安定的に稼働されるよう、風水害等に備えた設置者による対策の徹底を図ること。

(6) 再生可能エネルギー等の地産地消の確立

新たなエネルギー政策の具体的な推進に当たっては、真の地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むこととし、地域に広く賦存する再生可能エネルギーについて、地域社会との共生が図られ、地域に根ざしたエネルギー資源となる「再生可能エネルギー等の地産地消」の確立を目指し、地域の事業者等が安心して再生可能エネルギー等の事業に投資することができるようにするとともに、地域新電力が地方創生の担い手としての役割を果たしていけるよう、「卸電力市場」や「容量市場」の制度設計の見直しをはじめ、その規模に応じた地域の再生可能エネルギー由来の電気を開発・調達することができる環境を整えるため、地域の意見を踏まえた規制緩和や必要な法整備、ガイドラインの策定、より細分化した価格・調達区分の設定を行うなどの支援策を講じること。

また、再生可能エネルギーが持つ環境価値が地域で活用され、「非化石証書」

の取引がより一層円滑に行われるよう、制度設計を見直すこと。

さらに、地域における長期・安定的なエネルギーとして活用していくため、蓄電池等を組み合わせた自家消費の推進や地域資源であるバイオマス燃料の安定確保のための環境整備を図ること。

(7) 水素エネルギー普及・導入拡大の加速化

2020年12月に策定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を踏まえ、水素エネルギーの全国的な普及・導入拡大を加速させるため、「水素基本戦略」を抜本的に見直し、水素の製造から貯蔵・輸送、利用にいたるサプライチェーンを見据え、技術開発・実証研究や規制改革、燃料電池自動車や燃料電池バスをはじめとする水素アプリケーションの普及促進、インフラの整備等を推進すること。特に、モビリティにおける水素利用の中核となる水素ステーションの普及を全国的に促進するため、その整備・運営等に対する支援を強化すること。とりわけ、補助金交付までの多額の立替払いが負担となる中小企業の資金繰りが困窮しないように分割払い等の対策を講じること。

燃料電池バスの導入促進に向けた支援を継続・強化するとともに、導入後の負担増に対する支援にも取り組むこと。

また、水素ガスに関する国際基準と整合した法整備や必要な規制緩和を講ずること。

さらに、再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素や地産地消エネルギーである副生水素の利活用などについて、広域的かつ戦略的な取組を推進する自治体と十分連携するとともに、先駆的な取組を推進する自治体を支援するための財源措置を講じること。

(8) 海洋エネルギー開発の推進

新たなエネルギー資源として注目されるメタンハイドレートに関しては、日本海沖や太平洋沖での調査や採取技術の開発を推進するなど、日本周辺海域における海洋エネルギー資源の実用化に向け、調査研究成果の評価や有望技術の特定を踏まえた生産システムの検証などの取組を一層加速化させること。併せて、資源開発が行われる地元に経済的メリットが還元される仕組みづくりを検討するとともに、地元の技術・人材の活用を促進すること。

また、海洋再生可能エネルギーの利用促進に向け、海洋再生可能エネルギー実証フィールドの整備等への財源措置を講じ、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づく促進区域の指定に当たっては、洋上風力発電に適した海域の選定や系統の確保など、案件の形成については政府の主導で確実に推進するとともに、地方公共団体が既に設定している候補海域や、環境への影響、世界遺産等の価値に関わる景観上の影響等に十分配慮すること。併せて、促進区域の早期指定に向けた自治体の取組を支援すること。また、法定協議会設置の事実上の要件とされる利害関係者との事前調整について、主要な利害関係者が県域を越えて存在している場合は、国も主体的に協力すること。

さらに、洋上風力発電の基地港湾について、事業コストを削減するため、より計画地に近接した港湾を指定し、事業の進捗に合わせ整備するほか、公募占用指針に定める供給価格上限額の設定に当たっては、漁業協調や地域振興の実現など、洋上風力発電と地域との共生が十分に図られる水準となるよう考慮するとともに、特に漁業協調の観点では、促進区域内における漁業操業や魚礁設置等について極

力制限を行わないこと。

加えて本法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備について、改正港湾法第2条の4に基づく「海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾」の適切な配置により、建設促進を図ること。また、管理及び撤去、処分が適切かつ確実に行われる仕組みを作るとともに、市町村の境界がない海域において、発電設備に係る固定資産税の課税が円滑に行われるよう、課題を整理し、国として、適切な助言等による支援を行うこと。

(9) エネルギーに係る多様なインフラ整備

災害リスクに備えた強靱な国土形成を進めるため、以下の取組をはじめとしたエネルギーに係る多様なインフラ整備や広域的な燃料供給体制構築に向けた取組について、法制度の整備を含め、国として主導的な役割を果たし、積極的に実施すること。

- ・地域間連携線等の広域的な電力系統の強化
- ・天然ガスの広域的なパイプライン網整備、タンクローリー輸送に対するLNG輸入基地の第三者利用、国家備蓄対象化及び枯渇ガス田を利用した貯蔵
- ・石油製品の国家備蓄分散化、輸入LNG気化ガス貯蔵での枯渇ガス田の利用
- ・燃料電池自動車等によるV2Xの普及促進等

2 電力需給対策等の推進について

(1) 電力供給力の確保

国民生活の安定向上や経済活動の維持・発展に必要な電力を安定的に確保するため、発電設備の新設、改修、復旧等、電力供給力の十分な確保に向けた対策を講じること。

加えてLNGの安価な調達、シェールガス輸入等により、環境にも配慮した電力の低廉な供給を確保すること。

(2) 実効性のある節電対策の実施

節電に対する国民及び事業者の最大限の理解と協力を得るため、地方公共団体と緊密な連携のもと、積極的な啓発活動を行うとともに、節電による国民生活や経済活動への影響に十分配慮し、ネガワット取引、時間帯別料金制等の節電に向けたインセンティブとなる電気料金制度の見直し等、引き続き実効性のある節電対策を講じること。

(3) 省エネルギー対策の推進

エネルギーの効率的な利用が重要な課題であることを踏まえ、省エネルギー機器やエネルギー・マネジメント・システム、コージェネレーション・システムの導入、省エネ性能に優れた建築物の新設や既存建築物の省エネ改修等に対する支援を継続・強化すること。

【災害対策・国民保護関係】

1 大規模・広域・複合災害対策の推進について

地震、台風、豪雨など、いつどこで発生するかわからない大規模・広域・複合災害に対して、「想定外」という事態を繰り返さないためには、過去の災害や復興対策から得た教訓等を最大限生かさなければならない。

政府の地震調査委員会が令和3年に公表した南海トラフ地震の30年以内の発生確率は「70～80%」であり、首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿い巨大地震、東北地方太平洋沖地震に起因する地震等も含め、刻一刻と国難レベルの巨大地震の発生が迫っており、国力を最大限投入するための体制の整備が必要となっている。

また、平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風や東日本台風、令和2年7月豪雨など、最大規模の風水害が連続している状況から、大規模風水害は毎年発生すると認識し、流域治水の考え方に基づく総合的かつ多層的な風水害対策を加速することが急務である。

大規模・広域・原子力複合災害である東日本大震災は、その発生から11年目を迎えて、復興が着実に進展している一方で、復興の完了と自立に向けて地域ごとの復興の進捗状況等にばらつきがみられることから、これからも息の長い支援を継続する必要がある。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、地方自治体は、激甚化する自然災害との複合災害を前提とした対策が喫緊の課題となっている。

このため、大規模・広域・複合災害への備えから復旧・復興までを見据え、事前復興や再度災害防止の観点も交えた対策の強化・充実を図ることが急務となっている。

については、国、都道府県、市町村、事業者、医療・福祉関係機関、NPO、住民等全ての主体が力を結集し、あらゆる災害に負けない国を創り上げることができるよう、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 「第2期復興・創生期間」以降の防災・減災体制の確立

国民の生命・財産を守る防災・減災対策及び国土強靱化を強力に推進するため、大規模災害に備え、国の指揮命令系統を明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、災害への備えから復旧・復興までの一連の対策を担う体制を整備し、それを指揮する専任の大臣を置くこと。

また、複合災害対策については、別個の関係法令からなる複数の指揮系統による現場の混乱等の課題を踏まえ、法体系や国の指揮命令系統の一元化及び本部機能充実を含め、必要な検討・見直しを行うこと。

(2) 防災・減災対策推進のための包括的な財政支援制度の創設等

大規模災害がもたらす被害の軽減や復旧・復興期間の短縮、国土強靱化をめざし、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据え、自由度の高い施設整備交付金の創設など、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができる新たな財政支援制度等を創設すること。

また、平成30年に発生した災害の課題を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が令和2年度までで集中的に実施されたが、さらなる取組の加速化を図るため、新たに「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化

対策」が取りまとめられ、令和3年度から5年間で、対策が重点的・集中的に講じられることとなった。しかしながら、5か年加速化対策の初年度は、いわゆる「15か月予算」の考え方で令和2年度補正予算として編成されたところであり、中長期的な見通しのもと、防災・減災対策を着実に推進するため、必要に応じて対象事業の拡大及び要件緩和を行い、当初予算において別枠で必要となる予算・財源を安定的・継続的に確保するとともに、地方財政措置の拡充などによるさらなる負担軽減を図ること。併せて、地方自治体が策定する国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対しても財政措置を実施するとともに、中長期的な視点で取り組むべき防災対策について、5か年加速化対策の後も必要な予算・財源を安定的に別枠で確保し、さらに国土強靱化の取組が加速するよう、今後の制度設計に際して十分に配慮すること。国土強靱化地域計画に基づく取組等に対する関係府省庁の支援について、実施が検討されている地域計画の要件化に当たっては、東日本大震災や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等をはじめとする大規模災害の被災自治体に配慮すること。

緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債については、事業期間が令和7年度まで延長されることとなった。引き続き、必要に応じて、対象事業の更なる拡大及び要件緩和や、交付税率の拡充など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

加えて、重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等や消防の体制強化など消防防災力を高めるための財政支援の拡充を図るとともに、事業採択前に必要な調査・設計など、多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や防災・減災に係る地方債充当の対象とするなど、地方財政措置の充実・強化を図ること。

(3) 大規模災害を想定した事前復興制度の創設

事前復興の取組を推進するため、災害対策基本法等の法令に事前復興を位置付けること。

特に、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿い巨大地震等の大規模災害が想定されている地域においては、生命、財産、地域産業など住民の日々の暮らしを守る観点から、被災前からの復興体制、復興方針・計画、復興ビジョンの検討などのソフト対策、また、円滑な高台移転や津波防災地域づくり、区分所有物件の修理・再建などのハード対策等、地域の実情に応じた事前復興が可能となるよう、事前復興を進めるための法整備や制度設計を行うこと。

また、復興法に基づく発災後の財政措置と同様に、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができる新たな財政支援制度等を創設すること。

(4) 南海トラフ地震・首都直下地震の特別措置法等に基づく施策の迅速な実施及び予算措置

南海トラフ地震及び首都直下地震の特別措置法等に基づき、巨大地震対策及び津波対策の加速化と抜本的な強化並びに被災後の柔軟かつ早期の復旧・復興が図られるよう、大規模地震防災・減災対策大綱による具体的かつ実効性のある施策の迅速な実施及び国の応急対策活動の具体計画を踏まえた防災拠点の整備・機能向上に係る予算措置等を行うこと。

特に「特別強化地域」や「ゼロメートル地帯」など、被災リスクの高い地域において、緊急性の高い対策に重点化し、短期集中的に推進できるよう、既存交付

金の充実や、新たな財政支援制度を創設すること。

さらに、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始される中、事前避難等の防災対応を実施するにあたり、その実効性を担保するため、事前避難段階から災害救助法が適用されることを明らかにし、災害救助法の適用対象を拡充すること。また、法の適用経費について確実に財政措置を行うとともに、適用外経費についても財政支援を行うこと。特に、避難誘導や避難所を開設、運営する市町村の財政負担を軽減するための仕組みを充実させること。

併せて、住民が正しい理解のもと適切な行動を取れるよう、国においても地方と協力して丁寧な周知を継続して行うとともに、地方自治体の実施する啓発をはじめとした対策に対して人的・財政的な支援を行うこと。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においても、甚大な被害を及ぼす可能性があることから、南海トラフ地震等の特別措置法と同等の法整備により財政支援など、日本海溝・千島海溝地震特別措置法を充実・強化すること。

加えて、産業・雇用の中核であり、災害時にも重要な役割を担う石油コンビナートや石油・ガス貯槽基地における民間事業者の防災投資の取組に対する技術的・財政的支援を充実、強化すること。

(5) 医療資源が絶対的に不足する事態を回避するための大規模地震時における医療救護体制の強化

南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿い巨大地震等の巨大地震が発生すると、広範囲で多数の負傷者が発生するなど、医療需要が急増する一方、供給面をみると、水道や電気、ガスなどのライフラインの寸断や医療機関の損壊等により医療の供給が急減する。その際には、地震の揺れや津波などにより道路などのインフラが寸断され、傷病者の後方搬送や外部からの支援もすぐには望めない状況となる。この厳しい環境の中でも負傷者の命を救うため、被害想定などの定量的な分析を十分に行うとともに、被災地外からの支援が到着し併せて搬送機能が回復するまでの間、被災地域の医療資源を総動員する体制づくりを計画的に進められるよう、災害拠点病院だけでなく、すべての病院を対象として、耐震化や非常用電源設備、給水設備の整備に対する補助率の嵩上げ等、財政支援を充実させるとともに、業務継続計画（BCP）の策定などの取組に対する支援や、災害拠点病院の指定要件追加に対応するための経過措置、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の動作機能の向上等、必要な配慮を行うこと。

また、医療施設の耐震化を一層推進するため、医療施設耐震化臨時特例基金のように、都道府県に基金を設置して、複数年度にわたる支援が継続して実施できるような助成制度を新たに創設すること。併せて、大規模災害時にカルテの汚損や流失等により診療の継続が困難となることを防ぐため、診療情報の電子化を促進するとともに、当該電子カルテ情報のバックアップなどを行う医療機関や関係団体の取り組みを支援すること。

さらに、令和元年6月に災害拠点精神科病院の整備について通知されたところであるが、災害拠点精神科病院の整備を進めるにあたり、診療報酬への加算等のインセンティブの導入について検討すること。

加えて、分析した被害想定を踏まえて、全国的に災害派遣医療チーム

（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を養成し、被災地外から早期かつ大量、継続的に投入できる体制の構築や、孤立地域に医療モジュールと運営人材を迅速に配置する体制の整備など、国を挙げて人的・物的支援機能を強化すること。災害派遣医療チーム（DMAT）等が被災地において切れ目なく活動できるよう

効率的な運用を図るとともに、その際、二次災害を避けるため、安全が確保された場所で活動するという大原則に鑑み、適正な運用を徹底すること。

併せて、災害時に活動する医療従事者等の補償の充実を図ること。DMATについては、DPATと同様に各種損害保険への加入に対する財政支援制度を創設すること。

(6) 包括的な適用除外措置の創設等

既存の法律や政省令等による規制や制約により、各主体の緊急時対応が阻害されないよう、包括的な適用除外措置を創設すること。また、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化及び資金使途や期間制限等の撤廃など、必要な見直しを行うこと。

(7) 広域応援・受援体制の構築

地方自治体の行政機能喪失を想定した水平補完を基本とする支援、支援物資の調達・輸送・配分、広域避難者の受入及び情報収集・共有などの広域応援・受援体制については、東日本大震災や熊本地震等の教訓を踏まえるとともに、地方の意見も十分に把握し、府省庁間の縦割りの是正や国と地方の役割分担の整理をすること。また、海外支援を積極的に活用するための協力体制を整備すること。

全国からの広域的な応援活動や後方支援の拠点となる広域的な防災拠点の整備に対する技術的、財政的な支援を充実すること。

熊本地震の教訓や平成30年7月豪雨による教訓を踏まえ、国・都道府県間で運用されていた物資調達・輸送調整等支援システムが令和2年度から市町村の情報も共有できるよう機能強化されたが、各地方自治体が先行して導入している各災害関連システムとの自動連携の検討や、物資調達・輸送関連事業者も使用可能とするなど、全国に共通するシステムとして実効的に活用されるよう、今後の機能強化も含め、適切な運用と活用の推進を図ること。併せて、当該システムを使用するための端末配備が難しい地方自治体に対して、端末配布や購入補助制度創設などの支援を検討すること。

(8) 応援職員等の広域応援・受援体制の確立

被災自治体の災害対応を支援する保健・医療・福祉・行政等の専門的な応援体制の確保について法制化等も含めて制度の充実や整理を図ること。また、被災自治体の状況を考慮して「応急対策職員派遣制度」を円滑かつ柔軟に運用すること。さらに、同制度に基づく応援に留まらず、応援した地方自治体に経費負担が発生しない仕組みを構築すること。

また、大規模・広域災害が発生した場合は応援できる地方自治体も限られ、人員の不足が被災地の復旧・復興の妨げとなる事態が懸念されることから、今後もTEC-FORCEの派遣や国による権限代行などを通じて地方自治体の災害復旧を全面的に支援できるよう、国と各地方整備局の人員確保・体制強化を継続的に図ること。さらに、土木・農林分野など、災害発生時に被災地に派遣される地方自治体職員の要員確保のため、財政措置等が講じられたところであるが、復旧・復興期に必要なとされる中長期の職員派遣を円滑に行うための体制整備に向けて、財政措置の柔軟な運用や既存の派遣制度との連携にも配慮した運用体制の確立を図るほか、全国的に技術的人材が欠乏する中で、民間との調和を図りながら、技術系人材の確保・育成策を構築すること。

併せて、被災地での高齢化やマンパワー不足を念頭に、介護職員や災害ボランティア

ィア等の受入れのための資機材等の整備について支援を行うこと。

(9) 感染症との複合災害における避難等応急活動対策強化に向けた対策

感染症のまん延期にあっても、確実に住民の避難を確保する体制整備は重要な課題であることから、間仕切りやテント、換気設備など、避難所における感染防止対策に必要な資機材整備、要配慮者受入れのための民間施設も含めた施設改修、避難先宿泊施設や広域避難時の輸送車両の借上など、地方自治体の避難対策強化への安定的な財政支援制度を創設すること。

コロナ禍にあつて、自宅療養者や濃厚接触者の円滑な避難のため、都道府県と市町村の関係者間で個人情報や円滑な共有や提供ができるよう、法令上の整備や技術的な支援を行うこと。

また、感染者、濃厚接触者の避難について、国有施設の提供のほか、民間施設の活用の促進、移動手段の確保など、安全な避難誘導體制確保に向けた技術的助言などの支援を行うこと。また、濃厚接触者の避難にあたっての公共交通機関の活用などについて、考え方を明確にすること。

被災地への自治体応援職員の派遣前後のPCR検査等の実施について、財政支援も含めた仕組みを整備すること。

コロナ禍における災害ボランティアの受入れ前後のPCR検査等の仕組みの整備や財政支援、受入れに係る統一的なルールの作成などを検討すること。

福祉避難所における要配慮者の受入れが進むよう、PCR検査等を迅速に行える体制整備と財政措置を講じること。

国機関や医療関係者、指定公共機関など、発災後、十分な準備の暇もなく、迅速に被災地の支援に関わる人員のPCR検査等の必要性も含め、感染防止対策のルール化を検討すること。

(10) 災害廃棄物等の広域処理体制の構築等

大規模災害時に発生する膨大な量の災害廃棄物を円滑に処理するため、都道府県を越えた広域処理体制を構築すること。

また、災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、災害廃棄物を自区域内で処理し、生活ごみを広域的に処理する場合においても、追加的に発生する経費に対して財政支援を行うなど、災害等廃棄物処理事業費補助金について、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるよう見直すこと。

(11) ICTを活用した広域応援・受援体制等の構築

携帯電話位置情報等のビッグデータを活用した被災者の避難動向の把握やライフライン・インフラの被害・復旧に関する情報の共有を図るなど、災害時に国や地方自治体、民間企業・団体等の間で、迅速かつ円滑に情報共有等を行う「災害情報ハブ」の仕組みを早急に構築すること。

特に、ICTやビッグデータを活用して避難動向やライフライン情報、インフラ情報等を連携させた効果的な仕組みを整備し、これらの仕組みを地方自治体において活用できるよう、防災情報システムとの連携等の活用手段の構築や人材育成の支援を行うこと。

(12) 地域建設企業における大規模災害に際して必要となる建設機械等の保有促進等を図る制度の拡充

迅速かつ確実な復旧・復興を推進するため、地域建設企業が災害対応に活用す

るという前提のもと、建設機械を購入するに当たって、その費用を一部助成する等、災害対応に活用できる建設機械の保有を促進する支援を講じること。

2 事前防災・減災対策の推進について

災害から国民の生命、身体及び財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るためには、被災経験からの教訓や未来に向けた創造的復興（「より良い復興」ビルド・バック・ベター）の好事例を学び、事前防災・減災及び事前復興の視点を取り入れた様々なハード・ソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する必要がある。そのため、東日本大震災の教訓や熊本地震に関する対応状況等を踏まえ、地域防災計画の基本となる国の防災基本計画の更なる充実を図るなど、災害予防・減災対策の取組を確実に推進することとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 自助・共助を育む対策

災害時には行政機関による「公助」だけでは限界があり、住民・地域等による「自助・共助」の取組が求められることから、災害対策基本法に「自助・共助」の取組を明確に位置付けて、地域防災力の向上に対する支援、半公半民の地域における防災まちづくりのリーダー設置の制度化をはじめとした防災分野の人材育成、各種共済制度や地震保険制度の充実など、住民が取り組む防災対策を支援すること。

特に、地震対策の“入り口”と位置付けられる住宅の耐震化等については、耐震化率の向上とともに、家具固定や感震ブレーカー設置などの減災化及び災害リスクの低い地域への居住誘導の観点も踏まえた財政措置など、引き続き対策の継続・強化を図ること。

(2) 安全な避難空間の確保のための対策

障がい者、高齢者及び乳幼児等の要配慮者の支援のため、避難行動を支援するだけでなく、安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所の十分な確保及び円滑な運営体制確保について支援すること。そのため、施設や資機材整備等に係る財政上の支援策や専門人材の育成・確保のための支援を講じること。また、男女共同参画や性の多様性の視点を取り入れた運営体制を確保するとともに避難所運営等への女性をはじめとする多様な立場の方々の参画や登用が進むよう、各種媒体を活用した普及啓発により機運の醸成を図ること。あわせて、ペット飼養者についても、これらに準じた配慮をすること。近年の災害時に、有効な避難空間として機能した公園等のオープンスペースや、円滑な避難活動に資する道路の整備推進のための支援について充実を図ること。

また、平成 30 年発生災害検証報告書（北海道胆振東部地震）や令和元年発生災害検証報告書（房総半島台風、東日本台風等）の対応等を踏まえ、地方自治体が安価・低廉に備蓄することが可能になるよう、コンテナ型トイレやダンボールベッド、液体ミルク、ブルーシート、土のう袋、発電機、携帯用充電器等に加え、感染症の発生・まん延を防止するためのマスクや衛生用品等、避難所の環境改善に資する備蓄品の普及促進策及び保管促進策について検討すること。

さらに、大阪府北部を震源とする地震（平成 30 年）を踏まえて、帰宅困難者等が避難する一時滞在施設の確保に向け、その備蓄の推進に係る財政支援を行うと

ともに、事業者が一時滞在施設として協力しやすくなるよう発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度の創設、駅周辺などで滞留する帰宅困難者の動きをリアルタイムで把握できる手段の確保や、地震発生後の鉄道運行再開に関する情報等の発信のあり方について、国においても検討すること。また、外国人被災者（外国人住民・訪日外国人旅行者）などの安全を確保するための適切な情報提供などを総合的に推進し、住民・来訪者の安全・安心を図ること。

地震発生後、踏切が長時間遮断され、緊急車両の通行が絶たれることや、住民の避難が困難になる事態を回避するため、改正踏切道改良促進法の趣旨を踏まえ、踏切の早期開放に向けた対策が進むよう、指定公共機関である事業者への指導や、地方自治体の避難誘導や災害応急活動への技術的支援を行うこと。

また、電力供給体制の崩壊に伴う、信号機の滅灯、交通（避難経路）情報の寸断、道路付属物の倒壊等に伴う避難経路の寸断を防止するため、交通インフラに対する電力供給体制、無電柱化、ラウンドアバウト整備、既存施設の強靱化を促進するとともに、大規模停電対策として実施する支障木の事前伐採に関し、関係者間の役割及び費用負担の在り方を示すとともに財政支援の充実を図ること。

加えて、出勤時間帯の地震等の発生時の適切な対応について検討し、ガイドラインを作成するなど、事業者や地方自治体、住民への啓発を行うこと。

（3）災害に強いまちづくりを推進するための対策

建物・構造物等の耐震化や老朽化対策、津波対策及び液状化対策、建物を守る地盤対策、木造住宅密集地域の改善を図ること。特に、災害対応の中心的施設としての機能を有する庁舎や避難所となる学校施設や社会福祉施設、医療施設等について、更なる耐震化や天井等落下防止対策をはじめとした非構造部材の耐震対策など、災害の教訓に基づく対策を速やかに推進するとともに、避難者の健康保持の観点から空調設備等の整備をする場合の支援策を検討すること。

また、大阪府北部を震源とする地震（平成 30 年）を踏まえて、通学路、学校施設、避難路などの安全確保のために現行法令に適合しない又は危険な状態にあるブロック塀等の専門的な調査や、撤去・改修が必要であるため、木製フェンスの開発を含めた技術的支援や財政支援を充実させること。加えて、ライフライン（上下水道、ガス等）の耐災害性の強化に向け、上下水道施設の更新・耐震化、災害対策の加速化・深化や、事務事業の広域化・共同化など基盤強化に必要な財政措置を拡充するとともに、早期復旧を可能とする全国の相互応援体制の確立等を行うこと。

さらに、平成 30 年北海道胆振東部地震や令和元年房総半島台風や東日本台風等の風水害における大規模停電を踏まえて、電力会社に対して、災害に強い電力供給体制の整備、及び電力の安定供給や適切な情報発信が可能な体制の強化を働きかけること。

災害時の電力の確保や、帰宅困難者の一時滞在施設となり得る民間施設を確保する観点から、停電時に住宅やビルなどの電力を確保できるよう、太陽光発電や蓄電池、電気自動車等を活用した電力供給システム等の普及促進を図ること。

加えて、ライフラインの停止や復旧活動の状況、復旧見込みなどの情報を、指定公共機関であるライフライン事業者と地方自治体が共有し、連携して復旧活動が行える体制を強化すること。

そして、「世界遺産・国宝等における防火対策 5 か年計画」と並行し、地方自治体の指定文化財についても同様に防火対策を講じる必要があるため、国において防火設備や警報設備の整備等に必要な財政措置を拡充すること。

(4) 緊急輸送道路等の公共インフラの整備

緊急輸送道路や港湾施設、鉄道施設及び空港施設の防災対策を含め、災害時の輸送体制の整備を図るとともに、いまだ骨格を形成する基幹的交通網さえ整備されていない地域も含め、高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化など、リダンダンシー確保に必要な国土軸の構築のため、公共インフラの整備を早急に進めること。

また、加速するインフラ老朽化に対応する戦略的な維持管理・更新のため、必要な予算の確保等を含めた対策を講じること。

あわせて、定期点検など地方が適切に維持管理・更新できるだけの必要な財源を安定的・継続的に確保するとともに、公共施設等適正管理推進事業債の延長など地方財政措置の拡充を図ること。

さらに、重要物流道路及びその代替・補完路については、平成31年4月に供用中区間を対象とした指定が行われ、個別補助制度が創設されたところであるが、新広域道路交通計画を踏まえた追加指定については、地方の意見を十分に反映するとともに、指定道路の機能強化及び整備促進のため、十分な予算を確保し、補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。

(5) 防災体制の整備及び災害対応の人材育成

ソーシャルメディア等を活用した災害情報伝達・手段の研究と整備、情報通信基盤の堅牢化・冗長化や、災害時情報集約支援チーム（ISUT）をはじめとした国・地方自治体が連携した災害対応が求められる中で総合防災システム、災害対応支援システム、被災者台帳システム、物資調達・輸送調整等支援システム等の防災関係システムの統一化・標準化など、災害時に必要な防災体制の整備を図ること。

大規模災害時に必要な保健・医療・福祉の人材を確保するため、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）に止まらず、災害派遣福祉チーム（DCAT、DWAT）や二次救急医療機関等の幅広い職種を対象とした全国レベルの人材育成研修を各地で継続的に実施すること。

また、各都道府県が実施する医療関係者等の災害対応力向上に向けた取組を推進するため、財政支援を講じること。

DWAT など、要配慮者や被災者に対する福祉関係者による支援について、災害時の支援活動に係る経費負担等の法令上の整理をする他、平時の研修等の取組に対する財政面での支援の充実を図ること。

平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担う消防団員が全国で条例定数に満たない状況にあることから、その確保・育成に向けた財政支援等を強化すること。

さらに、消防防災ヘリコプターの運航体制を強化し、2人操縦体制による安全運航の実施が求められている中で、全国的に操縦士が不足している状況を踏まえ、航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるとともに、養成機関の創設など技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講じること。併せて、地方自治体において2人操縦体制を構築するための財政支援の充実を図ること。

また、消防防災ヘリコプターの運用に当たっては、大規模災害等の際にヘリコプター本体やヘリポートの施設・設備が被害を受けた際に、災害対応力の低下を防ぐため、速やかに復旧が可能となるよう財政措置を講じること。

加えて、全国からの広域的な応援活動や後方支援の拠点となる広域的

な防災拠点の整備に対する技術的、財政的な支援を充実すること。

(6) 孤立集落対策

土砂災害等により孤立する可能性のある集落における住民の救助、避難のための臨時ヘリポートの整備や物資の備蓄など、孤立集落対策を行うとともに、当該集落へのアクセス道路に対する防災対策を着実に進めるため、必要な予算を確保すること。

(7) 災害に関する調査研究等の推進

地震津波、風水害や雪害、土砂災害等の予測精度の向上等を図ること。南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿い巨大地震等の観測施設の早期整備と段階的な運用により予測・観測体制の強化を行い、津波履歴調査並びに日本海側プレート境界及び海底・内陸部の活断層（未確認断層を含む）の実態など、これまでに十分な知見が得られていない地域の地震等に関する調査研究を推進し、調査結果を早期に公表すること。

(8) 死者・行方不明者の氏名等公表

災害対策基本法に、災害時に死者・行方不明者の氏名等公表を行う主体と、公表に関する権限、関係機関の個人情報提供の協力義務を規定するなど、法令上の根拠を明確にすること。知事が、地域の実情や被災の状況を踏まえ、円滑かつ迅速に氏名等公表の判断ができるよう、公表の判断の参考となる標準例を定めたガイドラインの策定に、引き続き、全国知事会とともに協力して取り組むこと。

3 多様な災害対策の推進について

近年、日本列島では、地震・津波、火山噴火による災害が続いている。さらに、台風、線状降水帯の発生による記録的な豪雨等と様々な災害に見舞われていることから、災害に強い国づくり、まちづくりを進めるため、多様な自然災害等に対して的確な対策を講ずることとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 風水害対策

(ハード対策の促進)

近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害・土砂災害リスクの増大に備えるため、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で災害に備える「流域治水」の取組みを推進すること。ついては、流域治水の考え方に基づき、河川、ダム等の整備、農業用ため池等の防災工事及び維持管理を含めた水害防止対策の推進を図るとともに、雨水貯留機能の保全と施設整備、雨水流出抑制施設整備等の流域対策など、流域全体の水害軽減策の強化を図ること。

また、令和3年度より新たに対策が重点的・集中的に講じられることとなった「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に実施するとともに、土砂災害の専門家による調査などの技術支援や地域に精通した技術職員の確保、それら国及び地方自治体の組織体制の強化といったソフト対策をハード対策と併せて総合的に推進すること。

治水・治山・土砂災害対策などのハード対策は、中長期的な取組となるが、毎年のように大規模水害が発生している状況を踏まえ、対策の加速化を図るた

め、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」においても、必要に応じて対象事業の拡大及び要件緩和を行い、当初予算において別枠で必要となる予算・財源を安定的・継続的に確保し、国土強靱化の対策を強力かつ計画的に進めること。加えて、災害復旧にあたっては、改良復旧を災害対策基本法等においてさらに明確にし、改良復旧による整備を推進すること。

国管理河川のバックウォーターの影響がある支川の整備・管理体制の強化や支川管理者、地元自治体との排水や越水などの情報共有による住民避難体制の強化を図ること。

河川の氾濫等による浸水等によって大きな被害が想定される地域においては、居住等の誘導について明らかにするなど、土地利用や住まい方に関する制度等について検討すること。

土砂災害対策については、現行制度では対策・復旧できない箇所について支援できるよう、新たな制度の創設を検討すること。

毎年のように激甚な土砂災害が繰り返されている状況を踏まえ、土砂災害の防止・軽減の基本である砂防関係施設の整備による事前防災対策を計画的かつ強力に推進するとともに、既存の砂防関係施設の高機能化、多機能化を図り、より効率的・効果的な施設整備を推進すること。

(避難対策強化)

市町村が統一的な基準によりハザードマップを作成し、過去の災害記録やダムの洪水調節能力を超える洪水など、住民に対して地域の災害リスク、避難行動の必要性を周知できるよう、技術的・財政的支援を充実すること。

また、より適正な避難情報の発令や住民の避難行動につなげるため、観測・予測精度の向上等を図ることや、「避難スイッチ」等の、避難行動を起こすきっかけとする目安を住民自ら決める取組の普及に努めること。今出水期に開始が予定されている線状降水帯の発生情報に加え、発生予測の早期の実現及び避難対策への技術的支援に努めること。

避難情報の早期発令のための自治体との情報共有体制の充実を図るとともに、気象庁による会見等による呼びかけなど、気象庁と報道機関が連携した効果的な情報発信の更なる充実に努めること。

さらに避難所の過密を抑制するため、避難所の混雑情報の周知や、避難所外避難者の迅速な把握方法などについて、技術的助言を行うこと。

令和元年房総半島台風や東日本台風、令和2年7月豪雨等での対応と避難の状況を検証し、より効果的な気象や避難情報の伝達方法や、住民の避難意識を高める普及啓発の強化などを検討すること。

新たに導入された「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」による警戒レベルや、屋内での安全確保、高齢者の早期避難に関する法令上の規定及び用語の意味を国民にわかりやすく説明し、周知徹底を図るよう、自治体とともに取り組むこと。

加えて、防災情報を確実に伝達し、適切な避難行動を促すため、今般の警戒レベル等の変更への対応も含め、防災行政無線や防災情報システムなどの情報伝達手段の充実・強化に対して、新しい情報伝達手段システムの開発と整備も含めた技術的・財政的な支援を行うこと。

高齢者など避難行動要支援者の円滑な避難に向けて、個別計画や施設等の避難確保計画の策定及び計画に基づく訓練の実施、ICT技術の活用も含めた避難支援体制の充実に向けた技術的・財政的な支援の充実に努めること。

また、防災情報の提供など、警戒避難体制の構築の一助を担うソフト対策に資するシステムの更新、保守・点検など、恒久的な費用が必要な事業についても、地方財政措置の充実・強化を図ること。防災におけるDXを推進するとともに、AIを活用した災害対応に係る取組の強化を行うこと。

(広域避難体制の強化)

浸水範囲が広がる大規模な水害では避難場所も不足し、都道府県や市町村の枠を超えた広域避難が必要になるが、水害を想定した広域避難は十分なリードタイムが必要なことや、災害発生前からの避難に関する住民の意識啓発等の課題も多いことから、学校や企業、地域における対応、通常の避難情報に対する広域避難の情報の提供の在り方などを整理し、広域避難に関する普及啓発の徹底に取り組むこと。

また、改正災害対策基本法で、国の非常災害対策本部が、災害発生のおそれの段階から設置できることや、広域避難の協議手続きが、災害発生前から可能になるなど、風水害における広域避難を進めるための規定整備が図られたことを踏まえ、国のリーダーシップによる広域避難体制の整備を進めるとともに、地域における広域避難の検討の促進が図られるよう、わかりやすく、実現可能な広域避難に関するガイドラインの策定を進めるなど、広域避難対策のさらなる強化に取り組むこと。

(2) 津波対策

津波防災地域づくりを推進するため、技術的支援、財政的支援及び津波防災地域づくりに関する普及啓発など、最大クラスの津波に対する防災対策に必要な各種支援を充実すること。

特に、津波避難困難地域の解消を図るためには、津波避難施設を十分に確保することが重要であることから、津波避難ビルの指定を促進するために、津波避難施設の耐浪性を確認する簡易表を作成すること。

(3) 火山防災対策

国、地方自治体、公共機関、民間事業者等が一体となって、総合的かつ計画的にソフト・ハード両面から火山防災対策を推進するため、火山対策に関する法制度の充実を図るとともに、緊急に整備すべき施設・設備等については、国による財政負担を法律に明記すること。

戦後最悪の火山災害となった御嶽山噴火をはじめ、相次ぐ噴火を踏まえて、火山の観測・調査研究を一元的に行う政府機関を整備するなど、観測や情報連絡体制整備、火山研究人材の育成などの一層の充実・強化を図るとともに、地元に着した調査研究を行い、火山噴火の予測精度の向上等を図る取組を推進すること。

活動火山対策特別措置法（活火山法）の規定に基づく基本指針が示されたが、火山周辺地域における避難計画の策定が進んでいないことから、噴火シナリオ、ハザードマップや避難計画の作成主体に対して、これまで以上に財政支援及び技術的な支援を講じること。特に、火山活動の切迫性や噴火した場合の社会的・経済的影響等を踏まえ、現行では活火山法の「避難施設緊急整備地域」に特に重点が置かれている避難施設等に対する財政的支援の適用範囲を拡大するとともに、噴火に伴う溶岩流や降灰等の影響が広範囲に及ぶ場合や、社会的影響が大きい場合等、避難対策を特別に強化する必要がある地域を指定し、これらの地域において国が主導して行うべき火山防災対策に係る基本的な計画を作成すること。

退避壕・退避舎等の避難施設の整備に関する手引きについても示されたが、設置主体及び費用負担等、整備のあり方について引き続き検討するとともに、噴火による社会・経済活動への被害を最小化するため、溶岩流等を制御する堰堤や避難道路などのハード対策、避難訓練の実施・分析などのソフト対策の両面から、事前防災対策等の計画的な実施等を推進すること。

火山周辺の観光地を訪れる外国人や高齢者等の災害情報の収集が困難な者や、通信不感地帯における登山者等への情報発信体制の整備、地域住民や登山者等の避難状況を把握できるシステムの整備・運用など、円滑な避難ができるよう、効果的な情報伝達について速やかに検討するとともに、最新の科学技術を積極的に活用した研究に取り組むこと。

(4) 雪害対策

豪雪による被害を防ぐため、時間単位での予報の精度を高めて情報を提供するなど、防災気象情報の改善を図ること。特に、平成30年や令和2年12月から令和3年1月にかけての豪雪では、各地の高速道路や国道で自動車の立ち往生や長時間にわたる通行止めが多数発生しており、過去の教訓が活かされず、同様の事態が繰り返されていることを踏まえ、このようなことが二度と起こらないよう各地での発生要因の分析・検証と再発防止策を講ずること。除雪体制の強化や迅速な情報伝達、交通全体のオペレーション改善など抜本的な対策を講ずること。「顕著な大雪に関する気象情報」など大雪に関する気象情報について、住民が適切な行動をとれるよう、改称も含めて検討し、分かりやすく情報提供すること。大雪等の予防的な通行規制を実施する際に、関係機関において情報共有体制を構築するなど、国・高速道路株式会社等の関係機関による広域的な協力体制を一層強化すること。荷主などを含む道路利用者に対し、繰り返し、外出の自粛や広域的な迂回を呼びかけるなど情報発信の徹底を図ること。また、豪雪による通行止めや大規模な渋滞を回避するため、一般道路の吹雪・雪崩危険個所へのハード対策、高規格道路における暫定2車線区間の4車線化やソフト対策の強化等により、広域除雪に対応できる強靱な道路ネットワークを構築すること。積雪寒冷地の実情を踏まえ、冬期における安全・安心な道路交通を確保するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により防雪事業や凍雪害防止事業等の雪対策の着実な推進に配慮すること。前年度の除排雪経費を特別交付税の対象経費に算入するなど、労務単価の高騰等により増大する雪害対策費に対する財政支援を拡充すること。さらに、雪害対策のための設備強化は、地域鉄道事業者の経営に大きな負担であることから、豪雪地帯を運行する鉄道事業者の雪害対策については、補助率の嵩上げを行うこと。

交通障害・渋滞が深刻化する原因として、運転者に現在の道路状況が十分に伝わらずに新たな流入を招き、さらに渋滞等を拡大させるという悪循環に陥っていることから、高速道路や主要国道等について、交通規制や積雪などの路面状況、渋滞や滞留時間などの道路交通情報を広域かつ一元的にリアルタイムで物流事業者や運転者に知らせる仕組みを構築すること。

さらに、過酷な労働条件により除雪オペレーターの担い手不足が深刻化していることや、除雪業者の安定経営などの観点から、除雪業務を魅力的なものとし都道府県及び市町村の除雪体制を安定的に確保できるよう労務費単価改善等を行うとともに、少雪時でも除雪業者が経営を維持できるよう最低保証などの制度を創設すること。

加えて、積雪寒冷地域以外において、積雪寒冷地域と同程度の降雪が確認された

場合には、道路除雪費用の緊急臨時的な増大を抑えるため、対象外地域でも国庫補助等の対象とすること。併せて、最近の大雪災害による教訓を踏まえ、普段降雪の少ない地域で大雪となった場合の広域応援体制や費用負担等の仕組みづくり等を検討すること。

(5) 大規模火災対策

強風や巨大地震等による木造建築物が密集する地域における大規模火災への対応を強化するため地形や街並み等の地域特性に配慮した住宅等の防火対策や市街地整備、消防力の整備などに必要な財政措置の充実を図ること。

また、石油コンビナート災害に対する保安の確保のため備蓄している PFOS 含有の泡消火薬剤は、国際的な状況を踏まえ令和 4 年度中までに廃棄処分しなければならないことから、地方自治体等における泡消火薬剤の早期の備蓄更新及び処分が円滑に行われるよう、長期的な財政支援の充実を図ること。

4 発災後の総合的な復旧・復興支援制度の確立について

1 で述べた事前復興による取組のみならず、被災後の被災住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧・復興を推進し、加速化させるため、東日本大震災の教訓や熊本地震に関する対応状況等を踏まえ、現行の大規模災害からの復興に関する法律からさらに踏み込んだ、財政支援制度等の確立を含む復旧・復興基本法（仮称）を整備すること。その際、被災自治体及び避難者受入自治体が、被災者の生活再建を含めた復旧・復興事業を、地域の実情に応じて主体的な判断で実施できるよう、国が必要な財源（復興基金や新たなまちづくりに向けた復興交付金等の制度化を含む）を措置し、次の事項を含めた総合的な支援制度を確立すること。

(1) 「第 2 期復興・創生期間」後も必要となる被災地の復興への支援

東日本大震災の「第 2 期復興・創生期間」の終了後も復旧・復興を速やかに進行させるため、原形復旧が原則とされている復旧・復興財源の制限撤廃、災害査定等の一連の事務手続きの更なる効率化・迅速化及び事業期間制限の緩和、激甚災害の適用措置の拡充など、災害の実情を踏まえ不断の見直しを行い、既存制度にとられない規定を創設すること。

また、熊本城などの国指定重要文化財等で、復旧・復興に高度な技術を要する文化財については、人的かつ技術的支援を行うとともに、補助率の嵩上げ等、迅速かつ万全の措置を講じること。

(2) 発災後の計画的復興に対する支援

復興が計画的に、かつ、円滑に進められるよう、当該年度に必要な予算を早期に確保するとともに、東日本大震災や平成 28 年熊本地震対応のため講じられた特別な財政支援措置等で、今後の大規模災害発生の際にも必要不可欠なものについては、常設化し、被災自治体が復旧・復興の実施に注力できるような仕組みを構築すること。

また、災害ボランティア車両に対する有料道路の無料通行措置が適用されるよう、被災自治体が各地方道路公社等に行う要請について、大規模災害時の手続きの簡素化等の措置を図ること。

(3) 被災者生活再建支援制度等の住まいと暮らしの再建への支援

相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。

制度の内容については、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目した支援も可能となるよう検討協議すること。

また、被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。さらに、被災者生活再建支援制度については、令和2年の法改正によって支給対象が中規模半壊世帯まで拡大されたところであるが、適用条件の緩和や国負担の強化など、更なる充実を検討すること。特に、令和2年7月豪雨では、平成30年7月豪雨の被災者が、2年という短い期間で再び被災されている状況を踏まえ、短期間に何度も被災する場合の生活再建は困難を極めることから、短期間で複数回被災した世帯の負担軽減策を検討すること。被災者支援にあたっては、別枠での支援を検討する等、特段の配慮をすること。加えて、自治体独自の支援制度への財政支援を検討するとともに、自助の観点から、国民に対して民間保険の活用を促す普及・啓発を図ること。

併せて、大規模災害の被災地においては、住宅の再建が困難な被災者がいることから、応急仮設住宅の供与期間が延長になった場合には、引き続き延長に係る財政措置を行うこと。

これらに加えて、住まいの再建・確保に向けた相談支援など、被災者それぞれの状況に応じて支援を実施する災害ケースマネジメントの仕組の導入や、こうした取組に対する財政支援について検討すること。

被災者支援については、複数の法制度等による趣旨の異なる制度が混在し、被災自治体や被災者にとってもわかりにくく、また、救済される被災者も限定されている。被災者支援施策については、国において、民間保険による救済とのバランスも考慮し、抜本的に検討を行い、被災の実情に応じた適切で不公平感のない、統一かつ持続的な救済制度を検討すること。

また、災害公営住宅の家賃を一定期間減免する東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、被災者・避難者の速やかな生活再建や安定した暮らしの確保、被災・避難自治体の復興支援のため、必要不可欠な事業であることから、安定的な財政支援を継続すること。

さらに、原発事故による避難者のための災害公営住宅に係る東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、原発事故により長期避難を余儀なくされている避難者の厳しい生活再建状況や風評被害、人口減少など多くの課題を抱えている避難地域等の復興状況を鑑み、現行の支援水準を維持すること。

(4) なりわいや産業の復興への支援

地域経済の回復に不可欠な被災企業の早期再建や生産力強化、災害復興支援策として新規企業の誘致・立地・設備投資や既に立地している企業の再投資に必要な税制上の特例措置を講じること。

また、大規模災害時には、商工業者が迅速に事業再開し、農林水産業者が早急に生産活動を再開できるよう必要な支援を行うとともに、補助対象経費の柔軟化や申請事務の簡素化を図ること。激甚災害指定を受けた都道府県間で、支援に差が生じ

ないよう制度の充実を図ること。風評被害を防止するための正確な情報発信や誘客のための取組など、観光産業に対する支援を行うこと。

さらに、中小企業基盤整備機構が行う小規模企業共済制度を拡充した災害共済制度を創設すること。

(5) 災害救助法の見直し等

広域避難者の発生、事態の長期化及び行政機能の喪失等を想定し、被災地以外の地方自治体が救助に要する費用を支弁した場合の国への直接請求を制度化すること。また、迅速かつ効果的な救助を行うため、期間や資金使途などの制約の撤廃等、地方自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、救助範囲を含めて見直しを行うこと。

特に、住家被害認定調査や罹災証明書の発行業務、応急仮設住宅の維持管理に係る経費、孤立地域における仮設トイレの設置など、避難所以外における避難生活基盤に対する支援に係る経費、自宅や応急仮設住宅等の被災者への戸別訪問による健康管理・精神保健活動・福祉活動、災害ボランティアセンターに係る経費全般等を対象とするよう、救助範囲の拡大を行うとともに、必要な経費について確実な財源措置を行うこと。被災の状況等により、やむを得ず避難所運営管理を外部委託する場合にも、災害救助費による措置を柔軟に行うこと。災害救助に係る事務費について、上限額の撤廃など充実を図ること。あわせて、救助範囲の拡大に伴って地方自治体職員の事務負担が増加することについて、例えば、求償事務の簡素化など負担を軽減するための措置を講じること。

また、求償事務においては国が統一的な基準を示し、地方自治体により差が生じることがないようにすること。

また、災害救助法の適用に当たって、いわゆる4号基準による都道府県の判断以外にも、管内の一定割合の市町村に適用され、被災市町村間の格差や不均衡が課題になるような場合、都道府県内一律に適用できるようにするなど、客観的かつ弾力的な適用基準について検討すること。

制定から70年が経過する同法について、みなし応急仮設が主流となっている実態や物資の調達環境の変化などを踏まえ、被災者支援制度の充実の観点から、見直しの検討を行うこと。

新型コロナウイルスへの感染が急速に拡大している状況下においては、体育館や公民館等への避難により、クラスターが発生する危険性があることから、市町村が避難所を設置した際は、災害が小規模であっても災害救助法を適用（同法施行令第1条第1項第4号）するよう迅速かつ柔軟な運用を行うとともに、災害救助法の適用と同時に避難所の設置に係る特別基準（ホテルや旅館等の活用）も適用すること。

(6) 災害時の生活再建支援事業のためのシステム構築及び罹災証明制度の見直し

災害対策基本法改正により、適切な被災者生活再建支援を行うため、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成が法的に位置付けられた。近年の地震・風水害の実情を踏まえ、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、業務の「標準化」を検討すること。

また、更なる住家被害認定調査の簡素化を図るとともに、被害認定調査・罹災証明書発行・被災者台帳管理のためのシステムに対し、構築と運用に係る財源を含めた支援制度を充実すること。

さらに、罹災証明書の判定結果が国費を伴う各種支援と連動している点を踏ま

え、住家被害認定調査結果にばらつきが生じないように、被害認定に係る指針の解釈の丁寧な説明や必要に応じた見直し等を図ること。

併せて、近年、工場・店舗等の非住家の罹災証明書についても、事業者向け補助金等各種支援制度の適用基準とされている状況等を踏まえ、被害認定に係る指針等を明確化すること。

5 原子力災害対策の推進について

平成 28 年 3 月の原子力関係閣僚会議において決定された、「原子力災害対策充実に向けた考え方 ～福島を教訓を踏まえ全国知事会の提言に伝える～」の実施にあたり、政府一丸となって原子力災害対策に主導的立場で対応するとともに、全国知事会等と意見交換を行い地方自治体の意見を十分に反映させること。

(1) 原子力安全対策の充実

ア 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、重大事故は起こるものということ的前提に、事故時に放射性物質の大量放出や拡散を防ぐため、意思決定などマネジメント面への対応を含め、法制度や体制の整備等、安全対策に取り組むこと。

イ 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る検証と総括を行い、得られた教訓や新たな知見、世界の最新の知見を規制基準に反映すること。さらに、原子力規制委員会は、立地及び周辺自治体をはじめ様々な専門家の意見を聴きながら幅広い議論を行い、IAEA 等の関係機関や事業者からの意見も聴いた上で、規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原子力規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むこと。

また、真に実効性のある安全規制とするため、規制基準に基づく厳正な審査を行うとともに、原子力規制の取組状況や安全性について、国民に対し自ら主体的に説明責任を果たすこと。

運転期間延長認可の審査結果については、国民に分かりやすく説明するとともに、事業者が行う安全対策に対し指導・監督を強化すること。

(2) 原子力防災対策の推進

ア 原子力災害対策指針については、複合災害時における対策など住民の具体的な防護対策等が、未だ不明確であり、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後継続的に改定していくとともに、定期的な意見交換の機会を設ける等により関係自治体等の意見を適切に反映していくこと。また、UPZ 外においても必要に応じ防護対策を実施することから、対策の具体的実施方法を明らかにすること。加えて、これらに係る所要の財源措置を行うこと。さらに、防災対策における地方自治体の役割の重要性に鑑み、地方自治体と国、事業者等との緊密な連携協力体制について、法的な位置付けも含め早急に検討すること。

イ 原子力災害対策指針においては、UPZ 内外とも屋内退避が最も基本的な防護措置とされているが、国は、住民が安心して屋内退避できるよう、屋内退避の重要性や効果に関するデータを具体的に示すこと。

また、大規模地震との複合であっても、この仕組みが最適であるのか研究を行い、必要な措置を講ずること。

これら防護措置の考え方について、原子力施設の立地及び周辺自治体の住民をはじめとする国民に対し、科学的根拠に基づく丁寧で分かりやすい説明に努めること。

ウ 避難ルート等の検討や準備・モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報も重要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会において、引き続き関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

エ 高線量下において地方自治体、関係機関、民間事業者等が作業することを想定し、被ばく限度や限度を超えた場合の作業の方法に加え、要員及び避難誘導等に従事する者の指揮命令系統や責任の所在、補償のあり方等に関連する法整備を図ること。また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

オ 防災対策に係る資機材の配備、緊急時モニタリング体制、原子力災害医療体制、安定ヨウ素剤の緊急・事前配布など住民等の避難が円滑に行える体制の整備、一時退避所、病院、福祉施設等の放射線防護対策等について、関係府省庁一丸となって対応すること。このうち、原子力災害医療については、複合災害発生時における原子力災害派遣医療チームと DMAT 等の医療チームとの役割分担の整理や運用上のルールづくり等を都道府県、原子力災害拠点病院及び DMAT 指定医療機関等の意見を聞きながら行うこと。

カ 都道府県や市町村の行政区域を越える広域避難を円滑に実施するため、積極的に地方と連携するとともに、避難先、避難経路及び避難手段の調整・確保、広域的な交通管制に係る調整、避難退域時検査の体制整備並びに必要な資機材の整備、発電所の状況や避難情報などを集約したポータルサイトの立ち上げ、避難に係るインフラの整備や維持管理を行うなど、広域的な防災体制の整備について、国が主体的に取り組むとともに、事業者に対し関係地方自治体と積極的に取り組むように指導すること。また、広域避難の受入に必要な避難施設の確保について、教育関連施設や民間施設の活用が図れるよう、関係省庁から施設管理者への協力の要請や必要な調整を行うこと。

併せて、都道府県域を超えるような広域的な UPZ 内外の原子力防災訓練について、国が先頭に立ち、事業者、関係自治体及び住民と連携しつつ、実践的に実施すること。

キ 重大事故が起こった場合に備え、自衛隊などの実動組織の支援内容、指揮命令系統や必要な資材の整備等について、「実動部隊の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

ク 地方自治体が地域の特性を踏まえて必要であると判断し、実施する防災対策に要する経費について、UPZ 外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。

ケ 冬季に原子力災害が発生した場合の避難道路の除雪や確保について、関係省庁の連携のもと、具体的な対策を確立すること。

特に、高速道路と国直轄管理道路の管理者間の連携や体制の強化について、国土交通省が設置する冬期道路交通確保対策検討委員会の検討結果を踏まえ、地域原子力防災協議会において、必要な検討を行うこと。

コ 新たに交付金で制度化された緊急時避難円滑化事業の充実を図るとともに、避難路の整備について、地方負担を求めず国が責任を持って整備することを制度化するなど、安全かつ迅速な避難のための交通基盤整備を促進すること。

6 国民保護の推進について

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するとともに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にするため、国は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施に向けて万全の態勢を整備することとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 北朝鮮情勢への的確な対応

北朝鮮情勢は、これまで、米朝首脳会談が数度にわたって開催されるなど、外交的に解決することをめざした動きが継続されているものの、具体的な核燃料、弾道ミサイル等の廃棄の道筋が明確になっていないことから、北朝鮮に対する毅然とした外交交渉を推進するとともに、万一の危機発生時に備え、国民への情報提供をはじめとした的確な対応を取れる体制の維持を図ること。

(2) 国民保護対策の推進

原子力発電所を含む重要生活関連等施設への武力攻撃事態等や複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃事態等を想定した対処マニュアル等を策定すること。併せて、生活関連等施設については、施設の性質、規模等が様々であり、施設数も多いことから重要施設に限定するなどの政令の基準の見直しを行うなど国民保護に関する業務が的確に実施できるよう努めること。

さらに近年、世界各国でテロ等が多発しており、国民や来訪者の安全確保のため、放射性物質・爆薬の原料となりうる薬品等の管理強化、CBRNE 災害で必要とされる特殊医療に関する国立専門センターの設置を始め、総合的なテロ対策を推進するための体制を整備すること。

また、国民保護において必要となる物資及び資機材の備蓄整備並びに国民保護に関する訓練などの充実を図るとともに、国民保護について国民の理解を深めるため、一層の啓発に努めること。

【地方行政関係】

1 地方公務員の定年引上げに係る円滑な制度移行について

地方公共団体ごとに、組織規模、職員数、年齢構成などが大きく異なることを踏まえ、地方公務員の定年年齢の引上げに係る円滑な制度移行に向け、以下の事項について対策をとること。

- ・制度運用に必要な情報を早期かつ十分に提供するとともに、導入にあたっては、一定の準備期間を設けること。
- ・職員の規模や年齢構成のほか、行政ニーズも地方公共団体によって異なることから、地方の意見を聴く機会を設けるとともに、役職定年制をはじめ、制度に一定の柔軟性を持たせること。
- ・円滑に制度移行できるよう、地方に対する丁寧な説明と、必要な助言を行うこと。
- ・定年年齢の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するため、に人件費が増加する場合等においては、所要の財政措置を講じること。

2 会計年度任用職員制度の円滑な運用について

会計年度任用職員制度の運用に必要な財政需要については、各地方公共団体の実情を踏まえ、所要額について地方財政措置を確実に講じること。

また、地方公共団体によって、直面している行政課題や行政ニーズは様々であることから、地方の実情に応じた柔軟な運用が可能となるよう、不断に制度の検討を行うこと。併せて、制度の適切な運用に資する技術的な支援を継続して行うこと。

3 統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の適用の推進について

地方公会計については、平成 27 年 1 月総務大臣名の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」の通知により、統一的な基準による財務書類等を全ての地方公共団体で作成し、活用を図ることとなったが、その運用については、地方公共団体の実態を踏まえ適切な支援を行うとともに、財政措置の継続を図ること。また、会計制度改革に先行して取り組んでいる地方公共団体が、これとは別に、従前と同様の財務書類等を作成・公表することについては、その創意と工夫を制約することのないよう、十分配慮すること。

さらに、地方公共団体における決算審議をより一層充実させるため、「地方自治法」など関係法令により定められている決算調書の様式緩和を行うこと。

なお、公営企業会計についても、平成 31 年 1 月総務大臣名の「公営企業会計の適用の更なる推進について」の通知により、下水道事業等の重点事業を含む全ての法非適用企業において地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行することが必要との要請があったところである。その移行に当たっては、地方公共団体の負担を軽減するため、技術的な支援等必要な措置を確実に講じるとともに、財政支援措置の拡充を図ること。

4 地域国際化等の推進について

(1) 平成31年4月の改正出入国管理法の施行に伴い、新たな在留資格「特定技能」が創設され、ますます重要となる多文化共生社会の実現に向けて、以下の取組を実施すること。

- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等において、国と地方公共団体の役割を明確にし、地方自治体等の意見を十分に聴取しながら、引き続き、その拡充を図ること。
- ・地方公共団体による外国人に対する日本語教育、生活支援や相談体制の整備・拡充などの取組に対し、継続的で十分な財政的支援を行うとともに、外国人受入環境整備交付金について、交付対象とする事業の範囲を拡充すること。また、外国人住民の全住民に占める割合や窓口の対応状況を考慮するなど、地方公共団体の実情に応じて限度額区分を見直すこと。
- ・新たに受け入れる外国人材や在留外国人等が、地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力の取得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、外国人材等のニーズに応じた日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを国が構築すること。
- ・帰国・外国人児童生徒、外国にルーツを持つ児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制の整備や教材等の開発に必要な措置を早急に講じること。
- ・義務標準法の規定に基づいた「日本語指導を行う教員に係る基礎定数化」による改善について進度を上げて実施すること。
- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の国庫補助率の引き上げや都道府県に対する地方交付税措置など、地方公共団体における財政負担を軽減するとともに、補助対象期間が通年となるよう制度改善を行うこと。
- ・帰国者や外国人及び外国にルーツを持つ人の雇用対策、保険・年金・医療、災害対応等の諸課題を解消する具体的な措置を早急に講じること。

とりわけ、医療分野では、地方公共団体での取組を踏まえ、国籍等にかかわらず外国人がどの地域でも利用でき、医療機関も活用しやすい医療通訳制度の導入や多言語自動音声翻訳の更なる普及促進を図ること。

また、医療保険の適用のない外国人が受診した際の医療費の未払問題など外国人を受け入れることに伴う様々な課題については、国が主体的に対策を講じること。

- ・災害時に外国人支援を行う人材の養成等を推進すること。また、地震、台風、感染症、家畜伝染病などといった各種の情報提供について、多言語化など、外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備を図ること。特に、広域で発生した有事の際には、国において、統一された必要な情報を、少数言語も含め多言語で迅速に発信するとともに、24時間相談対応が可能となるよう体制整備を図ること。

(2) 在外被爆者に対する援護については、在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住していることから、引き続きその実情を踏まえて検討し、必要な改善を行うとともに、在外公館等において高齢化が進む被爆者支援の強化を行うこと。

(3) 来日外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを一層強化するため、地方警察官の増員を図ること。また、犯罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡条約」

や「刑事共助条約（協定）」の締結相手国の拡大を図ること。

- (4) 令和2年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、令和4年度から開始される旅券の電子申請については、旅券事務が本来国の事務であることや、既に全国の半数以上の市町村に旅券事務の一部が移譲され、住民に身近な窓口が開設されている実態を踏まえ、次のとおり対応すること。
- ・情報通信基盤や機器整備については、都道府県・市町村に財政負担を及ぼさないよう、国の負担により対応すること
 - ・システム構築・運営については、住民サービスの低下を招かないよう、市町村窓口等での旅券申請・交付手続きが引き続き対応可能なものとする

【基地対策・領土問題・拉致問題等関係】

1 基地対策の推進について

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成28年11月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置、計6回にわたり開催し、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めてきた。

研究会終了後の平成30年7月開催の全国知事会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議し、国に対して要請を行ってきた。

また、令和元年7月開催の全国知事会議では、米軍機による低空飛行訓練について複数の知事から問題提起があったところであり、その後、令和2年11月開催の全国知事会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議し、同年12月に改めて国に対して要請を行った。

一方、国では、令和元年7月、日米両政府間で「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」の改正について合意し、迅速かつ早期の制限区域内への立入り等をガイドラインに新たに規定することなども行われている。

しかしながら、このガイドラインの改正により、日米地位協定における運用面の一部改善は行われたものの、全国知事会の提言内容が実現したとは言い難い状況である。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国においては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、引き続き一層積極的に取り組んでいただきたい。

(1) 米軍機の飛行等について

- ・飛行訓練など基地の外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とすること。
- ・米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかかつ詳細な事前情報提供を必ず行い、人口密集地域等の上空の飛行回避、深夜、早朝など住民への影響が大きい時間帯や土曜日、日曜日、祝日等および重要な地元行事や学校行事等を避けるなど、関係自治体や地域住民の不安を払拭するよう、十分な配慮を行うこと。
- ・米軍機による事故が発生した場合には、当該事故に係る情報を関係自治体へ速やかに提供するとともに、原因を早期に究明し、公表すること。また、実効性ある再発防止策を講じること。
- ・民間航空機の安全と円滑な運航を確保するため、米軍管理となっている空域の航空交通管制業務の見直しを進めること。
- ・米軍機による事故を防止するため、航空機の整備点検、パイロット等の安全教

育や規律保持の徹底、住宅地域及び工場地帯上空での飛行制限並びに夜間連続離着陸訓練の中止等、徹底した安全対策を講じること。

- ・ 事故後の当該機及び同型機の運用再開にあたっては、日米協議を実施すること。また、協議にあたっては、安全性を十分に検証するとともに、地元の意向を尊重すること。

(2) 日米地位協定について

日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること。

(3) 米軍人等による事件・事故防止について

米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組を進めること。

とりわけ米軍人等の事件・事故防止対策などについて協議するために、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」を設置するとともに、平成 29 年 1 月に日米両政府間で締結された軍属に関する補足協定を的確に運用し、事件・事故の防止に向けた取組を進めること。

(4) 基地周辺における措置等について

- ・ 飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。
- ・ 米軍基地に配備されているヘリコプター等の米軍機から発生する低周波音について、周辺住民の健康への影響等が懸念されることから、航空機による低周波音に係る環境基準を策定し、その基準が遵守されるよう措置すること。
- ・ 基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること。
- ・ 平成 27 年 9 月に日米両政府間で締結された環境補足協定については、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供、円滑な立入りや、返還前の早期の立入りの実現など、実効性のある運用を通じて基地内の環境対策の強化が着実に図れるよう努めること。
- ・ 基地対策に関する経費が地元へ転嫁されることによって各地方公共団体の財政の圧迫をもたらさないよう、地方公共団体の意向を踏まえ新たな制度の創設を含め適正な措置を講ずること。

(5) 基地の整理・縮小・返還について

- ・ 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。
- ・ 返還後の基地跡地利用について、国有財産の無償譲渡や無償貸付けなどの積極的な支援措置を講じること。

(6) 重要影響事態安全確保法等について

重要影響事態安全確保法等の運用に当たっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

(7) 在日米軍における新型コロナウイルス感染症防止対策について

日米両国の責任において、引き続き徹底の強化を図り、常に最善の措置を取るよう、緊密に連携して取り組むとともに、関係自治体等への迅速かつ適切な情報提供に努めること。

2 北方領土及び竹島問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島の早期返還及び竹島の領土権の早期確立は、多年にわたる国民の念願であり、その解決の促進を図ること。

3 拉致問題の早期解決について

米国での政権交代は北朝鮮を取り巻く国際環境にも変化をもたらすものである。バイデン大統領は、金正恩委員長が核戦力の縮小に合意しない限り会談は行わないと明言しており、バイデン政権が日本人拉致問題を含めて北朝鮮政策を今後どう打ち出していくのか、北朝鮮の動向とともに注目するところである。

菅総理大臣は、就任直後の国連総会での一般討論演説において、拉致問題の解決に向けて、拉致、核、ミサイルを包括的に解決するため条件を付けずに金正恩委員長に向き合う決意を表明しており、バイデン大統領や各国首脳と相次いで電話会談を行い、日本人拉致問題に対する協力、支援及び支持を要請するなど、国際社会に向けて拉致問題解決への積極的な働きかけを行っている。

一方で、拉致被害者及びそのご家族は高齢となっており、もはや一刻の猶予も許されない。

政府においては、これまでの土台を引継ぎ、引き続き拉致問題を最重要課題として、具体的な成果を出せるよう取り組むこと。

米国、韓国、中国及びロシアを始め関係諸国や国際関係機関等と連携・協調を図りながら、拉致問題の一刻も早い解決に全力を尽くし、拉致被害者及び拉致の可能性を排除できない方々の早期帰国等の実現を図るため、以下の事項について適切な措置を講ずること。

- 北朝鮮への圧力を緩めることなく、同時に新型コロナウイルスや自然災害などによる北朝鮮国内の状況変化を的確に捉え、北朝鮮への直接の働きかけを含め、あらゆる可能性を探りながら一層の外交努力により事態を打開し、一刻も早く拉致被害者等の救出のための協議を行うこと。また、拉致問題が解決しない限り国交正常化や経済支援を行わないとの方針を堅持すること。
- 北朝鮮の「拉致問題は解決済み」との立場を崩すため粘り強い交渉を行い、日朝首脳会談の実現を見据え、目に見える形で具体的な成果を早期に出すこと。
- 米国を始めとする関係諸国に対し、北朝鮮と個別協議を行う際には、引き続き、日本人拉致問題の早期解決について北朝鮮側に働きかけるよう要請すること。
- 行方不明者の情報等を逐次提供するなど、地元自治体との連携を密にとること。

○拉致被害者等の所在地情報等を把握し、有事の際には拉致被害者等の救出及び安全の確保にあらゆる手立てを尽くすとともに、拉致の可能性を排除できない方々について徹底した調査・事実確認を行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。

4 座礁放置された外国船舶の処理等について

座礁放置された外国船舶の処理等については、漁業被害対策や沿岸住民の安全確保、景観保持等の観点から、地元自治体が船体の撤去等を行っている状況にあるため、国の責任として処理する制度を確立すること。

この制度確立までの間に、日本近海を航行する船舶について、地方公共団体が座礁船等の撤去等を行う場合には、撤去等に多額の費用を要するため、P I 保険会社等により補填されない部分について、国の費用負担による支援の充実を図ること。

5 漂着船等に対する万全な対策について

昨今、朝鮮半島からとみられる木造船等が我が国に漂流、漂着する事案が増加しており、乗組員による領土への上陸も確認されてきた。令和2年度に入り、漂流、漂着する事案は大きく減少しているものの、未だ一定数の事案が確認されている。

地方公共団体では、生死に関わらず漂着者や漂着物など、その取扱いや対応に苦慮しているところであり、我が国の領土、領海を保全し、漁業者をはじめ、国民の生命、財産を守るためにも、早急な対策が必要である。

加えて、外国の不審船が容易に領土に接近しうる状況に、沿岸部の住民はもとより、多くの国民が不安を抱えていることから、国において、国民の安全・安心を確保する観点から、以下の事項について早急かつ適切に対処すること。

- (1) 我が国の領土、領海及び排他的経済水域を侵す、領海侵犯や違法操業など、あらゆる行為について毅然とした態度で外交交渉に臨むこと。
- (2) 海上及び沿岸における不審船等の監視、警備体制の強化と漁船などへの注意喚起を行うための連絡体制の整備を図るとともに、外国漁船等の我が国の排他的経済水域を含む周辺海域での違法操業や領海侵犯に対しての取締りを強化し、拿捕を含む実効的な対抗措置を講じること。
- (3) 不審船等に由来する漂着者や漂着物などの取扱いや対応、漂着者が傷病人の場合の救助・搬送及び感染症対策などの対処方法、漂着者の給食、寝具、衣類等に係る経費負担について、明確な見解や指針を早急に示すこと。
- (4) 不審船等に由来する漂着者の対応や漂着物などの処理等の円滑かつ継続的な実施のため、地方負担が発生しないよう、地方公共団体に対する財政的支援を拡充すること。

【道州制関係】

道州制については、自由民主党において基本法案の検討が引き続き行われている。全国知事会では、これまで、平成 25 年 1 月に「道州制に関する基本的考え方」を、平成 25 年 7 月に「道州制の基本法案について」をとりまとめ、その検討に当たっては我々の考えを十分踏まえるよう求めてきた。

現在、我が国は新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、東日本大震災や熊本地震等の大規模災害からの復旧・復興、経済の再生、エネルギー問題、少子高齢時代における持続可能で安定的な社会保障制度の構築、近い将来に発生が懸念されている巨大地震対策など多くの喫緊の課題への対応を迫られている。それだけに今、道州制を議論するというのであれば、基本法案には、道州制の必要性、理念や姿が具体的かつ明確に示されなければならない。その上で、国の出先機関の廃止や中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であることが明記されなければならない。

自由民主党等において統治機構改革という最重要課題について積極的に問題提起されていることは評価するものの、基本法案においてこうした事項が明確にされていない。

については、基本法案の検討に当たっては、以下の内容を十分踏まえること。

1 基本法案において最低限明確に示すべき事項について

基本法案は、以下の点が明記されなければならない。

- (1) 国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿を具体的かつ明確に示さなければならない。
 - ① 現行の都道府県制度の下で地方分権改革を進めた場合と比較した十分な議論を踏まえ、道州制の必要性を示すこと
 - ② 道州制の姿やメリット・デメリット等についての明確なイメージを示すこと
 - ③ 道州制については、国民に十分理解されているとは言い難いので、まずは積極的な情報発信を行い、国民的議論を巻き起こすこと
 - ④ 道州制の根幹部分については、「国と地方の協議の場」をはじめ様々な機会を通じて十分協議し、地方の意見を十分に反映させること
- (2) 道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示さなければならない。
 - ① 国の出先機関の廃止はもちろんのこと、中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること
 - ② 国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙し、その上で、道州はもとより、とりわけ市町村について、どういう役割を担うのか明確に示すこと
- (3) 道州制は、地域間格差を拡大させることなく、国民の幸せの向上につながるものでなければならず、格差是正の仕組みを明確に示さなければならない。
 - ① 道州が財政的に自立し、国民生活のナショナル・ミニマムを維持可能な税財政制度の方向性を示すこと
 - ② 道州間や道州内の基礎自治体間の財政力格差が生じないような財政調整のあ

り方を示すこと

2 基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を行うべき事項について

我が国の閉塞状況を打破するために、地方の活力を伸ばし、地域間格差をなくすための統治機構のあり方について、全国知事会としても十分に議論をする必要性を感じているところである。

基本法案が、制度改革の根幹部分を曖昧にしたものではなく、真に地方分権改革を進めるためのものとなるよう、以下の点を重要課題として提起する。

- (1) 道州の自治立法権と国会の立法権の範囲、併せて国の立法機関のあり方について十分に議論すべきである。
 - ① 道州の自治立法権、国会が引き続き担う立法権限の範囲及びその相互関係の見直しの方向性
 - ② 国会議員の削減数と国会の二院制の見直しの方向性
 - ③ 直接公選制と考えられる道州の首長と国における現行の議院内閣制の関係
- (2) 道州制における基礎自治体のあり方や住民自治を確保するための方策について十分に議論すべきである。
 - ① 道州制における基礎自治体の規模や権能の強化方針とその具体的な手法
 - ② (仮に現行の市町村のままであるなら、) 基礎自治体として十分な権能を発揮するための方策
 - ③ 政令指定都市等の大都市と道州との関係
 - ④ 道州制における住民自治の強化方策
- (3) 道州と国が十分に機能を発揮できる税財源の確保について具体的に議論すべきである。
 - ① 現在、国・地方の歳出約 197 兆円に対し、税収は約 95 兆円(国約 57 兆円、地方約 38 兆円)という状況の中で、道州が十分な税財源を確保するための具体的な方策
 - ② 現在、国は約 1,019 兆円、地方は約 190 兆円の債務を負っているが、道州制の下での債務の削減についての十分な説明

3 道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について

道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させることがあってはならない。これまでの地方分権改革推進委員会の勧告や「地方分権改革の総括と展望」などを踏まえ、国の出先機関の廃止、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実、国の政策決定に地方が参画する仕組みの拡充などの改革を進めるべきである。

- ① 国の出先機関の廃止に向けた大幅な事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの更なる見直しなどを進めること
特に、広域連合の活用を含め、「地方分権改革特区」とも呼べる実証実験的な権限移譲と規制緩和を行う仕組みの制度化を検討すること

- ② 全国で唯一の府県域を越える広域自治体である関西広域連合、九州広域行政機構（仮称）等の取組等について検証を行うとともに、希望する地域に国出先機関を移管すること
- ③ 提案募集方式による地方からの提案について、積極的に検討を行い、できる限り実現を図るとともに、個々の支障事例に拘泥することなく、地方分権改革有識者会議において見直しを行うなど、抜本的改革を図ること
全国知事会が従前より求めている福祉等の分野における「従うべき基準」の速やかな見直しや地域交通に関する事務・権限の移譲等について集中的に議論すること
- ④ 憲法 92 条における「地方自治の本旨」について議論を深めるとともに、国と地方の役割分担の見直し、地方税財源の充実や税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築など、地方自治の確立に資する制度的課題について検討を行うこと
- ⑤ 税源移譲を含め、国と地方の税財源配分の見直しを進めること
また、地方交付税について、臨時財政対策債の廃止や法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより、持続可能な制度として確立するとともに、安定的な財政運営ができるよう地方一般財源を充実すること
- ⑥ 「国と地方の協議の場」について、分野別の分科会を設けるなど、国と地方が実質的に協議を行う仕組みを強化するとともに、地方からの開催申し出に対する応諾義務や協議結果の遵守義務など、制度面のさらなる充実を図ること

《参 考》

項目別担当部一覧

項目	頁	担当部
全国知事会議 宣言		
新型コロナ感染抑制に向けた行動宣言	1	調査第二部
ポストコロナに向けた日本再生宣言 ～DX & GXで誰ひとり取り残さないふるさとを～	2	
政 策 提 案		
1 令和4年度 国の概算要求に向けた提言	3	調査第一部
2 コロナに打ち克ち希望と活力ある地方の実現に向けた提言～地方創生第二幕の処方箋～	12	
3 地方税財源の確保・充実等に関する提言	57	
4 デジタル社会の実現に向けた提言～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化のために～	80	調査第一部・調査第三部
5 脱炭素社会の実現に向けた対策の推進に関する提言	92	調査第三部
6 新型コロナを踏まえた持続可能な医療の確立に向けた提言	95	調査第二部
7 チルドレン・ファースト社会を構築するための緊急提言 ～子どもたちが幸せを感じながら健やかに育つ、未来ある社会を目指して～	99	
8 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言 ～次世代育成支援の抜本強化に向けて～	101	
9 誰ひとり取り残さない社会を目指した提言～困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化に向けて～	105	
10 男女共同参画の推進に関する提言～ポストコロナ時代のジェンダー平等に向けて～	108	
11 夜間中学の設置促進に関する提言	118	調査第三部
12 これからの高等学校教育のあり方に関する提言	121	
13 ウィズコロナ・ポストコロナ時代における産業の振興と基盤の強化に向けた提言	124	
14 国産木材の需要拡大に向けた提言	131	
15 豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止に向けた提言	139	
16 国土強靱化の加速と地方創生回廊及び観光立国の実現提言	143	調査第二部
17 大規模災害への対応力強化に向けた提言～令和2年度に発生した災害の検証を踏まえ～	144	

項 目	頁	担当部
18 災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン	150	調査第二部
19 原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言	192	
20 東日本大震災から 10 年の節目における決意	209	
21 東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるための提言	210	
22 地方分権改革の推進について	223	調査第一部（地方分権改革推進本部）
23 参議院選挙における合区の解消に関する決議	229	調査第一部
政 策 要 望		
農林水産関係	230	調査第三部
商工労働関係	240	
消費生活関係	245	
国土交通関係	246	調査第二部
社会保障関係	255	
文教関係	268	調査第三部
環境関係	276	
エネルギー関係	281	
災害対策・国民保護関係	285	調査第二部
地方行政関係	303	調査第一部・総務部
基地対策・領土問題・拉致問題等関係	306	総務部
道州制関係	310	調査第一部

全 国 知 事 会

〒102-0093

東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 6 階

総 務 部 電話 03-5212-9127

調 査 第 一 部 電話 03-5212-9130

調 査 第 二 部 電話 03-5212-9131

調 査 第 三 部 電話 03-5212-9134

地方分権改革推進本部 電話 03-5212-9206

◆本書に掲載している各提案・要望は、全国知事会のホームページからも
ご覧いただけます。

[http://www.nga.gr.jp/data/activity/request/kunihenoteianyoubou/
teianyoubousyo/20210610.html](http://www.nga.gr.jp/data/activity/request/kunihenoteianyoubou/teianyoubousyo/20210610.html)

